

「令和３年度 学校法人の ガバナンス体制に関する アンケート」報告

大学・短期大学・高等専門学校法人

令和３年 10 月調査

令和４年 9 月



日本私立学校振興・共済事業団

はじめに

直近の厚生労働省の人口動態統計によると、令和3（2021）年の出生数は81万1,604人となり、過去最少を更新しました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、少子化の進展は予想以上に加速しており、私立学校を取り巻く経営環境は大変厳しい状況になっています。こうした中、私立学校が今後も社会からの信頼を得て重要な役割を果たし続けるためには、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善の取り組みを進め、それを社会とステークホルダーに対してより積極的に示し、適切な理解を得ていくことが求められています。

本書は、現行の私立学校法に基づいて進められている各学校法人の取組状況を把握するために令和3年10月に実施した「学校法人のガバナンス体制に関するアンケート」の集計結果とともに、今般の学校法人制度改革の議論も踏まえ、アンケートの結果を分析しまとめたものです。

昭和24年に制定された私立学校法の目的は「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」と規定されています。私立学校制度の根本理念を実現するため、時代の流れとともに望ましい制度の在り方も変化しています。今般の学校法人ガバナンス改革をめぐる一連の議論はそのダイナミズムを象徴しているとも捉えることができるでしょう。本書では、今回のアンケート結果をもとに各学校法人の「現在地」を確認し、今後の学校法人制度改革で各学校法人がどのように取り組んでいくべきか、何らかの示唆を得ることができればと考えています。各学校法人における経営改善の取り組みのなかで、本書が少しでもお役に立てれば幸いです。

アンケートの実施にあたり、学校法人の皆様には、多数の設問項目と複雑な設問内容、多くの記述文への回答にご協力いただき、心から感謝申し上げます。

また、本報告書の刊行にあたり、ご協力いただいた先生方（明比卓委員、大河原遼平委員、白川優治委員、高橋克典委員）に厚く御礼申し上げます。

令和4（2022）年9月

日本私立学校振興・共済事業団

理事 小瀬 孝雄

目 次

頁

はじめに

アンケート報告の利用にあたって《アンケートの概要》	1
---------------------------	---

集計編

A 役員全般・理事	5
-----------	---

【理事長】

1 理事長の選任方法	5
2 理事長の任期	6
3 理事長の解任方法	8
4 理事長の解任事由の規定	9
5 理事長の勤務形態	10
6 理事長の法人内の兼任状況	11
7 理事長の経歴	12
8 理事長のサポート体制	16

【理事（理事長は除く）、役員全般】

9 理事の実人数	17
10 理事の選任方法	23
11 理事の任期	25
12 理事の解任方法	27
13 理事の解任事由の規定	28
14 理事の年齢層	29
15 理事の属性	30
16 常勤理事の職務	31
17 常勤理事の担当職務	32
18 外部理事の経歴	33
19 外部理事に期待する役割	34
20 外部理事の担当職務	35
21 外部理事の活用のための工夫	36
22 常任理事会の設置	37
23 理事会の事前検討機関	40
24 理事会の開催回数	41
25 理事会の議題・報告事項の数	44
26 理事会の時間	52
27 新型コロナウイルス感染症拡大による理事会への影響	54
28 理事会の議事録	55

29	理事会の議事録の評議員会への開示	56
30	理事会における利害関係を有する理事の退席	57
31	役員報酬基準の作成	58
32	役員の善管注意義務や忠実義務	59
33	理事会決議による役員の損害賠償責任の免除に関する規定	60
34	非業務執行理事等と責任限定契約を締結するための規定	61
35	補償契約の締結	63
36	役員賠償責任保険契約の締結	64
37	私立学校法に定めのない役職の設置	65
B 評議員		66
1	評議員の実人数	66
2	評議員の選任方法	69
3	評議員の任期	72
4	評議員の解任方法	74
5	評議員の解任事由の規定	75
6	3号評議員の経歴	76
7	評議員の年間報酬について（支払方法と金額）	77
8	評議員会の開催に関する規定	82
9	評議員会の議長について	84
10	評議員会の開催回数	85
11	評議員会の議題・報告事項の数	86
12	評議員会の時間	88
13	評議員会を有効に機能させるための工夫	89
14	評議員会での議題の取扱い	90
15	評議員のチェック機能	93
16	評議員会の議事録	94
17	評議員による評議員会の招集請求	95
18	評議員による議題の提案	96
19	役員に対する報告の要求	97
C 監事・監査		98
1	監事の実人数	98
2	常勤監事を置かない理由	99
3	監事の選任の際の工夫	100
4	監事の任期	101
5	監事の解任方法	103
6	監事の解任事由の規定	104
7	監事の就任に関する規定	105
8	非常勤監事の出勤日数	106

9 監事の経歴	107
10 監事の年間報酬について（支払方法と金額）	108
11 監査の内容	111
12 監査日数	114
13 内部監査部門	117
14 監事のサポート体制	118
15 独立監査人（会計監査人）の監査	119
16 独立監査人（会計監査人）との連携	120
17 監事・内部監査部門・独立監査人（会計監査人）による連絡会	121
18 監事の理事会への出席	122
19 監事の評議員会への出席	123
20 監事の理事会及び評議員会出席回数	124
21 監事のための会合の場について	125
22 監査結果の報告	126
 D 中期的な計画	 127
1 中期的な計画の策定について- 1	127
2 中期的な計画の策定について- 2	128
3 中期的な計画の内容	130
4 中期的な計画におけるデータ・エビデンスの活用	134
5 中期的な計画の策定部局	135
6 中期的な計画策定にあたってのヒアリング	136
7 中期的な計画を踏まえた事業計画の策定	137
8 中期的な計画の進捗状況の確認	138
9 中期的な計画の内容や進捗状況等の共有	139
10 中期的な計画の実効性の評価	140
 E 情報の公表	 141
1 情報の公表状況	141
2 計算書類の公表に係る工夫	149
3 事業報告書における情報の公表の内容	150
4 ホームページにおける情報の公表	151
5 ホームページ上の公表物について	152
6 役員等の情報の公表と名簿の作成	153
 F ガバナンス・コード	 156
1 ガバナンス・コードへの対応	156
2 ガバナンス・コードの遵守状況の確認	157
3 ガバナンス・コードの遵守状況の共有	158
4 ガバナンス・コードの遵守状況の公表	159

G その他	160
1 内部通報について	160
2 役員等への研修	162
3 学校法人の現在の課題	165

分析編

1. 分析にあたって	169
(1) 分析の枠組み	169
(2) 分析の手法	169
(3) 基礎データの整理	169
2. 分析結果	171
(1) 理事・理事会について	171
(2) 評議員・評議員会について	177
(3) 監事・監査について	181
(4) その他について	185
3. まとめと考察	189

アンケート報告の利用にあたって 《アンケートの概要》

1. アンケートの目的

学校法人及び私立学校の管理運営等の現状を調査し、学校法人制度の課題や各学校法人の経営力向上に関する国の企画・立案に必要な情報の収集・分析等を行うことにより、得られた成果を学校法人制度の在り方の検討及び私学助成を通じた私立学校への効率的・効果的な支援等に繋げることを目的とする。

（令和3年度学校法人ガバナンス改革推進事業の一部として実施）

2. 調査内容

A：役員全般・理事 B：評議員 C：監事・監査 D：中期的な計画
E：情報の公表 F：ガバナンス・コード G：その他

3. アンケートの対象及び回答数

区分	対象法人数	回答法人数	回答率
大学法人	569	532	93.5%
短期大学法人・高等専門学校法人	96	90	93.8%
合計	665	622	93.5%

※大学法人…大学を設置している学校法人

※短期大学法人…大学法人以外で短期大学を設置している学校法人

※高等専門学校法人…大学法人、短期大学法人以外で高等専門学校を設置している学校法人

4. アンケート期日

令和3年10月20日～12月10日

5. アンケート方法

依頼、配布、回収とも事業団電子窓口にて実施

6. 集計方法

- ・ 該当項目を1つ選ぶ設問
各項目の該当数／各項目の回答数の合計×100
- ・ 該当項目を全て選ぶ設問
各項目の該当数／各設問に該当する法人数×100
- ・ 人数、金額等を回答する設問
平均または一定規模ごとで区分した該当数を集計

※算出された比率は原則グラフ上に掲載しているが、比率の低い場合など省略しているものがある。

※以下の理由により、各区分の合計が100%にならないことがある。

- ・ 複数回答可の項目
- ・ 小数点第2位の四捨五入

7. 本報告書の構成

各学校法人の参考に資するよう、「集計編」と「分析編」の2部構成とした。

「集計編」においては、アンケートの集計結果についてグラフを付して取りまとめた。

また、「分析編」においては、アンケート集計結果をもとにクロス集計や経年比較等を行った（分析の枠組み・手法については後述）。

8. その他

- ・ 本報告書では次ページ以降、短期大学法人と高等専門学校法人をまとめて、「短大・高専法人」として記載。
- ・ 本報告書（「集計編」）においては、各設問のうち自由記述の回答内容について非公表としている。
- ・ 本報告書における法律の規定は、令和3年10月現在のもの。

集計編

- A 役員全般・理事
- B 評議員
- C 監事・監査
- D 中期的な計画
- E 情報の公表
- F ガバナンス・コード
- G その他

A 役員全般・理事

【理事長】

A 1 理事長の選任方法

貴法人の私立学校法第35条第2項（※）に定める理事長の選任方法について、寄附行為においてどのように規定していますか。
（１）の項目の中から、該当する項目を１つご選択ください。
また、選任方法について、寄附行為とは別に細則等を規定していますか。（２）の項目の中から、該当する項目をご選択ください。

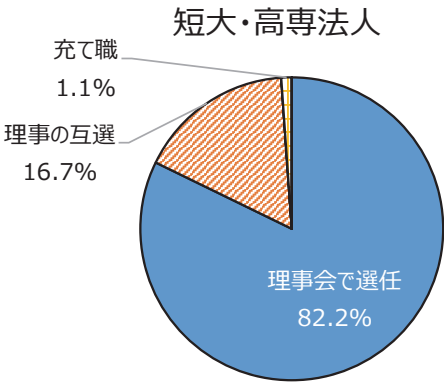
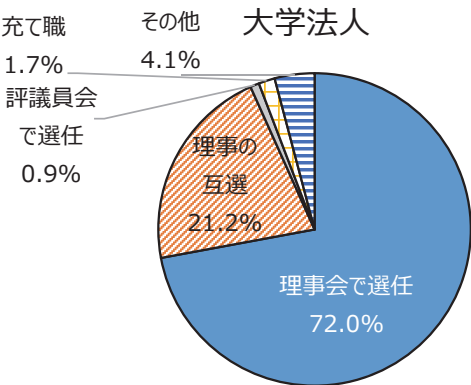
※第35条第2項 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

（１）理事長の選任方法は、「理事会で選任」が最も多く、大学法人は72.0%、短大・高専法人は82.2%である。
（２）理事長の選任方法に係る細則等について、大学法人は15.8%、短大・高専法人は4.4%が規定している。

（１）理事長の選任方法

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	理事会で選任	383	72.0%	74	82.2%	457	73.5%
2	理事の互選	113	21.2%	15	16.7%	128	20.6%
3	評議員会で選任	5	0.9%	0	0.0%	5	0.8%
4	充て職	9	1.7%	1	1.1%	10	1.6%
5	その他	22	4.1%	0	0.0%	22	3.5%
集計法人数		532		90		622	

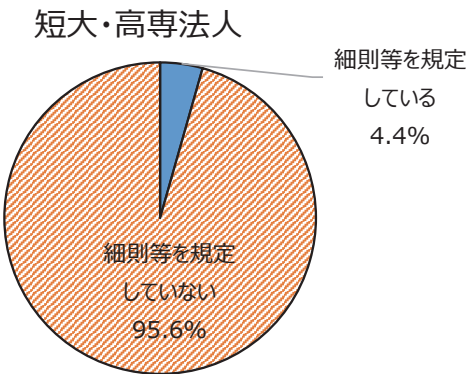
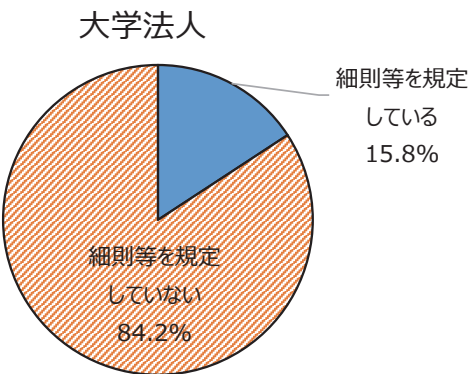
理事長の選任方法



（２）選任方法に係る細則等の有無

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	細則等を規定している	84	15.8%	4	4.4%	88	14.1%
2	細則等を規定していない	448	84.2%	86	95.6%	534	85.9%
集計法人数		532		90		622	

選任方法に係る細則等の有無



■ A 2 理事長の任期

貴法人の理事長の任期について、該当する年数をご選択ください。また、理事長の再任回数の上限を規定している場合は、該当する回数をご選択ください。

さらに、貴法人の現理事長の在任状況をご選択ください。

加えて、理事長の任期を理事とは別に規定しているかどうかご回答ください。

【理事長の任期】 大学法人は「4年」が最も多く35.0%、短大・高専法人は「規定なし」が最も多く34.4%である。

【理事長の再任回数の上限】「規定なし」が最も多く、大学法人は92.1%、短大・高専法人は100.0%である。

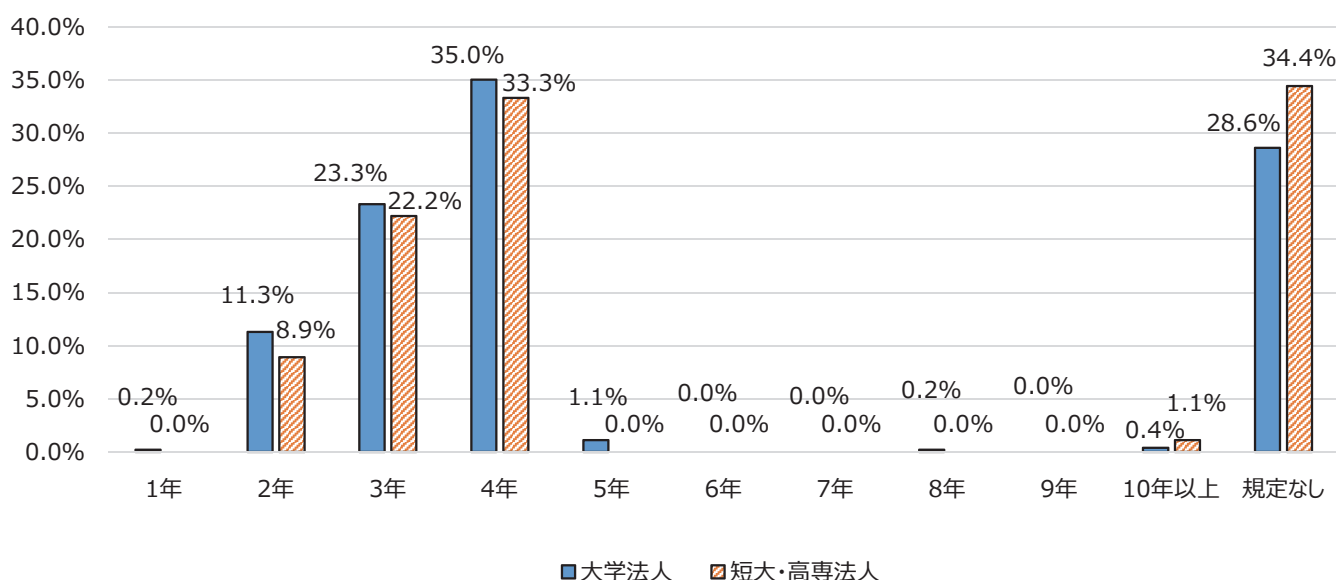
【理事長の在任状況】 大学法人は「1期目」が最も多く20.3%、短大・高専法人は「規定なし」が最も多く27.8%である。

【理事と別に規定】 大学法人は7.5%、短大・高専法人は3.3%が理事とは別に理事長の任期を規定している。

<規程上の理事長の任期>

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1年	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
2年	60	11.3%	8	8.9%	68	10.9%
3年	124	23.3%	20	22.2%	144	23.2%
4年	186	35.0%	30	33.3%	216	34.7%
5年	6	1.1%	0	0.0%	6	1.0%
6年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8年	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
9年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
10年以上	2	0.4%	1	1.1%	3	0.5%
規定なし	152	28.6%	31	34.4%	183	29.4%
集計法人数	532		90		622	

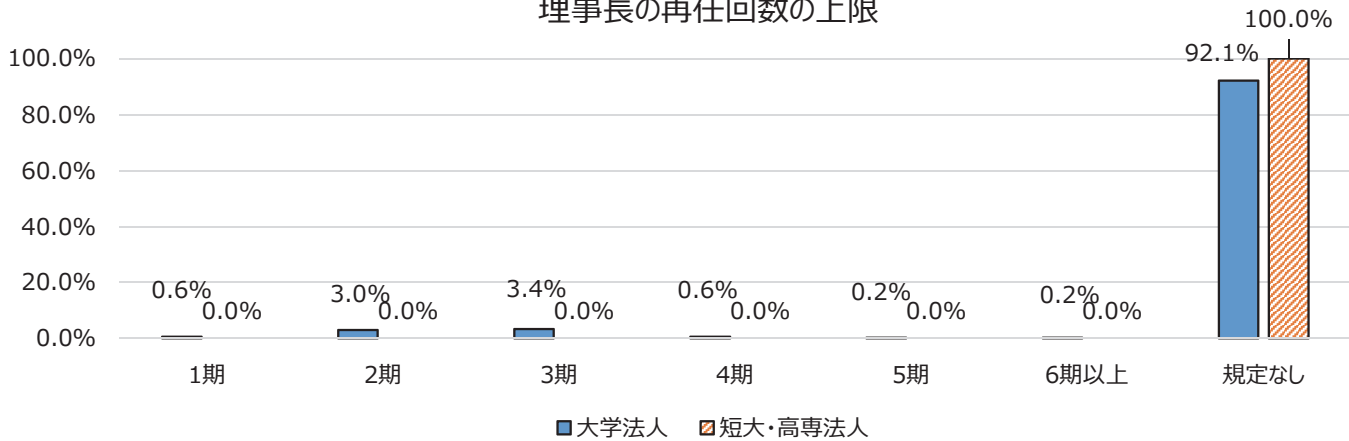
理事長の任期



<規程上の理事長の再任回数の上限>

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1期	3	0.6%	0	0.0%	3	0.5%
2期	16	3.0%	0	0.0%	16	2.6%
3期	18	3.4%	0	0.0%	18	2.9%
4期	3	0.6%	0	0.0%	3	0.5%
5期	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
6期以上	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
規定なし	490	92.1%	90	100.0%	580	93.2%
集計法人数	532		90		622	

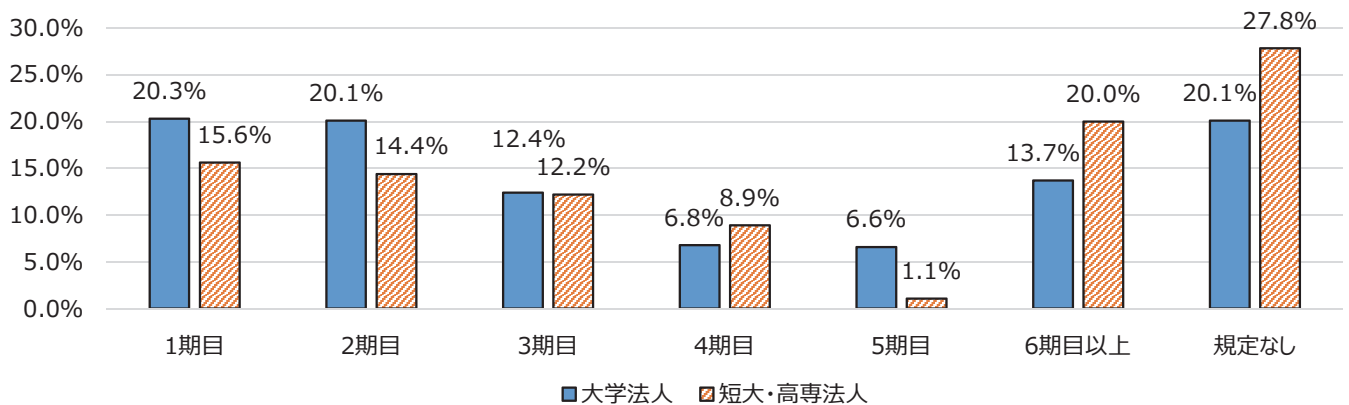
理事長の再任回数の上限



<理事長の在任状況>

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1期目	108	20.3%	14	15.6%	122	19.6%
2期目	107	20.1%	13	14.4%	120	19.3%
3期目	66	12.4%	11	12.2%	77	12.4%
4期目	36	6.8%	8	8.9%	44	7.1%
5期目	35	6.6%	1	1.1%	36	5.8%
6期目以上	73	13.7%	18	20.0%	91	14.6%
規定なし	107	20.1%	25	27.8%	132	21.2%
集計法人数	532		90		622	

理事長の在任状況



<理事と別に規定>

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
別に規定している	40	7.5%	3	3.3%	43	6.9%
集計法人数	532		90		622	

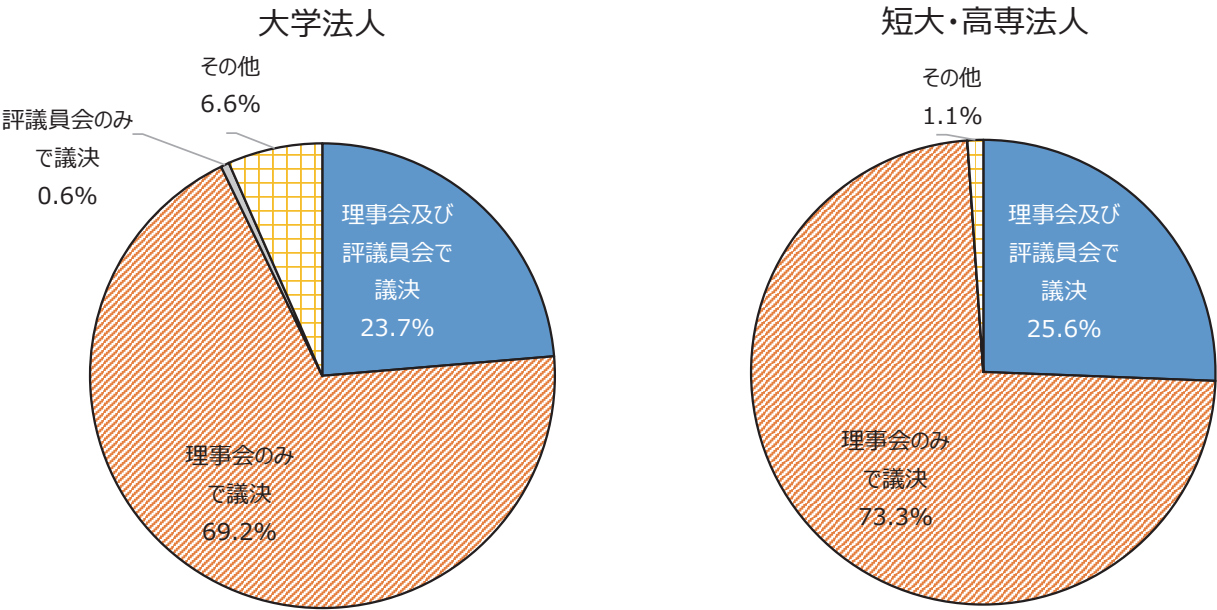
■ A 3 理事長の解任方法

貴法人の理事長の解任方法について、寄附行為においてどのように規定していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

理事長の解任方法は、「理事会のみで議決」が最も多く、大学法人は69.2%、短大・高専法人は73.3%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	理事会及び評議員会で議決	126	23.7%	23	25.6%	149	24.0%
2	理事会のみで議決	368	69.2%	66	73.3%	434	69.8%
3	評議員会のみで議決	3	0.6%	0	0.0%	3	0.5%
4	その他	35	6.6%	1	1.1%	36	5.8%
	集計法人数	532		90		622	

理事長の解任方法



■ A 4 理事長の解任事由の規定

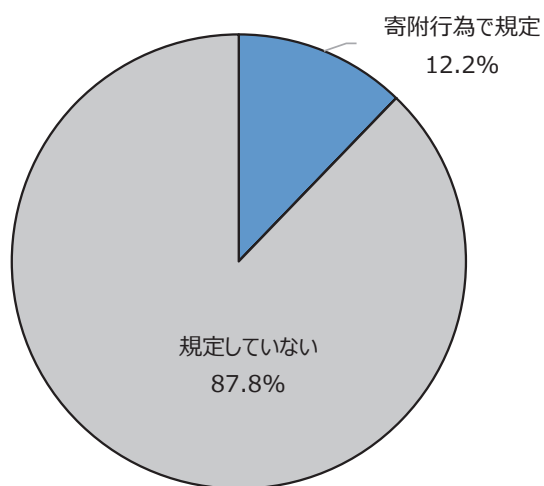
貴法人では、理事長の解任事由（「法令の規定又は寄附行為に著しく違反したとき」等）を理事とは別に規定していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

大学法人は12.2%、短大・高専法人は22.2%が、理事長の解任事由を理事とは別に寄附行為で規定している。

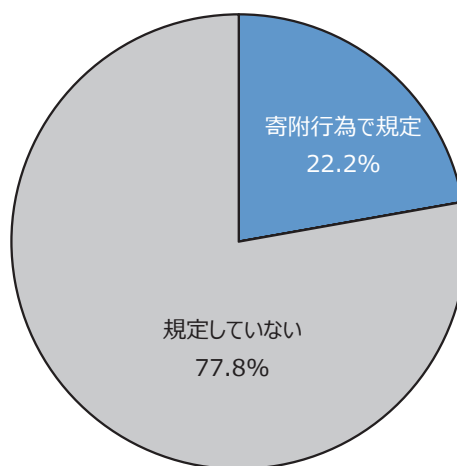
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	寄附行為で規定している	65	12.2%	20	22.2%	85	13.7%
2	寄附行為以外で規定している	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3	特に規定していない	467	87.8%	70	77.8%	537	86.3%
	集計法人数	532		90		622	

理事長の解任事由の規定

大学法人



短大・高専法人



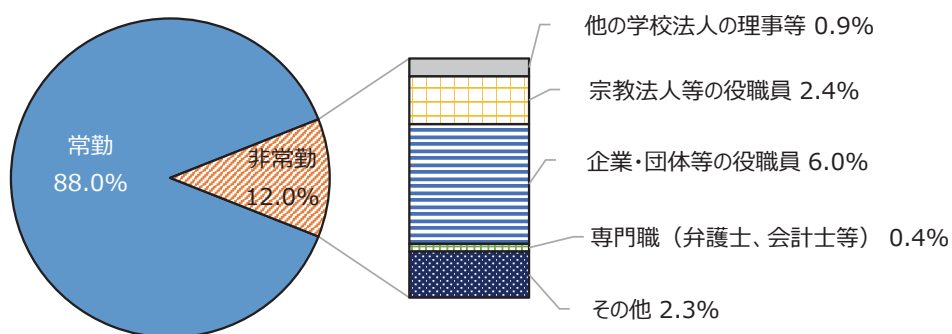
■ A 5 理事長の勤務形態

貴法人の理事長の勤務形態について、下記項目の中から、該当する項目をご選択ください。（貴法人における勤務が本務となる場合には「1.常勤」とします。）また、「2.非常勤」に該当する場合は、「a～e」のうち、該当する本務の職を1つご選択ください。

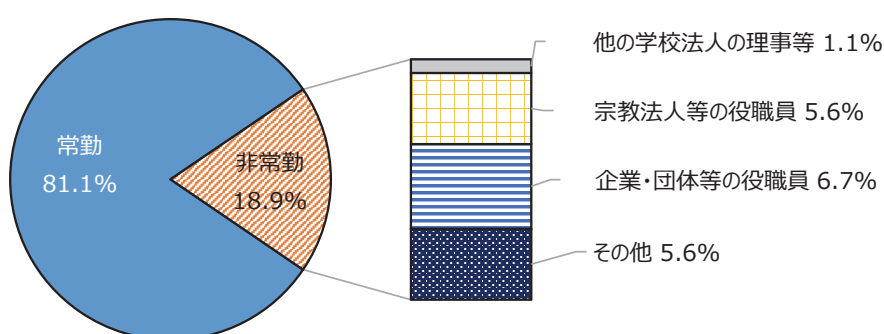
理事長の勤務形態は、大学法人は88.0%、短大・高専法人は81.1%が「常勤」である。非常勤の場合、大学法人、短大・高専法人ともに「企業・団体等の役職員」が最も多い。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	常勤	468	88.0%	73	81.1%	541	87.0%
2	非常勤	64	12.0%	17	18.9%	81	13.0%
	a 他の学校法人の理事等	5	0.9%	1	1.1%	6	1.0%
	b 宗教法人等の役職員	13	2.4%	5	5.6%	18	2.9%
	c 企業・団体等の役職員	32	6.0%	6	6.7%	38	6.1%
	d 専門職（弁護士、会計士等）	2	0.4%	0	0.0%	2	0.3%
	e その他	12	2.3%	5	5.6%	17	2.7%
	集計法人数	532		90		622	

理事長の勤務形態【大学法人】



理事長の勤務形態【短大・高専法人】



■ A 6 理事長の法人内の兼任状況

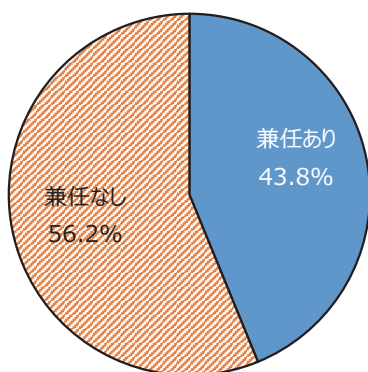
貴法人の理事長は法人内の他の職務と兼任していますか。下記項目の中から、該当する項目をご選択ください。「1.法人内の他の職務と兼任している」に該当する場合は、「a～c」のうち、該当する項目を全てご選択ください。

大学法人は43.8%、短大・高専法人は53.3%の理事長が法人内の他の職務と兼任している。兼任している職務は、大学法人、短大・高専法人ともに「学長（高専法人においては校長）」が最も多い。

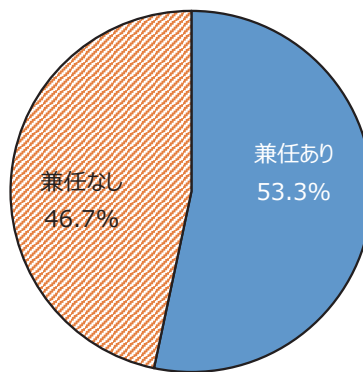
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	法人内の他の職務と兼任している	233	43.8%	48	53.3%	281	45.2%
	a 大学、短期大学又は高等専門学校 ¹ の学長（高等専門学校においては校長）との兼任	117	22.0%	21	23.3%	138	22.2%
	b 大学、短期大学又は高等専門学校以外の設置校の長（校長、園長等）との兼任	43	8.1%	15	16.7%	58	9.3%
	c その他	100	18.8%	18	20.0%	118	19.0%
2	法人内の他の職務とは兼任していない	299	56.2%	42	46.7%	341	54.8%
	集計法人数	532		90		622	

理事長の法人内の兼任の有無

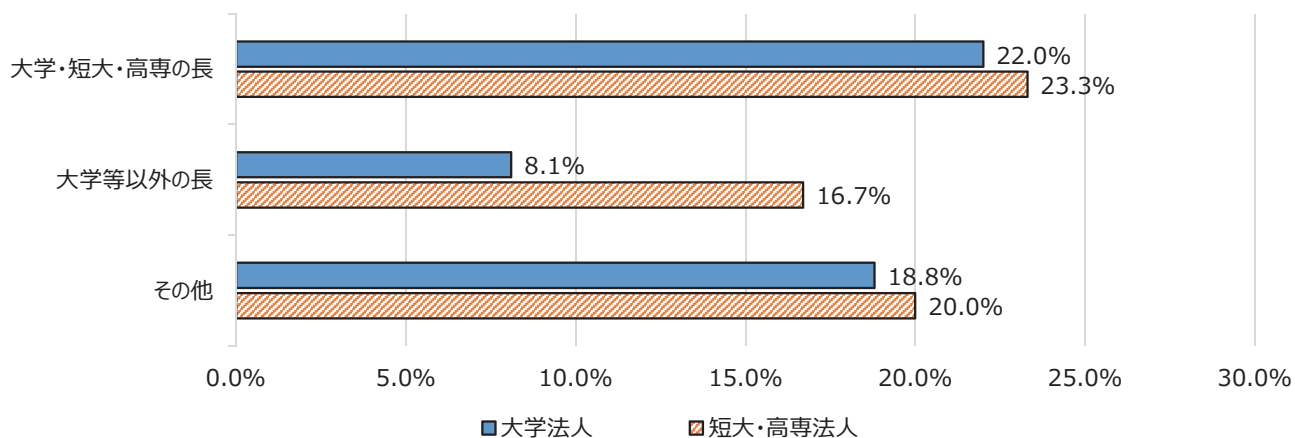
大学法人



短大・高専法人



兼任する役職



■ A 7 理事長の経歴

貴法人の理事長について、性別、年齢、自法人の創設者またはその親族（民法第725条（※）の範囲をいう。）の該当の有無について（１）からご選択ください。

また、（２）において理事長のこれまでの経歴について、主要な経歴（選任において最も重視した経歴）とそれ以外の経歴をご選択ください。

※第725条 次に掲げる者は、親族とする。

- 一 六親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族

【性別】 大学法人の理事長は「男性」が90.8%、「女性」が9.2%、短大・高専法人の理事長は「男性」が85.6%、「女性」が14.4%である。

【年齢層】 「70歳代」の理事長が最も多く、大学法人は45.7%、短大・高専法人は43.3%である。

【創設者・親族】 大学法人は38.0%、短大・高専法人は50.0%の理事長が自法人の創設者または親族に該当する。

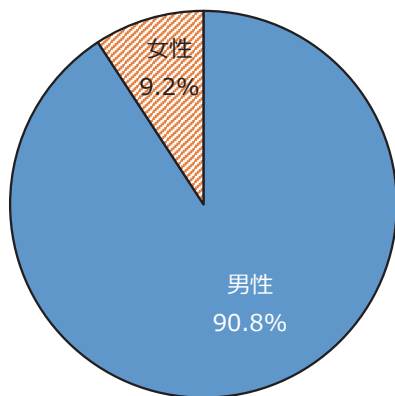
【理事長の経歴】（主要な経歴）「自法人の教員」が最も多く、大学法人は33.6%、短大・高専法人は37.8%である。
（その他の経歴）「自法人の教員」が最も多く、大学法人は11.7%、短大・高専法人は11.1%である。

（１）- 1 性別

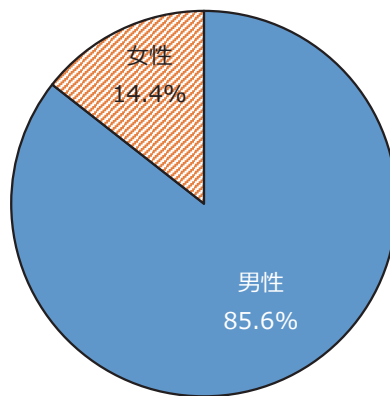
項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
男性	483	90.8%	77	85.6%	560	90.0%
女性	49	9.2%	13	14.4%	62	10.0%
集計法人数	532		90		622	

理事長の性別

大学法人



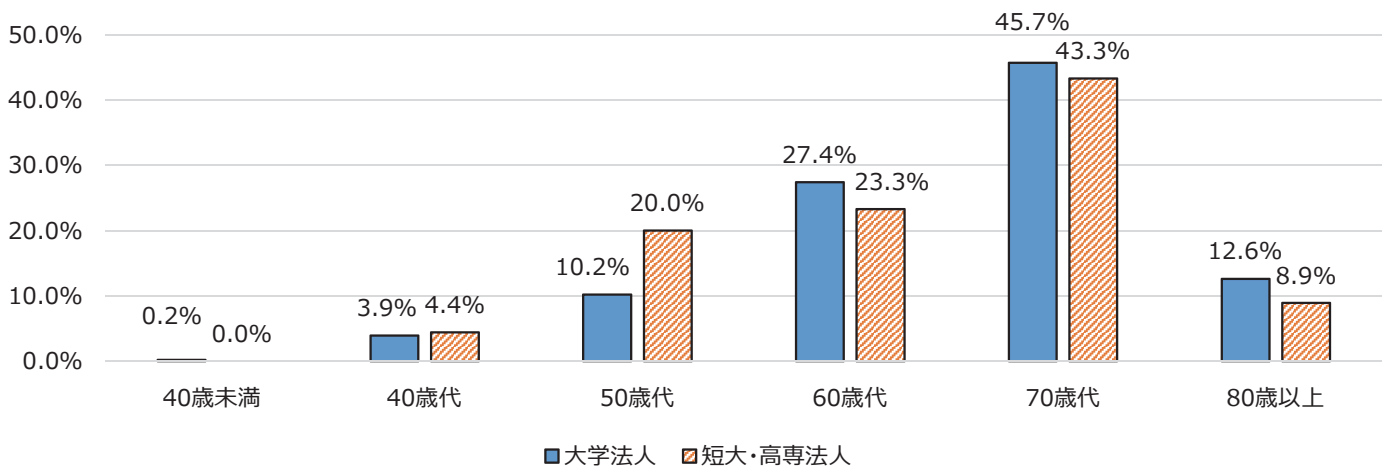
短大・高専法人



(1) -2 年齢

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
40歳未満	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
40歳代	21	3.9%	4	4.4%	25	4.0%
50歳代	54	10.2%	18	20.0%	72	11.6%
60歳代	146	27.4%	21	23.3%	167	26.8%
70歳代	243	45.7%	39	43.3%	282	45.3%
80歳以上	67	12.6%	8	8.9%	75	12.1%
集計法人数	532		90		622	

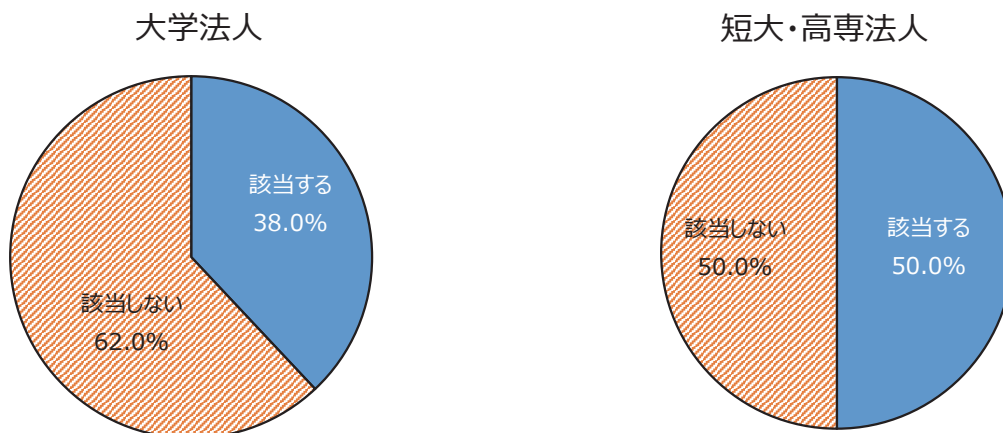
理事長の年齢層



(1) -3 創設者または親族

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
該当する	202	38.0%	45	50.0%	247	39.7%
該当しない	330	62.0%	45	50.0%	375	60.3%
集計法人数	532		90		622	

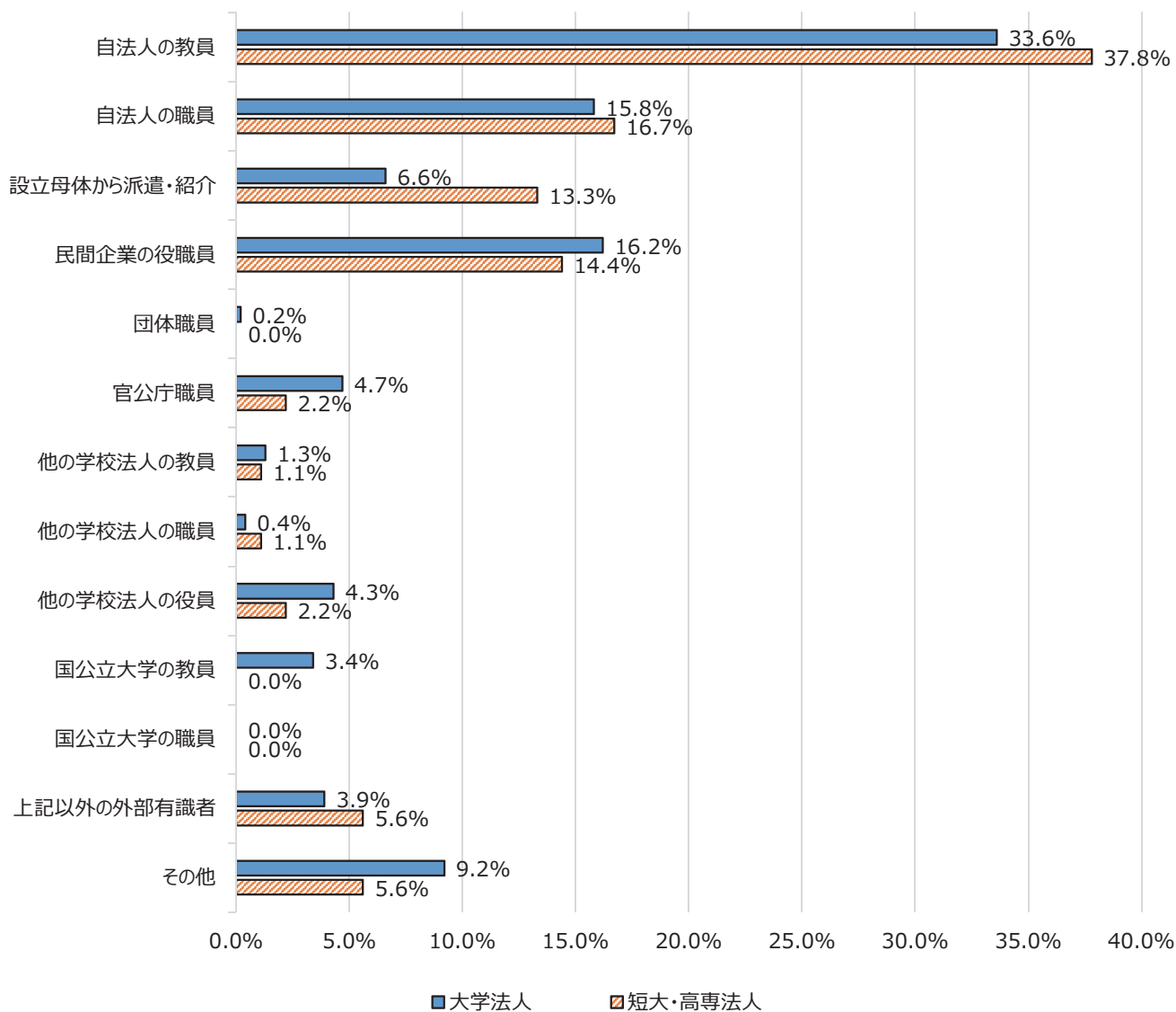
自法人の創設者またはその親族



(2) -1 理事長の経歴（主要な経歴）

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	自法人の教員	179	33.6%	34	37.8%	213	34.2%
2	自法人の職員	84	15.8%	15	16.7%	99	15.9%
3	自法人の設立母体（宗教法人、自治体等）から派遣・紹介された者	35	6.6%	12	13.3%	47	7.6%
4	民間企業の役職員	86	16.2%	13	14.4%	99	15.9%
5	団体職員	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
6	官公庁職員	25	4.7%	2	2.2%	27	4.3%
7	他の学校法人の教員	7	1.3%	1	1.1%	8	1.3%
8	他の学校法人の職員	2	0.4%	1	1.1%	3	0.5%
9	他の学校法人の役員	23	4.3%	2	2.2%	25	4.0%
10	国公立大学の教員	18	3.4%	0	0.0%	18	2.9%
11	国公立大学の職員	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
12	上記4～11以外の外部有識者	21	3.9%	5	5.6%	26	4.2%
13	その他	49	9.2%	5	5.6%	54	8.7%
	集計法人数	532		90		622	

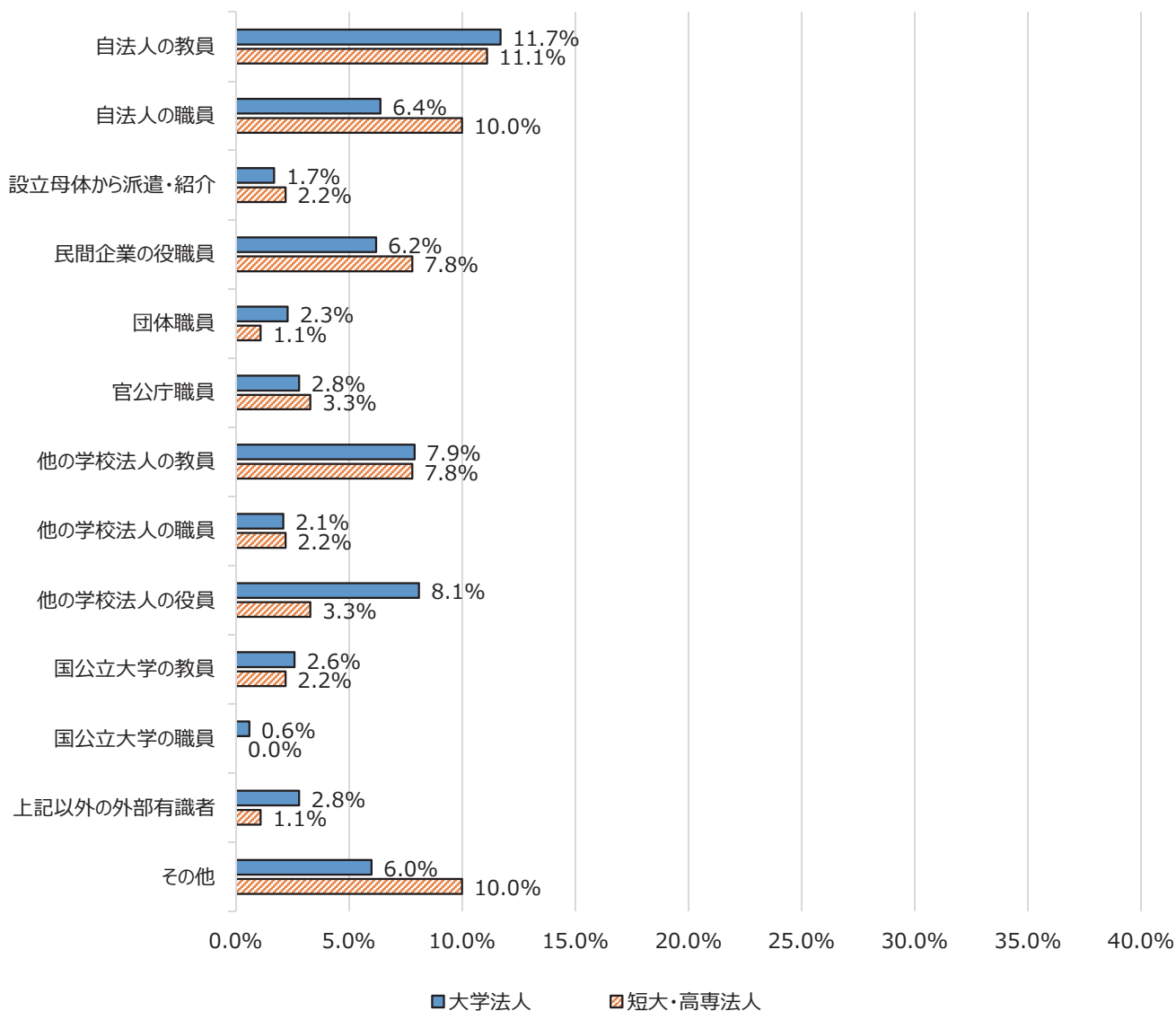
理事長の経歴（主要な経歴）



(2) -2 理事長の経歴（その他の経歴）

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	自法人の教員	62	11.7%	10	11.1%	72	11.6%
2	自法人の職員	34	6.4%	9	10.0%	43	6.9%
3	自法人の設立母体（宗教法人、自治体等）から派遣・紹介された者	9	1.7%	2	2.2%	11	1.8%
4	民間企業の役職員	33	6.2%	7	7.8%	40	6.4%
5	団体職員	12	2.3%	1	1.1%	13	2.1%
6	官公庁職員	15	2.8%	3	3.3%	18	2.9%
7	他の学校法人の教員	42	7.9%	7	7.8%	49	7.9%
8	他の学校法人の職員	11	2.1%	2	2.2%	13	2.1%
9	他の学校法人の役員	43	8.1%	3	3.3%	46	7.4%
10	国公立大学の教員	14	2.6%	2	2.2%	16	2.6%
11	国公立大学の職員	3	0.6%	0	0.0%	3	0.5%
12	上記4～11以外の外部有識者	15	2.8%	1	1.1%	16	2.6%
13	その他	32	6.0%	9	10.0%	41	6.6%
	集計法人数	532		90		622	

理事長の経歴（その他の経歴）



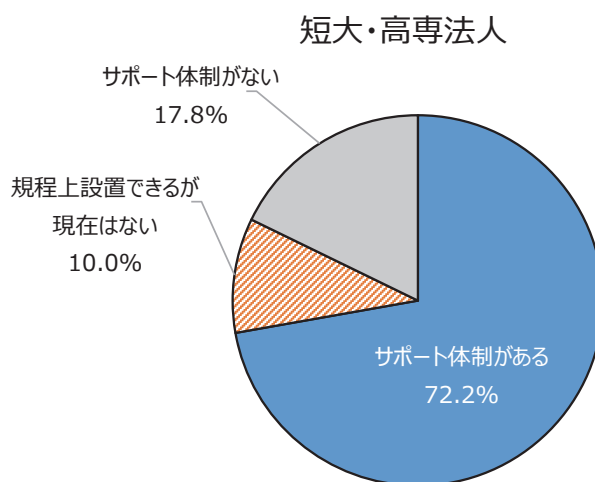
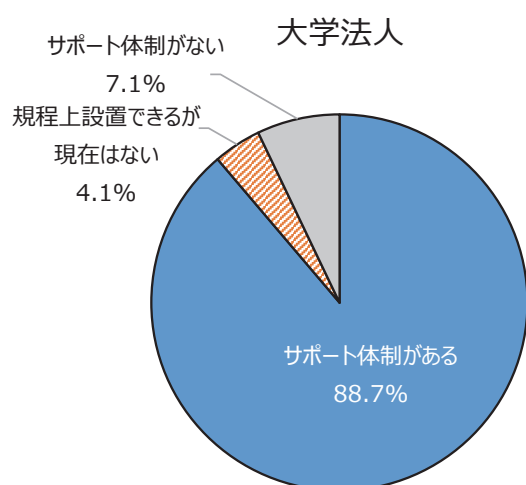
■ A 8 理事長のサポート体制

貴法人では、理事長のサポート体制について、常設しているものはありますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。
「1. サポートする体制がある」に該当する場合は、「a～e」のうち、該当する項目を全てご選択ください。

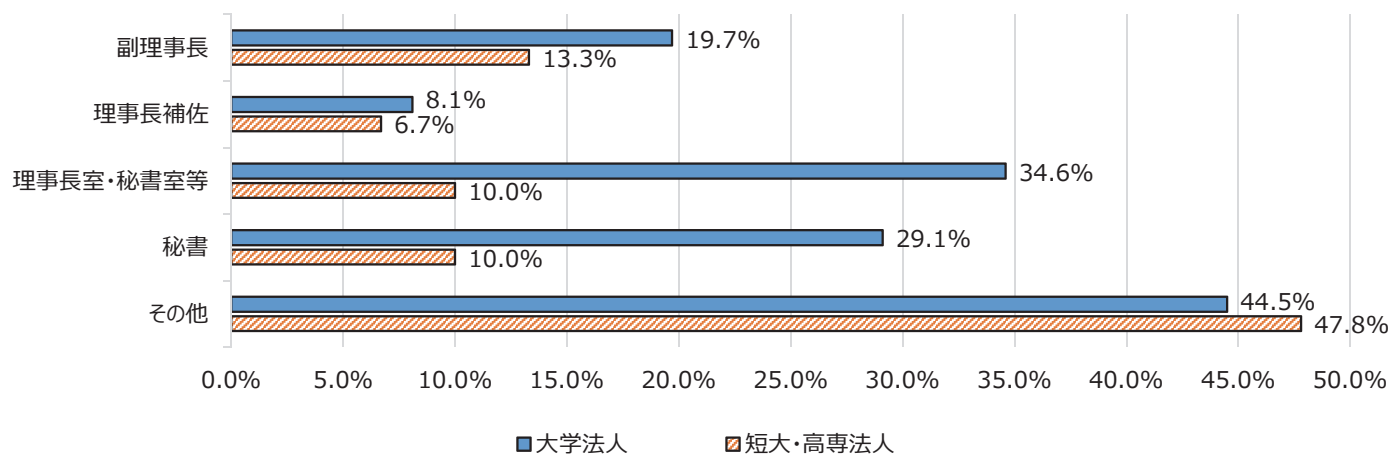
大学法人は88.7%、短大・高専法人は72.2%が理事長のサポート体制を常設している。体制としては、「その他」を除くと、大学法人は「理事長室・秘書室等」、短大・高専法人は「副理事長」が最も多い。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	サポートする体制がある	472	88.7%	65	72.2%	537	86.3%
	a 副理事長	105	19.7%	12	13.3%	117	18.8%
	b 理事長補佐	43	8.1%	6	6.7%	49	7.9%
	c 理事長室・秘書室等	184	34.6%	9	10.0%	193	31.0%
	d 秘書	155	29.1%	9	10.0%	164	26.4%
	e その他	237	44.5%	43	47.8%	280	45.0%
2	規程上設置できる形になっているが、現在該当する体制はない	22	4.1%	9	10.0%	31	5.0%
3	サポートする体制がない	38	7.1%	16	17.8%	54	8.7%
集計法人数		532		90		622	

理事長のサポート体制の有無



サポートする体制



【理事（理事長は除く）、役員全般】

■ A 9 理事の実人数

貴法人における常勤理事及び非常勤理事について、それぞれ実人数を（１）にご回答ください。（貴法人における勤務が本務となる場合には「常勤理事」とします。）

また、私立学校法第38条第1項第1号から第3号（※）の各号に該当する理事について、それぞれ実人数を（２）にご回答ください。さらに、私立学校法第38条第5項（※）に定める外部理事の実人数、外部理事のうち常勤理事の実人数及び過去に貴法人の役職員であった外部理事の実人数をそれぞれ（３）にご回答ください。なお、理事長は人数から除いてください。

※第38条第1項 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む。以下同じ。）
- 二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（寄附行為をもって定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。）
- 三 前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

※第38条第5項 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

【大学法人】

- （１）1法人あたりの理事（理事長を除く）の平均人数は10.4人である。そのうち非常勤理事は4.8人である。また、人数の分布状況で多いのは、常勤理事、非常勤理事ともに3～4人である。
- （２）各号別の1法人あたりの理事の平均人数は、1号理事が1.7人、2号理事が3.4人、3号理事が5.2人である。
- （３）1法人あたりの外部理事の平均人数は4.7人である。そのうち常勤理事は0.2人、過去に自法人の役職員であった外部理事は0.5人である。また、外部理事の人数の分布状況で多いのは、2人である。

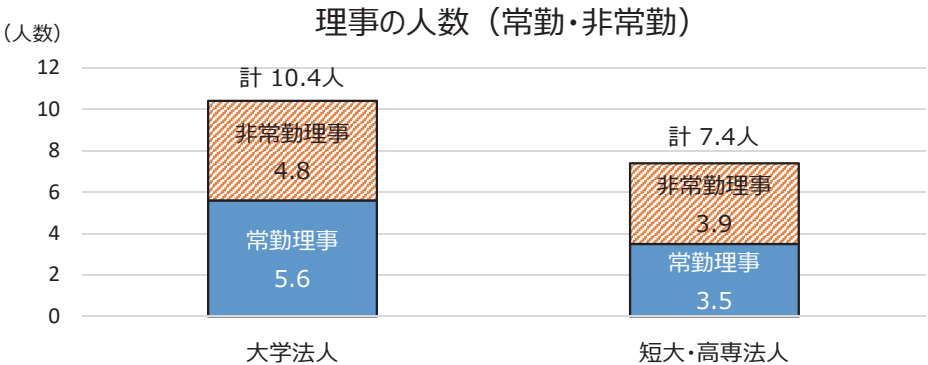
【短大・高専法人】

- （１）1法人あたりの理事（理事長を除く）の平均人数は7.4人である。そのうち非常勤理事は3.9人である。また、人数の分布状況で多いのは、常勤理事、非常勤理事ともに3人である。
- （２）各号別の1法人あたりの理事の平均人数は、1号理事が1.6人、2号理事が2.4人、3号理事が3.5人である。
- （３）1法人あたりの外部理事の平均人数は3.8人である。そのうち常勤理事は0.2人、過去に自法人の役職員であった外部理事は0.4人である。また、外部理事の人数の分布状況で多いのは、2人である。

（１）理事の実人数

< 1法人あたりの人数（平均） >

項 目		大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均
常勤理事	男	2,621	4.9	239	2.7	2,860	4.6
	女	383	0.7	72	0.8	455	0.7
	小計	3,004	5.6	311	3.5	3,315	5.3
非常勤理事	男	2,155	4.1	292	3.2	2,447	3.9
	女	377	0.7	60	0.7	437	0.7
	小計	2,532	4.8	352	3.9	2,884	4.6
理事総計		5,536	10.4	663	7.4	6,199	10.0
集計法人数		532		90		622	

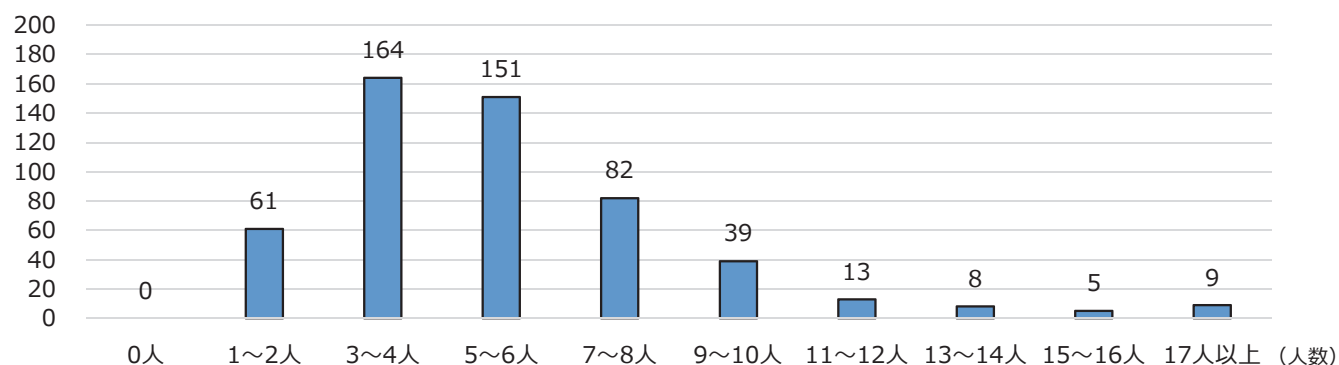


【人数の分布状況】

項目	大 学 法 人										
	0人	1～2人	3～4人	5～6人	7～8人	9～10人	11～12人	13～14人	15～16人	17人以上	合計
常勤理事	0	61	164	151	82	39	13	8	5	9	532
非常勤理事	1	81	199	147	67	24	9	1	2	1	532

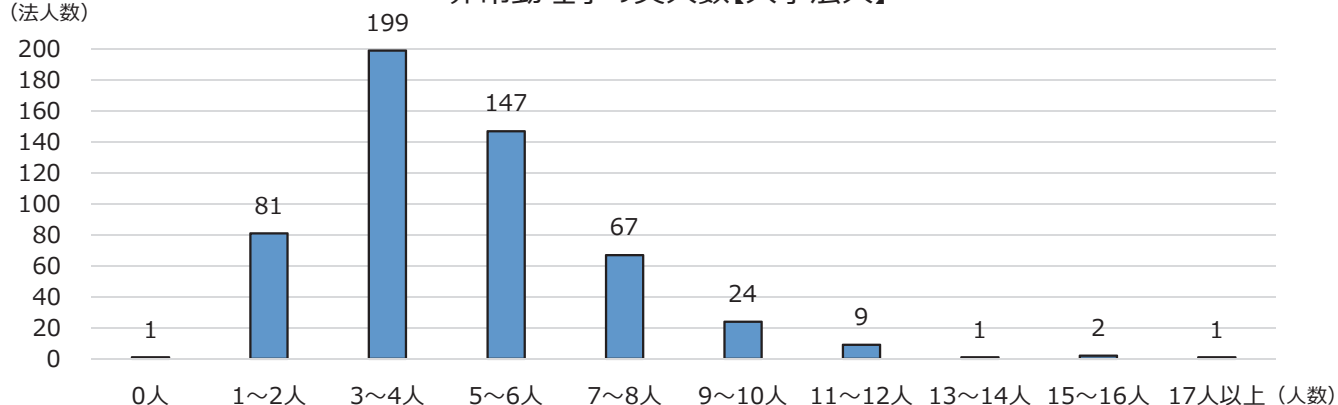
(法人数)

常勤理事の実人数【大学法人】

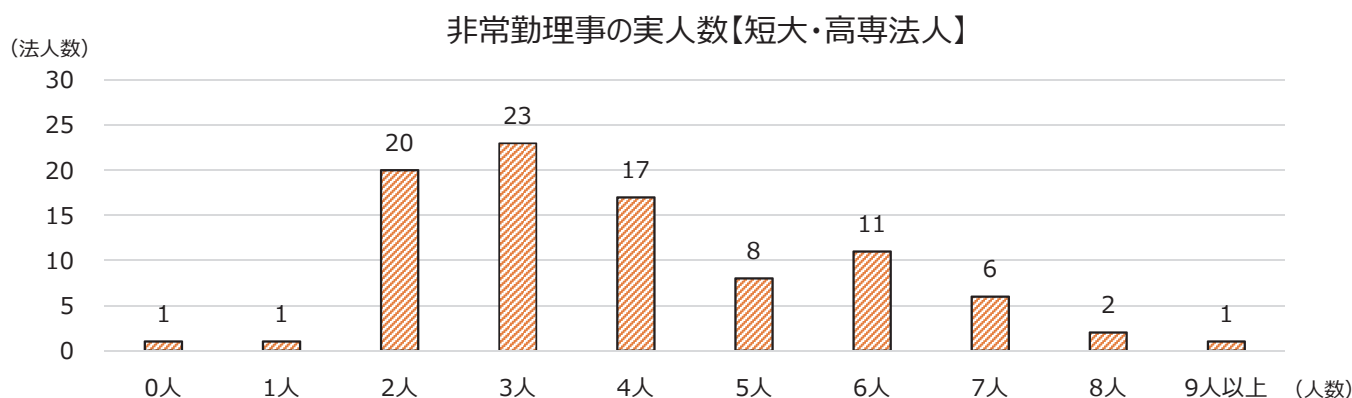
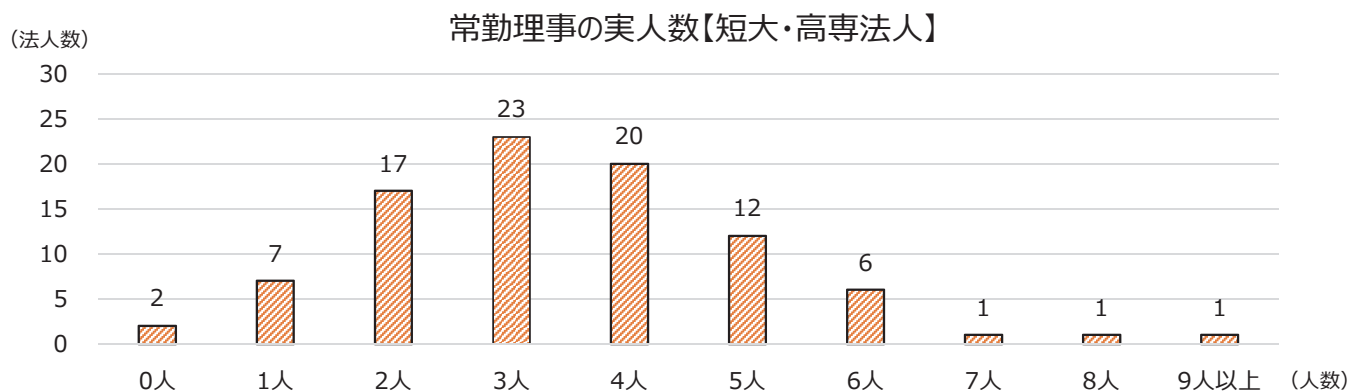


(法人数)

非常勤理事の実人数【大学法人】

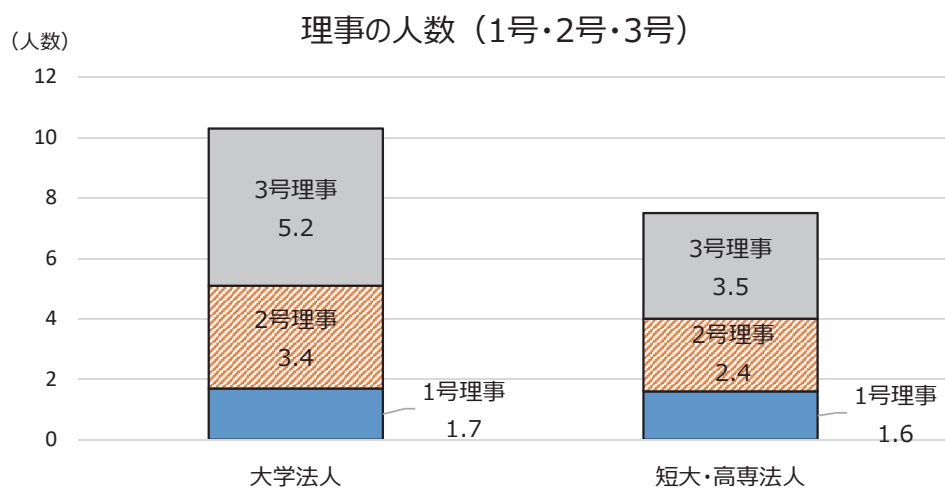


項目 \ 人数	短大・高専法人										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人以上	合計
常勤理事	2	7	17	23	20	12	6	1	1	1	90
非常勤理事	1	1	20	23	17	8	11	6	2	1	90



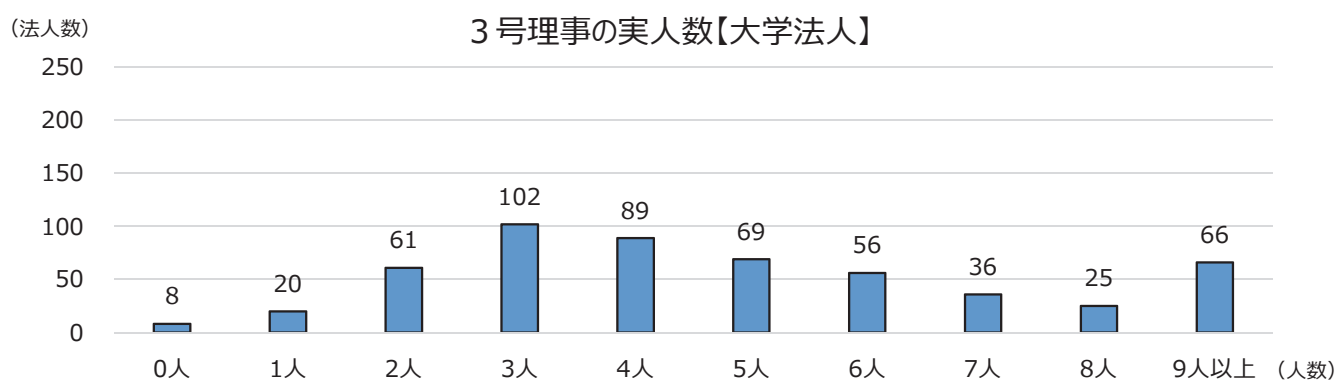
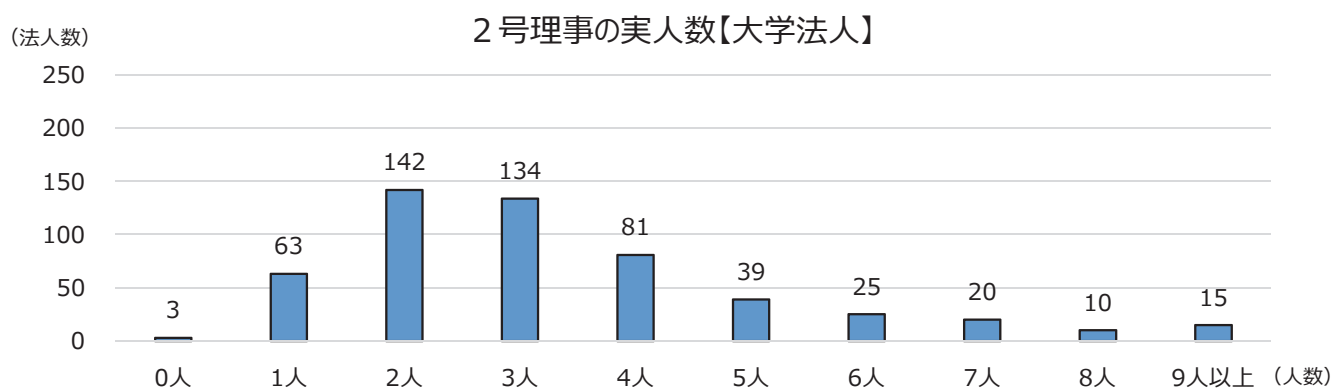
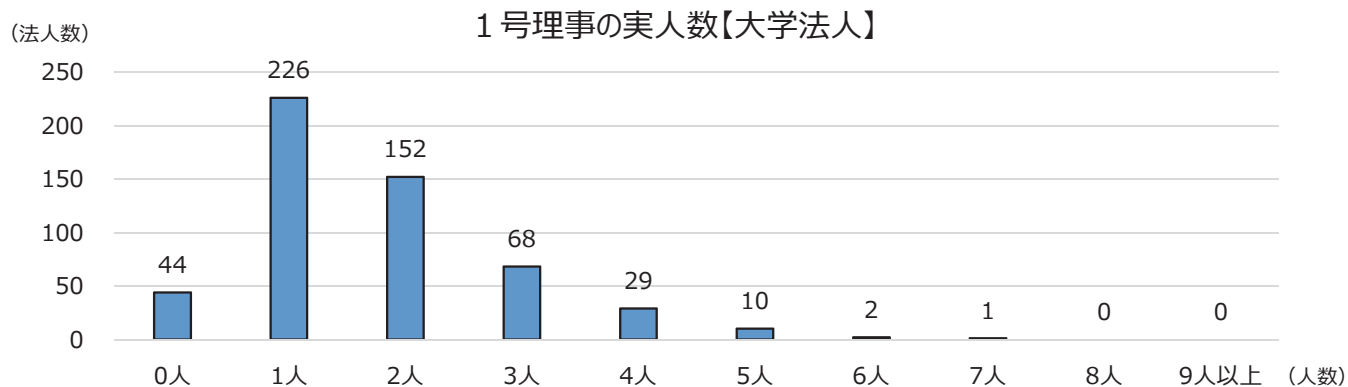
(2) 各号別の実人数

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均
1号理事 (校長・学長)	919	1.7	142	1.6	1,061	1.7
2号理事 (評議員)	1,830	3.4	217	2.4	2,047	3.3
3号理事 (寄附行為)	2,748	5.2	315	3.5	3,063	4.9
集計法人数	532		90		622	

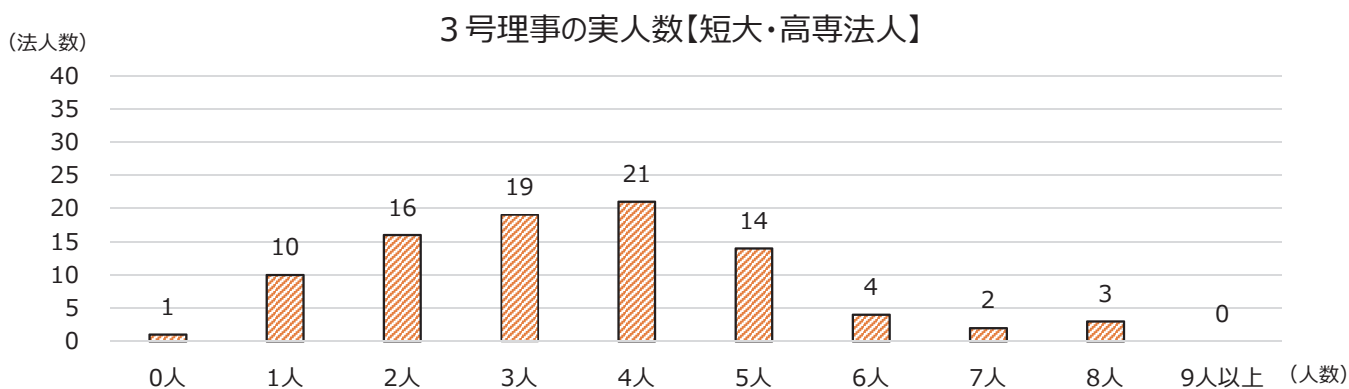
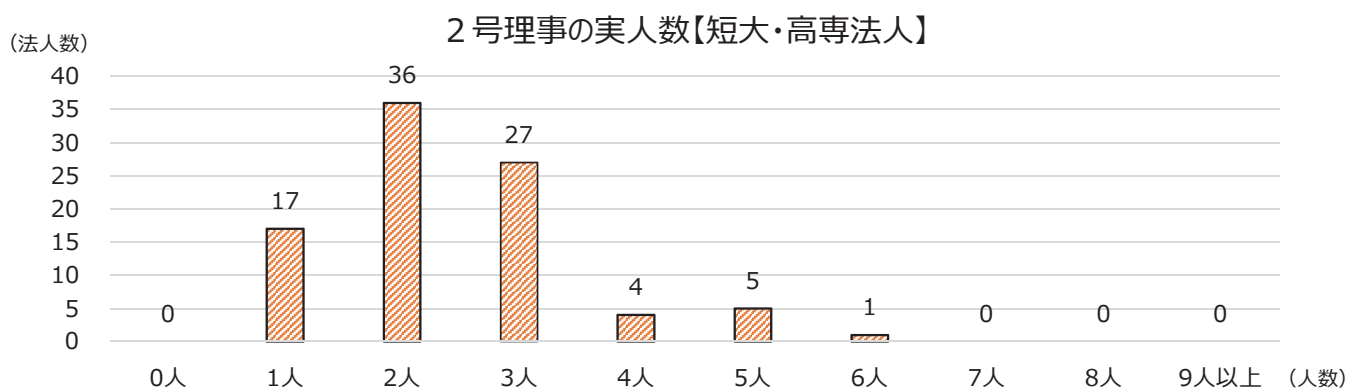
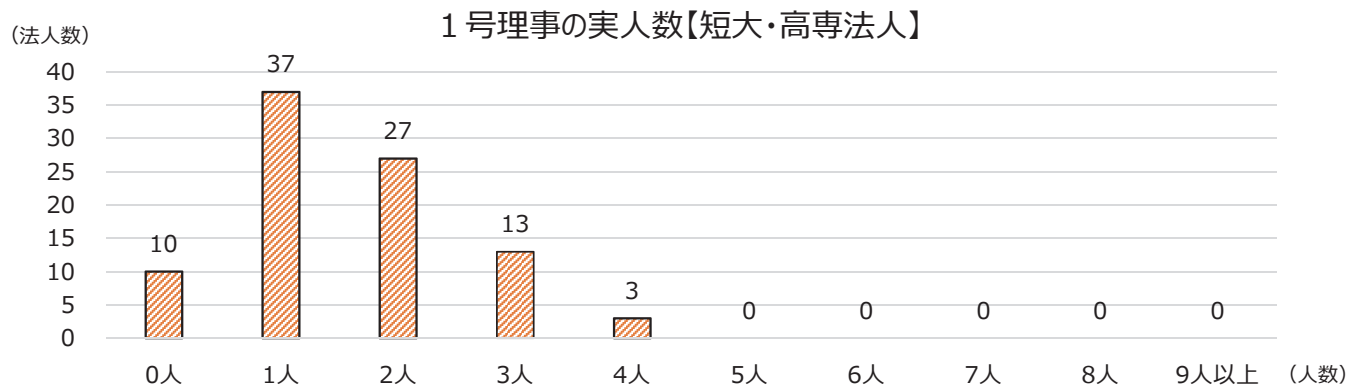


【人数の分布状況】

項目	大 学 法 人										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人以上	合計
1号理事	44	226	152	68	29	10	2	1	0	0	532
2号理事	3	63	142	134	81	39	25	20	10	15	532
3号理事	8	20	61	102	89	69	56	36	25	66	532

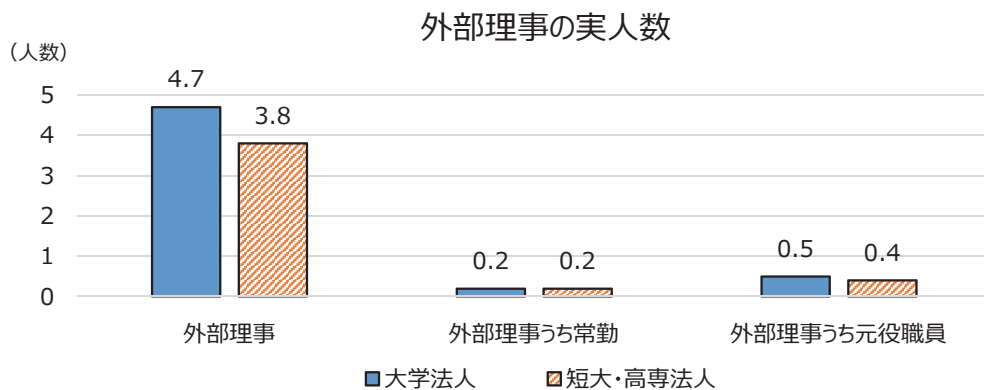


		短大・高専法人										
人数		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人以上	合計
項目		10	37	27	13	3	0	0	0	0	0	90
1号理事		0	17	36	27	4	5	1	0	0	0	90
2号理事		1	10	16	19	21	14	4	2	3	0	90
3号理事												



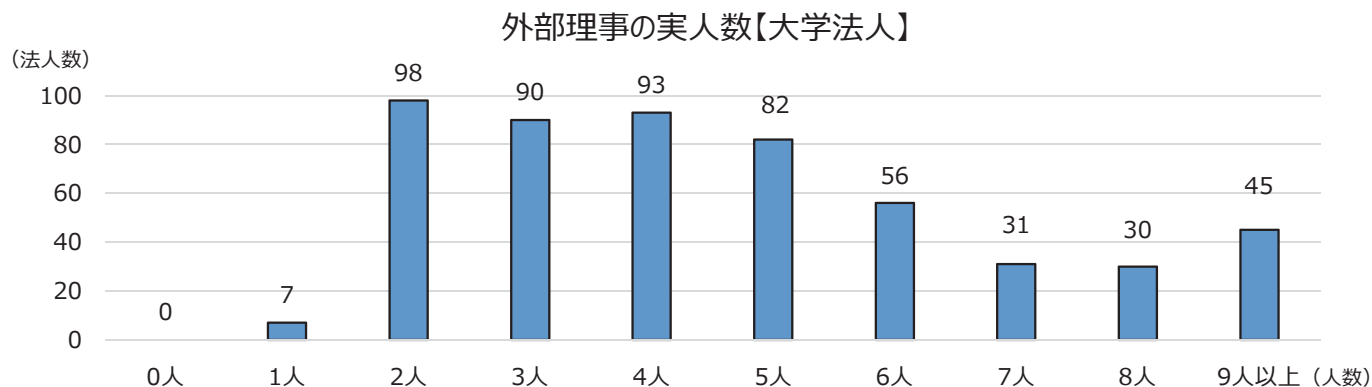
(3) 外部理事の実人数

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均
外部理事の人数	2,519	4.7	346	3.8	2,865	4.6
外部理事のうち、常勤理事の人数	124	0.2	15	0.2	139	0.2
過去に貴法人の役職員であった外部理事の人数	258	0.5	39	0.4	297	0.5
集計法人数	532		90		622	

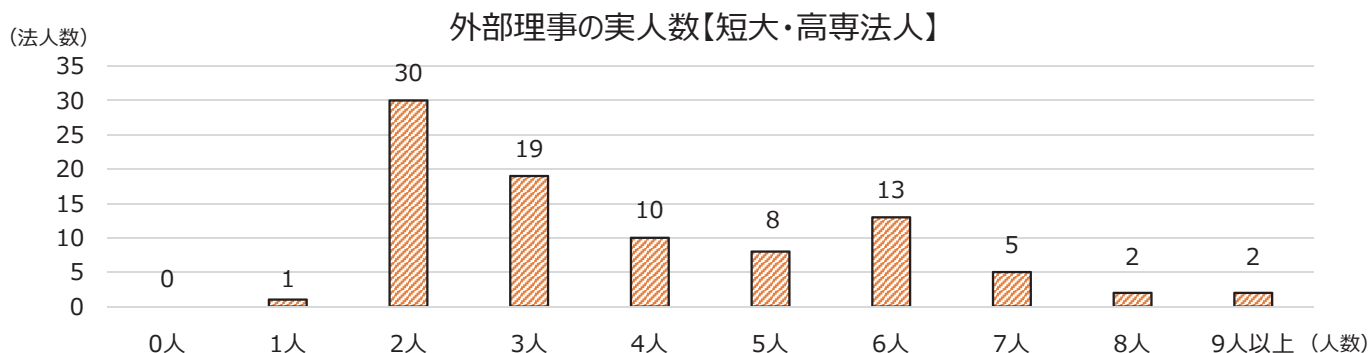


【人数の分布状況】

項目 \ 人数	大 学 法 人										合計
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人以上	
外部理事	0	7	98	90	93	82	56	31	30	45	532



項目 \ 人数	短 大 ・ 高 専 法 人										合計
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人以上	
外部理事	0	1	30	19	10	8	13	5	2	2	90



■ A 1 0 理事の選任方法

貴法人の私立学校法第38条第1項第2号から第3号の各号における理事の選任方法について、寄附行為においてどのように規定していますか。各号別に、（１）の項目の中から全てご選択ください。

また、選任方法について、寄附行為とは別に細則等を規定していますか。（２）の項目の中から、該当する項目をご選択ください。

（１）2号理事の選任方法は、「評議員会で選任」が最も多く、大学法人は57.3%、短大・高専法人は62.2%である。

3号理事の選任方法は、「理事会のみで選任」が最も多く、大学法人は81.2%、短大・高専法人は83.3%である。

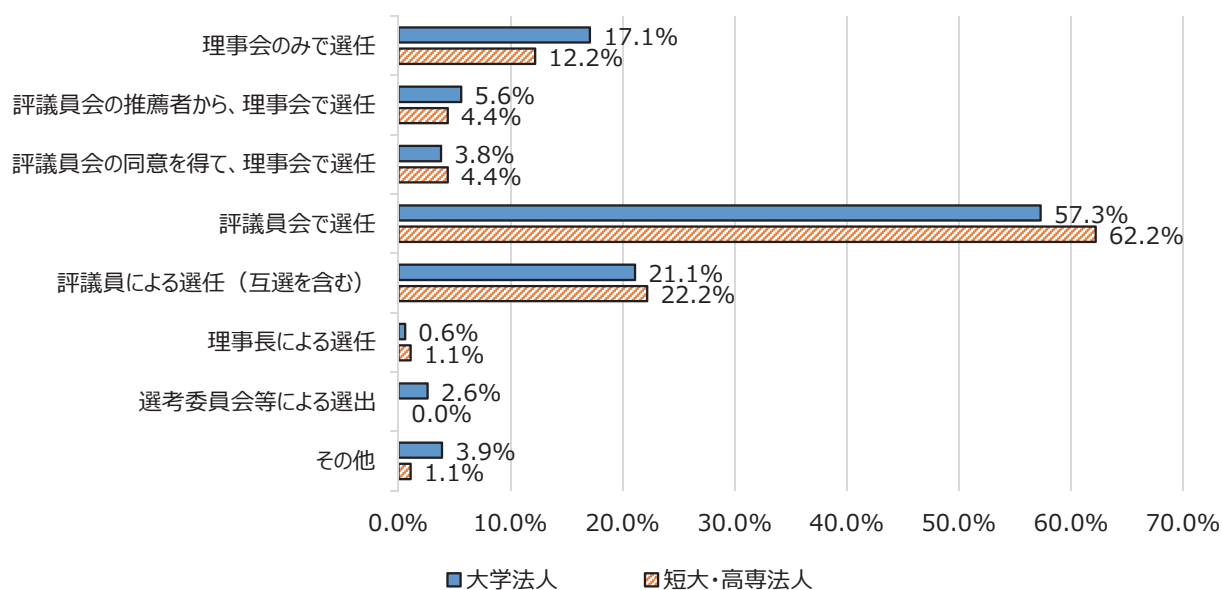
（２）大学法人は25.9%、短大・高専法人は7.8%が、理事の選任方法に係る細則等を規定している。

（１）理事の選任方法

・2号理事(評議員)

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	理事会のみで選任	91	17.1%	11	12.2%	102	16.4%
2	評議員会の推薦者から、理事会で選任	30	5.6%	4	4.4%	34	5.5%
3	評議員会の同意を得て、理事会で選任	20	3.8%	4	4.4%	24	3.9%
4	評議員会で選任	305	57.3%	56	62.2%	361	58.0%
5	評議員による選任（互選を含む）	112	21.1%	20	22.2%	132	21.2%
6	理事長による選任	3	0.6%	1	1.1%	4	0.6%
7	理事会・評議員会以外の委員会（選考委員会等）による選出	14	2.6%	0	0.0%	14	2.3%
8	その他	21	3.9%	1	1.1%	22	3.5%
	集計法人数	532		90		622	

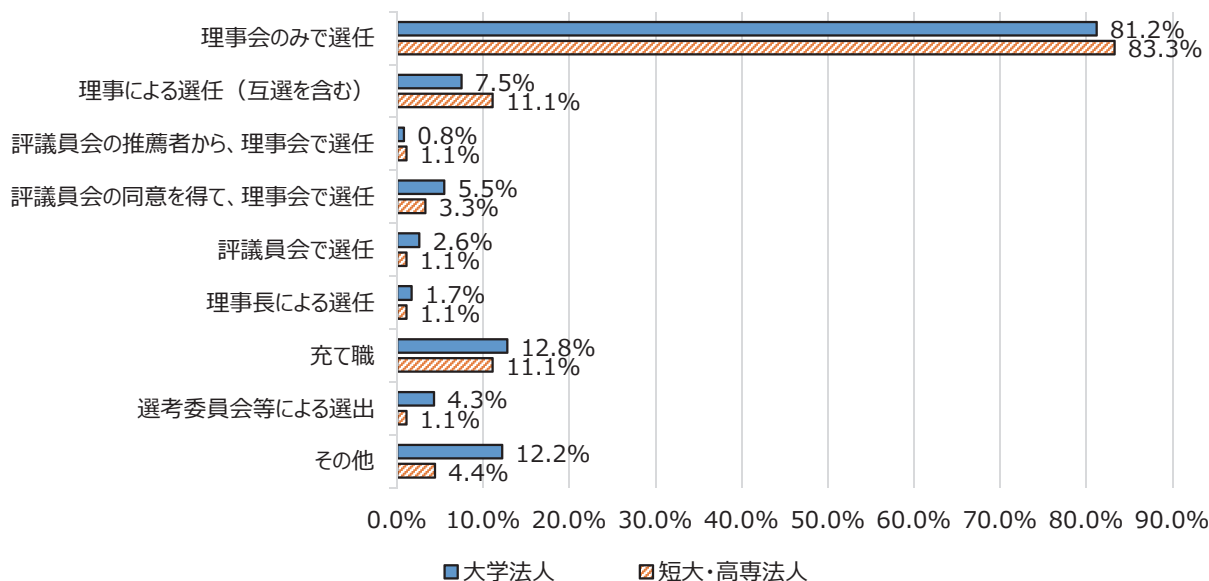
2号理事の選任方法



・3号理事(寄附行為)

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	理事会のみで選任	432	81.2%	75	83.3%	507	81.5%
2	理事による選任（互選を含む）	40	7.5%	10	11.1%	50	8.0%
3	評議員会の推薦者から、理事会で選任	4	0.8%	1	1.1%	5	0.8%
4	評議員会の同意を得て、理事会で選任	29	5.5%	3	3.3%	32	5.1%
5	評議員会で選任	14	2.6%	1	1.1%	15	2.4%
6	理事長による選任	9	1.7%	1	1.1%	10	1.6%
7	充て職	68	12.8%	10	11.1%	78	12.5%
8	理事会・評議員会以外の委員会（選考委員会等）による選出	23	4.3%	1	1.1%	24	3.9%
9	その他	65	12.2%	4	4.4%	69	11.1%
	集計法人数	532		90		622	

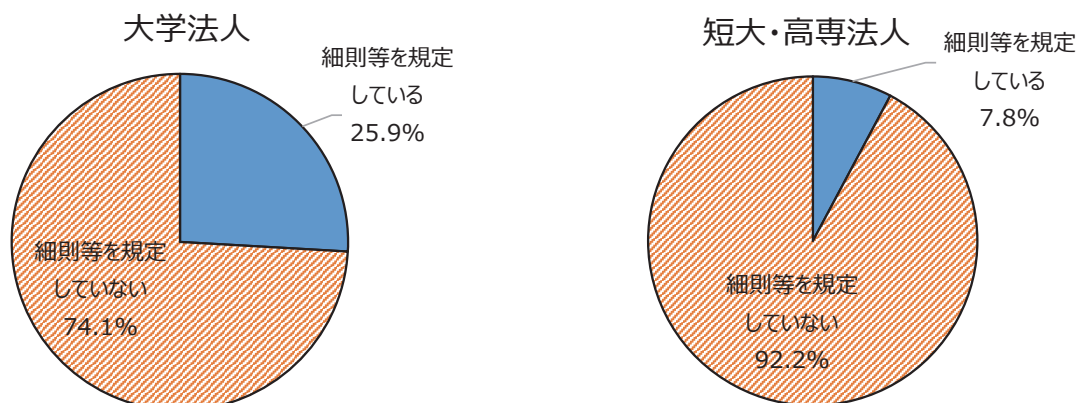
3号理事の選任方法



(2) 選任方法に係る細則等の有無

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	細則等を規定している	138	25.9%	7	7.8%	145	23.3%
2	細則等を規定していない	394	74.1%	83	92.2%	477	76.7%
	集計法人数	532		90		622	

選任方法に係る細則等の有無



■ A 1 1 理事の任期

貴法人の理事の任期について、該当する年数をご選択ください。また、理事の再任回数の上限を規定している場合は、該当する回数をご選択ください。

さらに、理事の在任状況について、人数をご回答ください。（理事長は人数から除いてください。）

【理事の任期】 「4年」が最も多く、大学法人は48.5%、短大・高専法人は53.3%である。

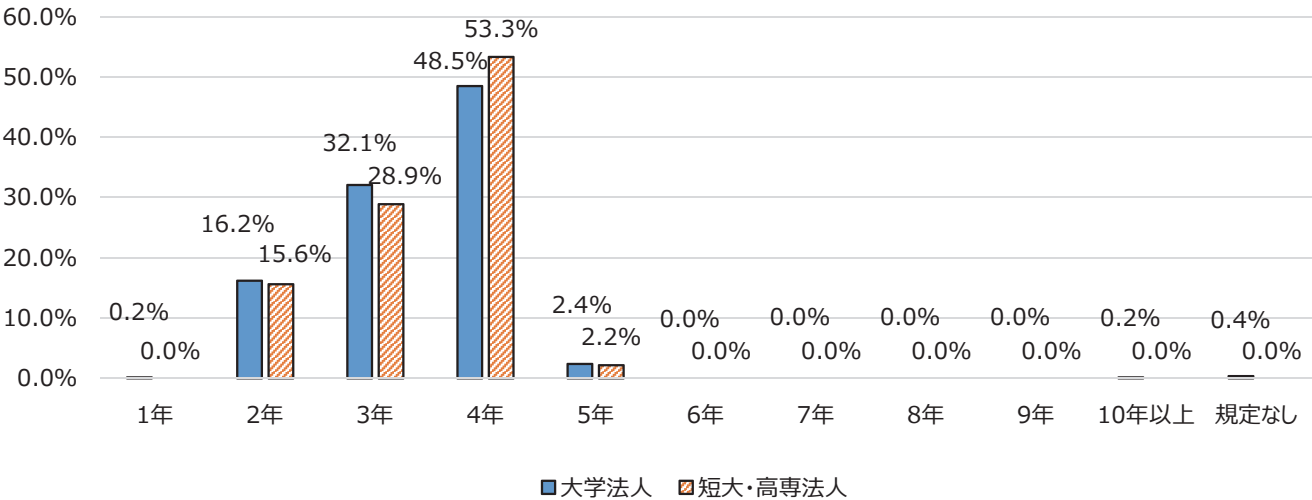
【理事の再任回数の上限】「規定なし」が最も多く、大学法人は94.4%、短大・高専法人は100.0%である。

【理事の在任状況】 「1期目」が最も多く、大学法人は33.0%、短大・高専法人は24.7%である。

＜規程上の理事の任期＞

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1年	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
2年	86	16.2%	14	15.6%	100	16.1%
3年	171	32.1%	26	28.9%	197	31.7%
4年	258	48.5%	48	53.3%	306	49.2%
5年	13	2.4%	2	2.2%	15	2.4%
6年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
10年以上	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
規定なし	2	0.4%	0	0.0%	2	0.3%
集計法人数	532		90		622	

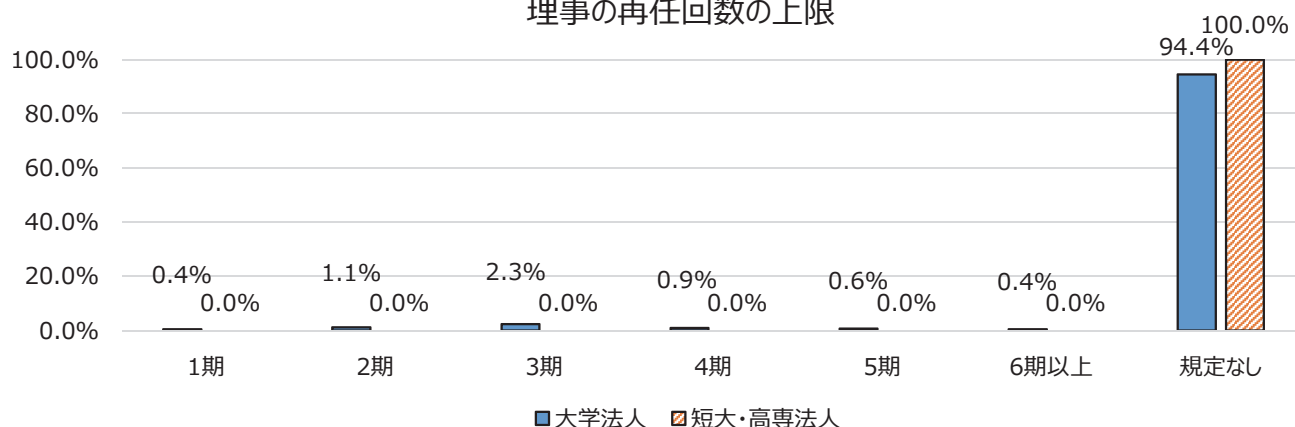
理事の任期



<規程上の理事の再任回数の上限>

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1期	2	0.4%	0	0.0%	2	0.3%
2期	6	1.1%	0	0.0%	6	1.0%
3期	12	2.3%	0	0.0%	12	1.9%
4期	5	0.9%	0	0.0%	5	0.8%
5期	3	0.6%	0	0.0%	3	0.5%
6期以上	2	0.4%	0	0.0%	2	0.3%
規定なし	502	94.4%	90	100.0%	592	95.2%
集計法人数	532		90		622	

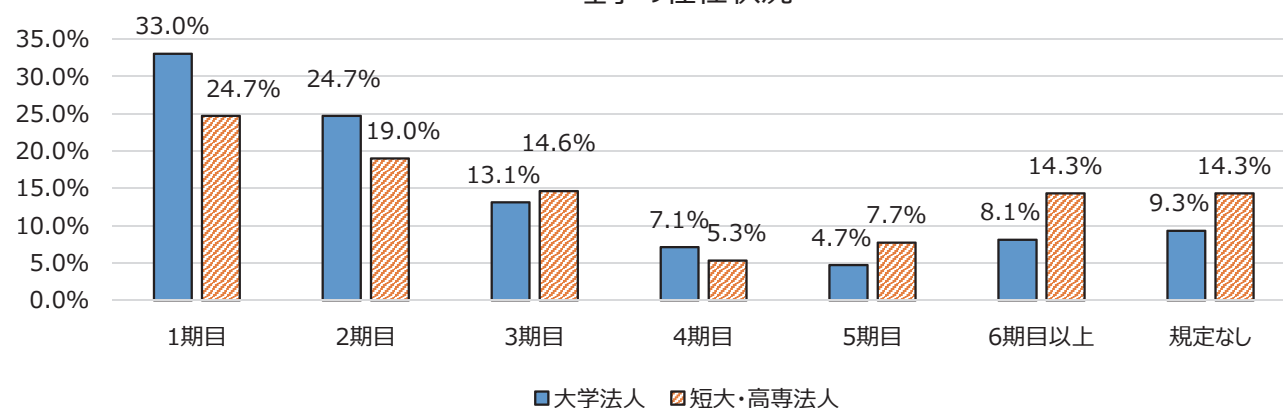
理事の再任回数の上限



<理事の在任状況>

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1期目	1,827	33.0%	164	24.7%	1,991	32.1%
2期目	1,367	24.7%	126	19.0%	1,493	24.1%
3期目	727	13.1%	97	14.6%	824	13.3%
4期目	393	7.1%	35	5.3%	428	6.9%
5期目	258	4.7%	51	7.7%	309	5.0%
6期目以上	448	8.1%	95	14.3%	543	8.8%
規定なし	516	9.3%	95	14.3%	611	9.9%
人数合計	5,536		663		6,199	
集計法人数	532		90		622	

理事の在任状況



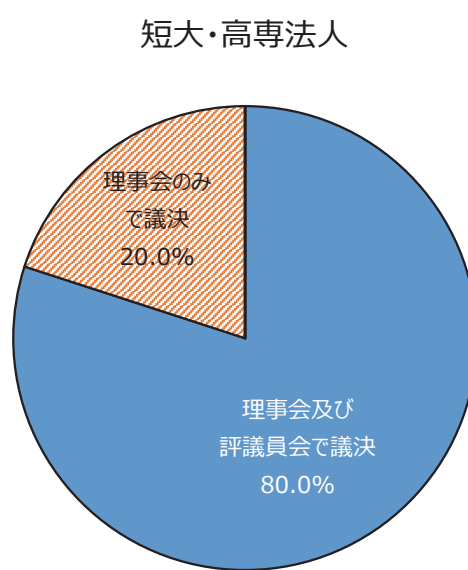
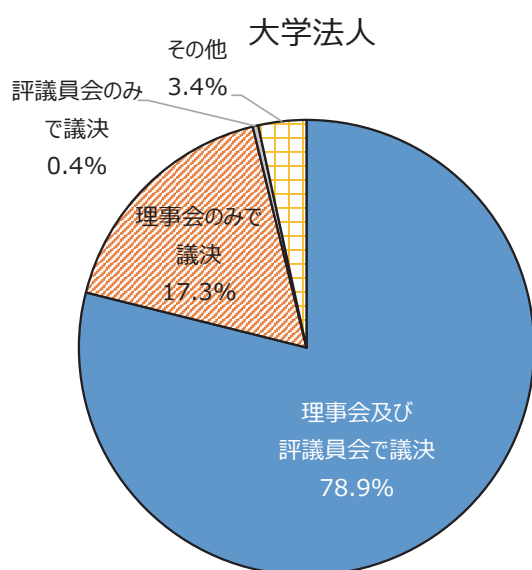
■ A 1 2 理事の解任方法

貴法人の理事の解任方法について、寄附行為においてどのように規定していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

理事の解任方法は、「理事会及び評議員会で議決」が最も多く、大学法人は78.9%、短大・高専法人は80.0%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	理事会及び評議員会で議決	420	78.9%	72	80.0%	492	79.1%
2	理事会のみで議決	92	17.3%	18	20.0%	110	17.7%
3	評議員会のみで議決	2	0.4%	0	0.0%	2	0.3%
4	その他	18	3.4%	0	0.0%	18	2.9%
	集計法人数	532		90		622	

理事の解任方法



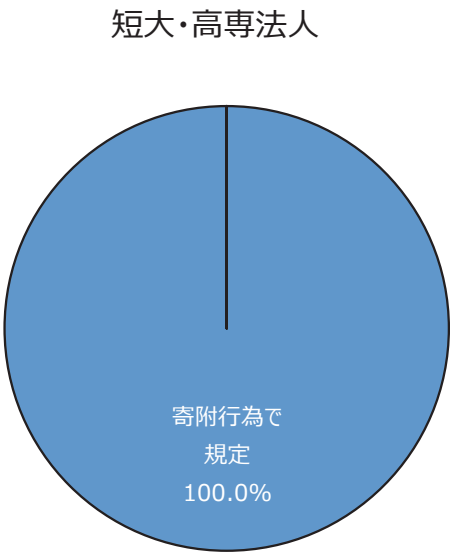
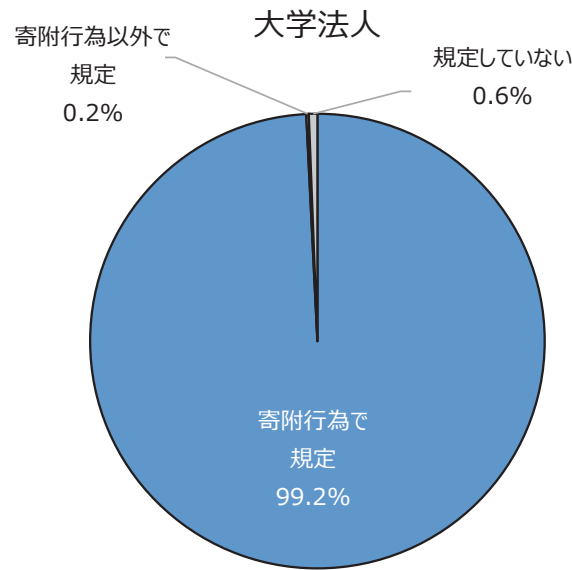
■ A 1 3 理事の解任事由の規定

貴法人では、理事の解任事由（「法令の規定又は寄附行為に著しく違反したとき」等）を規定していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

大学法人は99.2%、短大・高専法人は100.0%が理事の解任事由を寄附行為で規定している。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	寄附行為で規定している	528	99.2%	90	100.0%	618	99.4%
2	寄附行為以外で規定している	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
3	特に規定していない	3	0.6%	0	0.0%	3	0.5%
集計法人数		532		90		622	

理事の解任事由の規定



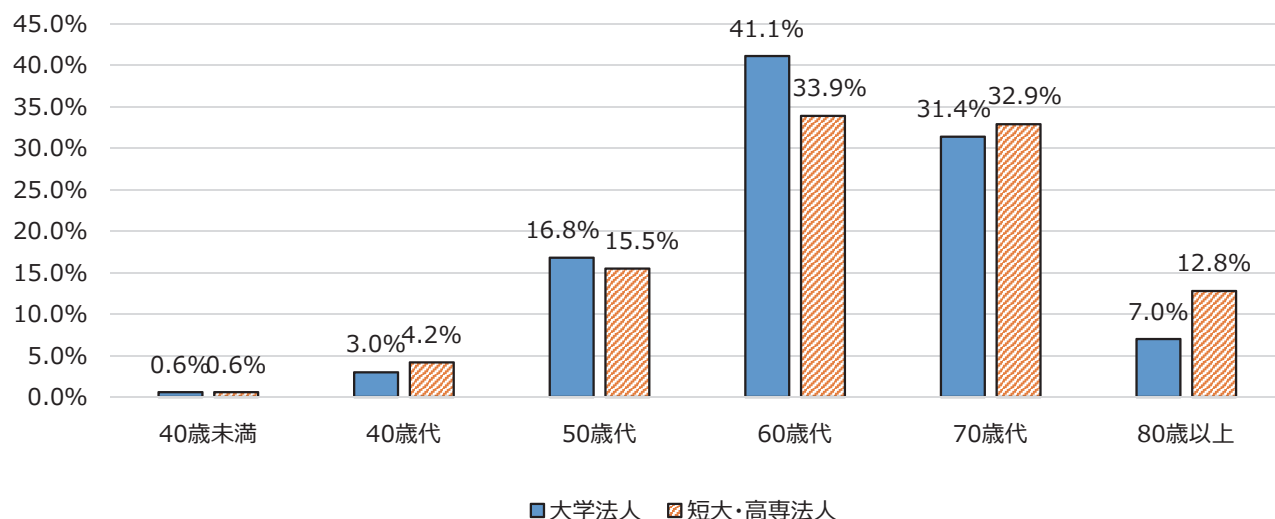
■ A 1 4 理事の年齢層

貴法人における理事の年齢層について、該当する項目に人数をご回答ください。（理事長は人数から除いてください。）

理事の年齢層は、「60歳代」が最も多く、大学法人は41.1%、短大・高専法人は33.9%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	40歳未満	35	0.6%	4	0.6%	39	0.6%
2	40歳代	168	3.0%	28	4.2%	196	3.2%
3	50歳代	928	16.8%	103	15.5%	1,031	16.6%
4	60歳代	2,275	41.1%	225	33.9%	2,500	40.3%
5	70歳代	1,740	31.4%	218	32.9%	1,958	31.6%
6	80歳以上	390	7.0%	85	12.8%	475	7.7%
	人数合計	5,536		663		6,199	
	集計法人数	532		90		622	

理事の年齢層



■ A 1 5 理事の属性

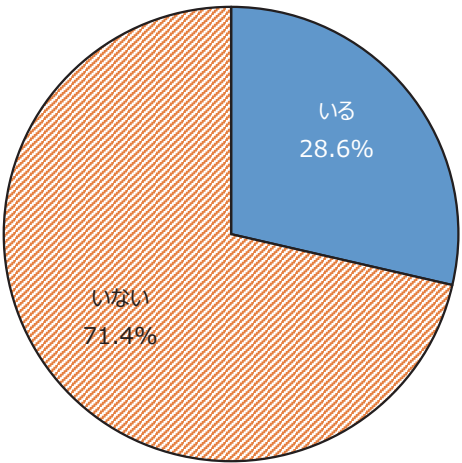
貴法人の理事について、理事長の配偶者または三親等以内の親族である理事はいますか。下記項目の中から、該当する項目をご選択ください。

大学法人は28.6%、短大・高専法人は41.1%が、理事長の配偶者または三親等以内の親族である理事がいる。

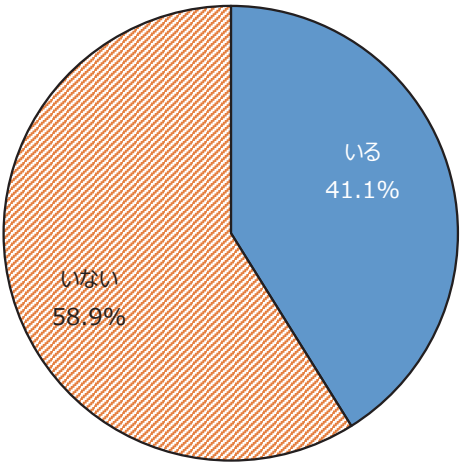
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	いる	152	28.6%	37	41.1%	189	30.4%
2	いない	380	71.4%	53	58.9%	433	69.6%
	集計法人数	532		90		622	

理事長の配偶者または三親等以内の親族の有無

大学法人



短大・高専法人



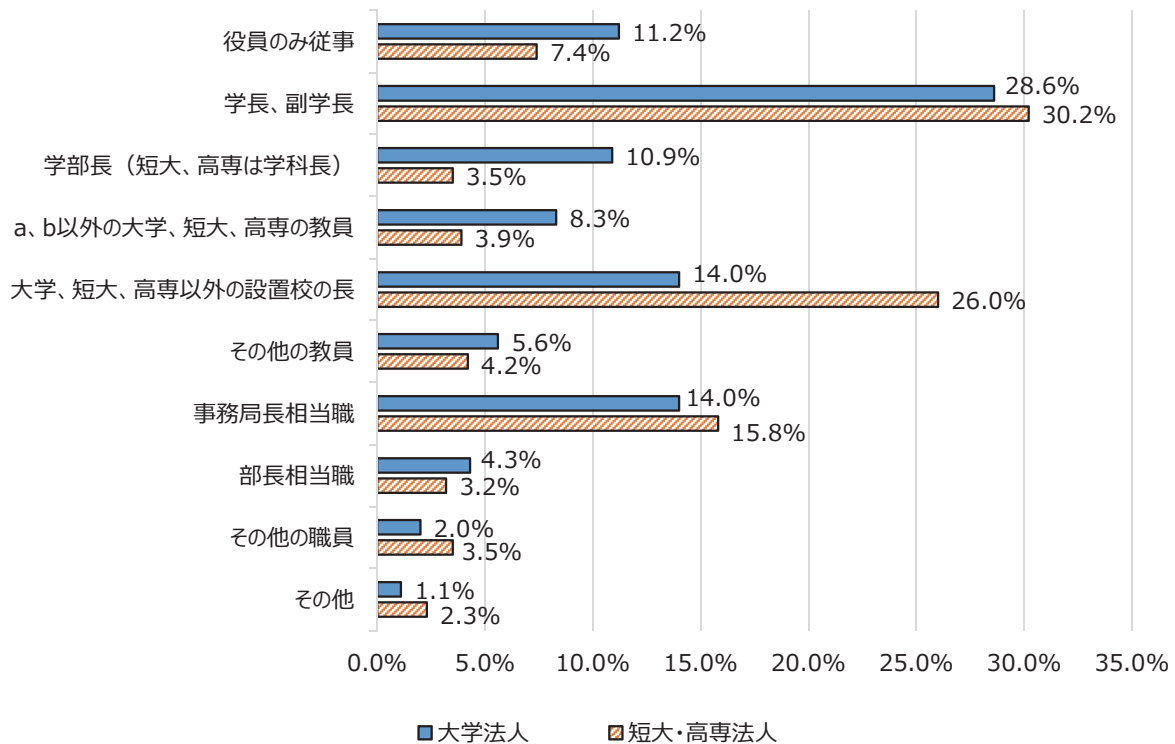
■ A 1 6 常勤理事の職務

貴法人の常勤理事について、該当する項目の人数をご回答ください。（理事長は人数から除いてください。また、複数の職務を兼務している場合（学長と学部長等）は、上位職で計上してください。）

常勤理事が兼務する職務は、「学長、副学長」が最も多く、大学法人は28.6%、短大・高専法人は30.2%である。また、役員の職務のみに従事している者について、大学法人は11.2%、短大・高専法人は7.4%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	役員の職務のみに従事している者	335	11.2%	23	7.4%	358	10.8%
2	法人の設置校の教員を兼務している者						
	a 学長、副学長	859	28.6%	94	30.2%	953	28.7%
	b 学部長（短期大学、高等専門学校においては学科長）	327	10.9%	11	3.5%	338	10.2%
	c a、b以外の大学、短期大学又は高等専門学校の教員	248	8.3%	12	3.9%	260	7.8%
	d 大学、短期大学又は高等専門学校以外の設置校の長（小・中・高等学校校長、幼稚園長等）	422	14.0%	81	26.0%	503	15.2%
	e その他の教員（a～dいずれにも該当しない者）	168	5.6%	13	4.2%	181	5.5%
3	法人の職員を兼務している者						
	f 事務局長相当職	422	14.0%	49	15.8%	471	14.2%
	g 部長相当職	129	4.3%	10	3.2%	139	4.2%
	h その他の職員（f,gいずれにも該当しない者）	60	2.0%	11	3.5%	71	2.1%
4	その他	34	1.1%	7	2.3%	41	1.2%
人数合計		3,004		311		3,315	
集計法人数		532		88		620	

常勤理事の職務



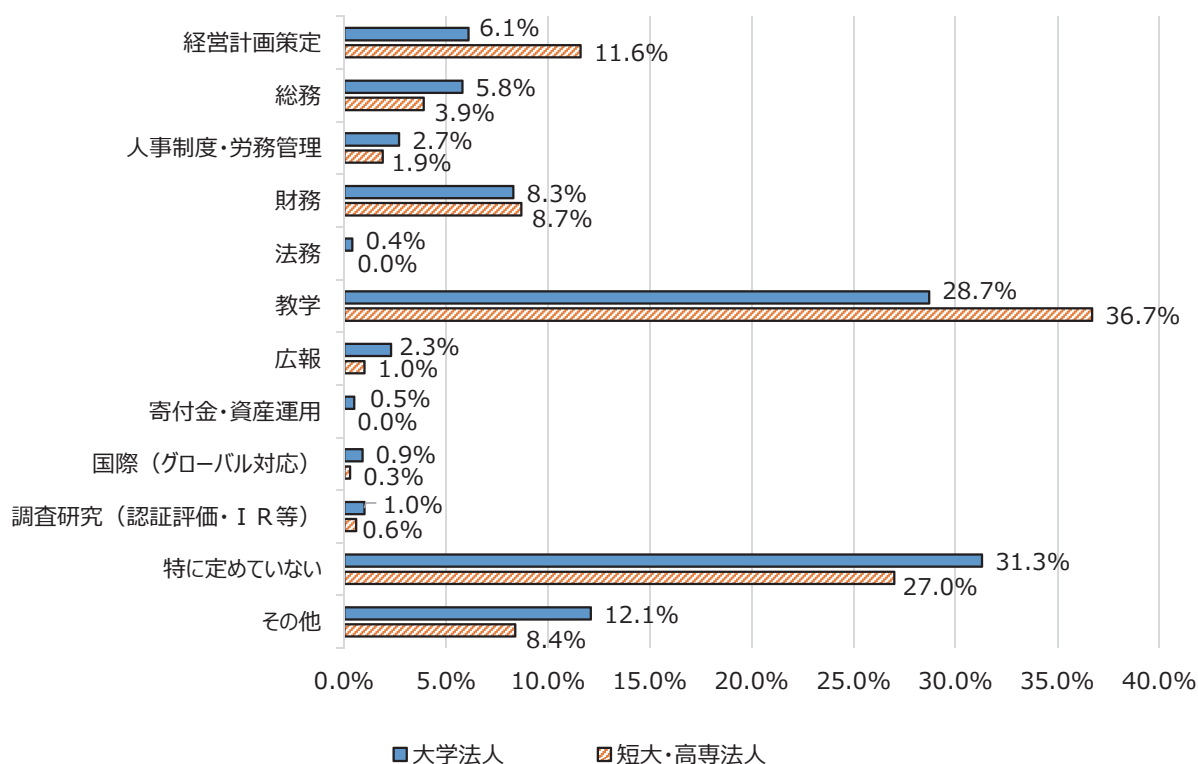
■ A 1 7 常勤理事の担当職務

貴法人の常勤理事が担当する主な職務について、該当する項目の人数をご回答ください。（理事長は人数から除いてください。また、複数の職務を兼務している場合は、主要な担当職務で計上してください。）

常勤理事の主な担当職務は、大学法人は「特に定めていない」が最も多く31.3%、短大・高専法人は「教学」が最も多く36.7%である。大学法人について、定めているもので最も多い職務は「教学」で28.7%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	経営計画策定	182	6.1%	36	11.6%	218	6.6%
2	総務	174	5.8%	12	3.9%	186	5.6%
3	人事制度・労務管理	81	2.7%	6	1.9%	87	2.6%
4	財務	249	8.3%	27	8.7%	276	8.3%
5	法務	12	0.4%	0	0.0%	12	0.4%
6	教学	862	28.7%	114	36.7%	976	29.4%
7	広報	70	2.3%	3	1.0%	73	2.2%
8	寄付金・資産運用	15	0.5%	0	0.0%	15	0.5%
9	国際（グローバル対応）	26	0.9%	1	0.3%	27	0.8%
10	調査研究（認証評価・I R等）	29	1.0%	2	0.6%	31	0.9%
11	特に定めていない	940	31.3%	84	27.0%	1,024	30.9%
12	その他	364	12.1%	26	8.4%	390	11.8%
人数合計		3,004		311		3,315	
集計法人数		532		88		620	

常勤理事の担当職務



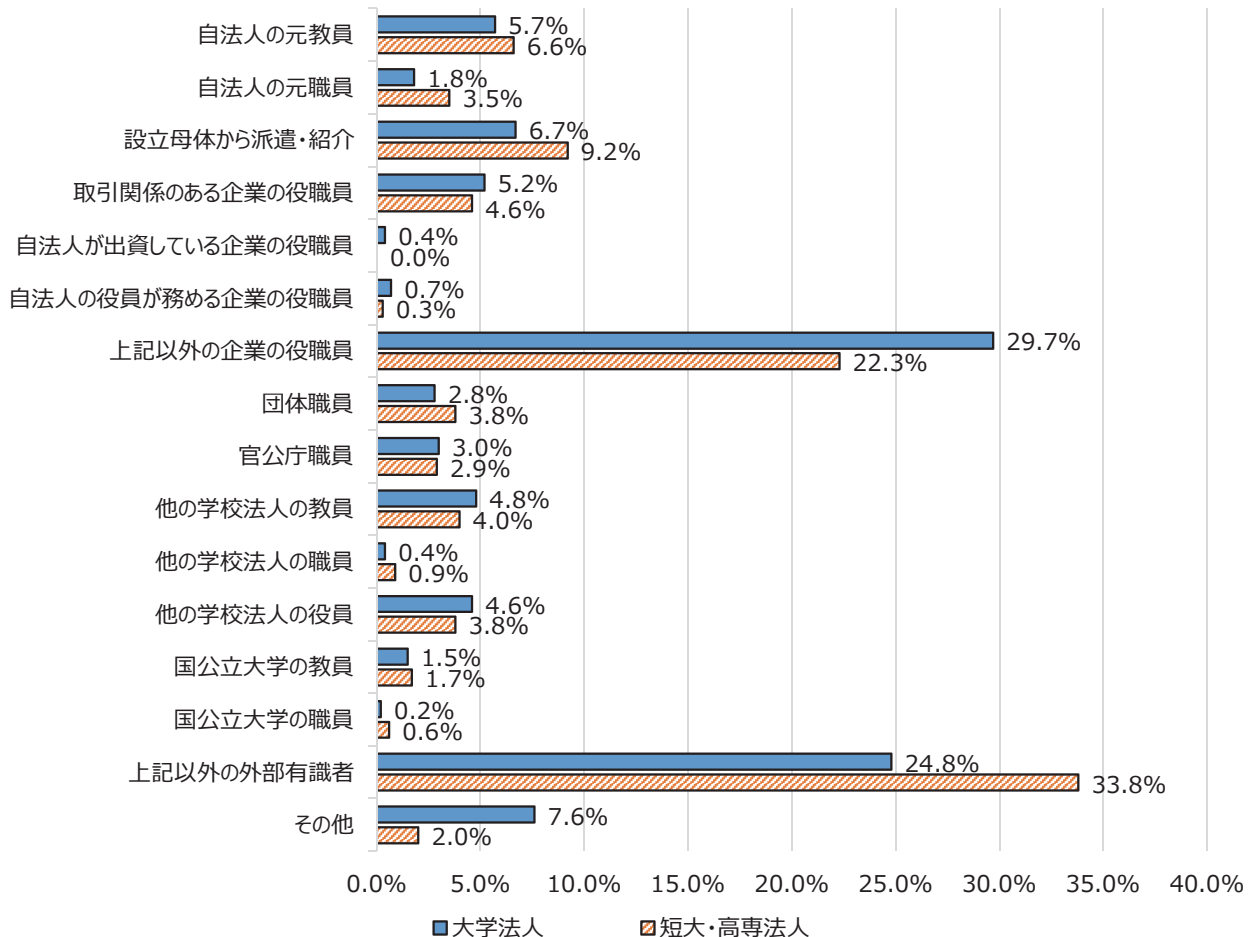
■ A 1 8 外部理事の経歴

貴法人の外部理事の選任時の経歴について、該当する項目の人数をご回答ください。（理事長は人数から除いてください）

外部理事の経歴について、大学法人は「4～6以外の企業の役職員」が最も多く29.7%、短大・高専法人は「4～14以外の外部有識者」が最も多く33.8%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	自法人の元教員	143	5.7%	23	6.6%	166	5.8%
2	自法人の元職員	46	1.8%	12	3.5%	58	2.0%
3	自法人の設立母体（宗教法人、自治体等）から派遣・紹介された者	168	6.7%	32	9.2%	200	7.0%
4	取引関係のある企業の役職員	131	5.2%	16	4.6%	147	5.1%
5	自法人が出資している企業の役職員	9	0.4%	0	0.0%	9	0.3%
6	自法人の役員が務める企業の役職員	17	0.7%	1	0.3%	18	0.6%
7	4～6以外の企業の役職員	749	29.7%	77	22.3%	826	28.8%
8	団体職員	71	2.8%	13	3.8%	84	2.9%
9	官公庁職員	76	3.0%	10	2.9%	86	3.0%
10	他の学校法人の教員	122	4.8%	14	4.0%	136	4.7%
11	他の学校法人の職員	11	0.4%	3	0.9%	14	0.5%
12	他の学校法人の役員	116	4.6%	13	3.8%	129	4.5%
13	国公立大学の教員	38	1.5%	6	1.7%	44	1.5%
14	国公立大学の職員	5	0.2%	2	0.6%	7	0.2%
15	上記4～14以外の外部有識者	625	24.8%	117	33.8%	742	25.9%
16	その他	192	7.6%	7	2.0%	199	6.9%
人数合計		2,519		346		2,865	
集計法人数		532		90		622	

外部理事の経歴



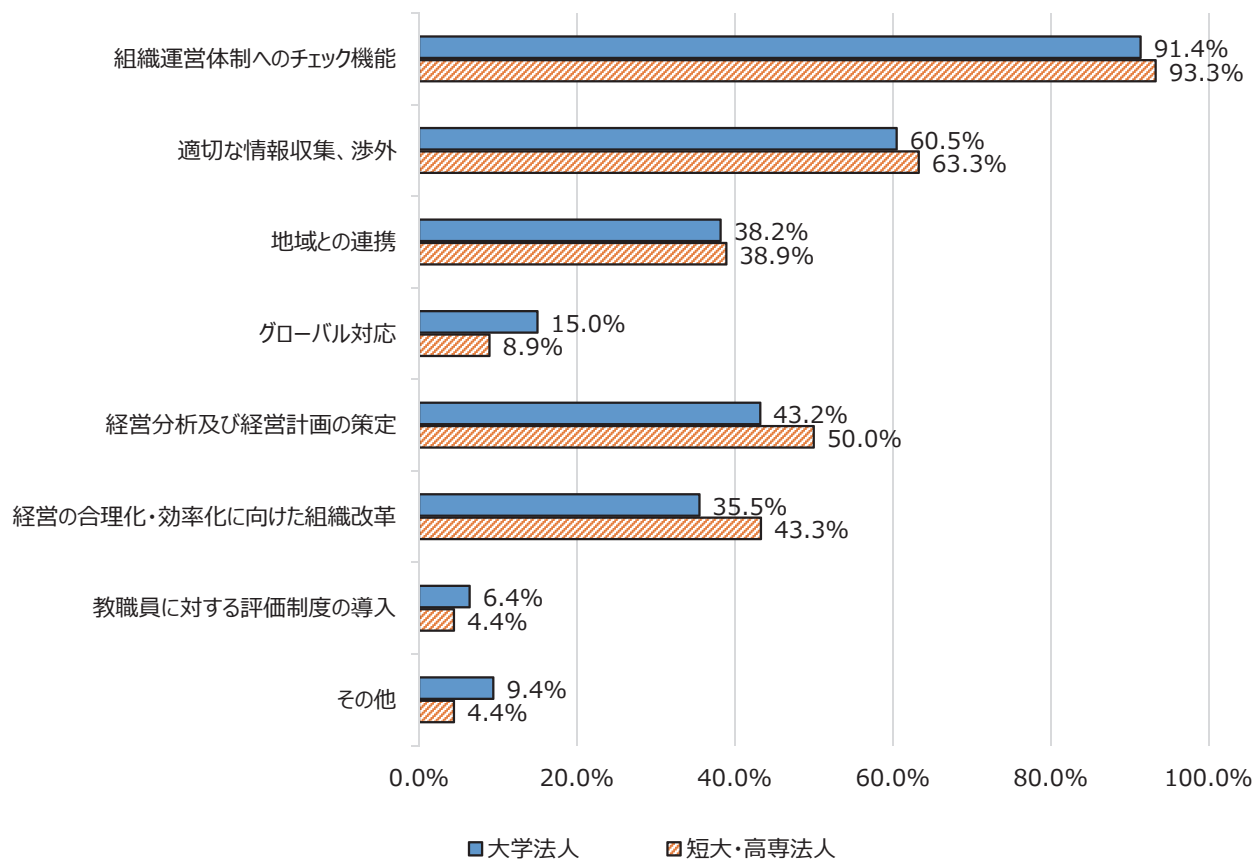
■ A 1 9 外部理事に期待する役割

今後、外部理事に期待する役割について、該当する項目を全てご選択ください。

外部理事に期待する役割は、「組織運営体制へのチェック機能」が最も多く大学法人は91.4%、短大・高専法人は93.3%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	組織運営体制へのチェック機能	486	91.4%	84	93.3%	570	91.6%
2	適切な情報収集、渉外	322	60.5%	57	63.3%	379	60.9%
3	地域との連携	203	38.2%	35	38.9%	238	38.3%
4	グローバル対応	80	15.0%	8	8.9%	88	14.1%
5	経営分析及び経営計画の策定	230	43.2%	45	50.0%	275	44.2%
6	経営の合理化・効率化に向けた組織改革	189	35.5%	39	43.3%	228	36.7%
7	教職員に対する評価制度の導入	34	6.4%	4	4.4%	38	6.1%
8	その他	50	9.4%	4	4.4%	54	8.7%
	集計法人数	532		90		622	

外部理事に期待する役割



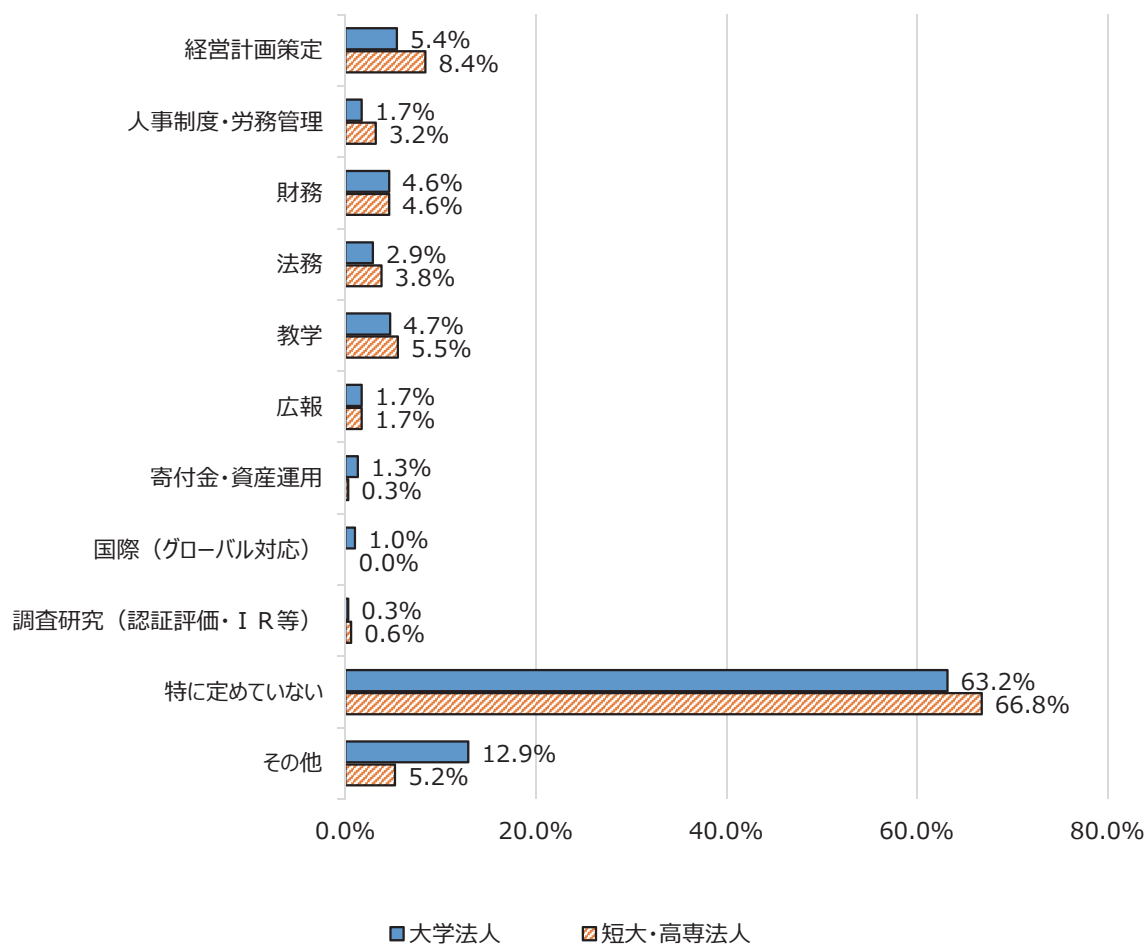
■ A 2 0 外部理事の担当職務

貴法人の外部理事が担当する主な職務について、該当する項目の人数をご回答ください。（複数の職務を兼務している場合は、主要な担当職務で計上してください。）

外部理事の主な担当職務は、「特に定めていない」が最も多く大学法人は63.2%、短大・高専法人は66.8%である。なお、定めているものの中で最も多い職務は、「その他」を除くと「経営計画策定」で大学法人は5.4%、短大・高専法人は8.4%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	経営計画策定	136	5.4%	29	8.4%	165	5.8%
2	人事制度・労務管理	43	1.7%	11	3.2%	54	1.9%
3	財務	117	4.6%	16	4.6%	133	4.6%
4	法務	74	2.9%	13	3.8%	87	3.0%
5	教学	119	4.7%	19	5.5%	138	4.8%
6	広報	44	1.7%	6	1.7%	50	1.7%
7	寄付金・資産運用	33	1.3%	1	0.3%	34	1.2%
8	国際（グローバル対応）	26	1.0%	0	0.0%	26	0.9%
9	調査研究（認証評価・I R等）	8	0.3%	2	0.6%	10	0.3%
10	特に定めていない	1,593	63.2%	231	66.8%	1,824	63.7%
11	その他	326	12.9%	18	5.2%	344	12.0%
人数合計		2,519		346		2,865	
集計法人数		532		90		622	

外部理事の担当職務



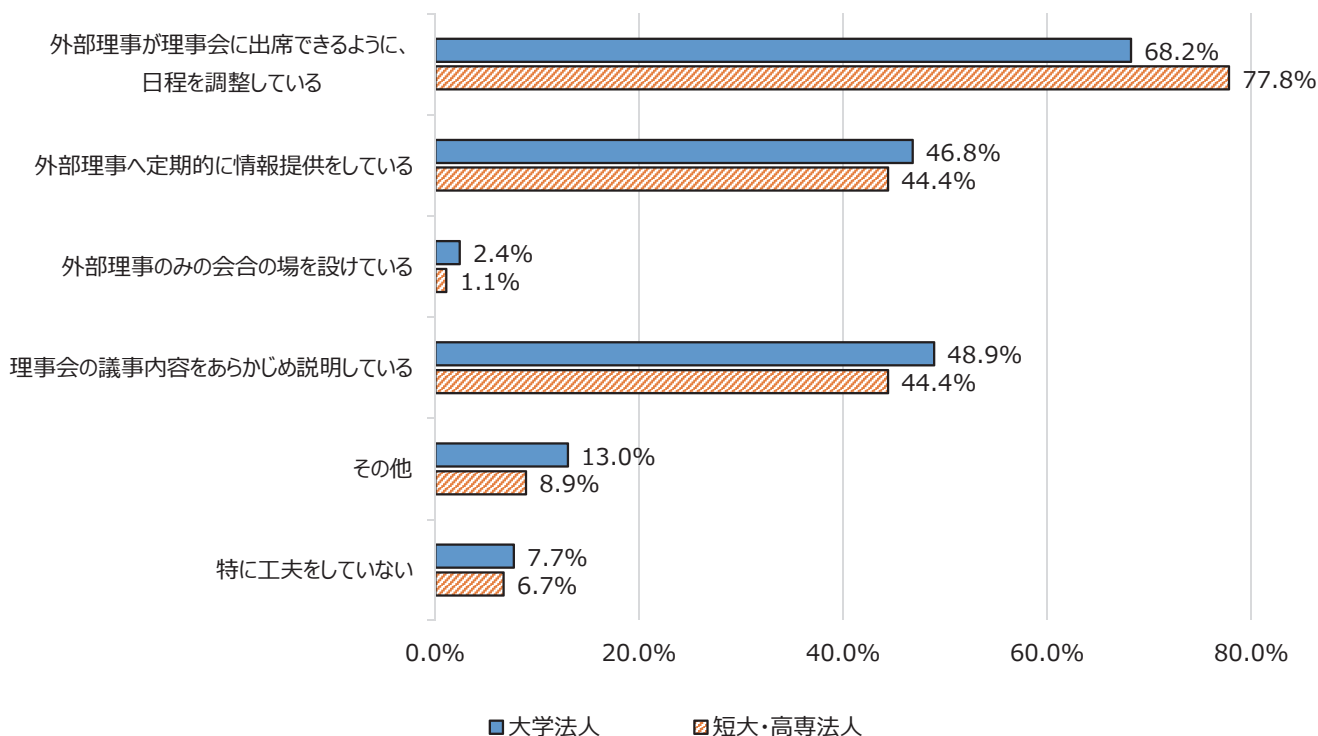
■ A 2 1 外部理事の活用のための工夫

貴法人では外部理事から意見を得るため、どのような工夫をしていますか。下記項目の中から、該当する項目を全てご選択ください。

外部理事から意見を得るための工夫は「外部理事が理事会に出席できるように、日程を調整している」が最も多く、大学法人は68.2%、短大・高専法人は77.8%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	外部理事が理事会に出席できるように、日程を調整している	363	68.2%	70	77.8%	433	69.6%
2	外部理事へ定期的に情報提供をしている	249	46.8%	40	44.4%	289	46.5%
3	外部理事のみの会合の場を設けている	13	2.4%	1	1.1%	14	2.3%
4	理事会の議事内容をあらかじめ説明している	260	48.9%	40	44.4%	300	48.2%
5	その他	69	13.0%	8	8.9%	77	12.4%
6	特に工夫をしていない	41	7.7%	6	6.7%	47	7.6%
集計法人数		532		90		622	

外部理事の活用のための工夫



■ A 2 2 常任理事会の設置

貴法人では常任理事会（他、常務理事会や常勤理事会など常勤の理事のみによる理事会をいう。以下同じ。）を設置していますか。

（１）の項目の中から、該当する項目をご選択ください。

設置している場合は、（２）において常任理事会の構成人数をご回答ください。また、（３）において常任理事会の機能として該当する項目を全てご選択ください。さらに、（４）において、常任理事会を構成する理事の選任方法を特別に定めているかについて該当する項目をご選択ください。

（１）大学法人は59.0%、短大・高専法人は40.0%が常任理事会を設置している。

（２）1法人あたりの平均的な常任理事会の構成人数は、大学法人は7.0人、短大・高専法人は5.2人である。また、構成人数の分布状況で多いのは、大学法人は6人、短大・高専法人は4人及び5人である。

（３）常任理事会の機能は、「理事会の事前検討機関」が最も多く、大学法人は79.0%、短大・高専法人は83.3%である。

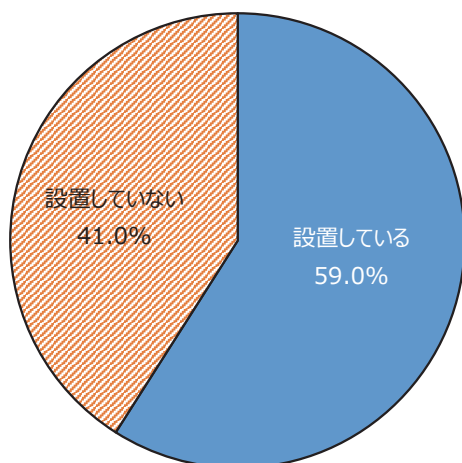
（４）常任理事会を構成する理事の選任方法について、大学法人は70.7%、短大・高専法人は75.0%が特別に定めている。

（１）常任理事会の設置の有無

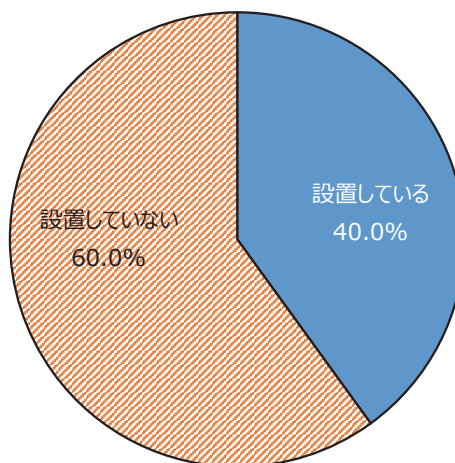
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	常任理事会を設置している	314	59.0%	36	40.0%	350	56.3%
2	常任理事会を設置していない	218	41.0%	54	60.0%	272	43.7%
	集計法人数	532		90		622	

常任理事会の設置の有無

大学法人



短大・高専法人



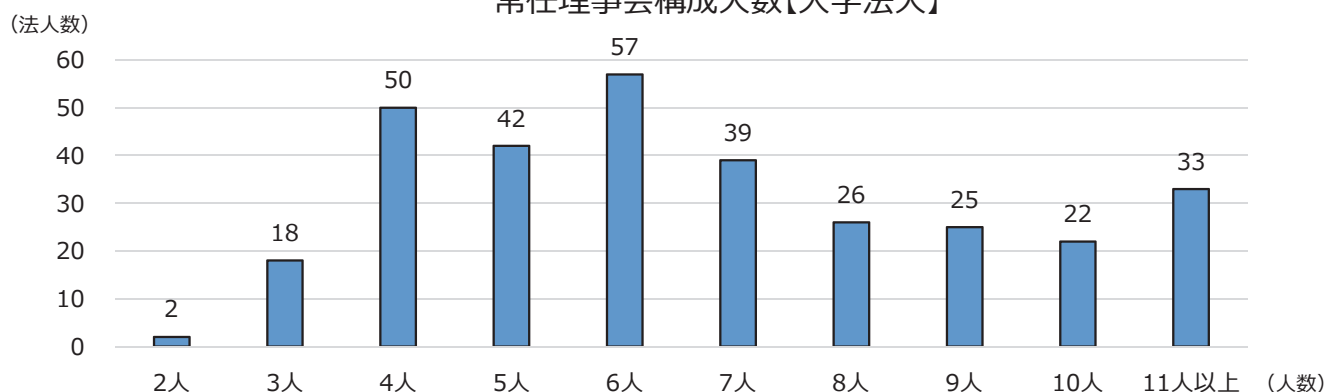
(2) 常任理事会の構成人数

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均
常任理事会の構成人数	2,186	7.0	186	5.2	2,372	6.8
集計法人数	314		36		350	

【人数の分布状況】

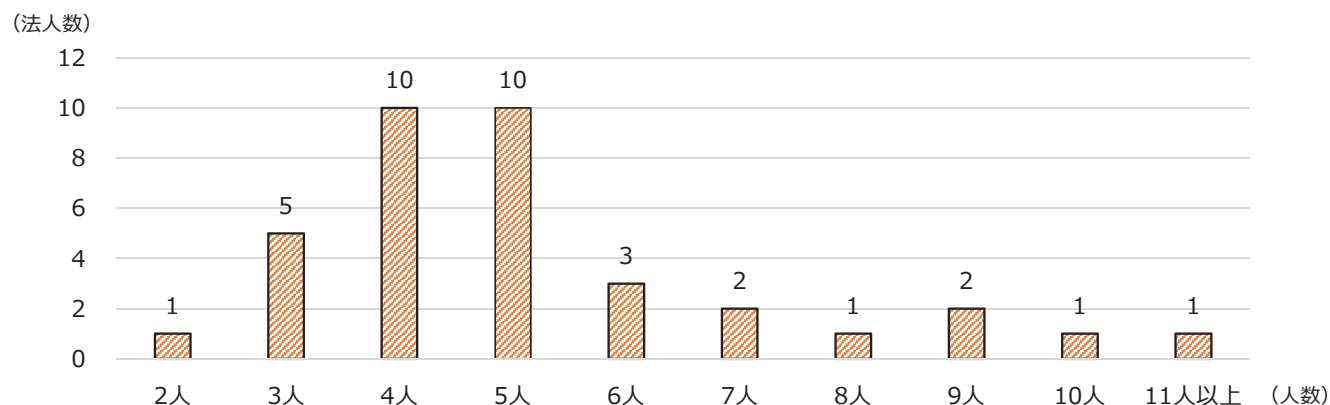
項目 \ 人数	大 学 法 人										
	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人以上	合計
常任理事会 構成人数	2	18	50	42	57	39	26	25	22	33	314

常任理事会構成人数【大学法人】



項目 \ 人数	短 大 ・ 高 専 法 人										
	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人以上	合計
常任理事会 構成人数	1	5	10	10	3	2	1	2	1	1	36

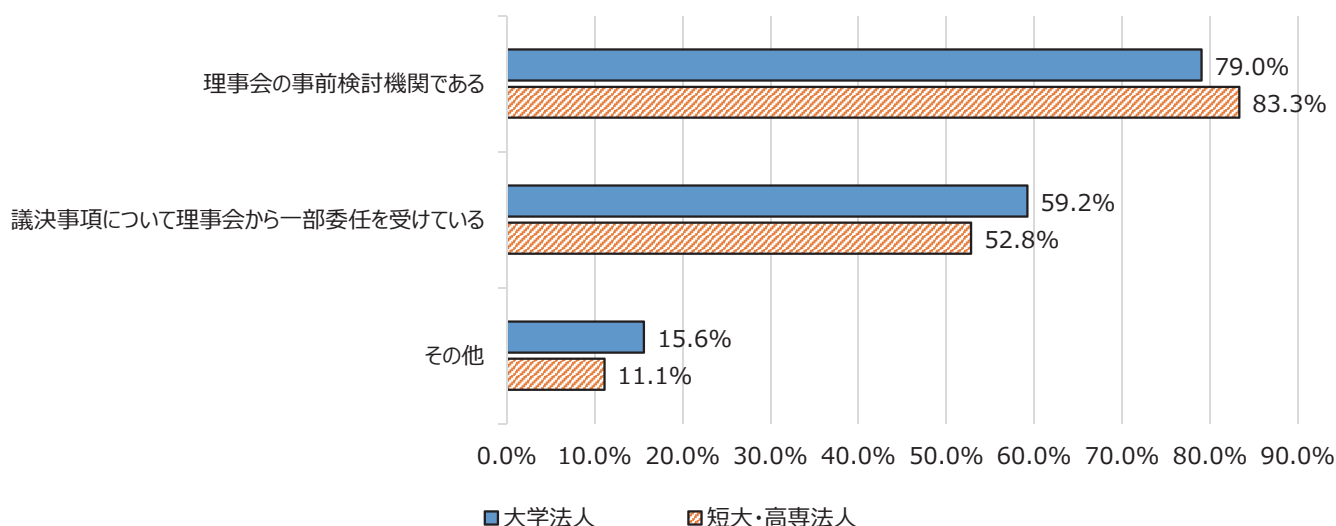
常任理事会構成人数【短大・高専法人】



(3) 常任理事会の機能

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	理事会の事前検討機関である	248	79.0%	30	83.3%	278	79.4%
2	議決事項について理事会から一部委任を受けている	186	59.2%	19	52.8%	205	58.6%
3	その他	49	15.6%	4	11.1%	53	15.1%
	集計法人数	314		36		350	

常任理事会の機能

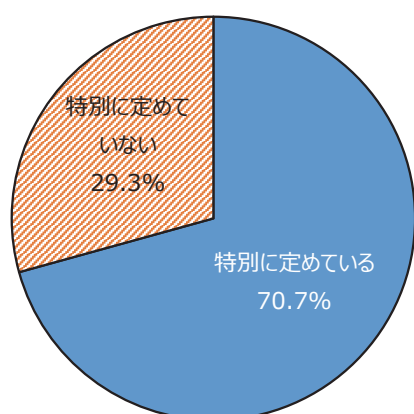


(4) 常任理事会を構成する理事の選任方法

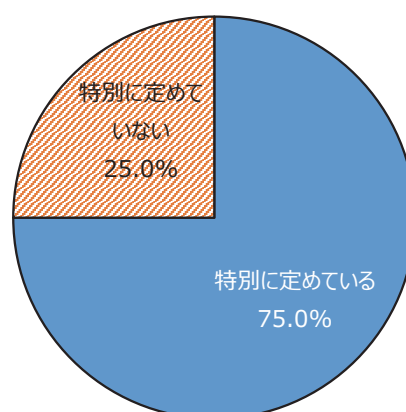
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	選任方法を特別に定めている	222	70.7%	27	75.0%	249	71.1%
2	選任方法を特別に定めていない	92	29.3%	9	25.0%	101	28.9%
	集計法人数	314		36		350	

常任理事会を構成する理事の選任方法

大学法人



短大・高専法人



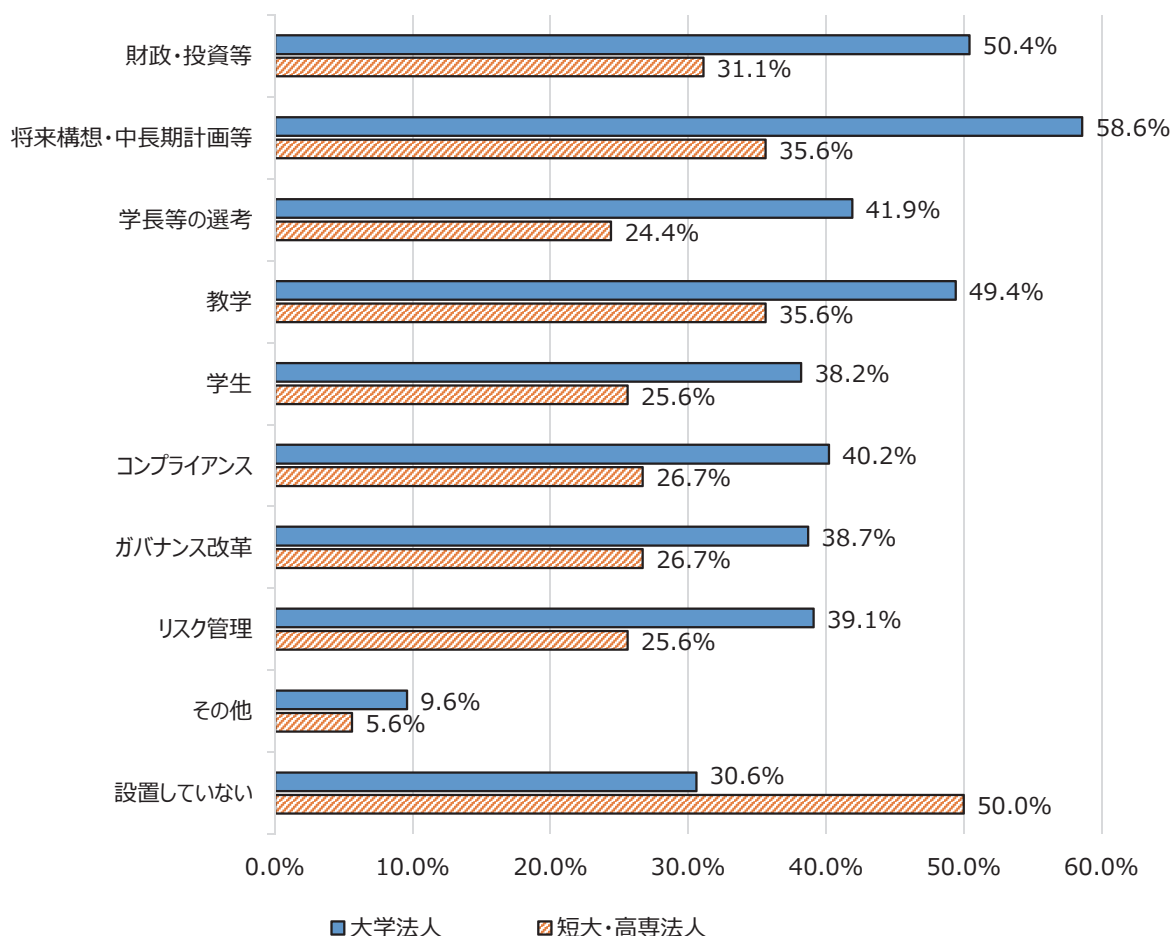
■ A 2 3 理事会の事前検討機関

貴法人では、理事会の審議事項を事前に検討する委員会・会議等（常任理事会を除く）を設置していますか。下記項目の中から、該当する項目をご選択ください。「1.委員会・会議等を設置している」に該当する場合は、事前検討事項について「a～i」のうち、該当する項目を全てご選択ください。

大学法人は69.4%、短大・高専法人は50.0%が理事会の審議事項を事前に検討する委員会・会議等（常任理事会を除く）を設置している。事前検討事項の内容は、大学法人は「将来構想・中長期計画等」、短大・高専法人は「将来構想・中長期計画等」及び「教学」が最も多い。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	委員会・会議等を設置している	369	69.4%	45	50.0%	414	66.6%
	a 財政・投資等	268	50.4%	28	31.1%	296	47.6%
	b 将来構想・中長期計画等	312	58.6%	32	35.6%	344	55.3%
	c 学長等の選考	223	41.9%	22	24.4%	245	39.4%
	d 教学	263	49.4%	32	35.6%	295	47.4%
	e 学生	203	38.2%	23	25.6%	226	36.3%
	f コンプライアンス	214	40.2%	24	26.7%	238	38.3%
	g ガバナンス改革	206	38.7%	24	26.7%	230	37.0%
	h リスク管理	208	39.1%	23	25.6%	231	37.1%
	i その他	51	9.6%	5	5.6%	56	9.0%
2	委員会・会議等を設置していない	163	30.6%	45	50.0%	208	33.4%
集計法人数		532		90		622	

理事会の事前検討機関



■ A 2 4 理事会の開催回数

貴法人における、令和2年度の理事会（定例理事会、臨時理事会）の開催回数をそれぞれ（１）にご回答ください。また、（１）とは別に、常任理事会を設置している場合は、令和2年度の開催回数を（２）にご回答ください。なお、ウェブ会議や書面開催等、開催形式によらず開催した回数をご回答ください。

【大学法人】

〈定例理事会〉1法人あたりの平均的な回数は6.4回、回数の分布状況で多いのは3～4回である。

〈臨時理事会〉1法人あたりの平均的な回数は1.4回、回数の分布状況で多いのは0回であり、次に多いのは1～2回である。

〈常任理事会〉常任理事会を設置している法人のうち、1法人あたりの平均的な回数は17.3回、回数の分布状況で多いのは11～13回である。

【短大・高専法人】

〈定例理事会〉1法人あたりの平均的な回数は4.4回、回数の分布状況で多いのは3回である。

〈臨時理事会〉1法人あたりの平均的な回数は1.4回、回数の分布状況で多いのは0回であり、次に多いのは1回である。

〈常任理事会〉常任理事会を設置している法人のうち、1法人あたりの平均的な回数は12.8回、回数の分布状況で多いのは11～12回である。

（１）定例理事会、臨時理事会の開催回数

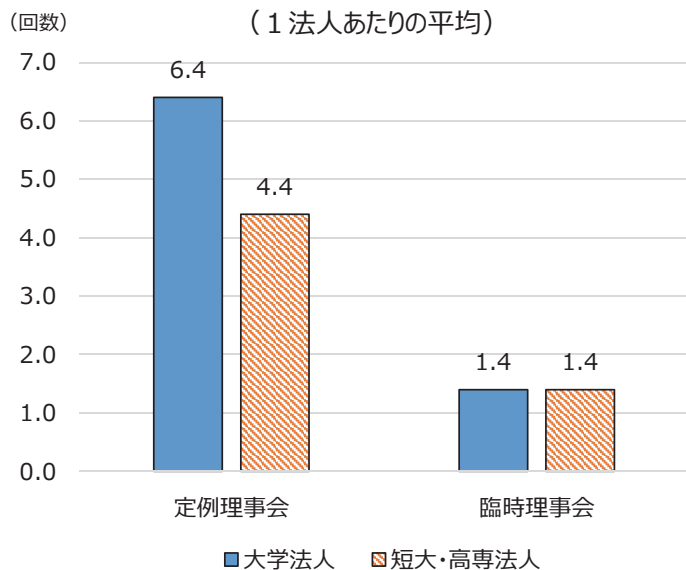
項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均
定例理事会	3,420	6.4	399	4.4	3,819	6.1
臨時理事会	754	1.4	127	1.4	881	1.4
理事会合計	4,174	7.8	526	5.8	4,700	7.6
集計法人数	532		90		622	

（２）常任理事会の開催回数

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均
常任理事会	5,445	17.3	461	12.8	5,906	16.9
集計法人数	314		36		350	

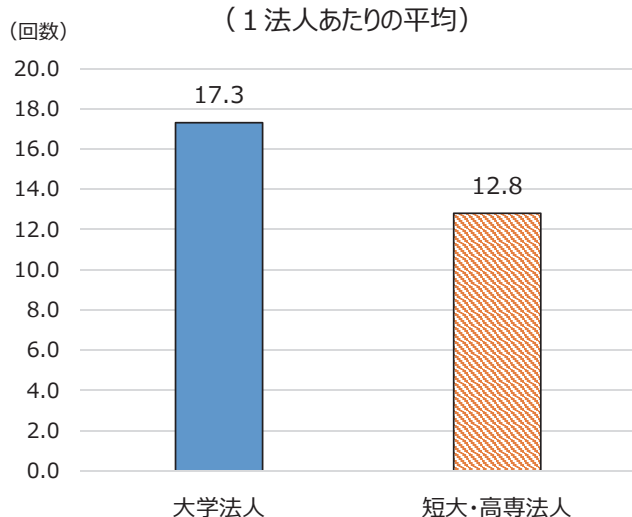
定例理事会、臨時理事会の開催回数

（１法人あたりの平均）



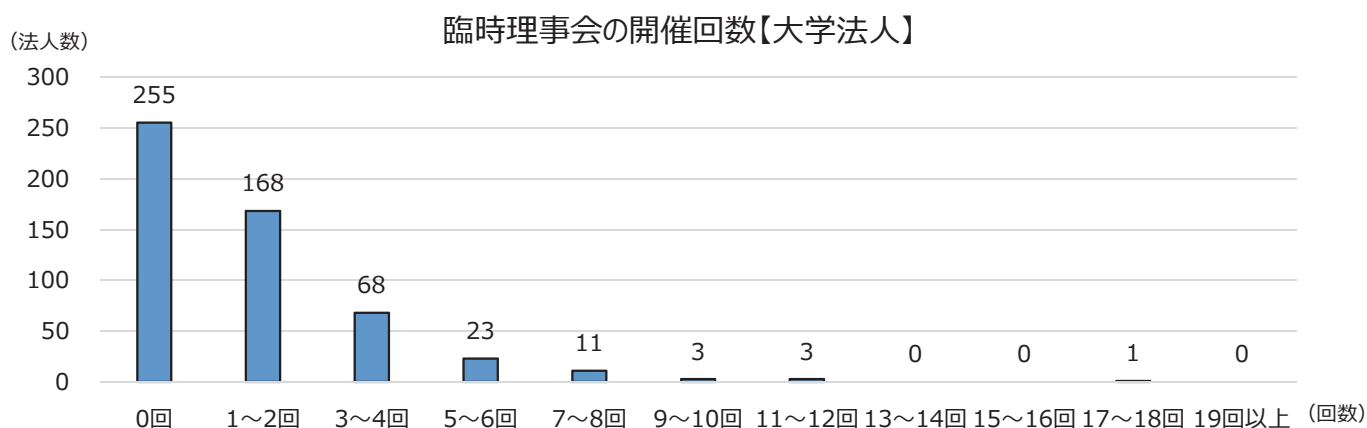
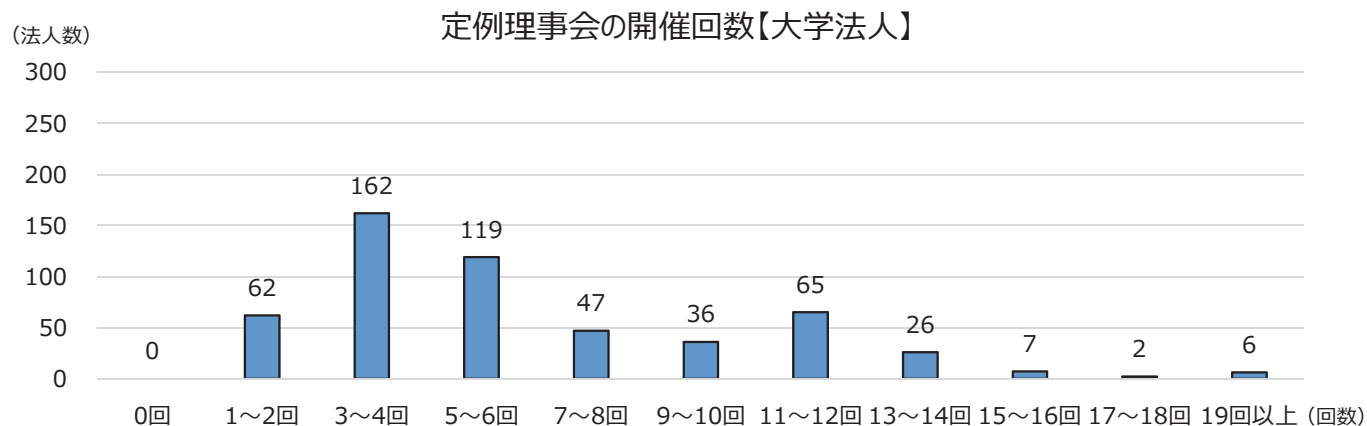
常任理事会の開催回数

（１法人あたりの平均）

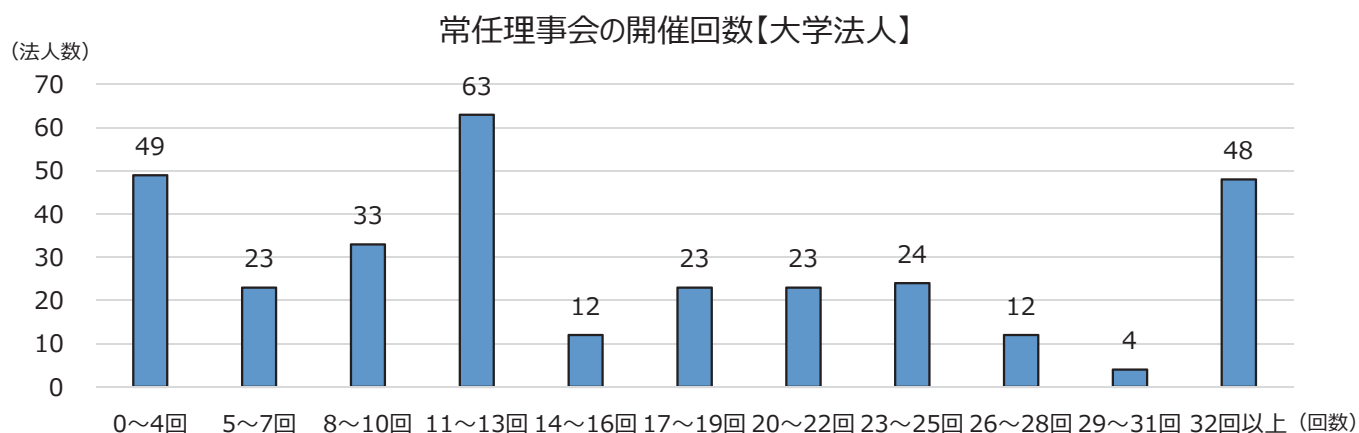


【回数の分布状況】

回数 項目	大 学 法 人											合計
	0回	1～2回	3～4回	5～6回	7～8回	9～10回	11～12回	13～14回	15～16回	17～18回	19回以上	
定例理事会	0	62	162	119	47	36	65	26	7	2	6	532
臨時理事会	255	168	68	23	11	3	3	0	0	1	0	532

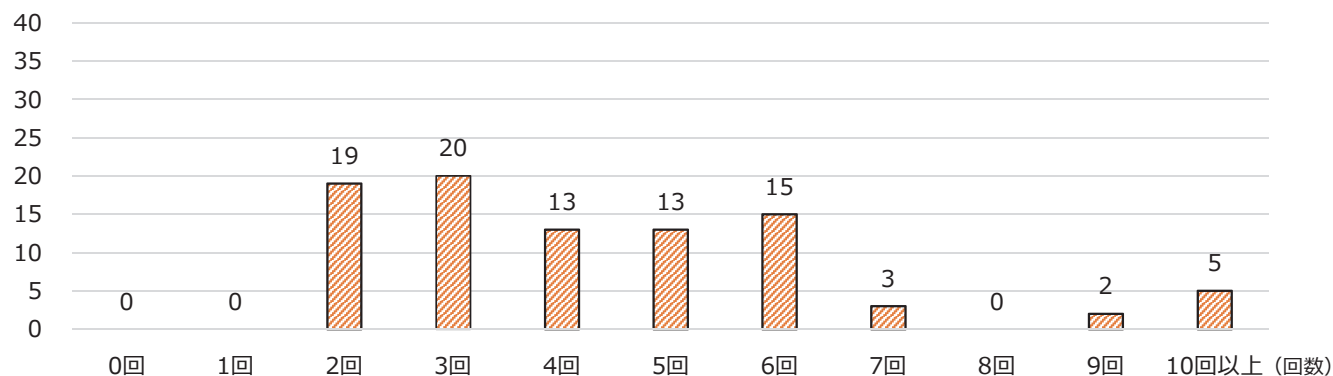


回数 項目	大 学 法 人											合計
	0～4回	5～7回	8～10回	11～13回	14～16回	17～19回	20～22回	23～25回	26～28回	29～31回	32回以上	
常任理事会	49	23	33	63	12	23	23	24	12	4	48	314

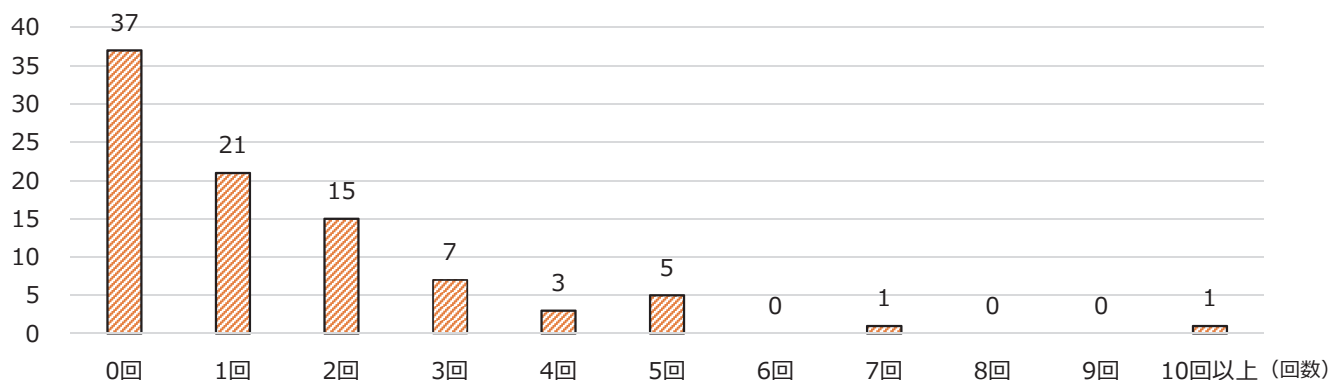


		短 大 ・ 高 専 法 人										
回数 項目	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	合計
定例理事会	0	0	19	20	13	13	15	3	0	2	5	90
臨時理事会	37	21	15	7	3	5	0	1	0	0	1	90

(法人数) 定例理事会の開催回数【短大・高専法人】

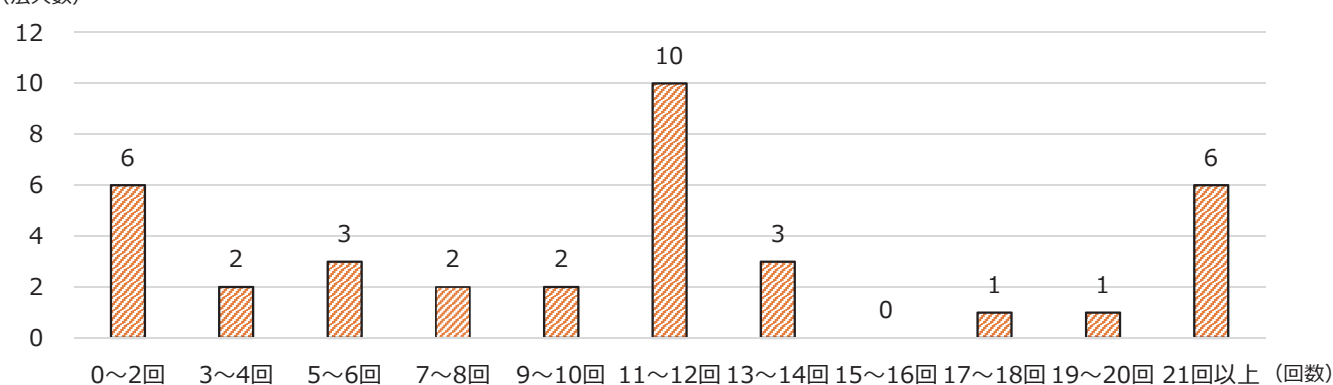


(法人数) 臨時理事会の開催回数【短大・高専法人】



		短 大 ・ 高 専 法 人										
回数 項目	0～2回	3～4回	5～6回	7～8回	9～10回	11～12回	13～14回	15～16回	17～18回	19～20回	21回以上	合計
常任理事会	6	2	3	2	2	10	3	0	1	1	6	36

(法人数) 常任理事会の開催回数【短大・高専法人】



■ A 2 5 理事会の議題・報告事項の数

貴法人における、令和2年度の理事会（定例理事会、臨時理事会）の1回あたりの平均的な議題の数と報告事項の数をそれぞれ（１）にご回答ください。また、（１）とは別に、常任理事会を設置している場合は、同様に（２）にご回答ください。

【大学法人】

〈定例理事会〉1法人あたりの平均的な議題の数は7.3、報告事項の数は3.9、分布状況で多いのは議題は4以上5未満、報告事項の数は1以上2未満である。

〈臨時理事会〉1法人あたりの平均的な議題の数は3.2、報告事項の数は1.0、分布状況で多いのは議題は1以上2未満、報告事項の数は1未満である。

〈常任理事会〉常任理事会を設置している法人のうち、1法人あたりの平均的な議題の数は7.9、報告事項の数は5.1、分布状況で多いのは議題は2以上3未満及び3以上4未満、報告事項の数は1未満である。

【短大・高専法人】

〈定例理事会〉1法人あたりの平均的な議題の数は6.4、報告事項の数は3.2、分布状況で多いのは議題は4以上5未満、報告事項の数は1以上2未満である。

〈臨時理事会〉1法人あたりの平均的な議題の数は3.0、報告事項の数は0.8、分布状況で多いのは議題は1以上2未満、報告事項の数は1未満である。

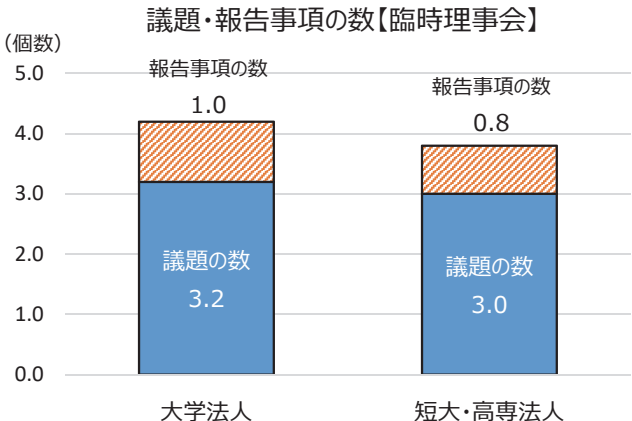
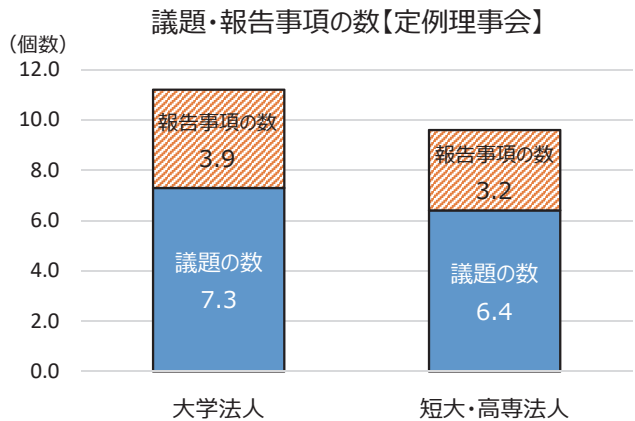
〈常任理事会〉常任理事会を設置している法人のうち、1法人あたりの平均的な議題の数は5.8、報告事項の数は7.0、分布状況で多いのは議題は2以上3未満、3以上4未満及び5以上6未満、報告事項の数は1未満及び2以上3未満である。

（１）-1 定例理事会の議題の数と報告事項の数

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均
議題の数(定例)	3,867.9	7.3	579.6	6.4	4,447.5	7.2
報告事項の数(定例)	2,088.9	3.9	288.7	3.2	2,377.6	3.8
集計法人数	532		90		622	

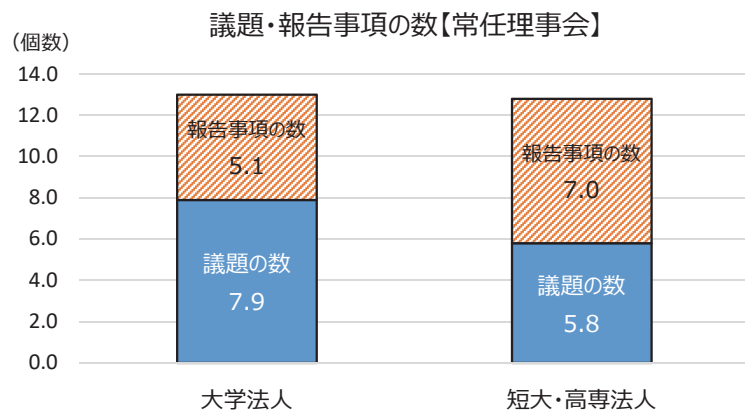
（１）-2 臨時理事会の議題の数と報告事項の数

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均
議題の数(臨時)	878.8	3.2	157.0	3.0	1,035.8	3.1
報告事項の数(臨時)	282.1	1.0	42.4	0.8	324.5	1.0
集計法人数	277		53		330	



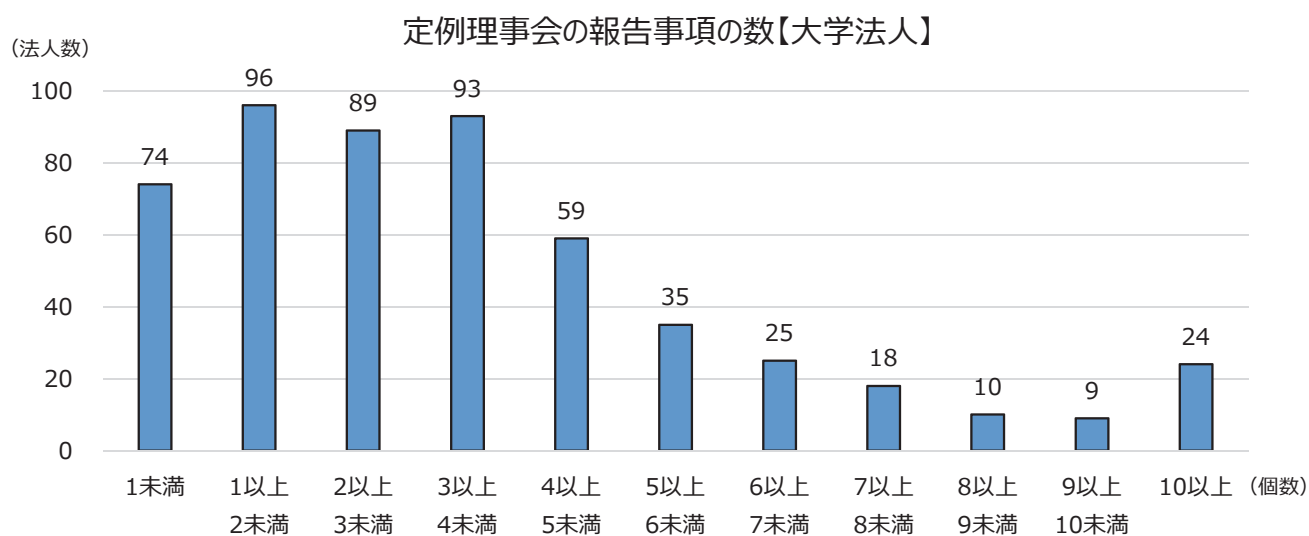
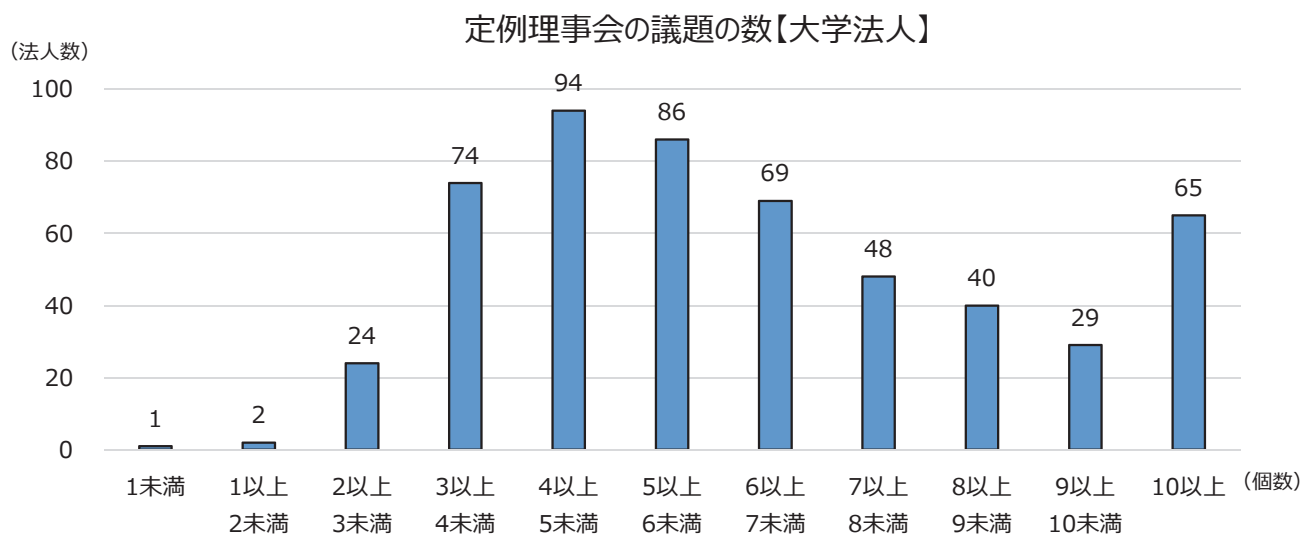
(2) 常任理事会の議題の数と報告事項の数

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均
議題の数(常任)	2,343.0	7.9	196.1	5.8	2,539.1	7.7
報告事項の数(常任)	1,515.7	5.1	236.6	7.0	1,752.3	5.3
集計法人数	296		34		330	



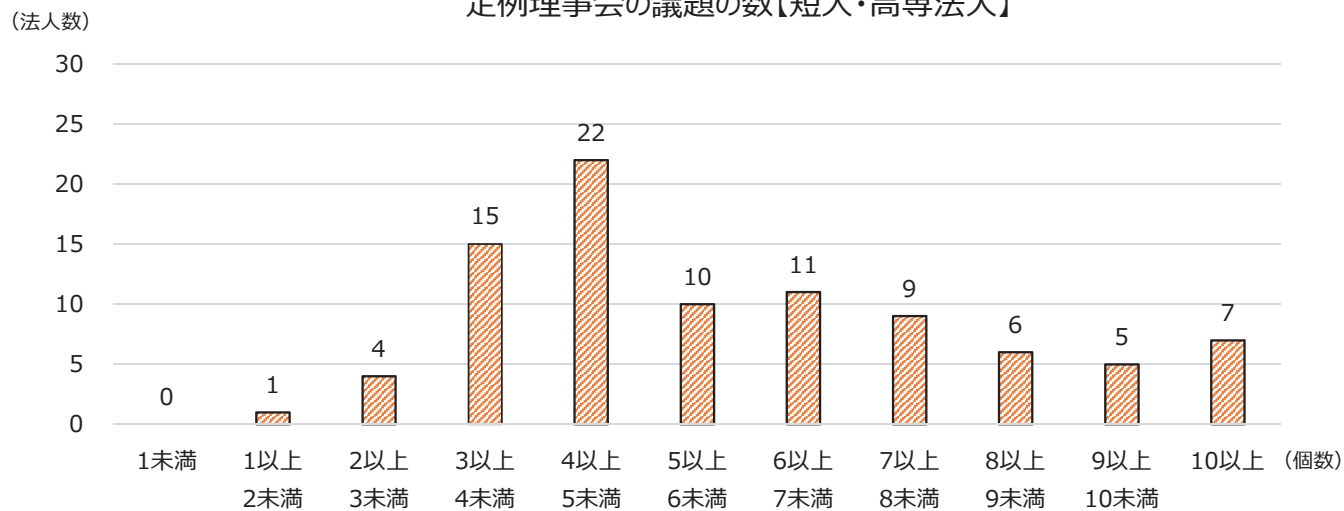
【議題・報告事項の数の分布状況 定例理事会】

項目	個数	大 学 法 人											合計
		1未満	1以上 2未満	2以上 3未満	3以上 4未満	4以上 5未満	5以上 6未満	6以上 7未満	7以上 8未満	8以上 9未満	9以上 10未満	10以上	
定例議題の数		1	2	24	74	94	86	69	48	40	29	65	532
定例報告事項の数		74	96	89	93	59	35	25	18	10	9	24	532

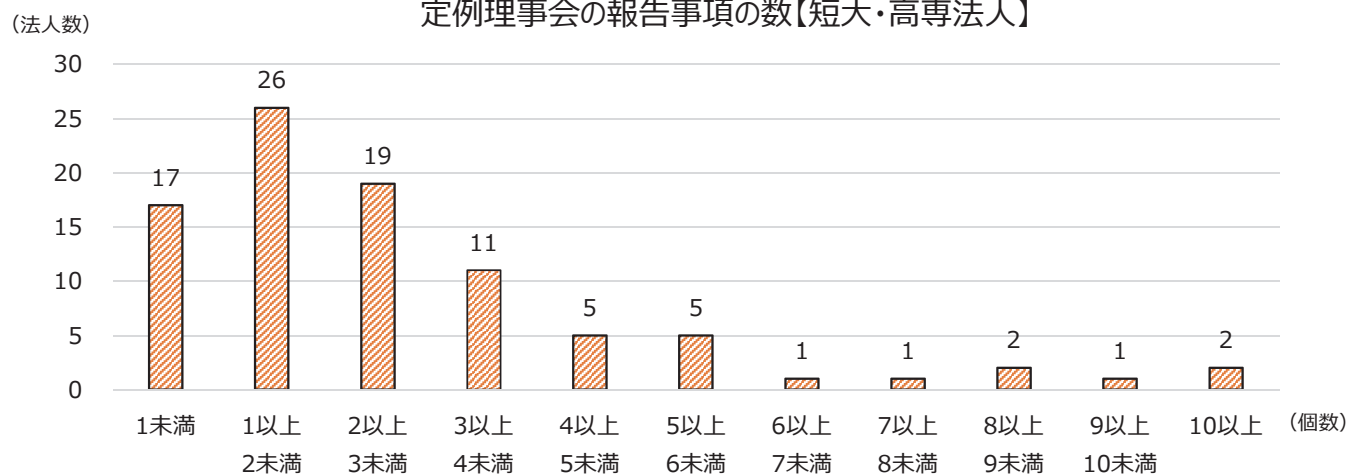


		短 大 ・ 高 専 法 人										
個数 項目	1未満	1以上 2未満	2以上 3未満	3以上 4未満	4以上 5未満	5以上 6未満	6以上 7未満	7以上 8未満	8以上 9未満	9以上 10未満	10以上	合計
定例議題の数	0	1	4	15	22	10	11	9	6	5	7	90
定例報告事項の数	17	26	19	11	5	5	1	1	2	1	2	90

定例理事会の議題の数【短大・高専法人】



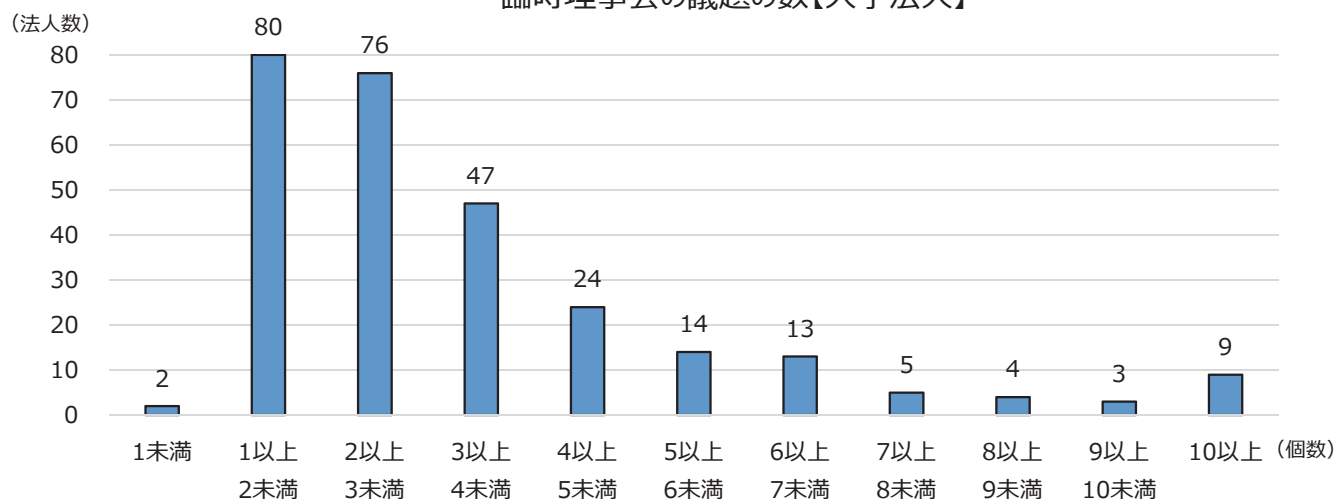
定例理事会の報告事項の数【短大・高専法人】



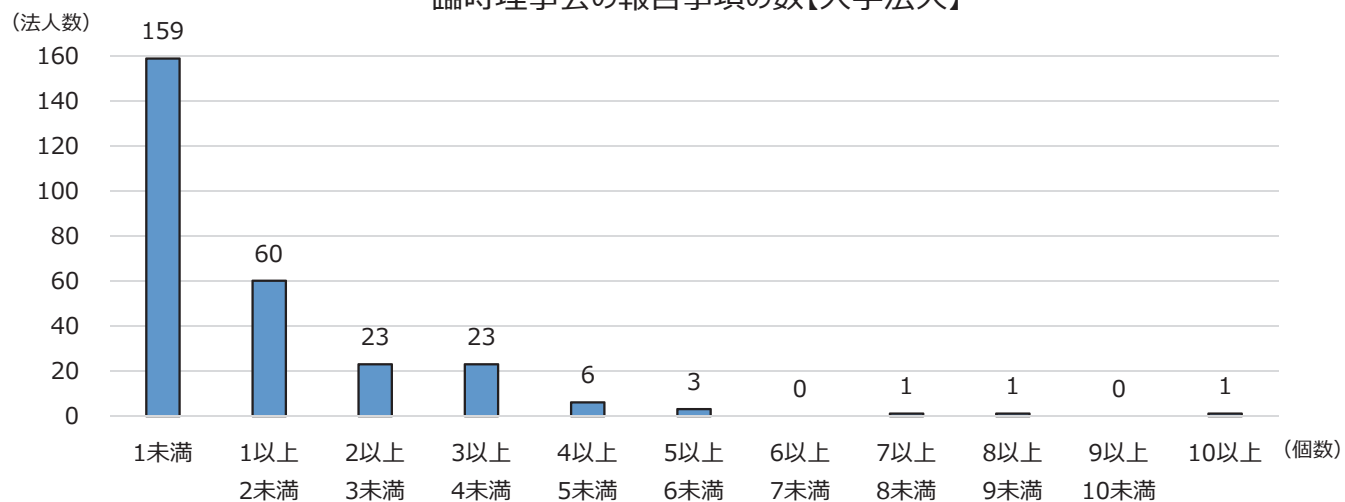
【議題・報告事項の数の分布状況 臨時理事会】

		大 学 法 人											
個数 項目	1未満	1以上 2未満	2以上 3未満	3以上 4未満	4以上 5未満	5以上 6未満	6以上 7未満	7以上 8未満	8以上 9未満	9以上 10未満	10以上	合計	
臨時議題の数	2	80	76	47	24	14	13	5	4	3	9	277	
臨時報告事項の数	159	60	23	23	6	3	0	1	1	0	1	277	

臨時理事会の議題の数【大学法人】

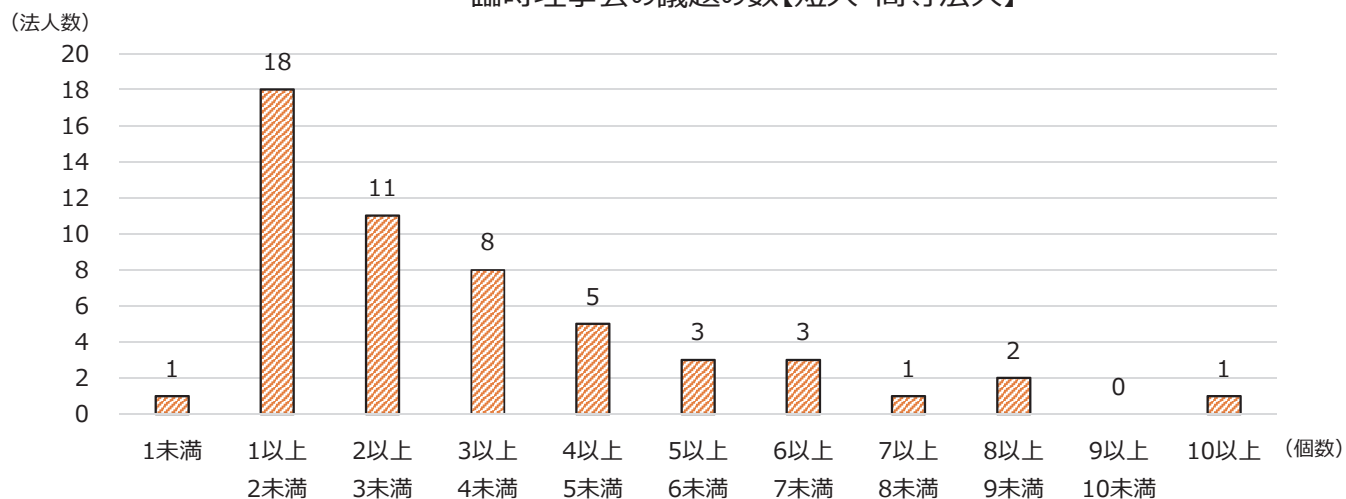


臨時理事会の報告事項の数【大学法人】

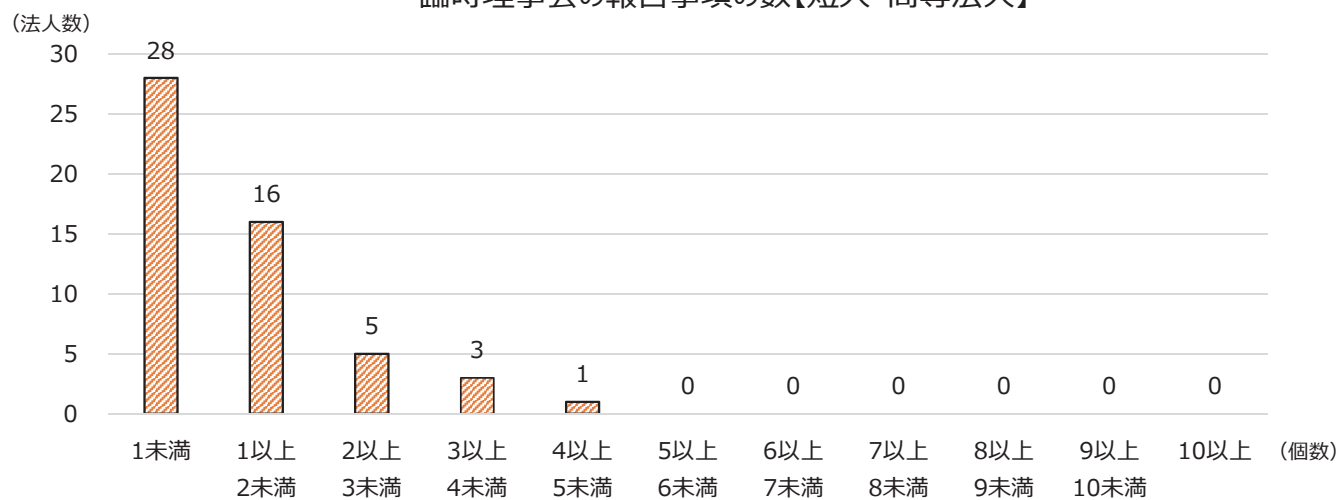


		短 大 ・ 高 専 法 人										
項目 \ 個数	1未満	1以上 2未満	2以上 3未満	3以上 4未満	4以上 5未満	5以上 6未満	6以上 7未満	7以上 8未満	8以上 9未満	9以上 10未満	10以上	合計
臨時議題の数	1	18	11	8	5	3	3	1	2	0	1	53
臨時報告事項の数	28	16	5	3	1	0	0	0	0	0	0	53

臨時理事会の議題の数【短大・高専法人】



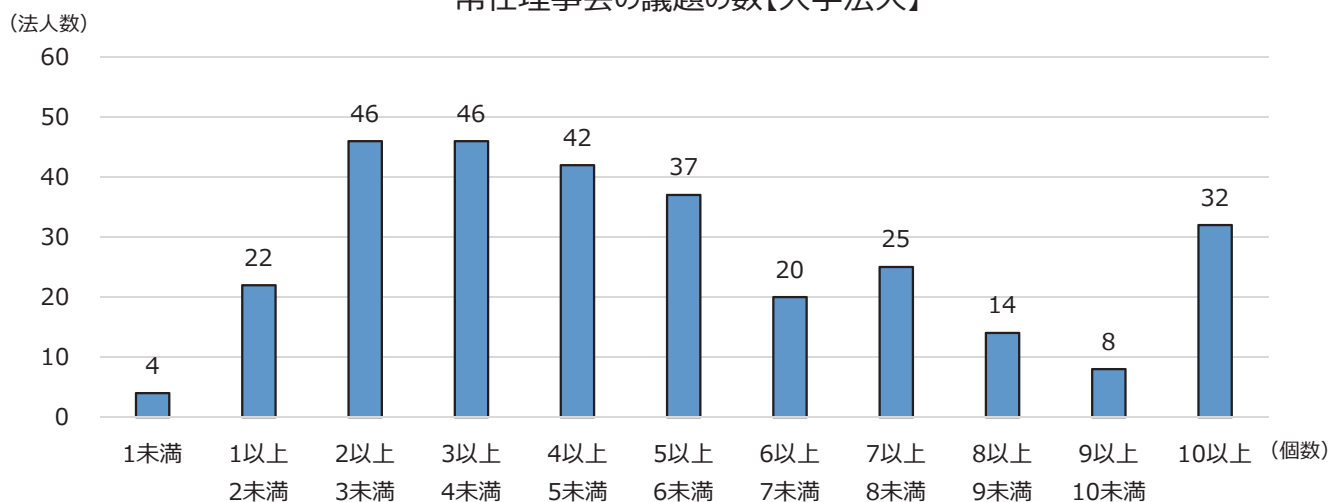
臨時理事会の報告事項の数【短大・高専法人】



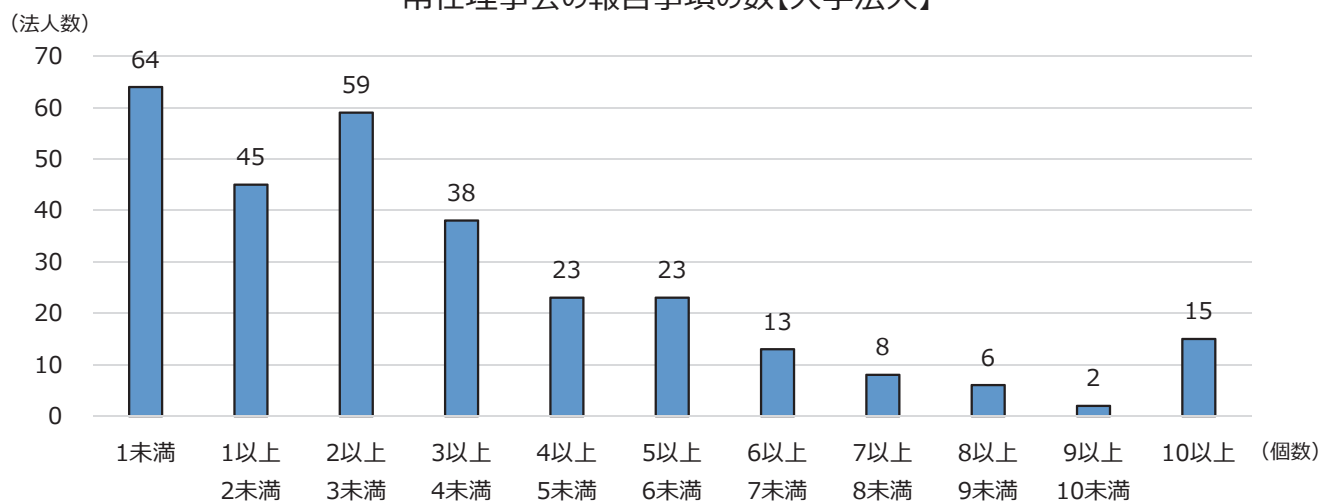
【議題・報告事項の数の分布状況 常任理事会】

項目	個数	大 学 法 人										
		1未満	1以上 2未満	2以上 3未満	3以上 4未満	4以上 5未満	5以上 6未満	6以上 7未満	7以上 8未満	8以上 9未満	9以上 10未満	10以上 合計
常任議題の数		4	22	46	46	42	37	20	25	14	8	32
常任報告事項の数		64	45	59	38	23	23	13	8	6	2	15
												296

常任理事会の議題の数【大学法人】

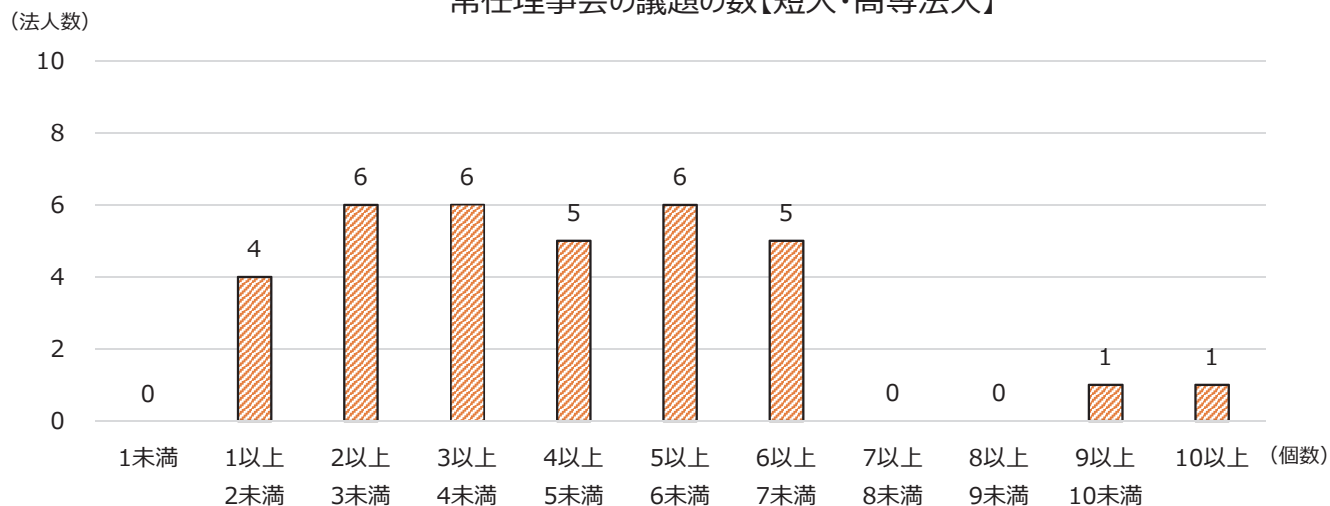


常任理事会の報告事項の数【大学法人】

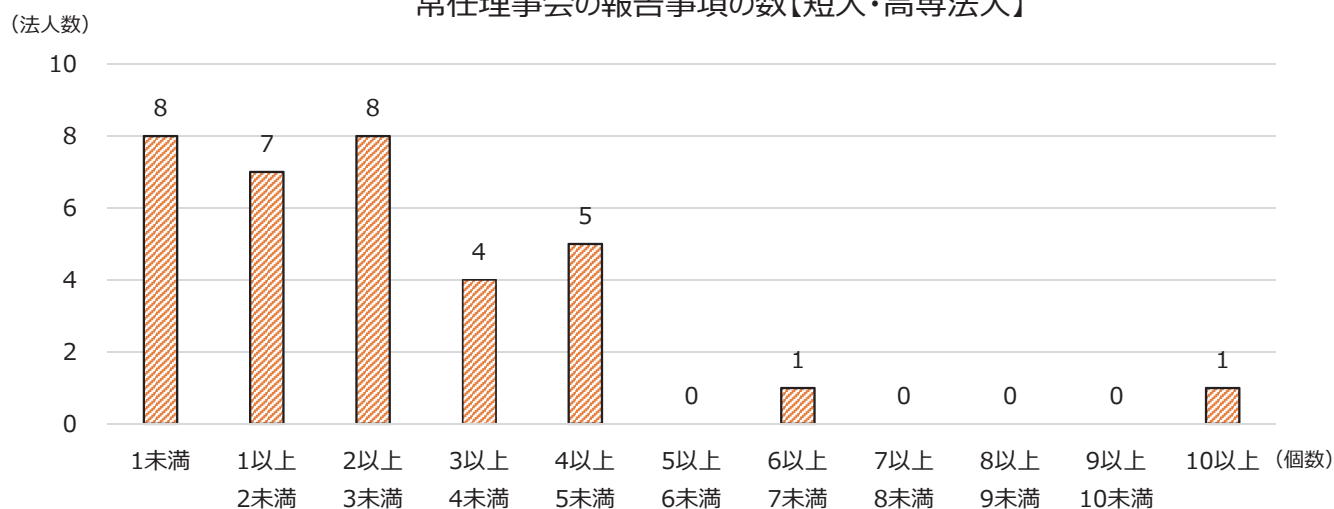


		短 大 ・ 高 専 法 人										
項目 \ 個数	1未満	1以上 2未満	2以上 3未満	3以上 4未満	4以上 5未満	5以上 6未満	6以上 7未満	7以上 8未満	8以上 9未満	9以上 10未満	10以上	合計
常任議題の数	0	4	6	6	5	6	5	0	0	1	1	34
常任報告事項の数	8	7	8	4	5	0	1	0	0	0	1	34

常任理事会の議題の数【短大・高専法人】



常任理事会の報告事項の数【短大・高専法人】



■ A 2 6 理事会の時間

貴法人における、令和2年度の理事会（定例理事会、臨時理事会）の1回あたりの平均的な時間について、（１）からご選択ください。また、（１）とは別に、常任理事会を設置している場合は、同様に（２）からご選択ください。

〈定例理事会〉平均的な時間は「1時間以上2時間未満」が最も多く、大学法人は54.1%、短大・高専法人は63.3%である。

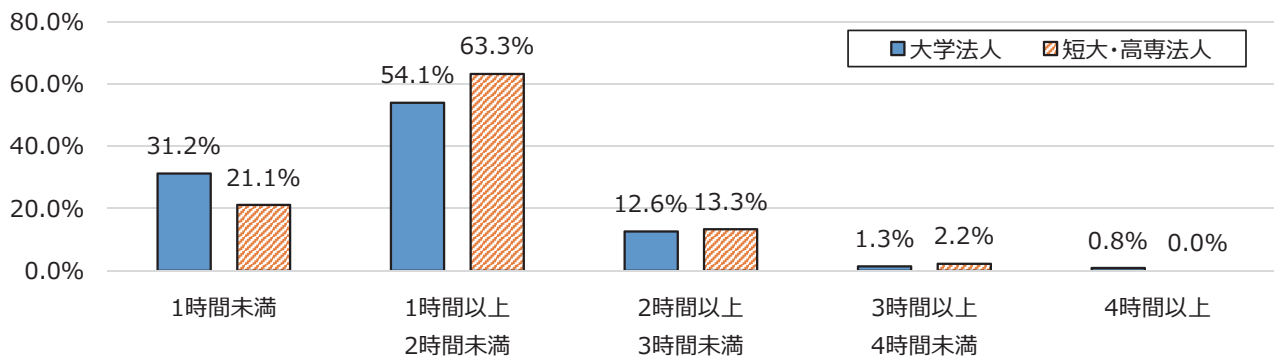
〈臨時理事会〉平均的な時間は「1時間未満」が最も多く、大学法人は63.8%、短大・高専法人は58.5%である。

〈常任理事会〉常任理事会を設置している法人のうち、平均的な時間は「1時間以上2時間未満」が最も多く、大学法人は54.4%、短大・高専法人は52.9%である。

（１）-1 定例理事会の平均的な時間

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1時間未満	166	31.2%	19	21.1%	185	29.7%
1時間以上2時間未満	288	54.1%	57	63.3%	345	55.5%
2時間以上3時間未満	67	12.6%	12	13.3%	79	12.7%
3時間以上4時間未満	7	1.3%	2	2.2%	9	1.4%
4時間以上	4	0.8%	0	0.0%	4	0.6%
集計法人数	532		90		622	

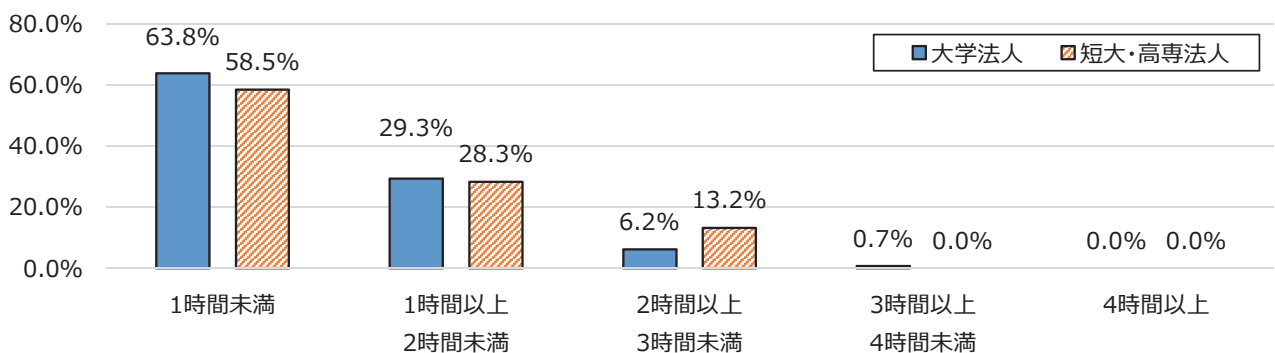
定例理事会の平均的な時間



（１）-2 臨時理事会の平均的な時間

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1時間未満	176	63.8%	31	58.5%	207	62.9%
1時間以上2時間未満	81	29.3%	15	28.3%	96	29.2%
2時間以上3時間未満	17	6.2%	7	13.2%	24	7.3%
3時間以上4時間未満	2	0.7%	0	0.0%	2	0.6%
4時間以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
集計法人数	276		53		329	

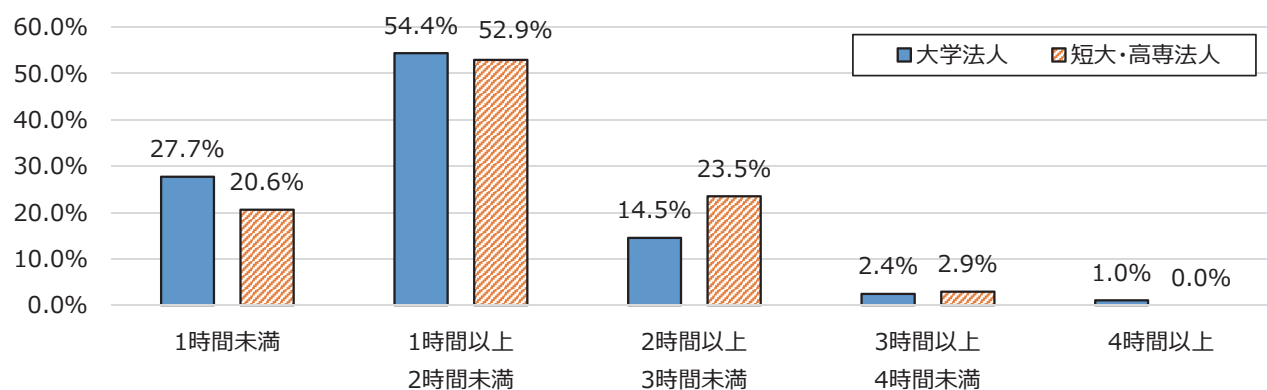
臨時理事会の平均的な時間



(2) 常任理事会の平均的な時間

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1時間未満	82	27.7%	7	20.6%	89	27.0%
1時間以上2時間未満	161	54.4%	18	52.9%	179	54.2%
2時間以上3時間未満	43	14.5%	8	23.5%	51	15.5%
3時間以上4時間未満	7	2.4%	1	2.9%	8	2.4%
4時間以上	3	1.0%	0	0.0%	3	0.9%
集計法人数	296		34		330	

常任理事会の平均的な時間



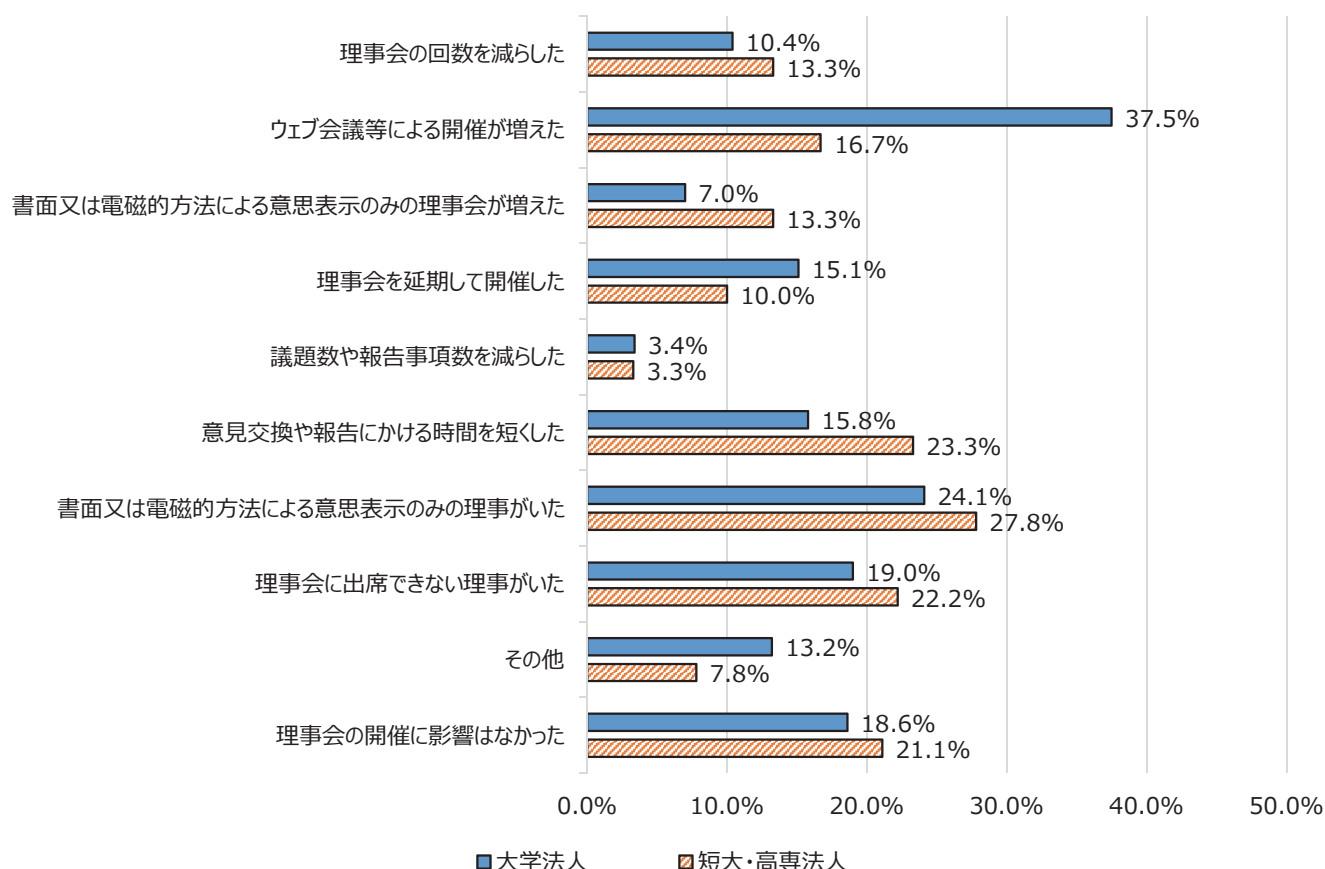
■ A 2 7 新型コロナウイルス感染症拡大による理事会への影響

令和2年度の理事会（定例理事会、臨時理事会）の開催において、新型コロナウイルス感染症拡大によってどのような影響がありましたか。下記項目の中から、該当する項目を全てご選択ください。

新型コロナウイルス感染症拡大による理事会への影響は、大学法人は「ウェブ会議等による開催が増えた」が最も多く37.5%、短大・高専法人は「書面又は電磁的方法による意思表示のみの理事がいた」が最も多く27.8%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	理事会の回数を減らした	55	10.4%	12	13.3%	67	10.8%
2	ウェブ会議等による開催が増えた	199	37.5%	15	16.7%	214	34.5%
3	書面又は電磁的方法による意思表示のみの理事会が増えた	37	7.0%	12	13.3%	49	7.9%
4	理事会を延期して開催した	80	15.1%	9	10.0%	89	14.3%
5	議題数や報告事項数を減らした	18	3.4%	3	3.3%	21	3.4%
6	意見交換や報告にかかる時間を短くした	84	15.8%	21	23.3%	105	16.9%
7	書面又は電磁的方法による意思表示のみの理事がいた	128	24.1%	25	27.8%	153	24.6%
8	理事会に出席できない理事がいた	101	19.0%	20	22.2%	121	19.5%
9	その他	70	13.2%	7	7.8%	77	12.4%
10	理事会の開催に影響はなかった	99	18.6%	19	21.1%	118	19.0%
	集計法人数	531		90		621	

新型コロナウイルス感染症拡大による理事会への影響



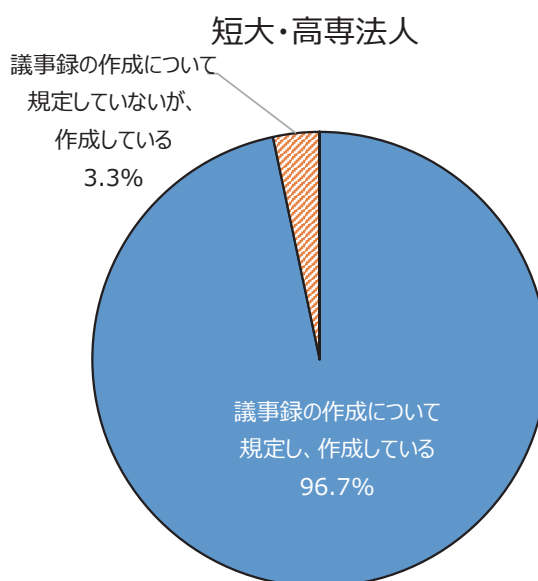
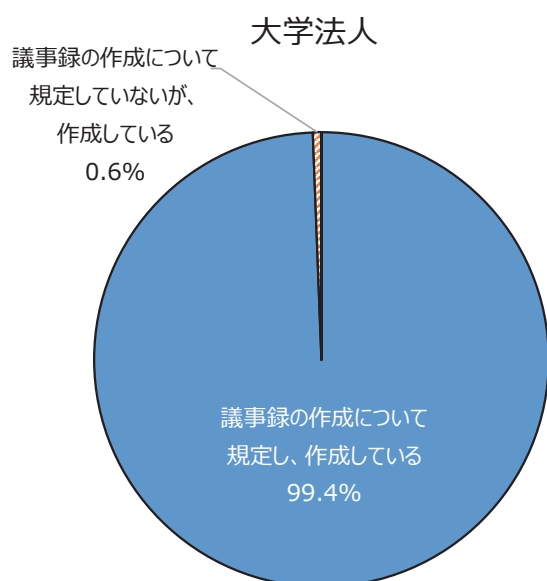
■ A 2 8 理事会の議事録

貴法人では理事会の議事録を作成していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

大学法人は99.4%、短大・高専法人は96.7%が理事会の議事録の作成について規定し、作成している。また、「作成について規定していないが、作成している」法人と合わせると、大学法人、短大・高専法人ともに100.0%が理事会の議事録を作成している。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	議事録の作成について規定し、作成している	529	99.4%	87	96.7%	616	99.0%
2	議事録の作成について規定していないが、作成している	3	0.6%	3	3.3%	6	1.0%
3	議事録を作成していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	集計法人数	532		90		622	

理事会の議事録の作成



■ A 2 9 理事会の議事録の評議員会への開示

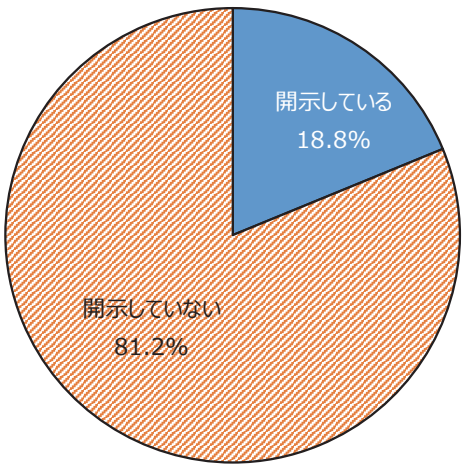
貴法人では理事会の議事録の評議員会に開示していますか。下記項目の中から、該当する項目をご選択ください。

大学法人は18.8%、短大・高専法人は16.7%が理事会の議事録の評議員会に開示している。

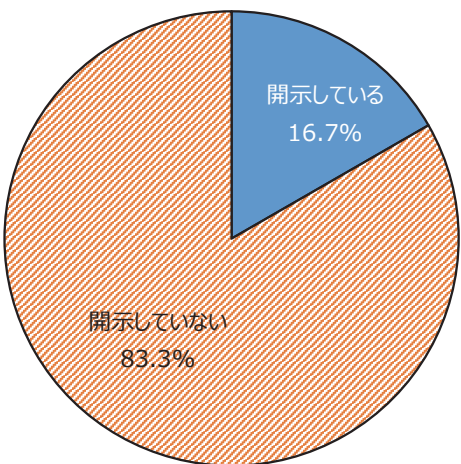
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	議事録の評議員会に開示している	100	18.8%	15	16.7%	115	18.5%
2	議事録の評議員会に開示していない	432	81.2%	75	83.3%	507	81.5%
	集計法人数	532		90		622	

理事会の議事録の評議員会への開示

大学法人



短大・高専法人



■ A 3 0 理事会における利害関係を有する理事の退席

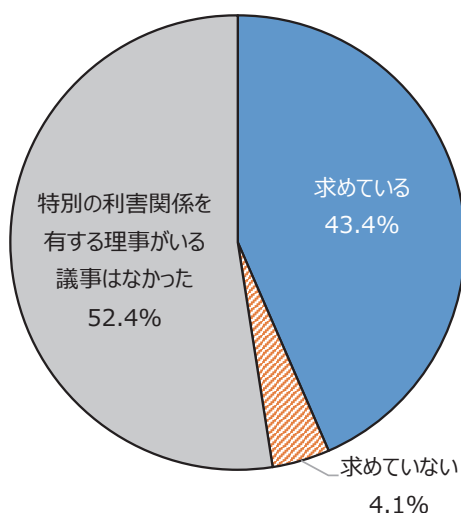
貴法人では令和2年度の理事会において、議事に特別の利害関係を有する理事に、一時退席を求めていますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

大学法人は43.4%、短大・高専法人は27.8%が、令和2年度の理事会において議事に特別の利害関係を有する理事に一時退席を求めている。なお、大学法人は52.4%、短大・高専法人は70.0%が「特別の利害関係を有する理事がいる議事はなかった」と回答している。

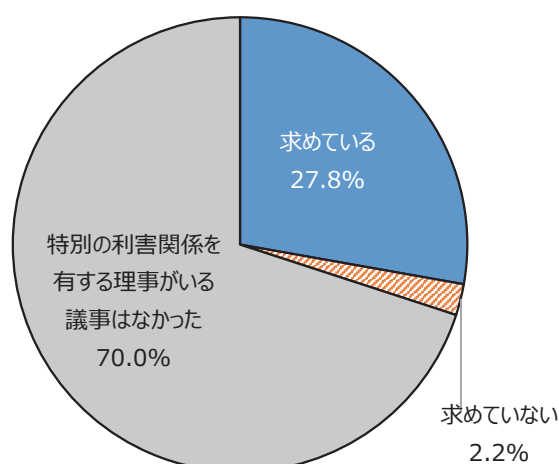
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	求めている	231	43.4%	25	27.8%	256	41.2%
2	求めていない	22	4.1%	2	2.2%	24	3.9%
3	特別の利害関係を有する理事がいる議事はなかった	279	52.4%	63	70.0%	342	55.0%
	集計法人数	532		90		622	

理事会における利害関係を有する理事の一時退席

大学法人



短大・高専法人



■ A 3 1 役員報酬基準の作成

貴法人の役員報酬基準について、報酬等の額の算定方法をどのように規定していますか。（１）の項目の中から、該当する項目を１つご選択ください。

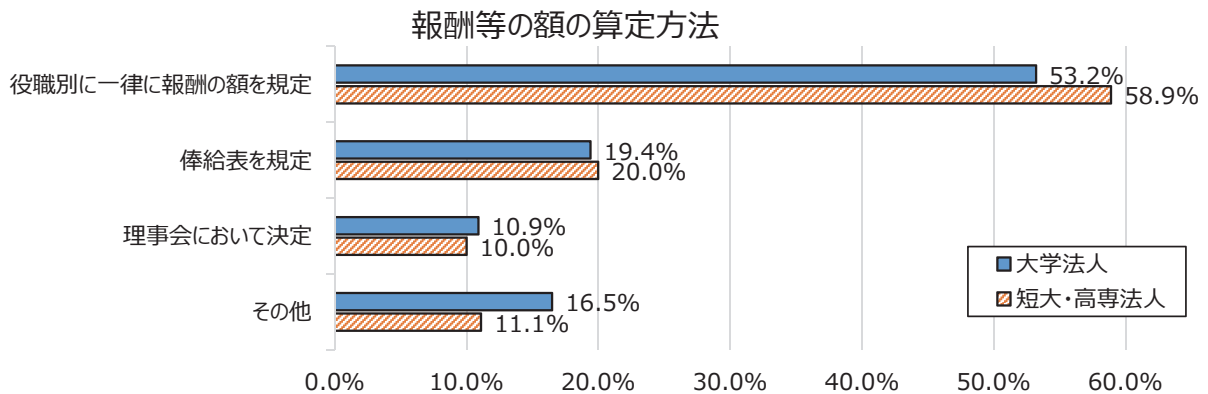
また、適切な基準を確保するため、どのような工夫をしていますか。（２）の項目の中から、該当する項目を全てご選択ください。

（１）報酬等の額の算定方法は、「役職別に一律に報酬の額を規定している」が最も多く、大学法人は53.2%、短大・高専法人は58.9%である。

（２）適切な基準を確保するための工夫は、「自法人の経理状況やその他事情を考慮して作成している」が最も多く、大学法人は61.1%、短大・高専法人は67.8%である。

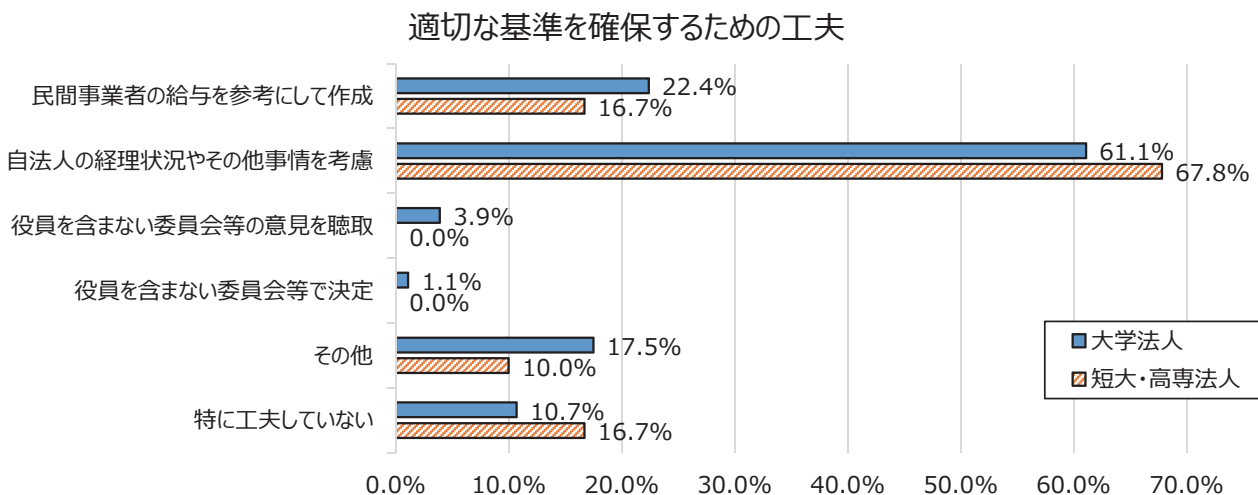
（１）報酬等の額の算定方法

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	役職別に一律に報酬の額を規定している	283	53.2%	53	58.9%	336	54.0%
2	俸給表を規定している	103	19.4%	18	20.0%	121	19.5%
3	報酬総額を定め、その範囲内で理事会において決定している	58	10.9%	9	10.0%	67	10.8%
4	その他	88	16.5%	10	11.1%	98	15.8%
集計法人数		532		90		622	



（２）適切な基準を確保するための工夫

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与を参考にして作成している	119	22.4%	15	16.7%	134	21.5%
2	自法人の経理状況やその他事情を考慮して作成している	325	61.1%	61	67.8%	386	62.1%
3	役員を含まない委員会等の意見を聴取している	21	3.9%	0	0.0%	21	3.4%
4	役員を含まない委員会等で決定している	6	1.1%	0	0.0%	6	1.0%
5	その他	93	17.5%	9	10.0%	102	16.4%
6	特に工夫していない	57	10.7%	15	16.7%	72	11.6%
集計法人数		532		90		622	



■ A 3 2 役員の善管注意義務や忠実義務

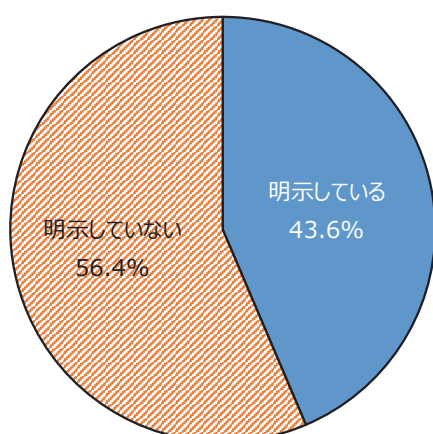
貴法人では、法人内において役員に対し、善管注意義務や忠実義務を明示していますか。下記項目の中から、該当する項目をご選択ください。「1.明示している」に該当する場合は、「a～d」のうち、該当する項目を全てご選択ください。

大学法人は43.6%、短大・高専法人は32.2%が法人内において役員に対し、善管注意義務や忠実義務を明示している。明示の方法は、「寄附行為に明示している」が最も多く、大学法人は20.7%、短大・高専法人は21.1%である。

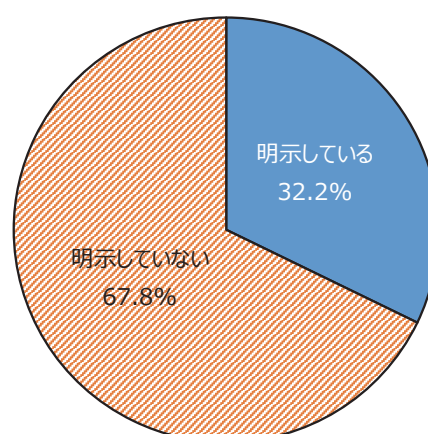
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	明示している	232	43.6%	29	32.2%	261	42.0%
	a 誓約書に明示し、役員と取り交わしている	56	10.5%	8	8.9%	64	10.3%
	b 寄附行為に明示している	110	20.7%	19	21.1%	129	20.7%
	c 寄附行為以外の規定で明示している	33	6.2%	2	2.2%	35	5.6%
	d その他	54	10.2%	5	5.6%	59	9.5%
2	明示していない	300	56.4%	61	67.8%	361	58.0%
集計法人数		532		90		622	

役員の善管注意義務や忠実義務の明示の有無

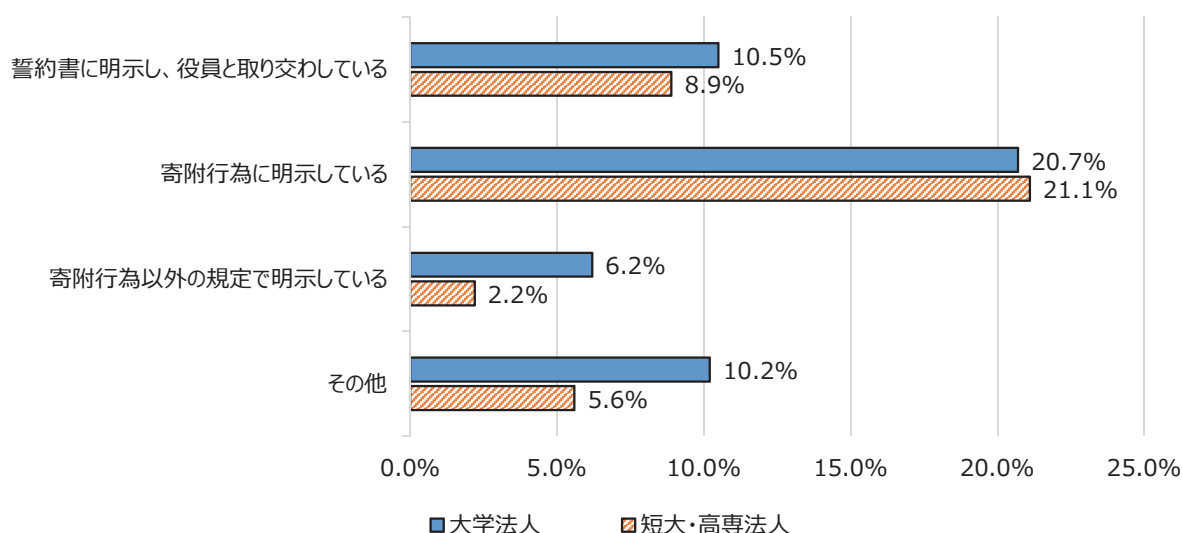
大学法人



短大・高専法人



役員の善管注意義務や忠実義務の明示の手段



■ A 3 3 理事会決議による役員の損害賠償責任の免除に関する規定

貴法人では、寄附行為において私立学校法第44条の5（※）に定める理事会の決議による役員の損害賠償責任の免除について規定していますか。下記項目の中から、該当する項目をご選択ください。

※第44条の5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読替え

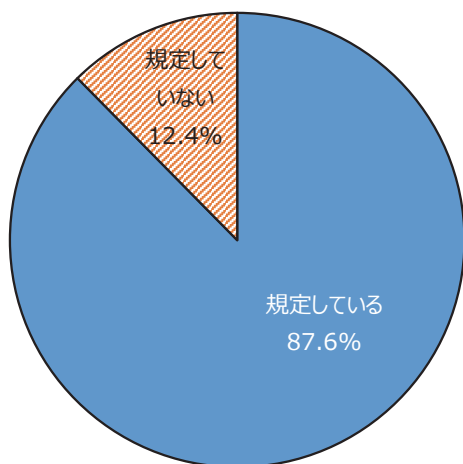
第114条第1項 第百十二条の規定にかかわらず、学校法人（理事が二人以上ある場合に限る。）は、私立学校法第四十四条の二第一項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を寄附行為で定めることができる。

大学法人は87.6%、短大・高専法人は68.9%が、寄附行為において理事会の決議による役員の損害賠償責任の免除について規定している。

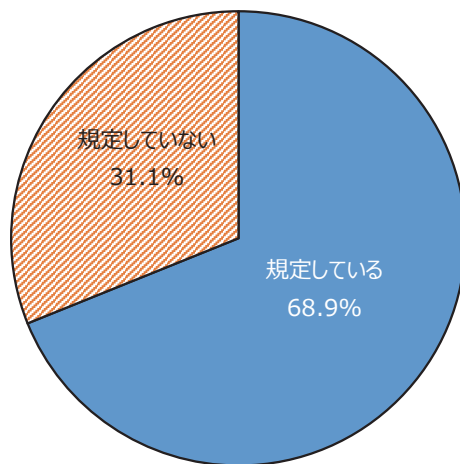
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	規定している	466	87.6%	62	68.9%	528	84.9%
2	規定していない	66	12.4%	28	31.1%	94	15.1%
集計法人数		532		90		622	

理事会決議による役員の損害賠償責任の免除に関する規定

大学法人



短大・高専法人



■ A 3 4 非業務執行理事等と責任限定契約を締結するための規定

貴法人では、寄附行為において私立学校法第44条の5（※）に定める非業務執行理事等との責任限定契約の締結について規定していますか。（1）の項目の中から、該当する項目をご選択ください。「1.規定している」に該当する場合は、「a,b」のうち、該当する項目をご選択ください。

また、当該規定に基づき、責任限定契約を締結していますか。（2）の項目の中から、該当する項目をご選択ください。「2.締結していない」に該当する場合は、「a,b」のうち、該当する項目をご選択ください。

※第44条の5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読替え

第115条第1項 第百十二条の規定にかかわらず、学校法人は、理事（業務執行理事（理事長、理事長以外の理事であって寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの及び当該学校法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第百四十一条第三項において同じ。）又は当該学校法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条及び第三百一条第二項第十二号において「非業務執行理事等」という。）の私立学校法第四十四条の二第一項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、寄附行為で定めた額の範囲内であらかじめ学校法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を寄附行為で定めることができる。

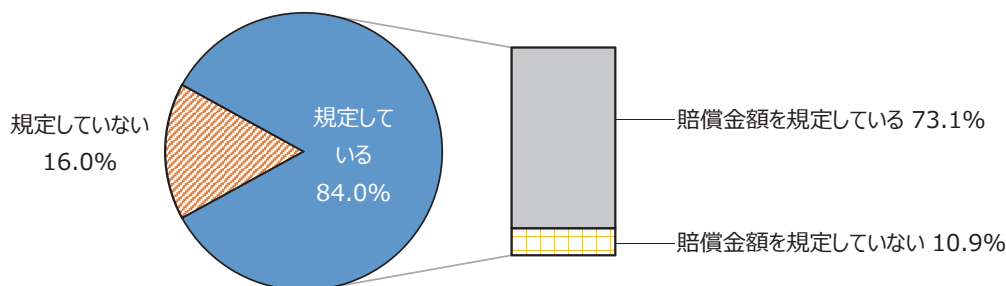
（1）大学法人は84.0%、短大・高専法人は65.6%が、寄附行為において非業務執行理事等との責任限定契約の締結について規定している。また、大学法人は73.1%、短大・高専法人は53.3%が賠償金額を規定している。

（2）責任限定契約の締結について規定している法人のうち、大学法人は61.5%、短大・高専法人は47.5%が当該規定に基づき責任限定契約を締結している。また、大学法人は13.2%、短大・高専法人は25.4%が締結に向けて検討している。

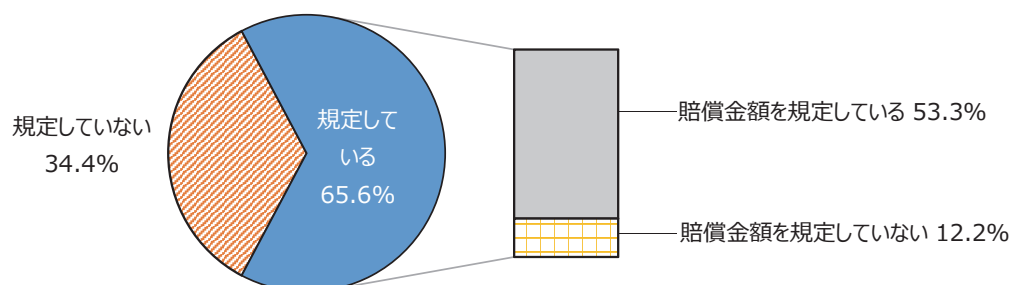
（1）寄附行為における規定の有無

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	規定している	447	84.0%	59	65.6%	506	81.4%
	a 賠償金額を規定している	389	73.1%	48	53.3%	437	70.3%
	b 賠償金額を規定していない	58	10.9%	11	12.2%	69	11.1%
2	規定していない	85	16.0%	31	34.4%	116	18.6%
集計法人数		532		90		622	

非業務執行理事等と責任限定契約を締結するための規定【大学法人】



非業務執行理事等と責任限定契約を締結するための規定【短大・高専法人】

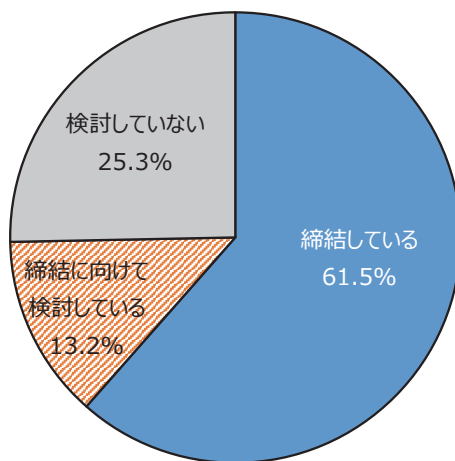


(2) 責任限定契約の締結について

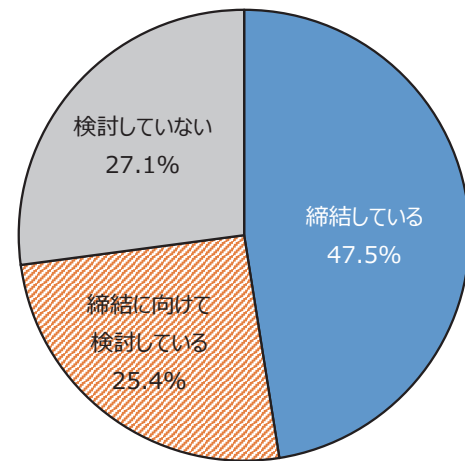
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	締結している	275	61.5%	28	47.5%	303	59.9%
	締結していない	172	38.5%	31	52.5%	203	40.1%
2	a 締結に向けて検討している	59	13.2%	15	25.4%	74	14.6%
	b 検討していない	113	25.3%	16	27.1%	129	25.5%
	集計法人数	447		59		506	

責任限定契約の締結

大学法人



短大・高専法人



■ A 3 5 補償契約の締結

貴法人では、私立学校法第44条の5（※）に定める補償契約を締結していますか。下記項目の中から、該当する項目をご選択ください。「2.締結していない」に該当する場合は、「a,b」のうち、該当する項目をご選択ください。

※第44条の5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読替え

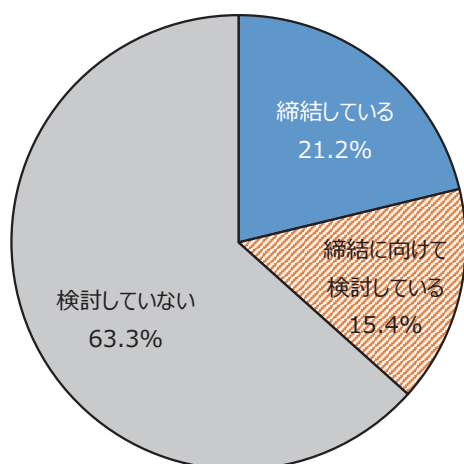
第118条の2第1項 学校法人が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該学校法人が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

大学法人は21.2%、短大・高専法人は7.8%が補償契約を締結している。また、大学法人は15.4%、短大・高専法人は24.4%が締結に向けて検討している。

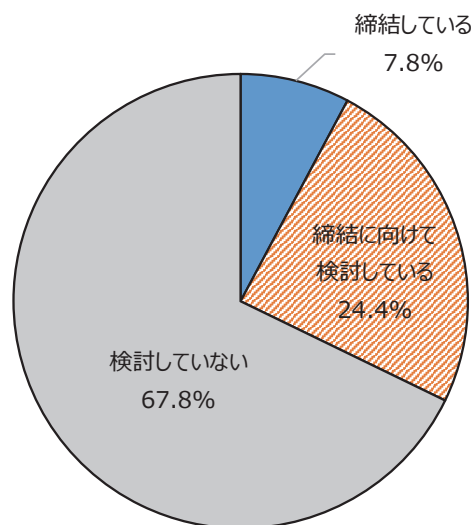
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	締結している	113	21.2%	7	7.8%	120	19.3%
2	締結していない	419	78.8%	83	92.2%	502	80.7%
	a 締結に向けて検討している	82	15.4%	22	24.4%	104	16.7%
	b 検討していない	337	63.3%	61	67.8%	398	64.0%
	集計法人数	532		90		622	

補償契約の締結について

大学法人



短大・高専法人



■ A 3 6 役員賠償責任保険契約の締結

貴法人では、私立学校法第44条の5（※）に定める役員賠償責任保険契約を締結していますか。下記項目の中から、該当する項目をご選択ください。「2.締結していない」に該当する場合は、「a,b」のうち、該当する項目をご選択ください。

※第44条の5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読替え

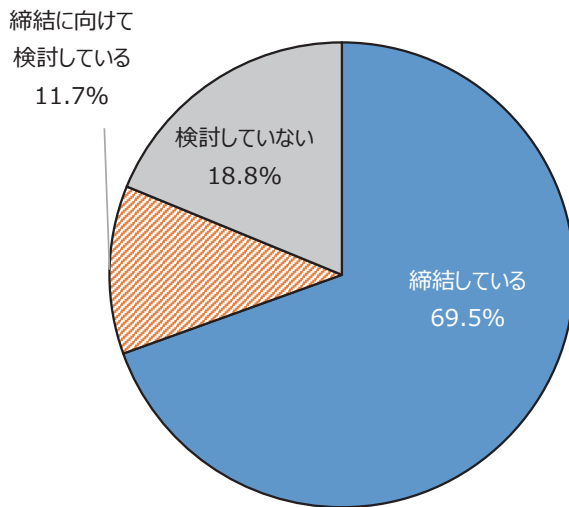
第118条の3第1項 学校法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして文部科学省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

大学法人は69.5%、短大・高専法人は42.2%が役員賠償責任保険契約を締結している。また、大学法人は11.7%、短大・高専法人は23.3%が締結に向けて検討している。

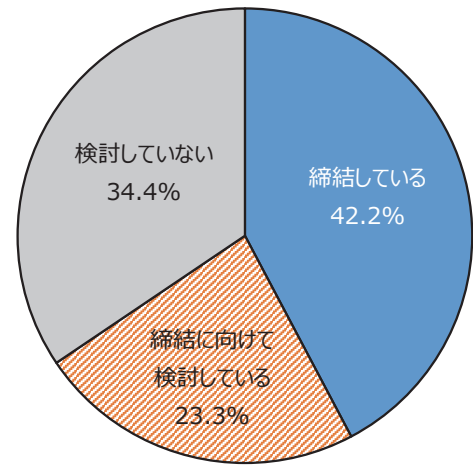
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	締結している	370	69.5%	38	42.2%	408	65.6%
2	締結していない	162	30.5%	52	57.8%	214	34.4%
	a 締結に向けて検討している	62	11.7%	21	23.3%	83	13.3%
	b 検討していない	100	18.8%	31	34.4%	131	21.1%
	集計法人数	532		90		622	

役員賠償責任保険契約の締結

大学法人



短大・高専法人



■ A 3 7 私立学校法に定めない役職の設置

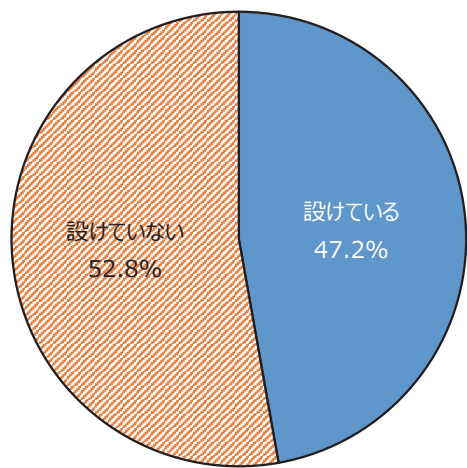
貴法人における執行体制の中に、私立学校法に基づく役職の他に、法人運営の意思決定にかかわる役職（総長、学園長、顧問等）を独自に設けていますか。下記項目の中から、該当する項目をご選択ください。

大学法人は47.2%、短大・高専法人は43.3%が、私立学校法に基づく役職の他に、法人運営の意思決定にかかわる役職を独自に設けている。

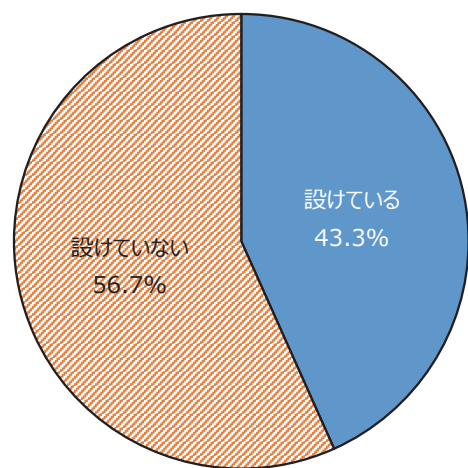
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	設けている	251	47.2%	39	43.3%	290	46.6%
2	設けていない	281	52.8%	51	56.7%	332	53.4%
集計法人数		532		90		622	

私立学校法に定めない役職の設置

大学法人



短大・高専法人



B 評議員

■ B 1 評議員の実人数

貴法人における私立学校法第44条第1項第1号から第3号（※）の各号に該当する評議員について、それぞれ実人数を（１）にご回答ください。

また評議員のうち、貴法人の理事と兼任している評議員の実人数、役員や他の評議員の配偶者または三親等以内の親族である評議員の実人数及び教職員と兼任している評議員の実人数（役員を除く）を（２）にご回答ください。

※第44条第1項 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもののうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

（１）【大学法人】

1法人あたりの評議員の平均人数は27.2人である。内訳としては、3号評議員が最も多く11.7人である。また、各号別の人数の分布状況で多いのは、1号評議員が7～8人、2号評議員が3～4人、3号評議員が17人以上である。

【短大・高専法人】

1法人あたりの評議員の平均人数は18.8人である。内訳としては、3号評議員が最も多く9.6人である。また、各号別の人数の分布状況で多いのは、1号評議員が5人、2号評議員が3人、3号評議員が9人以上である。

（２）【大学法人】

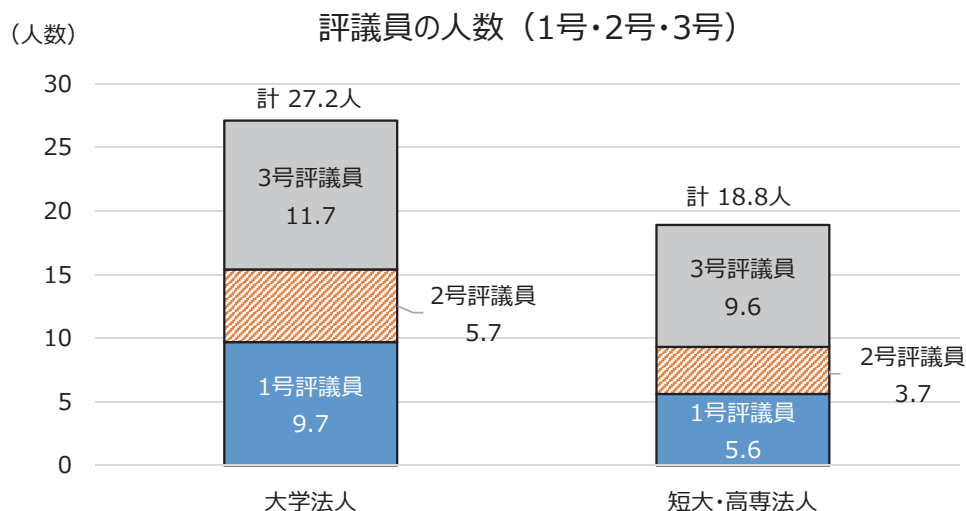
理事と兼任している評議員の平均人数は8.2人、役員や他の評議員の配偶者または三親等以内の親族である評議員の平均人数は0.8人、教職員と兼任している評議員（役員を除く）の平均人数は9.1人である。

【短大・高専法人】

理事と兼任している評議員の平均人数は6.1人、役員や他の評議員の配偶者または三親等以内の親族である評議員の平均人数は0.9人、教職員と兼任している評議員（役員を除く）の平均人数は5.2人である。

（１）各号別の実人数

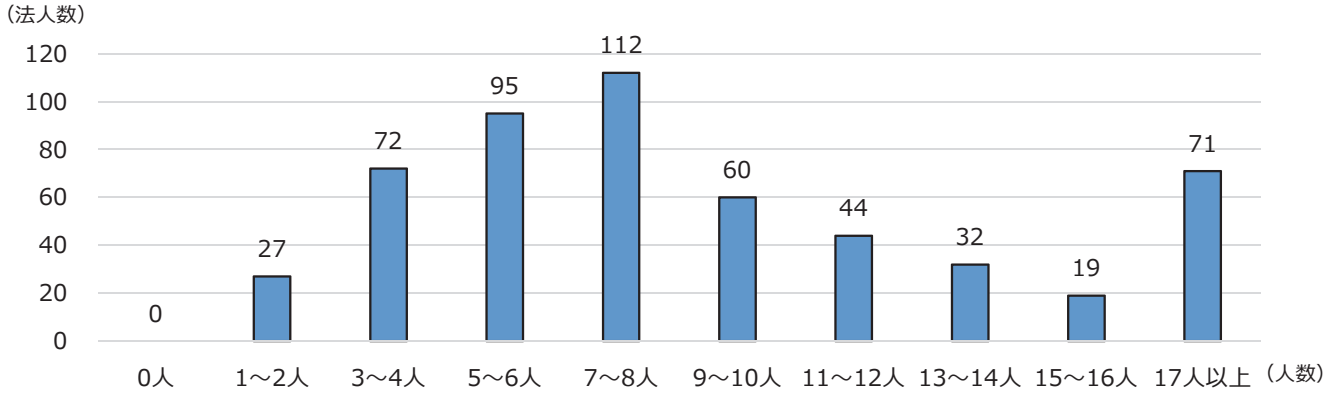
項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均
1号評議員（職員）	5,179	9.7	500	5.6	5,679	9.1
2号評議員（卒業生）	3,049	5.7	335	3.7	3,384	5.4
3号評議員（寄附行為）	6,237	11.7	860	9.6	7,097	11.4
評議員計	14,465	27.2	1,695	18.8	16,160	26.0
集計法人数	532		90		622	



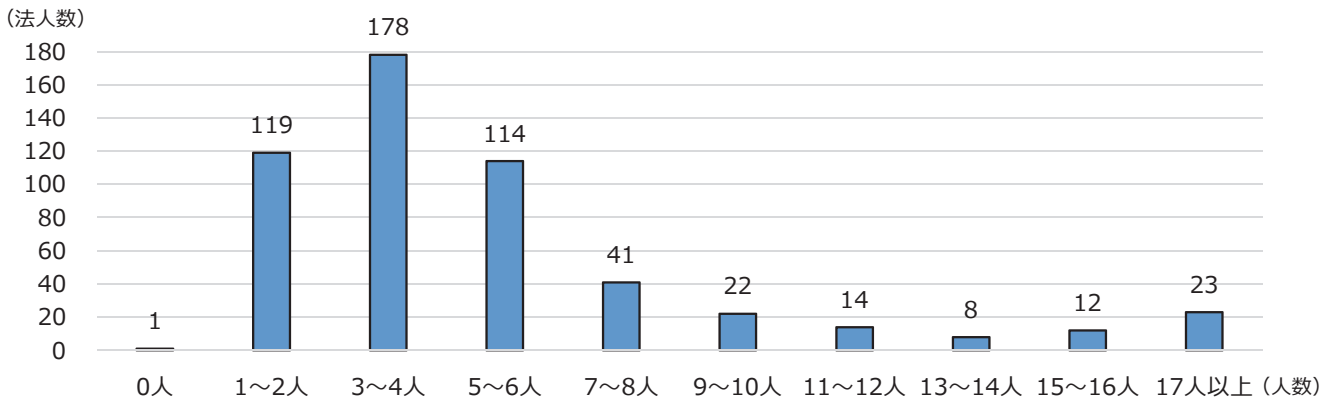
【人数の分布状況】

		大 学 法 人									
人数 項目	0人	1～ 2人	3～ 4人	5～ 6人	7～ 8人	9～ 10人	11～ 12人	13～ 14人	15～ 16人	17人 以上	合計
1号評議員	0	27	72	95	112	60	44	32	19	71	532
2号評議員	1	119	178	114	41	22	14	8	12	23	532
3号評議員	0	6	27	62	91	86	67	60	40	93	532

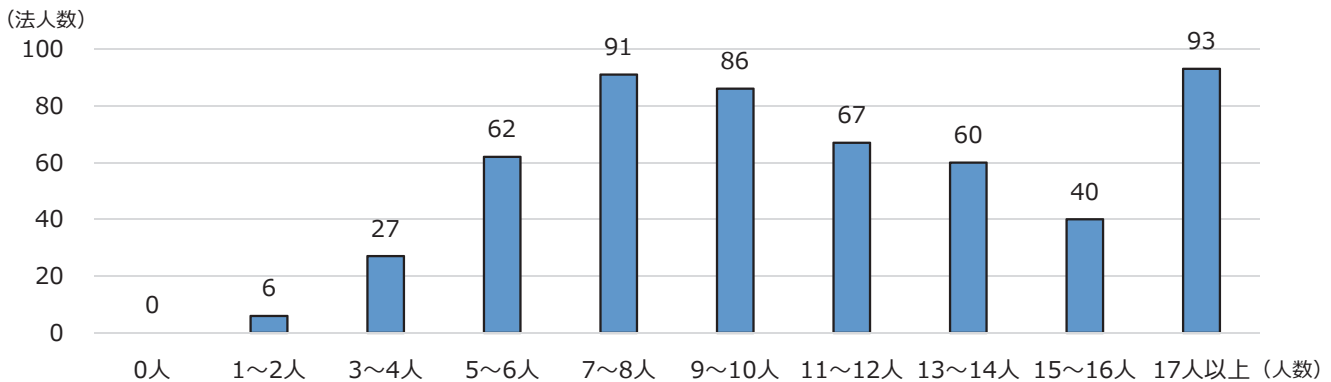
1号評議員の実人数【大学法人】



2号評議員の実人数【大学法人】

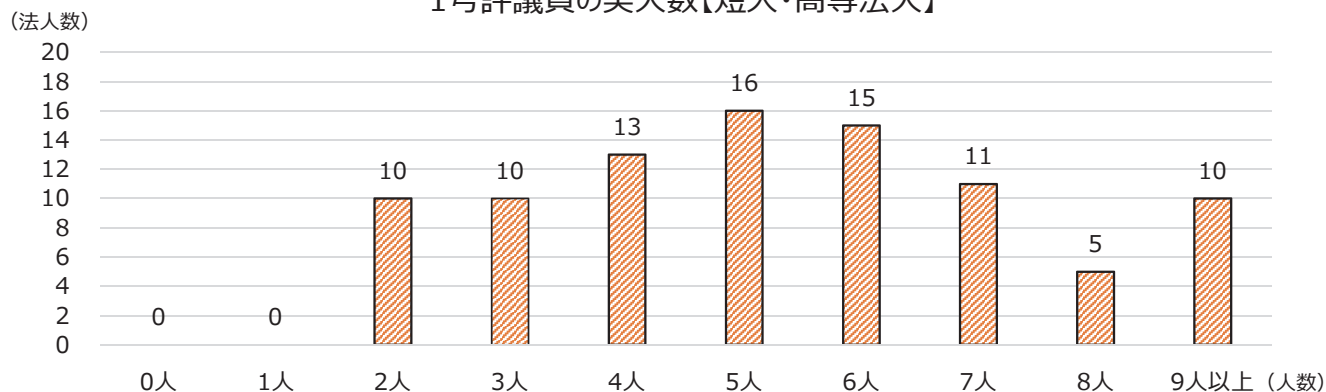


3号評議員の実人数【大学法人】

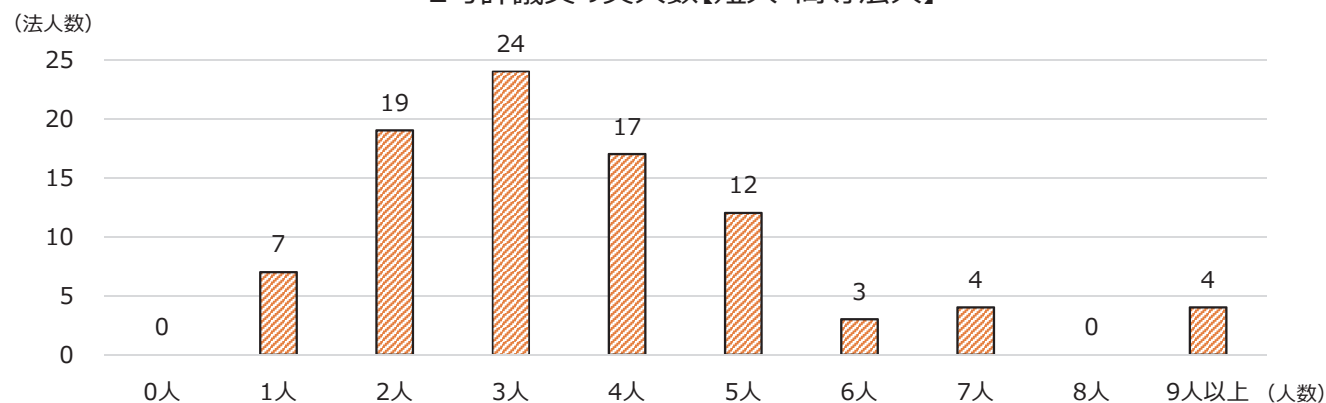


項目	人数	短大・高専法人										合計
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人以上	
1号評議員		0	0	10	10	13	16	15	11	5	10	90
2号評議員		0	7	19	24	17	12	3	4	0	4	90
3号評議員		0	0	2	2	5	7	5	12	6	51	90

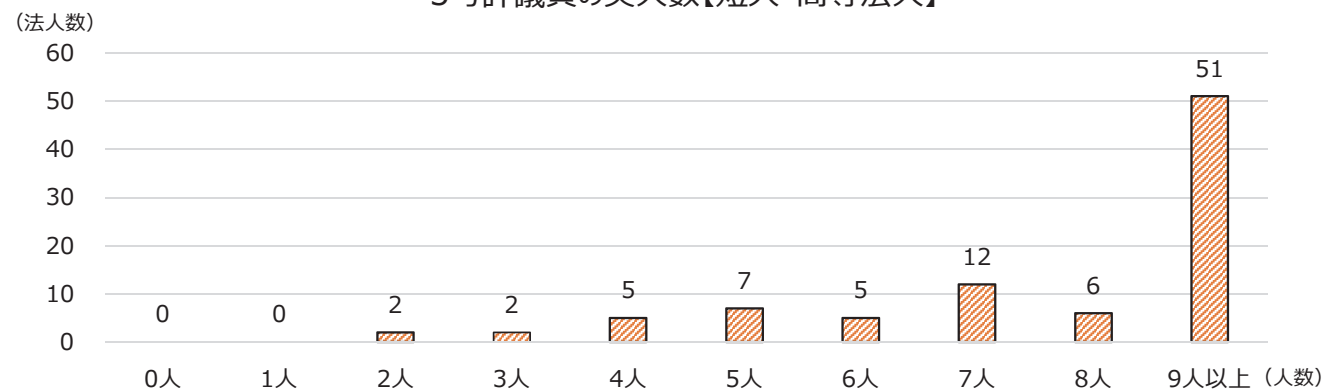
1号評議員の実人数【短大・高専法人】



2号評議員の実人数【短大・高専法人】



3号評議員の実人数【短大・高専法人】



(2) 属性別の評議員の人数

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均
理事と兼任している評議員の人数	4,366	8.2	550	6.1	4,916	7.9
役員や他の評議員の配偶者または三親等以内の親族である評議員の人数	408	0.8	82	0.9	490	0.8
教職員と兼任している評議員の人数（役員を除く）	4,844	9.1	465	5.2	5,309	8.5
集計法人数	532		90		622	

■ B 2 評議員の選任方法

貴法人の私立学校法第44条第1項第1号から第3号の各号における評議員の選任方法について、寄附行為等においてどのように規定していますか。各号別に、（１）の項目の中から全てご選択ください。

また、選任方法について、寄附行為とは別に細則等を規定していますか。（２）の項目の中から、該当する項目をご選択ください。

（１）1号評議員の選任方法について、大学法人は「理事会で選任」が最も多く48.3%、短大・高専法人は「理事会で推薦し、評議員会で選任」が最も多く60.0%である。

2号評議員の選任方法は、「理事会のみで選任」が最も多く、大学法人は75.0%、短大・高専法人は87.8%である。

3号評議員の選任方法は、「理事会のみで選任」が最も多く、大学法人は83.5%、短大・高専法人は88.9%である。

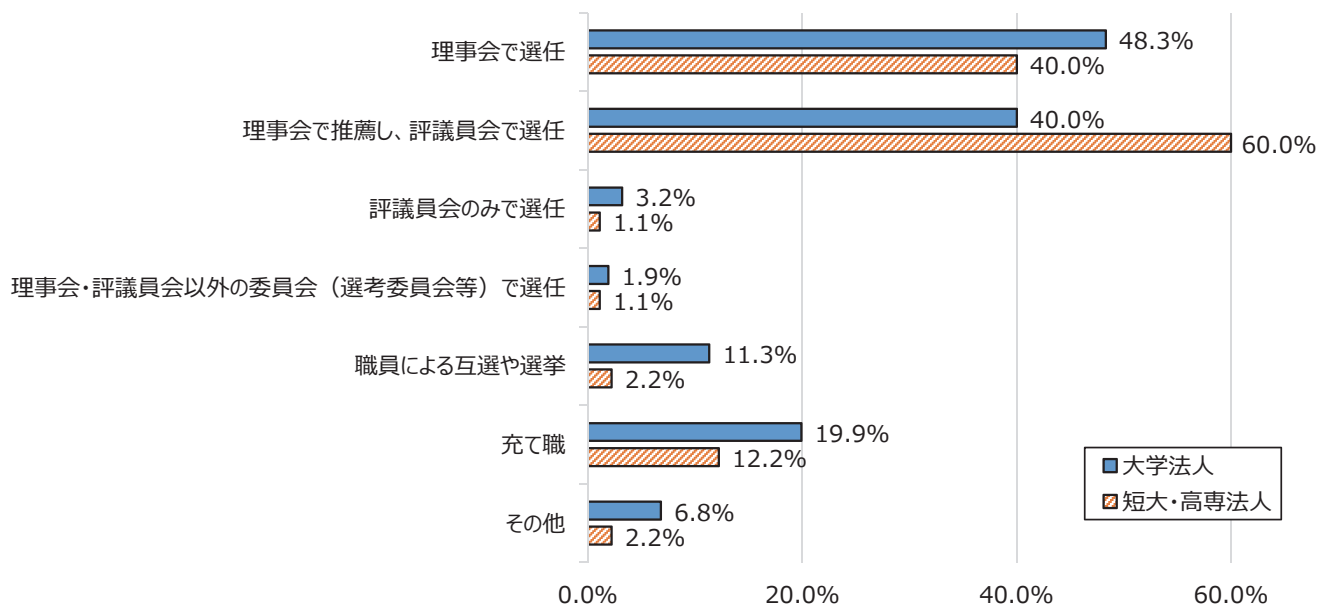
（２）評議員の選任方法に係る細則等について、大学法人は30.5%、短大・高専法人は11.1%が規定している。

（１）評議員の選任方法

・1号評議員（職員）

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	理事会で選任	257	48.3%	36	40.0%	293	47.1%
2	理事会で推薦し、評議員会で選任	213	40.0%	54	60.0%	267	42.9%
3	評議員会のみで選任	17	3.2%	1	1.1%	18	2.9%
4	理事会・評議員会以外の委員会（選考委員会等）で選任	10	1.9%	1	1.1%	11	1.8%
5	職員による互選や選挙	60	11.3%	2	2.2%	62	10.0%
6	充て職	106	19.9%	11	12.2%	117	18.8%
7	その他	36	6.8%	2	2.2%	38	6.1%
	集計法人数	532		90		622	

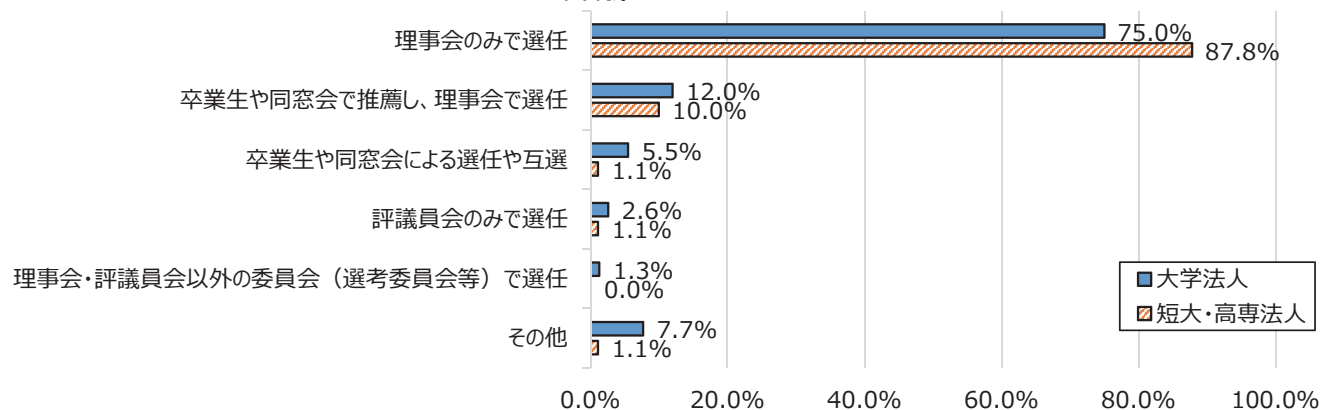
1号評議員の選任方法



・2号評議員（卒業生）

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	理事会のみで選任	399	75.0%	79	87.8%	478	76.8%
2	卒業生や同窓会で推薦し、理事会で選任	64	12.0%	9	10.0%	73	11.7%
3	卒業生や同窓会による選任や互選	29	5.5%	1	1.1%	30	4.8%
4	評議員会のみで選任	14	2.6%	1	1.1%	15	2.4%
5	理事会・評議員会以外の委員会（選考委員会等）で選任	7	1.3%	0	0.0%	7	1.1%
6	その他	41	7.7%	1	1.1%	42	6.8%
	集計法人数	532		90		622	

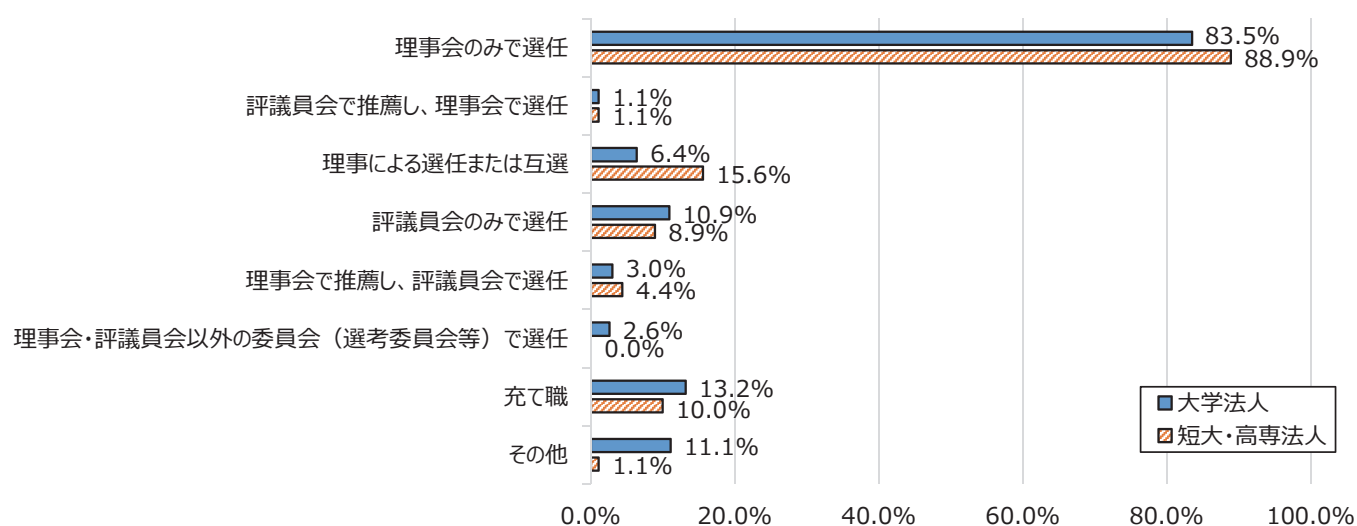
2号評議員の選任方法



・3号評議員（寄附行為）

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	理事会のみで選任	444	83.5%	80	88.9%	524	84.2%
2	評議員会で推薦し、理事会で選任	6	1.1%	1	1.1%	7	1.1%
3	理事による選任または互選	34	6.4%	14	15.6%	48	7.7%
4	評議員会のみで選任	58	10.9%	8	8.9%	66	10.6%
5	理事会で推薦し、評議員会で選任	16	3.0%	4	4.4%	20	3.2%
6	理事会・評議員会以外の委員会（選考委員会等）で選任	14	2.6%	0	0.0%	14	2.3%
7	充て職	70	13.2%	9	10.0%	79	12.7%
8	その他	59	11.1%	1	1.1%	60	9.6%
	集計法人数	532		90		622	

3号評議員の選任方法

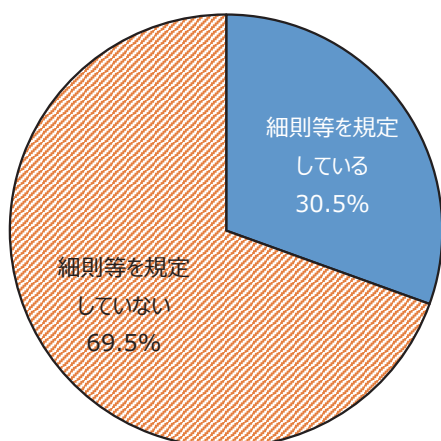


(2) 選任方法に係る細則等の有無

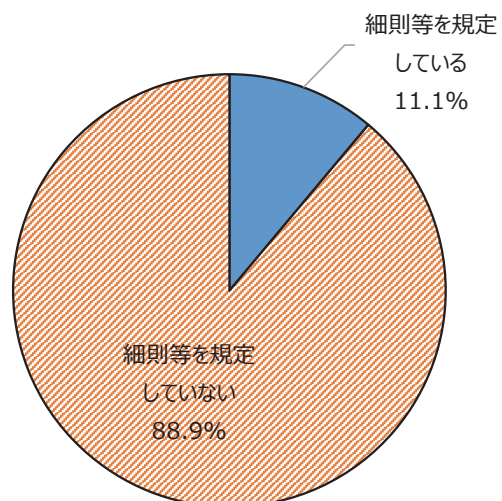
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	細則等を規定している	162	30.5%	10	11.1%	172	27.7%
2	細則等を規定していない	370	69.5%	80	88.9%	450	72.3%
	集計法人数	532		90		622	

選任方法に係る細則等の有無

大学法人



短大・高専法人



■ B 3 評議員の任期

貴法人の評議員の任期について、該当する年数をご選択ください。また、評議員の再任回数の上限を規定している場合は、該当する回数をご選択ください。

さらに、評議員の在任状況について、人数をご回答ください。

【評議員の任期】 「4年」が最も多く、大学法人は40.2%、短大・高専法人は42.2%である。

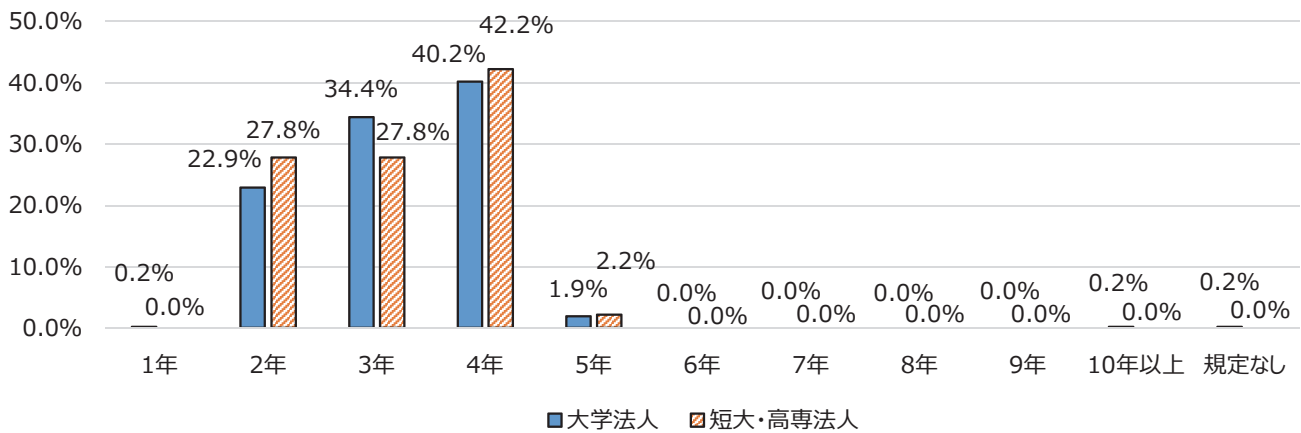
【評議員の再任回数の上限】「規定なし」が最も多く、大学法人は96.4%、短大・高専法人は100.0%である。

【評議員の在任状況】 「1期目」が最も多く、大学法人は31.9%、短大・高専法人は25.4%である。

＜規程上の評議員の任期＞

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1年	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
2年	122	22.9%	25	27.8%	147	23.6%
3年	183	34.4%	25	27.8%	208	33.4%
4年	214	40.2%	38	42.2%	252	40.5%
5年	10	1.9%	2	2.2%	12	1.9%
6年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
10年以上	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
規定なし	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
集計法人数	532		90		622	

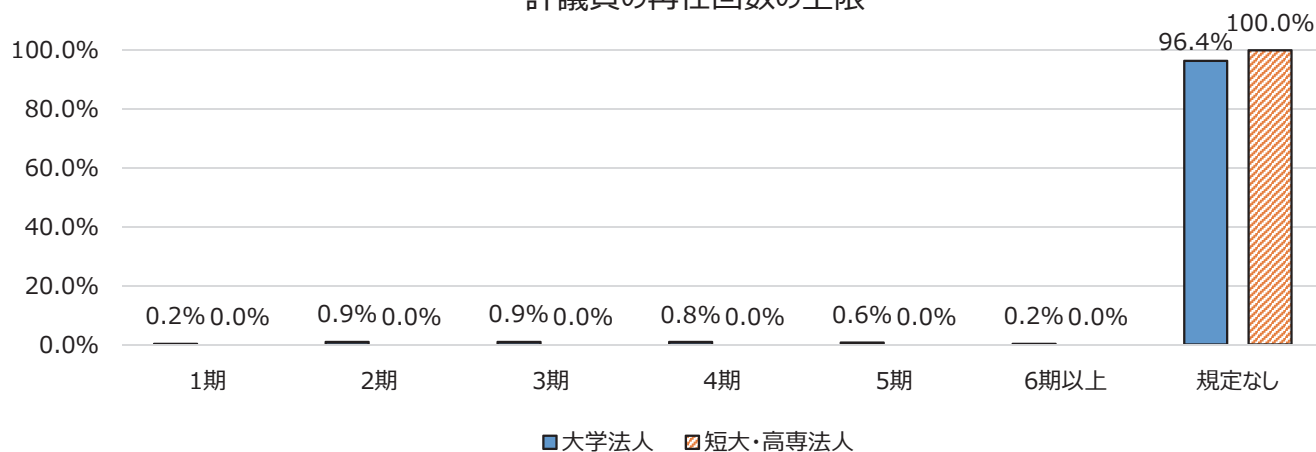
評議員の任期



<規程上の評議員の再任回数の上限>

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1期	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
2期	5	0.9%	0	0.0%	5	0.8%
3期	5	0.9%	0	0.0%	5	0.8%
4期	4	0.8%	0	0.0%	4	0.6%
5期	3	0.6%	0	0.0%	3	0.5%
6期以上	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
規定なし	513	96.4%	90	100.0%	603	96.9%
集計法人数	532		90		622	

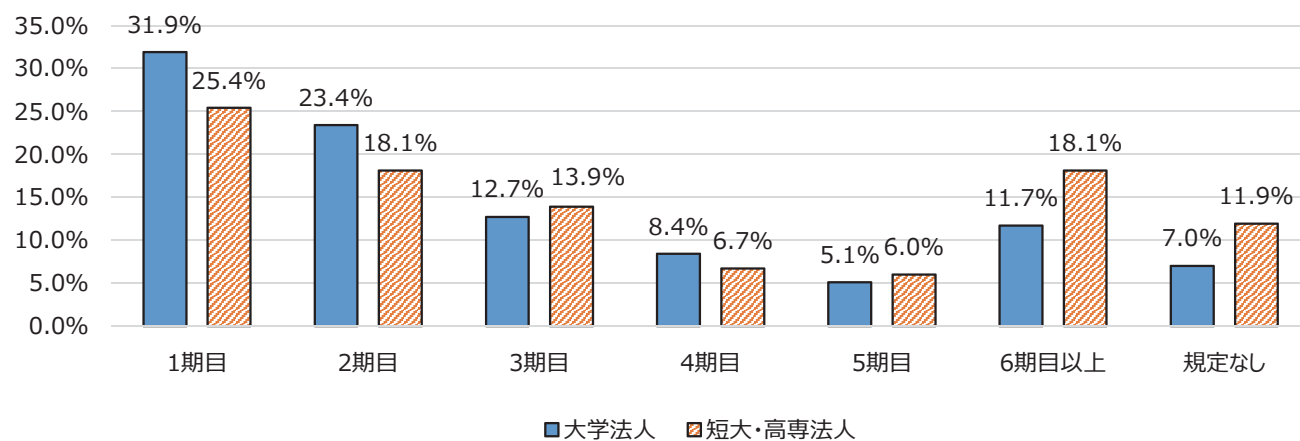
評議員の再任回数の上限



<評議員の在任状況>

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1期目	4,608	31.9%	431	25.4%	5,039	31.2%
2期目	3,379	23.4%	307	18.1%	3,686	22.8%
3期目	1,838	12.7%	235	13.9%	2,073	12.8%
4期目	1,210	8.4%	113	6.7%	1,323	8.2%
5期目	735	5.1%	101	6.0%	836	5.2%
6期目以上	1,688	11.7%	307	18.1%	1,995	12.3%
規定なし	1,007	7.0%	201	11.9%	1,208	7.5%
人数合計	14,465		1,695		16,160	
集計法人数	532		90		622	

評議員の在任状況



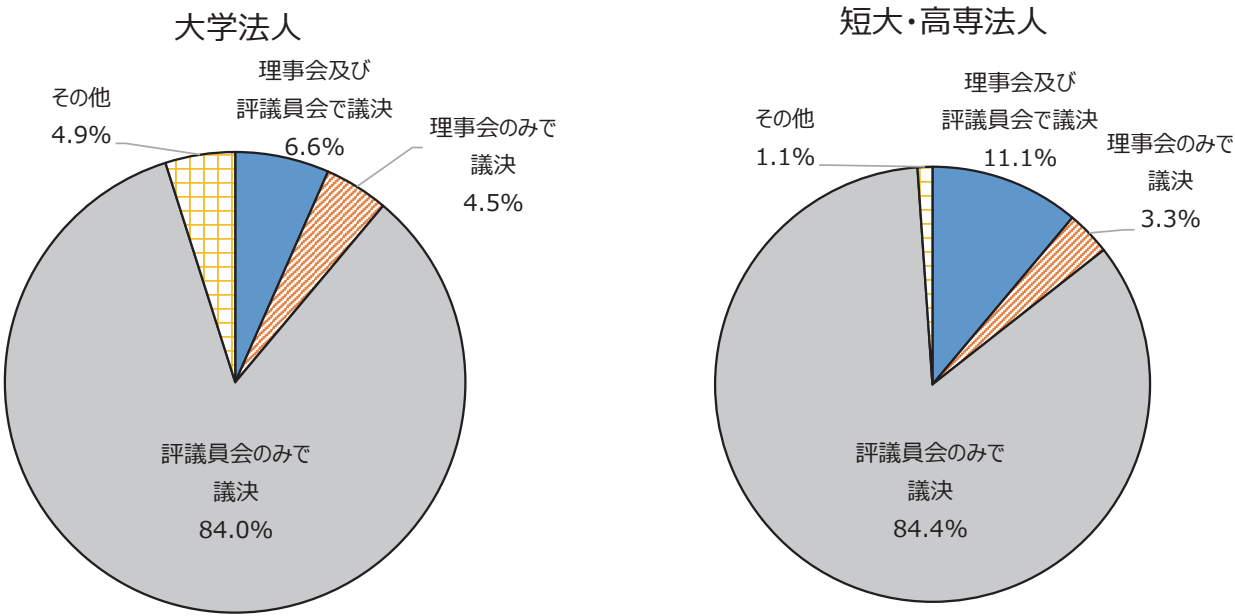
■ B 4 評議員の解任方法

貴法人の評議員の解任方法について、寄附行為においてどのように規定していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

評議員の解任方法は、「評議員会のみで議決」が最も多く、大学法人は84.0%、短大・高専法人は84.4%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	理事会及び評議員会で議決	35	6.6%	10	11.1%	45	7.2%
2	理事会のみで議決	24	4.5%	3	3.3%	27	4.3%
3	評議員会のみで議決	447	84.0%	76	84.4%	523	84.1%
4	その他	26	4.9%	1	1.1%	27	4.3%
	集計法人数	532		90		622	

評議員の解任方法



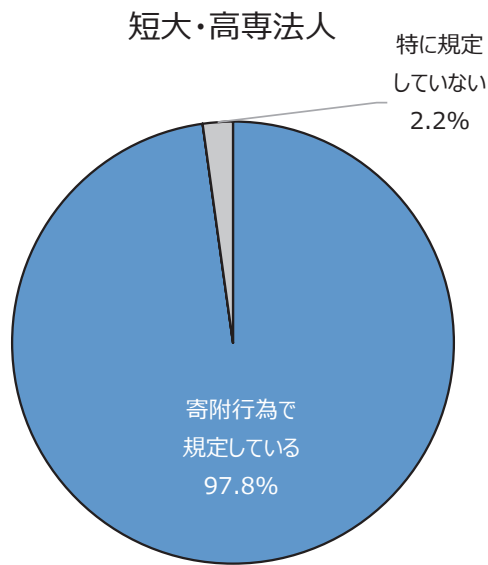
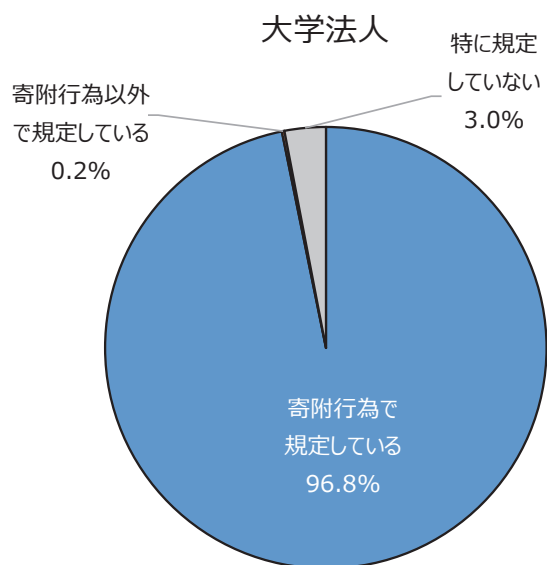
■ B 5 評議員の解任事由の規定

貴法人では、評議員の解任事由（「法令の規定又は寄附行為に著しく違反したとき」等）を規定していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

大学法人は96.8%、短大・高専法人は97.8%が評議員の解任事由を寄附行為で規定している。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	寄附行為で規定している	515	96.8%	88	97.8%	603	96.9%
2	寄附行為以外で規定している	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
3	特に規定していない	16	3.0%	2	2.2%	18	2.9%
	集計法人数	532		90		622	

評議員の解任事由の規定



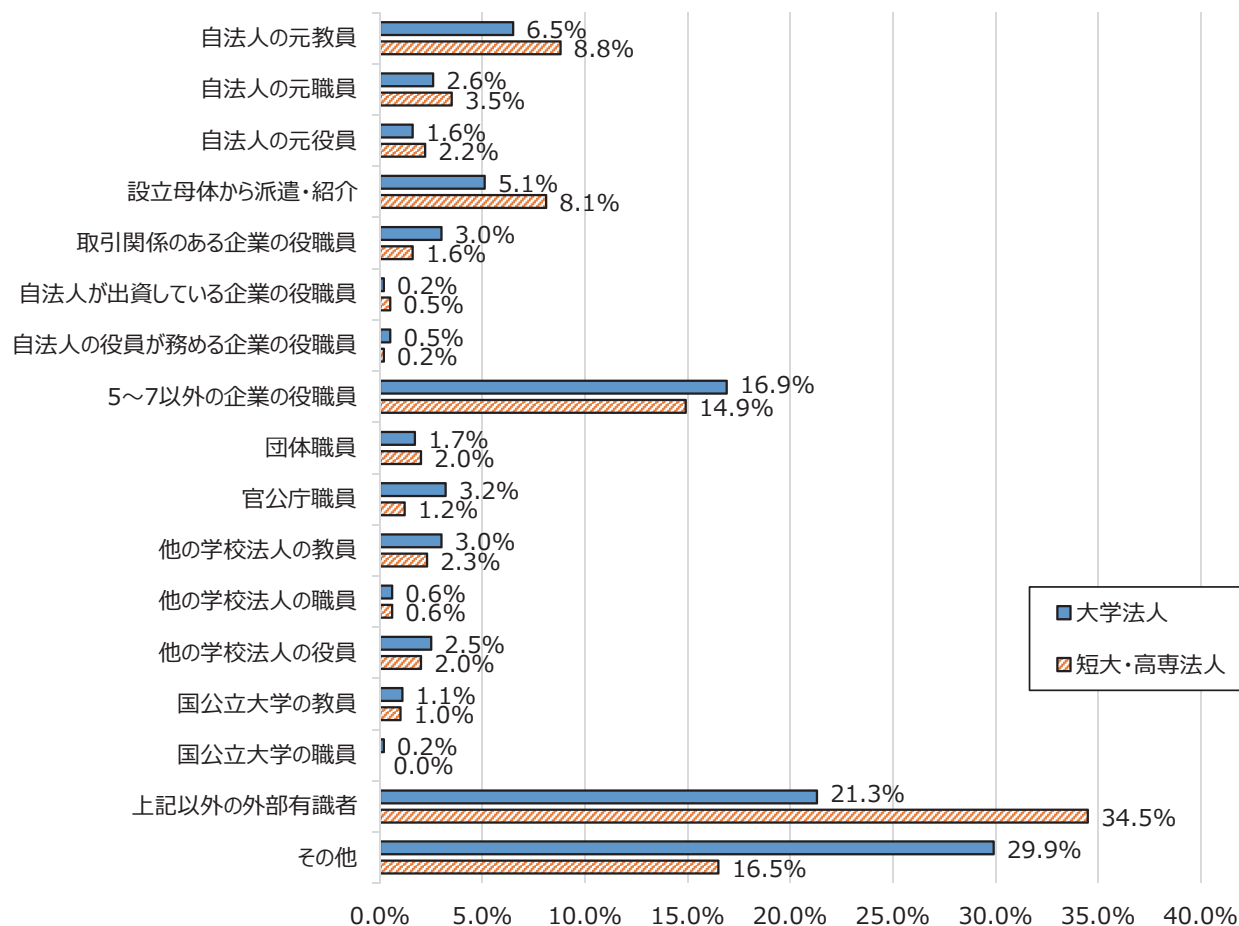
■ B 6 3号評議員の経歴

貴法人の3号評議員の主要な経歴（選任において最も重視した経歴）について、該当する項目に人数をご回答ください。

3号評議員の経歴について、「その他」を除くと「5～15以外の外部有識者」が最も多く大学法人は21.3%、短大・高専法人は34.5%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	自法人の元教員	408	6.5%	76	8.8%	484	6.8%
2	自法人の元職員	163	2.6%	30	3.5%	193	2.7%
3	自法人の元役員	99	1.6%	19	2.2%	118	1.7%
4	自法人の設立母体（宗教法人、自治体等）から派遣・紹介された者	319	5.1%	70	8.1%	389	5.5%
5	取引関係のある企業の役職員	188	3.0%	14	1.6%	202	2.8%
6	自法人が出資している企業の役職員	13	0.2%	4	0.5%	17	0.2%
7	自法人の役員が務める企業の役職員	32	0.5%	2	0.2%	34	0.5%
8	5～7以外の企業の役職員	1,052	16.9%	128	14.9%	1,180	16.6%
9	団体職員	104	1.7%	17	2.0%	121	1.7%
10	官公庁職員	202	3.2%	10	1.2%	212	3.0%
11	他の学校法人の教員	189	3.0%	20	2.3%	209	2.9%
12	他の学校法人の職員	35	0.6%	5	0.6%	40	0.6%
13	他の学校法人の役員	156	2.5%	17	2.0%	173	2.4%
14	国公立大学の教員	67	1.1%	9	1.0%	76	1.1%
15	国公立大学の職員	14	0.2%	0	0.0%	14	0.2%
16	上記5～15以外の外部有識者	1,331	21.3%	297	34.5%	1,628	22.9%
17	その他	1,865	29.9%	142	16.5%	2,007	28.3%
人数合計		6,237		860		7,097	
集計法人数		532		90		622	

3号評議員の経歴



■ B 7 評議員の年間報酬について（支払方法と金額）

貴法人では、評議員一人あたりの報酬についてどのように規定していますか。1号評議員と2・3号評議員別に、下記項目の中から、該当する項目を全てご選択ください。「1.日当で支払いをしている」場合には平均的な日当の金額をご回答のうえ、評議員一人あたりの1年間の平均的な支払金額について、該当する項目を1つご選択ください。「2.年額で支払いをしている」場合には評議員一人あたりの平均的な年額について、該当する項目を1つご選択ください。

【1号評議員】

支払方法は、「無報酬」が最も多く、大学法人は63.7%、短大・高専法人は73.3%である。

また、「日当で支払いをしている」場合の平均的な日当金額は、「10,000円以上15,000円未満」が最も多く、大学法人は35.1%、短大・高専法人は43.8%、1年間の平均的な支払金額は、「10,000円以上50,000円未満」が最も多く、大学法人は67.6%、短大・高専法人は68.8%である。

さらに、「年額で支払いをしている」場合の1年間の平均的な支払金額について、大学法人は「100,000円以上500,000円未満」が最も多く40.0%、短大・高専法人は「50,000円以上100,000円未満」及び「100,000円以上500,000円未満」が最も多く37.5%である。

【2・3号評議員】

支払方法は、「日当で支払いをしている」が最も多く、大学法人は48.5%、短大・高専法人は52.2%である。

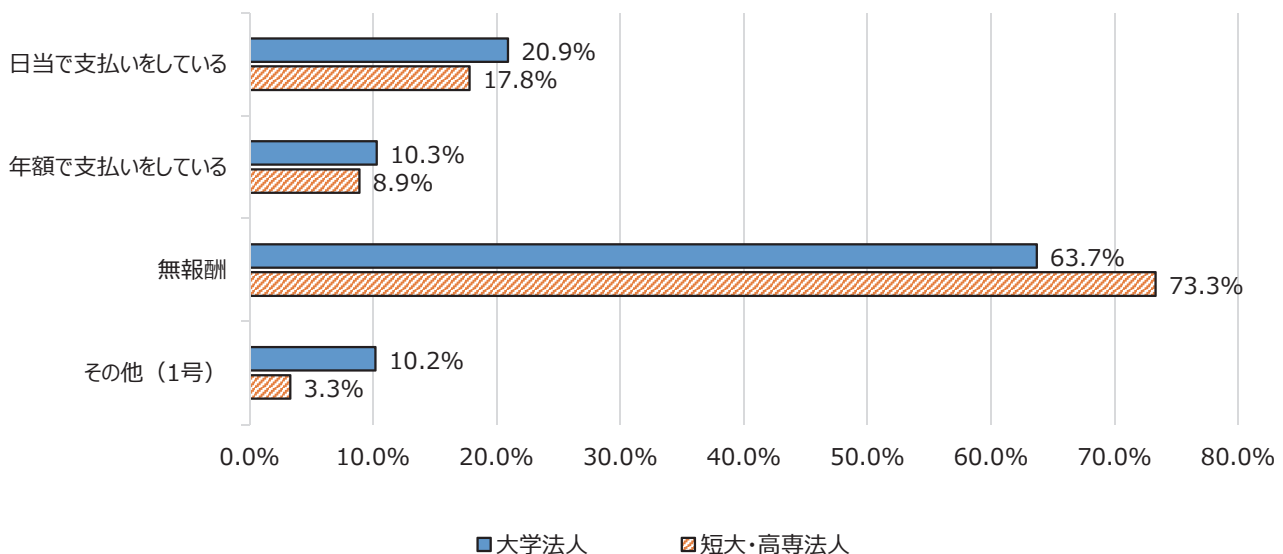
また、「日当で支払いをしている」場合の平均的な日当金額について、大学法人は「20,000円以上」が最も多く34.5%、短大・高専法人は「10,000円以上15,000円未満」が最も多く42.6%、1年間の平均的な支払金額は、「10,000円以上50,000円未満」が最も多く、大学法人は68.2%、短大・高専法人は70.2%である。

さらに、「年額で支払いをしている」場合の1年間の平均的な支払金額について、大学法人は「100,000円以上500,000円未満」が最も多く46.2%、短大・高専法人は「10,000円以上50,000円未満」が最も多く41.7%である。

<支払方法（1号評議員）>

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	日当で支払いをしている	111	20.9%	16	17.8%	127	20.4%
2	年額で支払いをしている	55	10.3%	8	8.9%	63	10.1%
3	無報酬	339	63.7%	66	73.3%	405	65.1%
4	その他（1号）	54	10.2%	3	3.3%	57	9.2%
集計法人数		532		90		622	

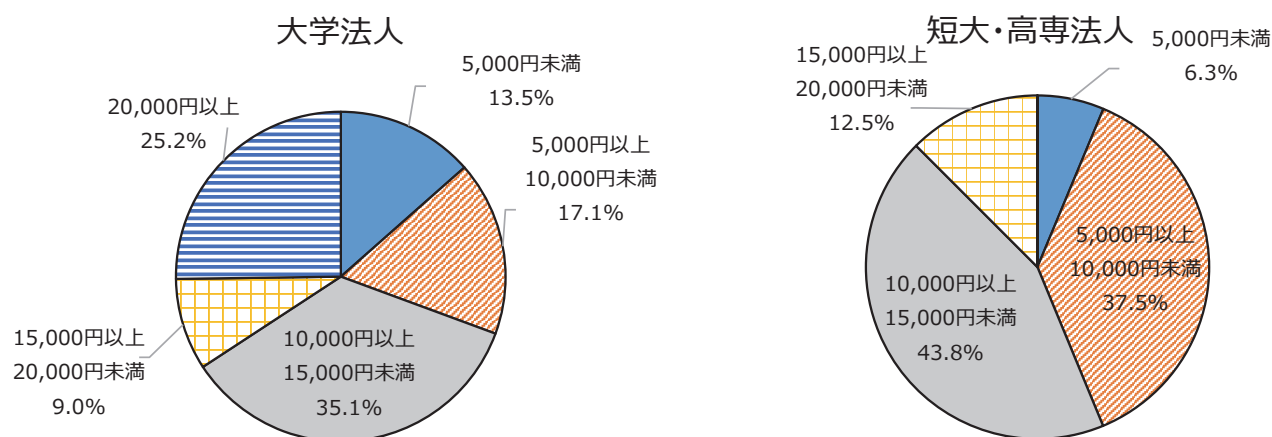
報酬の支払方法（1号評議員）



<「1.日当で支払いをしている」と回答した法人の**平均的な日当金額**（1号評議員）>

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	日当で支払いをしている						
	5,000円未満	15	13.5%	1	6.3%	16	12.6%
	5,000円以上10,000円未満	19	17.1%	6	37.5%	25	19.7%
	10,000円以上15,000円未満	39	35.1%	7	43.8%	46	36.2%
	15,000円以上20,000円未満	10	9.0%	2	12.5%	12	9.4%
	20,000円以上	28	25.2%	0	0.0%	28	22.0%
集計法人数		111		16		127	

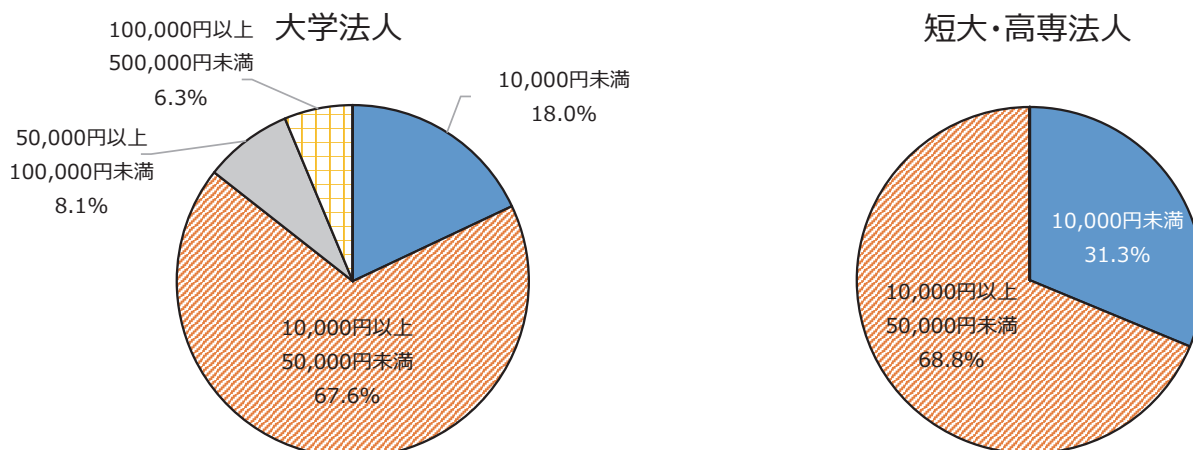
平均的な日当金額(1号評議員)



<「1.日当で支払いをしている」と回答した法人のうち、評議員一人あたりの**1年間の平均的な支払金額**（1号評議員）>

番号	項 目		大学法人		短大・高専法人		全体	
			回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	日当で支払いをしている							
	a	10,000円未満	20	18.0%	5	31.3%	25	19.7%
	b	10,000円以上50,000円未満	75	67.6%	11	68.8%	86	67.7%
	c	50,000円以上100,000円未満	9	8.1%	0	0.0%	9	7.1%
	d	100,000円以上500,000円未満	7	6.3%	0	0.0%	7	5.5%
	e	500,000円以上1,000,000円未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	f	1,000,000円以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
集計法人数			111		16		127	

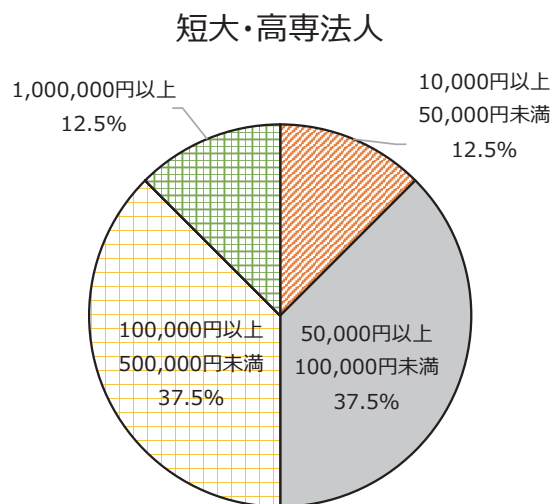
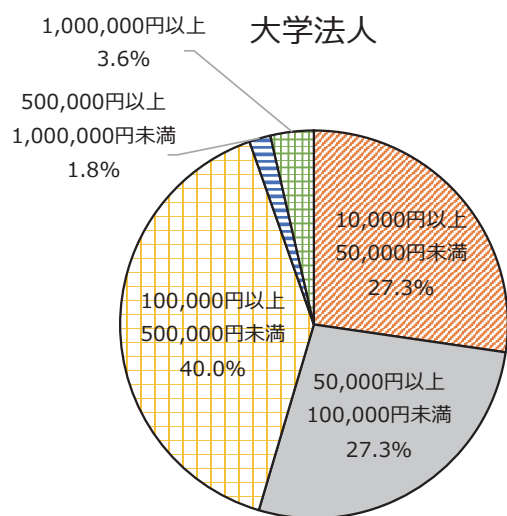
一人あたりの1年間の平均的な支払金額(日当払い 1号評議員)



＜「2.年額で支払いをしている」と回答した法人のうち、評議員一人あたりの**1年間の平均的な支払金額**（1号評議員）＞

番号	項 目		大学法人		短大・高専法人		全体	
			回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
2	年額で支払いをしている							
	g	10,000円未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	h	10,000円以上50,000円未満	15	27.3%	1	12.5%	16	25.4%
	i	50,000円以上100,000円未満	15	27.3%	3	37.5%	18	28.6%
	j	100,000円以上500,000円未満	22	40.0%	3	37.5%	25	39.7%
	k	500,000円以上1,000,000円未満	1	1.8%	0	0.0%	1	1.6%
	l	1,000,000円以上	2	3.6%	1	12.5%	3	4.8%
	集計法人数		55		8		63	

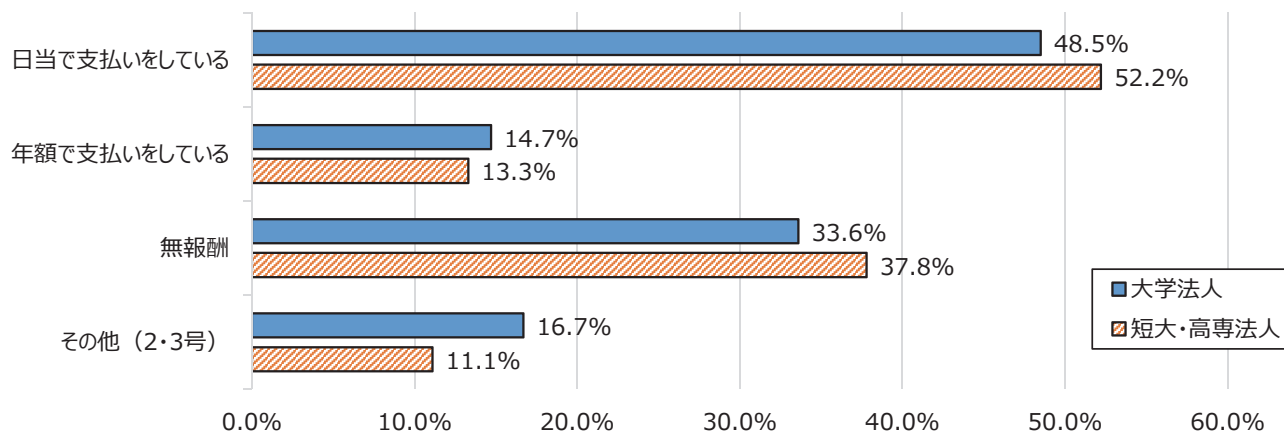
一人あたりの1年間の平均的な支払金額(年額払い 1号評議員)



<支払方法（2・3号評議員）>

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	日当で支払いをしている	258	48.5%	47	52.2%	305	49.0%
2	年額で支払いをしている	78	14.7%	12	13.3%	90	14.5%
3	無報酬	179	33.6%	34	37.8%	213	34.2%
5	その他（2・3号）	89	16.7%	10	11.1%	99	15.9%
	集計法人数	532		90		622	

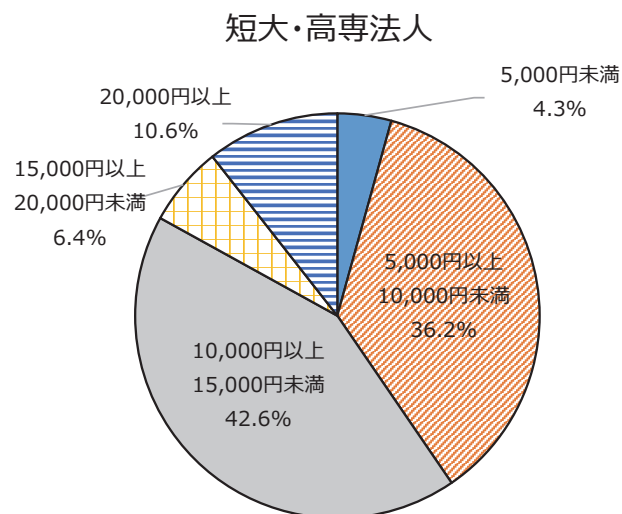
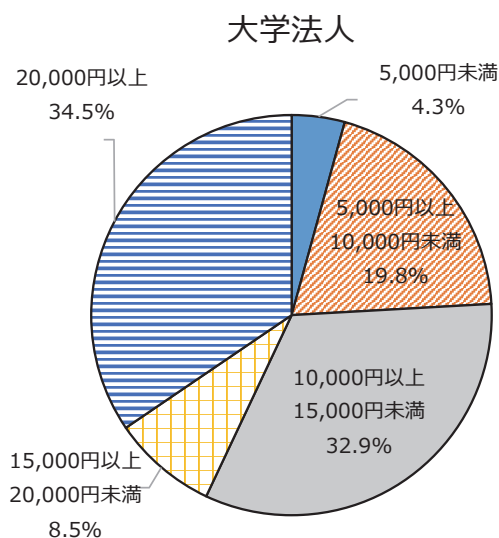
報酬の支払方法（2・3号評議員）



<「1.日当で支払いをしている」と回答した法人の平均的な日当金額（2・3号評議員）>

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	日当で支払いをしている						
	5,000円未満	11	4.3%	2	4.3%	13	4.3%
	5,000円以上10,000円未満	51	19.8%	17	36.2%	68	22.3%
	10,000円以上15,000円未満	85	32.9%	20	42.6%	105	34.4%
	15,000円以上20,000円未満	22	8.5%	3	6.4%	25	8.2%
	20,000円以上	89	34.5%	5	10.6%	94	30.8%
	集計法人数	258		47		305	

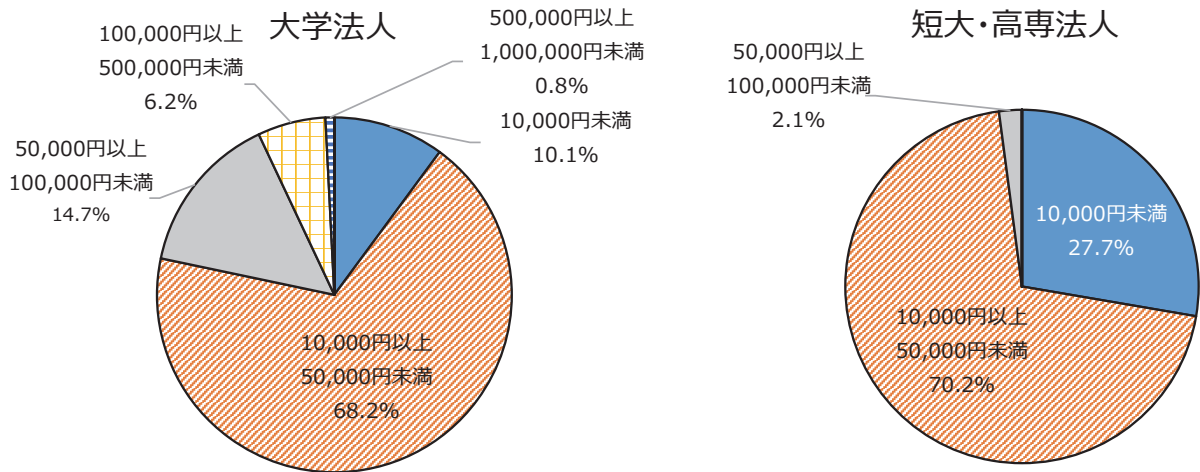
平均的な日当金額(2・3号評議員)



<「1.日当で支払いをしている」と回答した法人のうち、評議員一人あたりの**1年間の平均的な支払金額**（2・3号評議員）>

番号	項 目		大学法人		短大・高専法人		全体	
			回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	日当で支払いをしている							
	a	10,000円未満	26	10.1%	13	27.7%	39	12.8%
	b	10,000円以上50,000円未満	176	68.2%	33	70.2%	209	68.5%
	c	50,000円以上100,000円未満	38	14.7%	1	2.1%	39	12.8%
	d	100,000円以上500,000円未満	16	6.2%	0	0.0%	16	5.2%
	e	500,000円以上1,000,000円未満	2	0.8%	0	0.0%	2	0.7%
	f	1,000,000円以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
集計法人数			258		47		305	

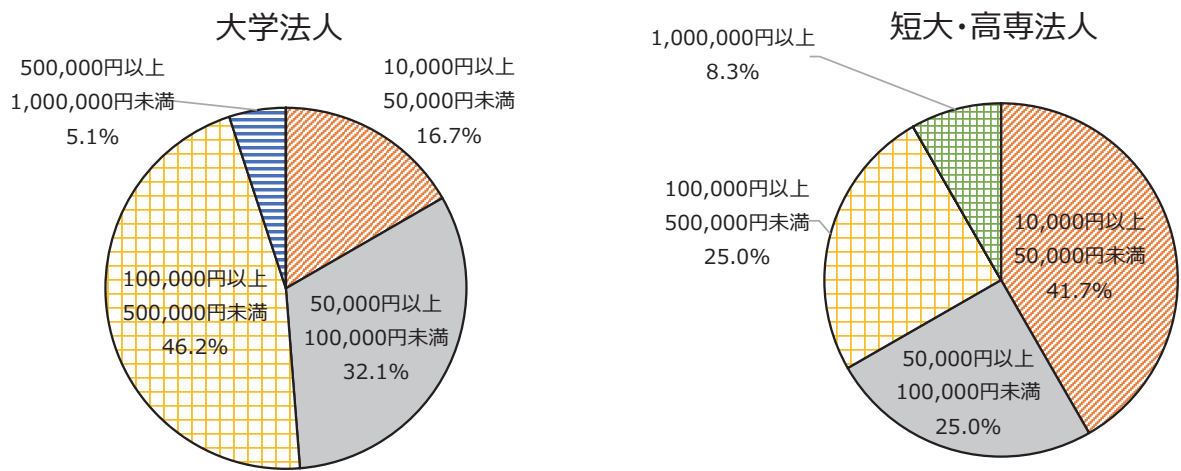
一人あたりの1年間の平均的な支払金額(日当払い 2・3号評議員)



<「2.年額で支払いをしている」と回答した法人のうち、評議員一人あたりの**1年間の平均的な支払金額**（2・3号評議員）>

番号	項 目		大学法人		短大・高専法人		全体	
			回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
2	年額で支払いをしている							
	g	10,000円未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	h	10,000円以上50,000円未満	13	16.7%	5	41.7%	18	20.0%
	i	50,000円以上100,000円未満	25	32.1%	3	25.0%	28	31.1%
	j	100,000円以上500,000円未満	36	46.2%	3	25.0%	39	43.3%
	k	500,000円以上1,000,000円未満	4	5.1%	0	0.0%	4	4.4%
	l	1,000,000円以上	0	0.0%	1	8.3%	1	1.1%
集計法人数			78		12		90	

一人あたりの1年間の平均的な支払金額(年額払い 2・3号評議員)



■ B 8 評議員会の開催に関する規定

貴法人では、評議員会の開催に関してどのように規定していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。なお、「1. 開催月は指定せず、年の開催回数を規定している」または「2. 開催月を指定し、年の開催回数を規定している」に該当する場合は、開催回数をご回答ください。

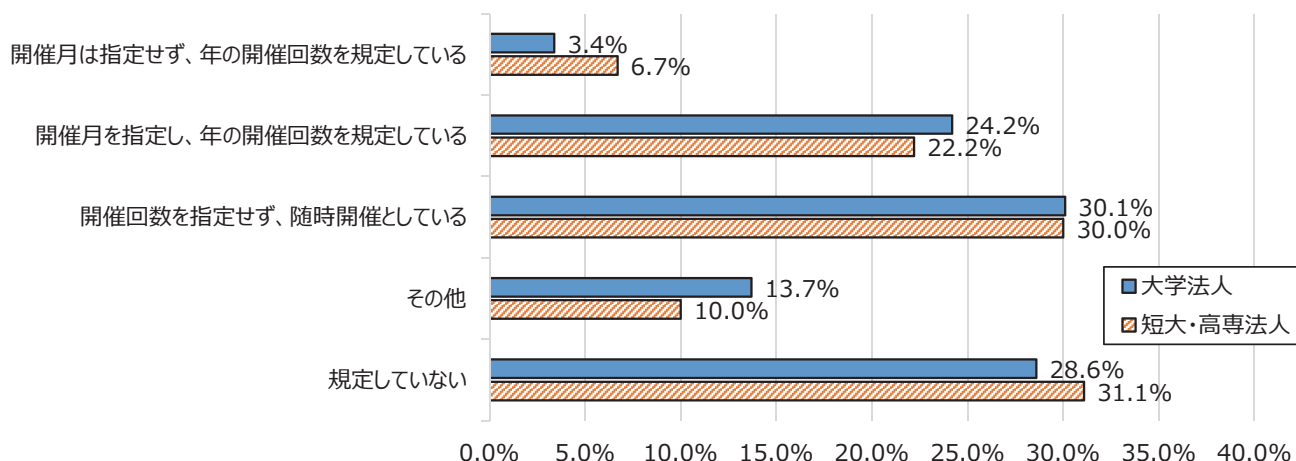
また、理事会との開催時期の関係について（2）からご選択ください。

- （1）評議員会の開催に関する規定について、大学法人は「開催回数を指定せず、随時開催としている」が最も多く30.1%、短大・高専法人は「規定していない」が最も多く31.1%である。また、年の開催回数の分布状況で多いのは、大学法人は3回、短大・高専法人は2回である。
- （2）大学法人は92.9%、短大・高専法人は94.4%が原則、理事会を開催する日に評議員会を開催している。

（1）開催に関する規定

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	開催月は指定せず、年の開催回数を規定している	18	3.4%	6	6.7%	24	3.9%
2	開催月を指定し、年の開催回数を規定している	129	24.2%	20	22.2%	149	24.0%
3	開催回数を指定せず、随時開催としている	160	30.1%	27	30.0%	187	30.1%
4	その他	73	13.7%	9	10.0%	82	13.2%
5	規定していない	152	28.6%	28	31.1%	180	28.9%
集計法人数		532		90		622	

開催に関する規定

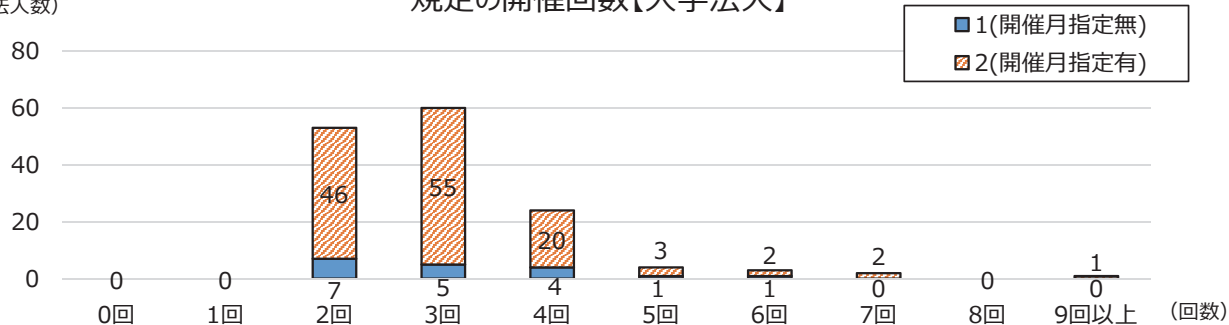


【回数の分布状況】

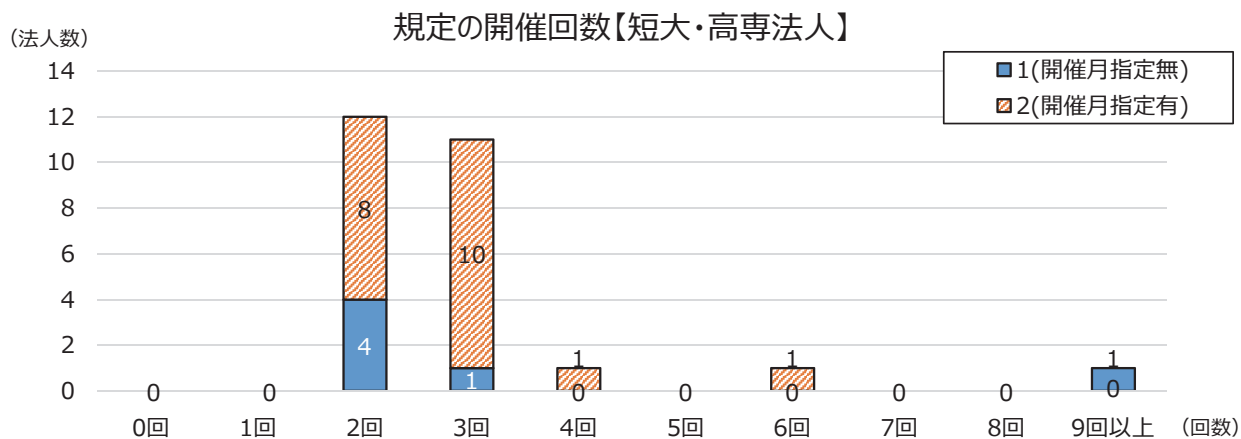
回数	大 学 法 人									
	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回以上
1(開催月指定無)	0	0	7	5	4	1	1	0	0	0
2(開催月指定有)	0	0	46	55	20	3	2	2	0	1

(法人数)

規定の開催回数【大学法人】

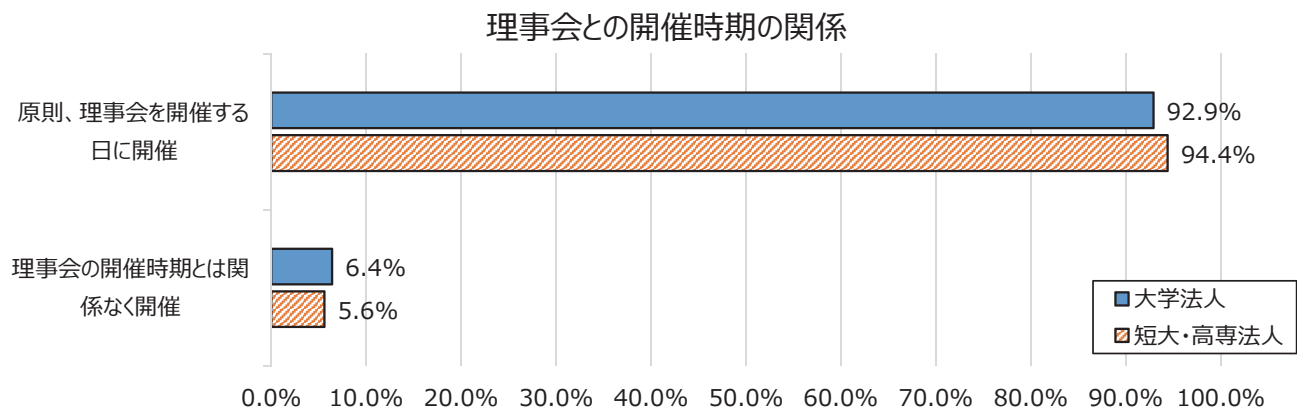


短大・高専法人											
回数 項目	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回以上	合計
1(開催月指定無)	0	0	4	1	0	0	0	0	0	1	6
2(開催月指定有)	0	0	8	10	1	0	1	0	0	0	20



(2) 理事会との開催時期の関係

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
原則、理事会を開催する日に開催	494	92.9%	85	94.4%	579	93.1%
理事会の開催時期とは関係なく開催	34	6.4%	5	5.6%	39	6.3%
無回答（上記以外）	4	0.8%	0	0.0%	4	0.6%
集計法人数	532		90		622	



■ B 9 評議員会の議長について

貴法人では、私立学校法第41条第4項（※）に定める評議員会の議長となる者について、寄附行為においてどのように規定していますか。（1）の項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。また、議長の選任方法について、寄附行為においてどのように規定していますか。（2）の項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

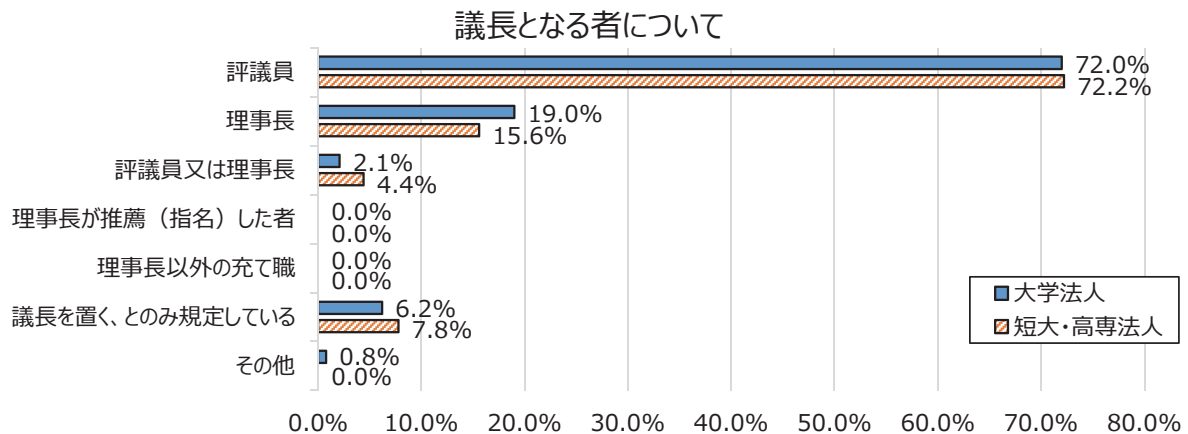
※第41条第4項 評議員会に、議長を置く。

（1）評議員会の議長は、「評議員」が最も多く、大学法人は72.0%、短大・高専法人は72.2%である。

（2）議長の選任方法は、「評議員会で選任」が最も多く、大学法人は55.5%、短大・高専法人は65.6%である。

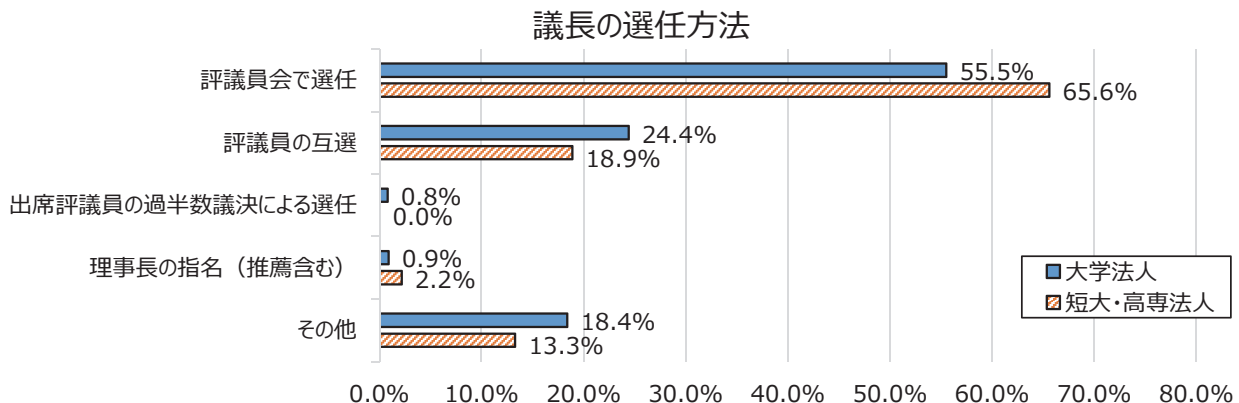
（1）議長となる者について

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	評議員	383	72.0%	65	72.2%	448	72.0%
2	理事長	101	19.0%	14	15.6%	115	18.5%
3	評議員又は理事長	11	2.1%	4	4.4%	15	2.4%
4	理事長が推薦（指名）した者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5	理事長以外の充て職	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6	議長を置く、とのみ規定している	33	6.2%	7	7.8%	40	6.4%
7	その他	4	0.8%	0	0.0%	4	0.6%
集計法人数		532		90		622	



（2）議長の選任方法

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	評議員会で選任	295	55.5%	59	65.6%	354	56.9%
2	評議員の互選	130	24.4%	17	18.9%	147	23.6%
3	出席評議員の過半数議決による選任	4	0.8%	0	0.0%	4	0.6%
4	理事長の指名（推薦含む）	5	0.9%	2	2.2%	7	1.1%
5	その他	98	18.4%	12	13.3%	110	17.7%
集計法人数		532		90		622	



■ B 1 0 評議員会の開催回数

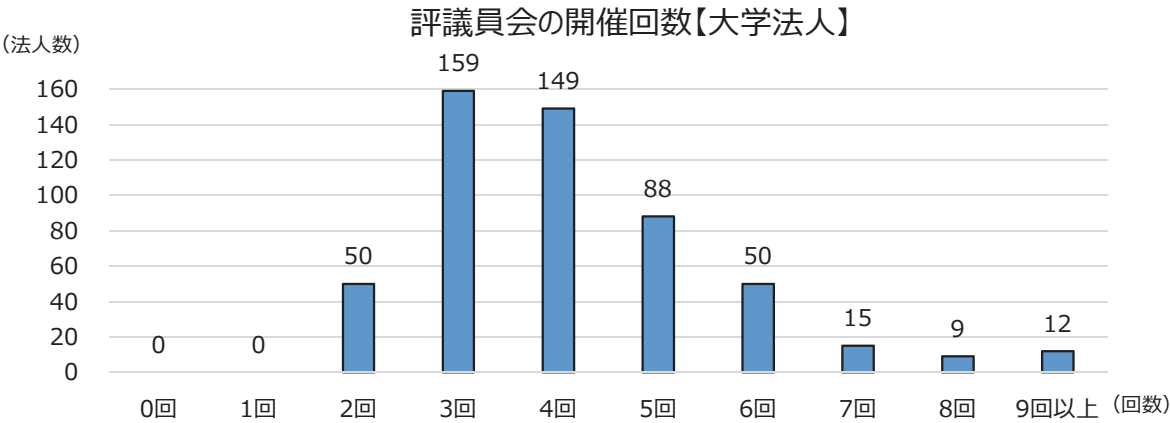
貴法人における、令和2年度の評議員会の開催回数をご記入ください。なお、ウェブ会議や書面開催等、開催形式によらず開催した回数をご回答ください。

1法人あたりの平均的な評議員会の開催回数について大学法人は4.2回、短大・高専法人は3.5回である。また、回数の分布状況で多いのは、大学法人、短大・高専法人ともに3回である。

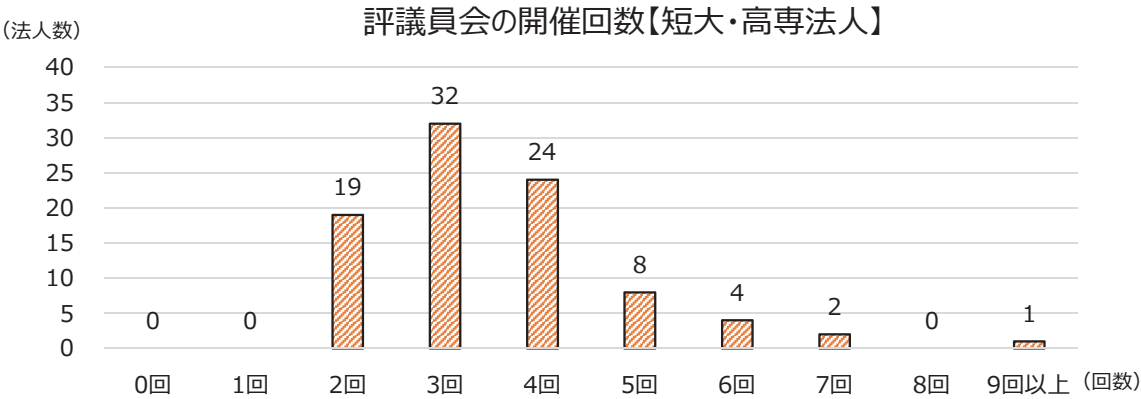
項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均
評議員会の開催回数	2,222	4.2	319	3.5	2,541	4.1
集計法人数	532		90		622	

【回数の分布状況】

大 学 法 人											
回数	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回以上	合計
項目											
評議員会	0	0	50	159	149	88	50	15	9	12	532



短 大 ・ 高 専 法 人											
回数	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回以上	合計
項目											
評議員会	0	0	19	32	24	8	4	2	0	1	90



■ B 1 1 評議員会の議題・報告事項の数

貴法人における、令和2年度の評議員会の1回あたりの平均的な議題の数と報告事項の数をそれぞれご回答ください。

※ 平均的な議題(報告事項)の数(小数点第二位以下切り捨て) = 議題(報告事項)の数 ÷ 評議員会の開催回数

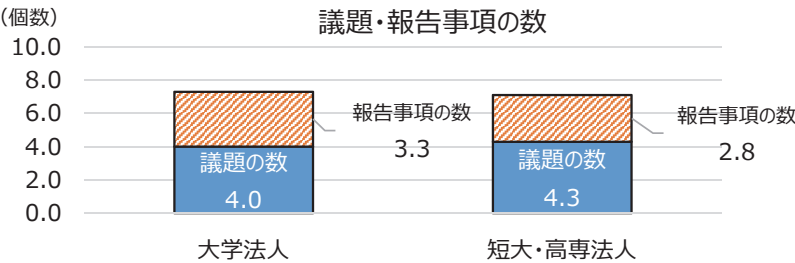
【大学法人】

評議員会における1法人あたりの平均的な議題の数は4.0、報告事項の数は3.3である。また、分布状況で多いのは、議題の数は2以上3未満、報告事項の数は1以上2未満である。

【短大・高専法人】

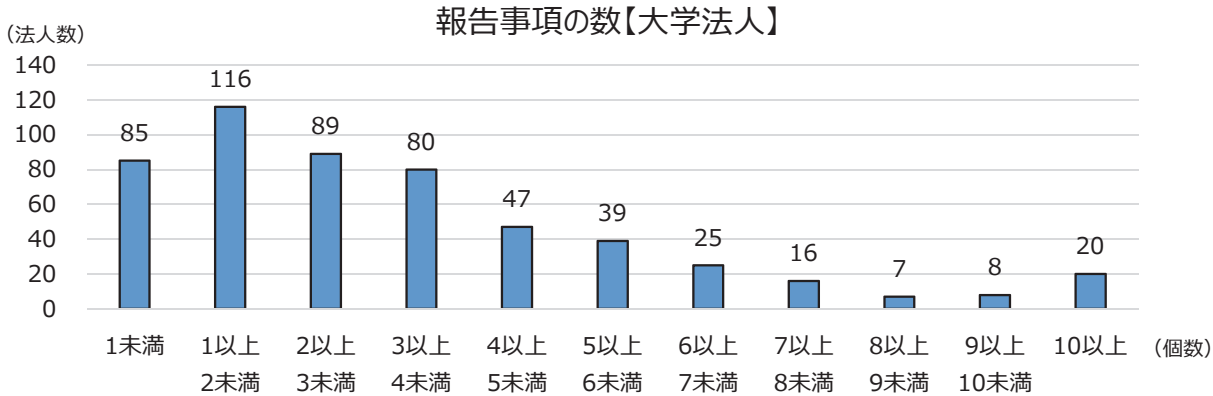
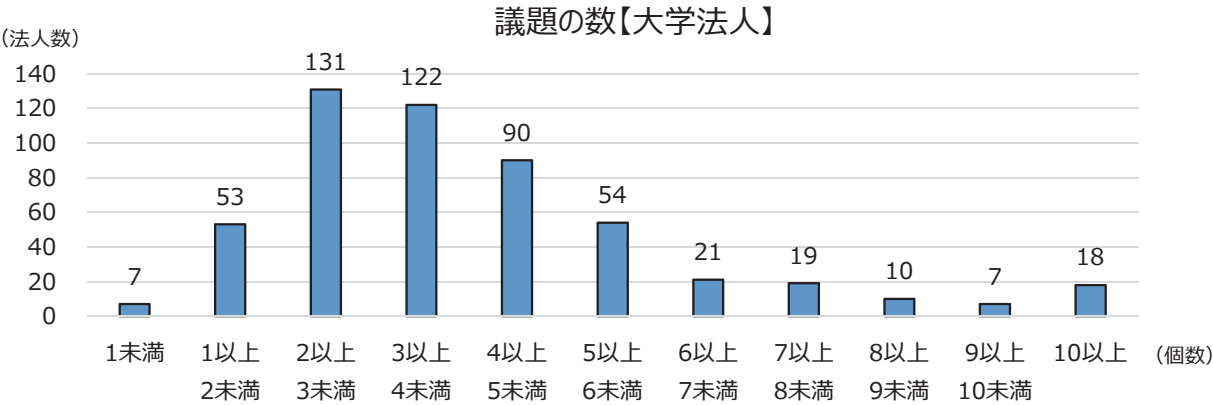
評議員会における1法人あたりの平均的な議題の数は4.3、報告事項の数は2.8である。また、分布状況で多いのは、議題の数は3以上4未満、報告事項の数は1以上2未満である。

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均
議題の数	2,142.5	4.0	389.4	4.3	2,531.9	4.1
報告事項の数	1,736.2	3.3	249.7	2.8	1,985.9	3.2
集計法人数	532		90		622	



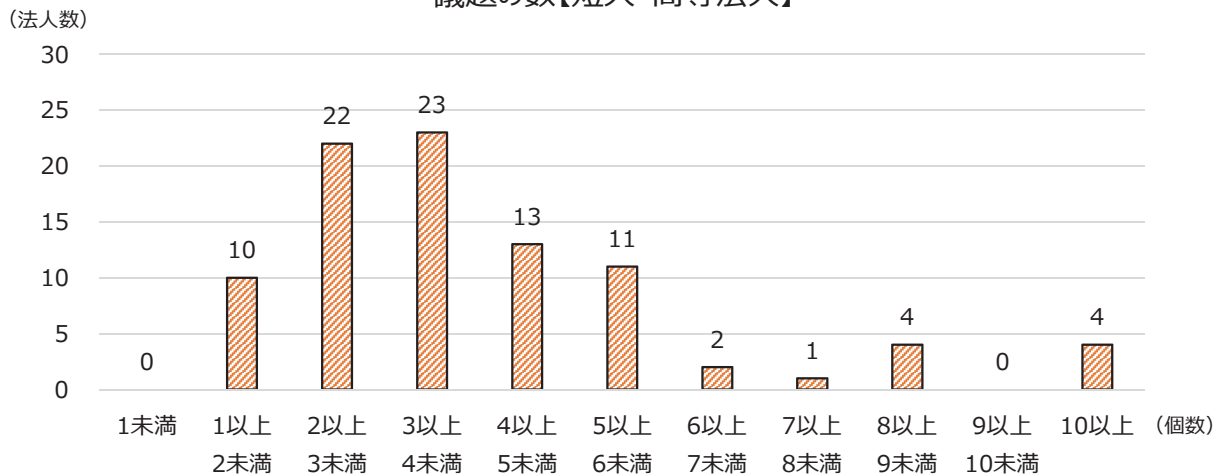
【議題・報告事項の数の分布状況】

項目	個数	大 学 法 人											合計
		1未満	1以上 2未満	2以上 3未満	3以上 4未満	4以上 5未満	5以上 6未満	6以上 7未満	7以上 8未満	8以上 9未満	9以上 10未満	10以上	
議題の数		7	53	131	122	90	54	21	19	10	7	18	532
報告事項の数		85	116	89	80	47	39	25	16	7	8	20	532

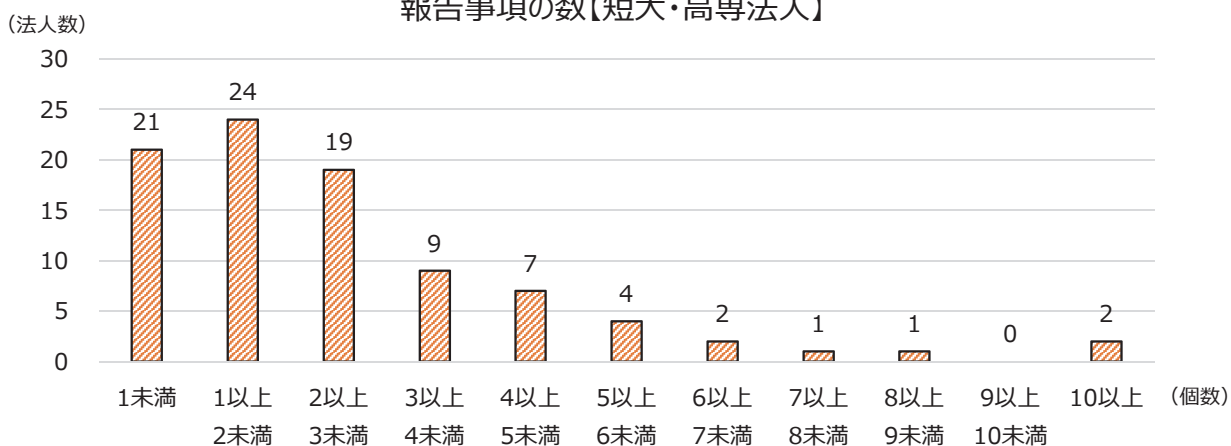


		短 大 ・ 高 専 法 人										
項目 \ 個数	1未満	1以上 2未満	2以上 3未満	3以上 4未満	4以上 5未満	5以上 6未満	6以上 7未満	7以上 8未満	8以上 9未満	9以上 10未満	10以上	合計
議題の数	0	10	22	23	13	11	2	1	4	0	4	90
報告事項の数	21	24	19	9	7	4	2	1	1	0	2	90

議題の数【短大・高専法人】



報告事項の数【短大・高専法人】

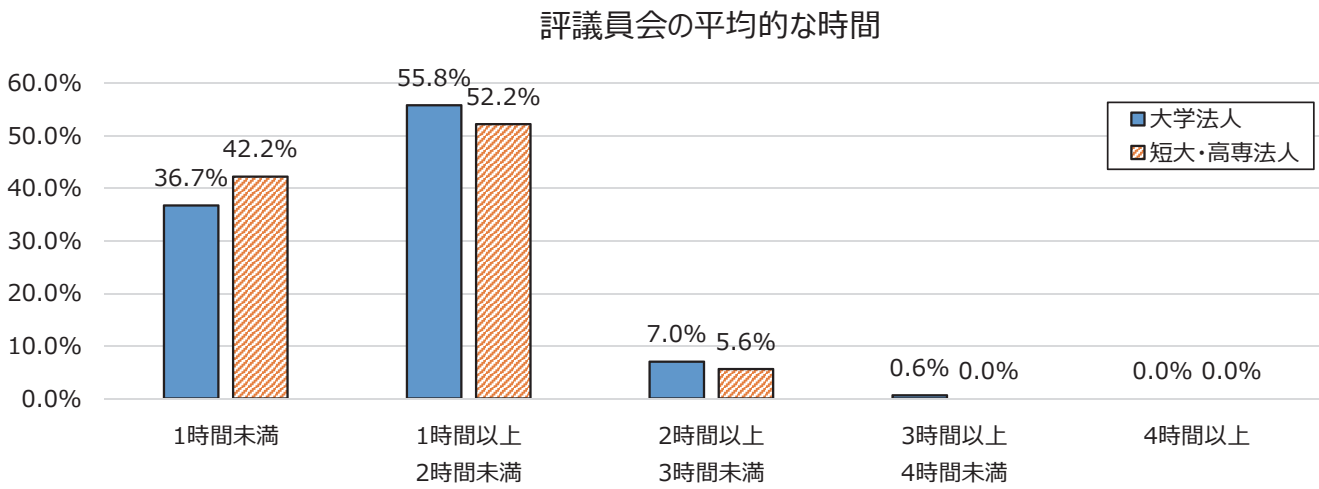


■ B 1 2 評議員会の時間

貴法人における、令和2年度の評議員会の1回あたりの平均的な時間について、該当する項目を1つご選択ください。

評議員会の平均的な時間は「1時間以上2時間未満」が最も多く、大学法人は55.8%、短大・高専法人は52.2%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	1時間未満	195	36.7%	38	42.2%	233	37.5%
2	1時間以上2時間未満	297	55.8%	47	52.2%	344	55.3%
3	2時間以上3時間未満	37	7.0%	5	5.6%	42	6.8%
4	3時間以上4時間未満	3	0.6%	0	0.0%	3	0.5%
5	4時間以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
集計法人数		532		90		622	



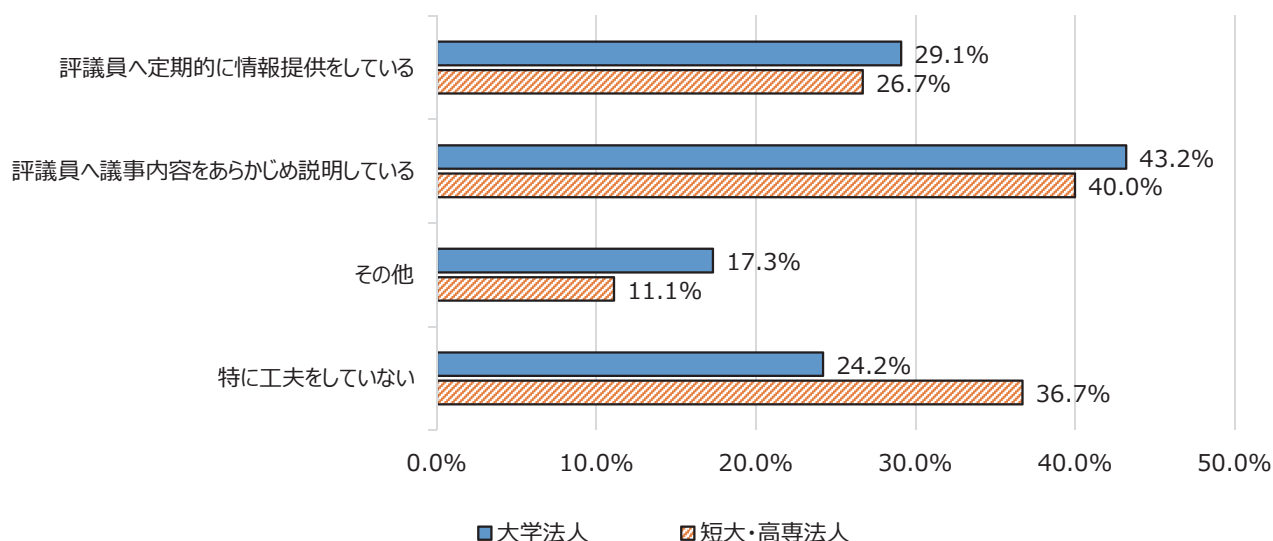
■ B 1 3 評議員会を有効に機能させるための工夫

貴法人では、評議員会を有効に機能させるためにどのような工夫をしていますか。下記項目の中から、該当する項目を全てご選択ください。

評議員会を有効に機能させるための工夫について、「評議員へ議事内容をあらかじめ説明している」が最も多く、大学法人は43.2%、短大・高専法人は40.0%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	評議員へ定期的に情報提供をしている	155	29.1%	24	26.7%	179	28.8%
2	評議員へ議事内容をあらかじめ説明している	230	43.2%	36	40.0%	266	42.8%
3	その他	92	17.3%	10	11.1%	102	16.4%
4	特に工夫をしていない	129	24.2%	33	36.7%	162	26.0%
	集計法人数	532		90		622	

評議員会を有効に機能させるための工夫



■ B 1 4 評議員会での議題の取扱い

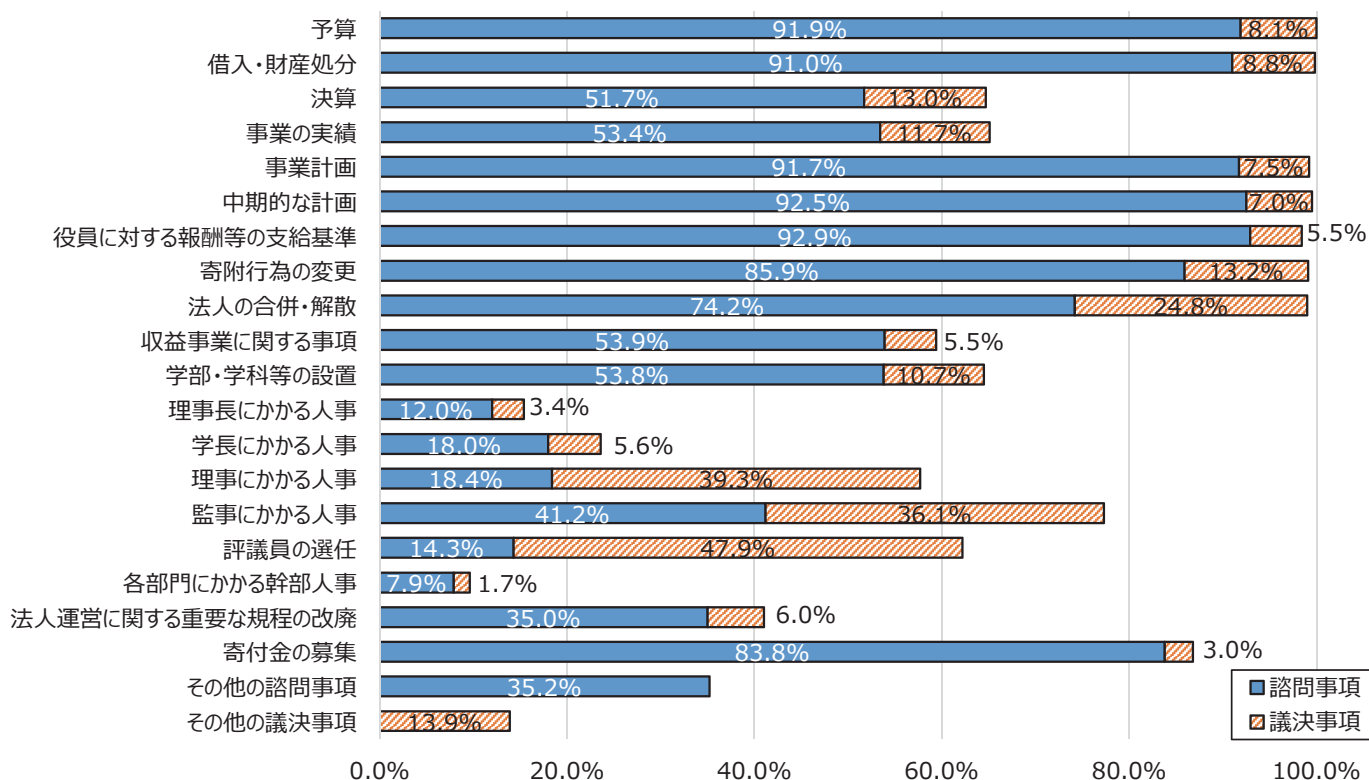
貴法人の評議員会において、下記項目についてどのように扱っていますか。

評議員会で「議決事項」として取り扱う議題は、「評議員の選任」が最も多く大学法人は47.9%、短大・高専法人は44.4%である。次いで「理事にかかる人事」が多く大学法人は39.3%、短大・高専法人は37.8%である。

<大学法人>

番号	項 目	大学法人			
		諮問事項		議決事項	
		回答数	割合	回答数	割合
1	予算	489	91.9%	43	8.1%
2	借入・財産処分	484	91.0%	47	8.8%
3	決算	275	51.7%	69	13.0%
4	事業の実績	284	53.4%	62	11.7%
5	事業計画	488	91.7%	40	7.5%
6	中期的な計画	492	92.5%	37	7.0%
7	役員に対する報酬等の支給基準	494	92.9%	29	5.5%
8	寄附行為の変更	457	85.9%	70	13.2%
9	法人の合併・解散	395	74.2%	132	24.8%
10	収益事業に関する事項	287	53.9%	29	5.5%
11	学部・学科等の設置	286	53.8%	57	10.7%
12	理事長にかかる人事	64	12.0%	18	3.4%
13	学長にかかる人事	96	18.0%	30	5.6%
14	理事にかかる人事	98	18.4%	209	39.3%
15	監事にかかる人事	219	41.2%	192	36.1%
16	評議員の選任	76	14.3%	255	47.9%
17	各部門にかかる幹部人事	42	7.9%	9	1.7%
18	法人運営に関する重要な規程（組織・人事・財務等）の改廃	186	35.0%	32	6.0%
19	寄付金の募集	446	83.8%	16	3.0%
20	その他の諮問事項	187	35.2%		
21	その他の議決事項			74	13.9%
	集計法人数	532		532	

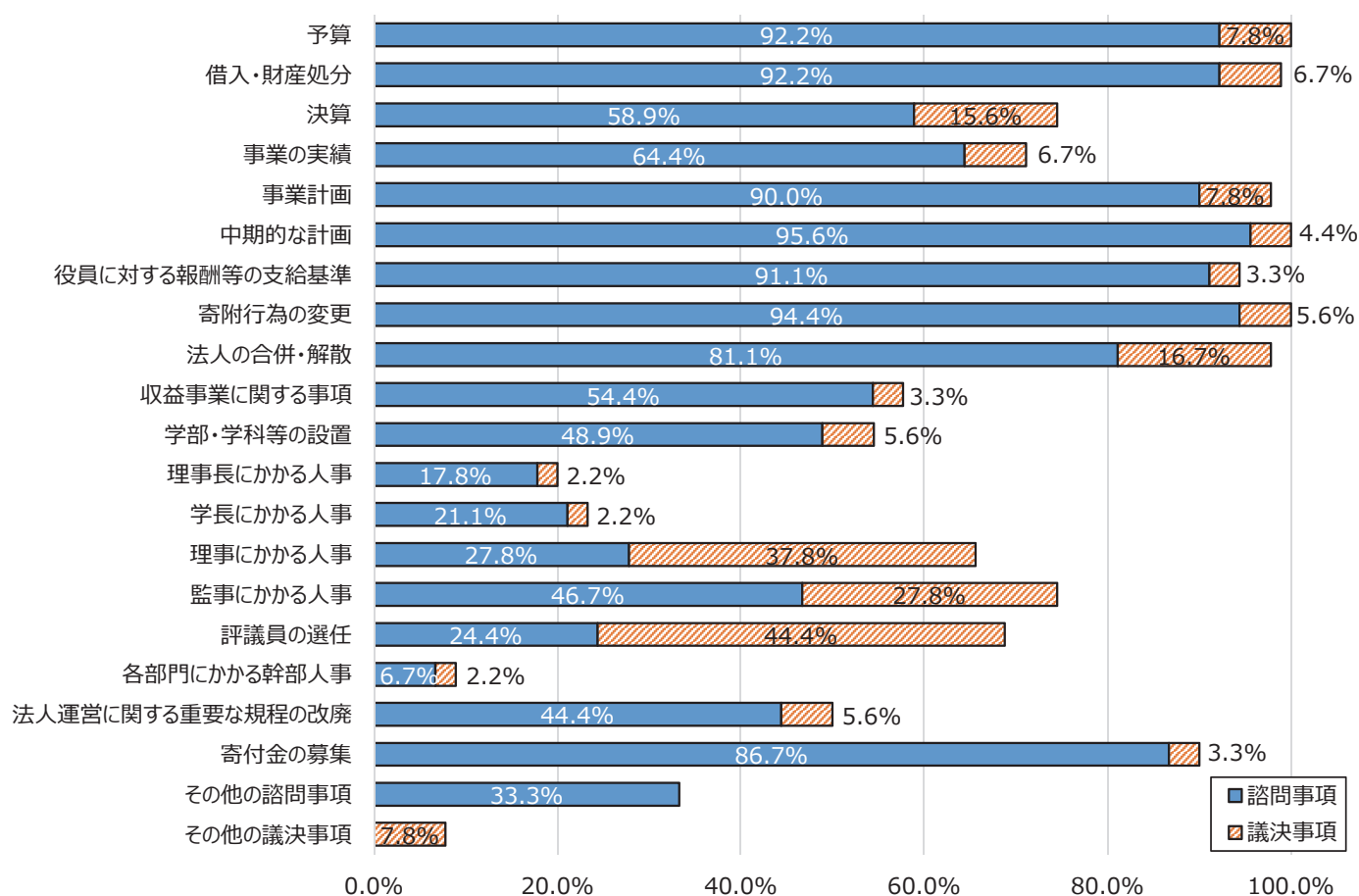
評議員会での議題の取扱い【大学法人】



<短大・高専法人>

番号	項 目	短大・高専法人			
		諮問事項		議決事項	
		回答数	割合	回答数	割合
1	予算	83	92.2%	7	7.8%
2	借入・財産処分	83	92.2%	6	6.7%
3	決算	53	58.9%	14	15.6%
4	事業の実績	58	64.4%	6	6.7%
5	事業計画	81	90.0%	7	7.8%
6	中期的な計画	86	95.6%	4	4.4%
7	役員に対する報酬等の支給基準	82	91.1%	3	3.3%
8	寄附行為の変更	85	94.4%	5	5.6%
9	法人の合併・解散	73	81.1%	15	16.7%
10	収益事業に関する事項	49	54.4%	3	3.3%
11	学部・学科等の設置	44	48.9%	5	5.6%
12	理事長にかかる人事	16	17.8%	2	2.2%
13	学長にかかる人事	19	21.1%	2	2.2%
14	理事にかかる人事	25	27.8%	34	37.8%
15	監事にかかる人事	42	46.7%	25	27.8%
16	評議員の選任	22	24.4%	40	44.4%
17	各部門にかかる幹部人事	6	6.7%	2	2.2%
18	法人運営に関する重要な規程（組織・人事・財務等）の改廃	40	44.4%	5	5.6%
19	寄付金の募集	78	86.7%	3	3.3%
20	その他の諮問事項	30	33.3%		
21	その他の議決事項			7	7.8%
集計法人数		90		90	

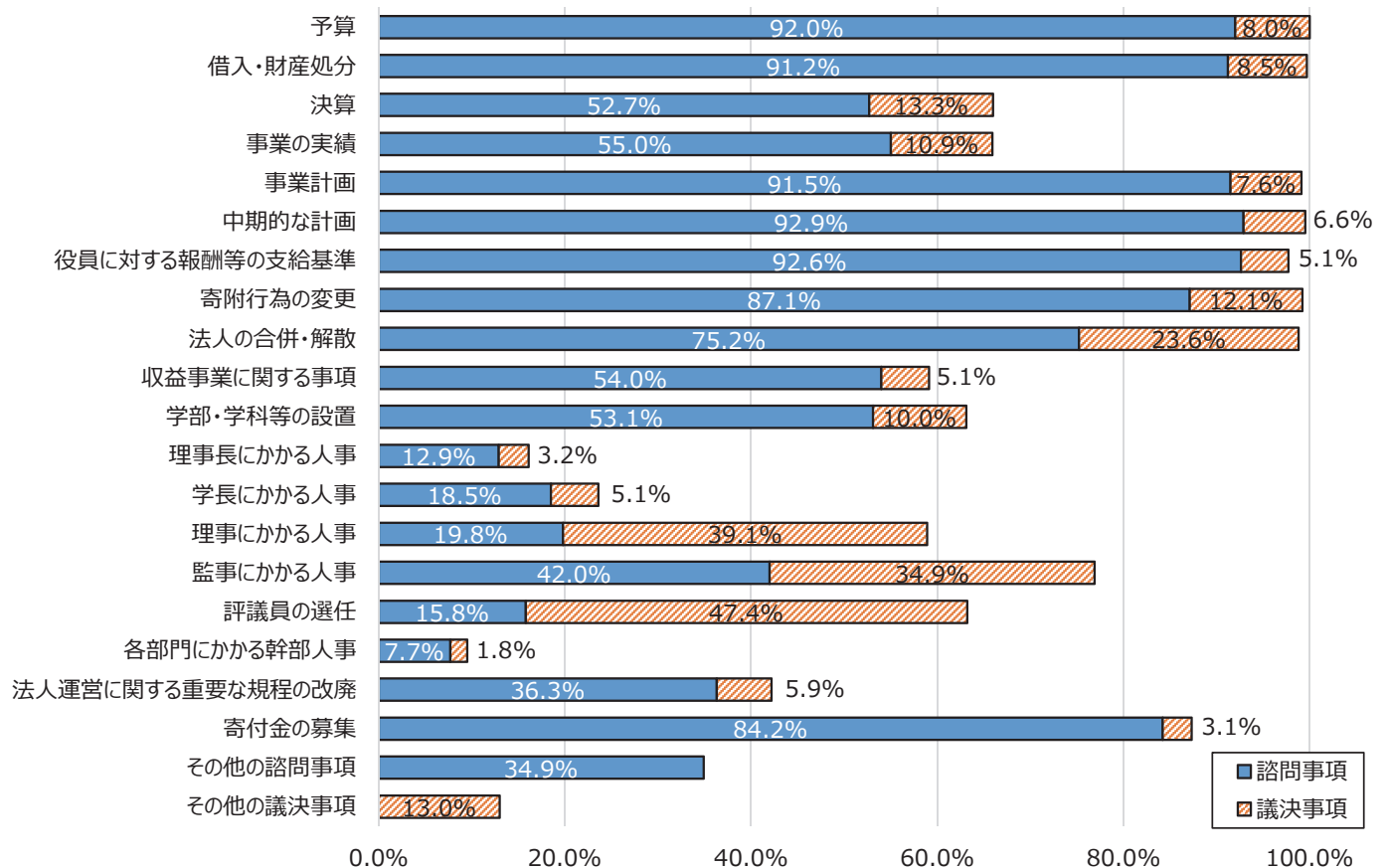
評議員会での議題の取扱い【短大・高専法人】



<全体>

番号	項 目	全体			
		諮問事項		議決事項	
		回答数	割合	回答数	割合
1	予算	572	92.0%	50	8.0%
2	借入・財産処分	567	91.2%	53	8.5%
3	決算	328	52.7%	83	13.3%
4	事業の実績	342	55.0%	68	10.9%
5	事業計画	569	91.5%	47	7.6%
6	中期的な計画	578	92.9%	41	6.6%
7	役員に対する報酬等の支給基準	576	92.6%	32	5.1%
8	寄附行為の変更	542	87.1%	75	12.1%
9	法人の合併・解散	468	75.2%	147	23.6%
10	収益事業に関する事項	336	54.0%	32	5.1%
11	学部・学科等の設置	330	53.1%	62	10.0%
12	理事長にかかる人事	80	12.9%	20	3.2%
13	学長にかかる人事	115	18.5%	32	5.1%
14	理事にかかる人事	123	19.8%	243	39.1%
15	監事にかかる人事	261	42.0%	217	34.9%
16	評議員の選任	98	15.8%	295	47.4%
17	各部門にかかる幹部人事	48	7.7%	11	1.8%
18	法人運営に関する重要な規程（組織・人事・財務等）の改廃	226	36.3%	37	5.9%
19	寄付金の募集	524	84.2%	19	3.1%
20	その他の諮問事項	217	34.9%		
21	その他の議決事項			81	13.0%
集計法人数		622		622	

評議員会での議題の取扱い【全体】



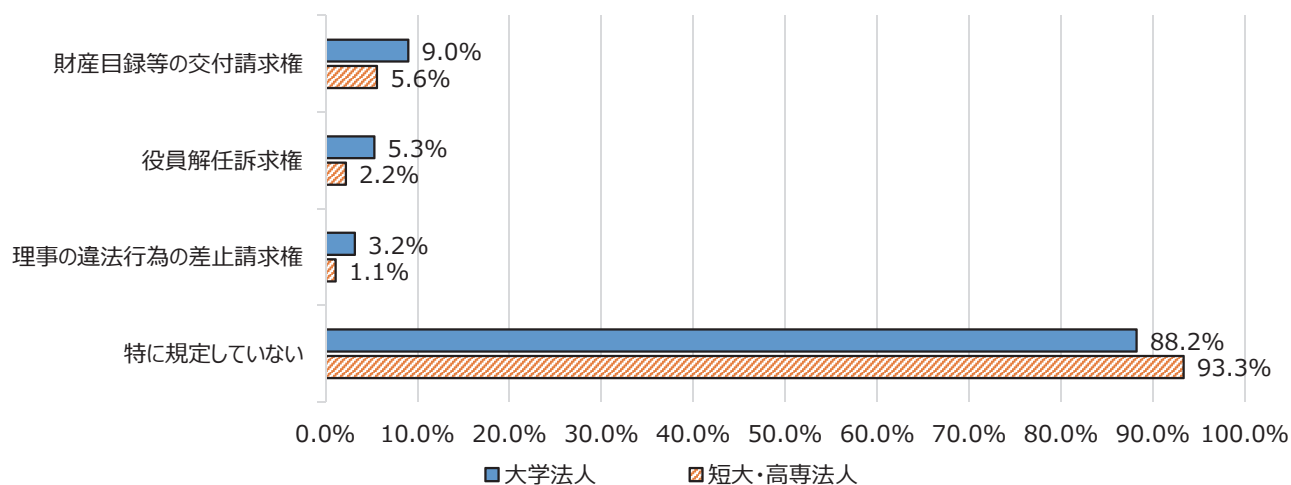
■ B 1 5 評議員のチェック機能

貴法人では、評議員によるチェック機能として規定しているものはありますか。下記項目の中から、該当する項目を全てご選択ください。

評議員会のチェック機能として、「財産目録等の交付請求権」や「役員解任訴求権」、「理事の違法行為の差止請求権」は特に規定していない法人が最も多く、大学法人は88.2%、短大・高専法人は93.3%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	財産目録等の交付請求権	48	9.0%	5	5.6%	53	8.5%
2	役員解任訴求権	28	5.3%	2	2.2%	30	4.8%
3	理事の違法行為の差止請求権	17	3.2%	1	1.1%	18	2.9%
4	特に規定していない	469	88.2%	84	93.3%	553	88.9%
集計法人数		532		90		622	

評議員のチェック機能



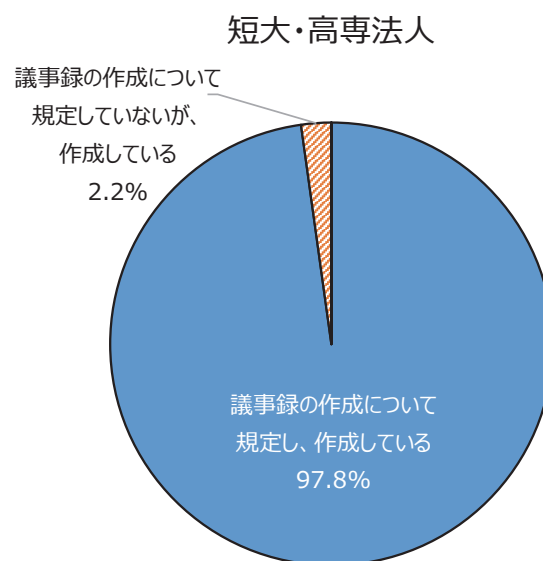
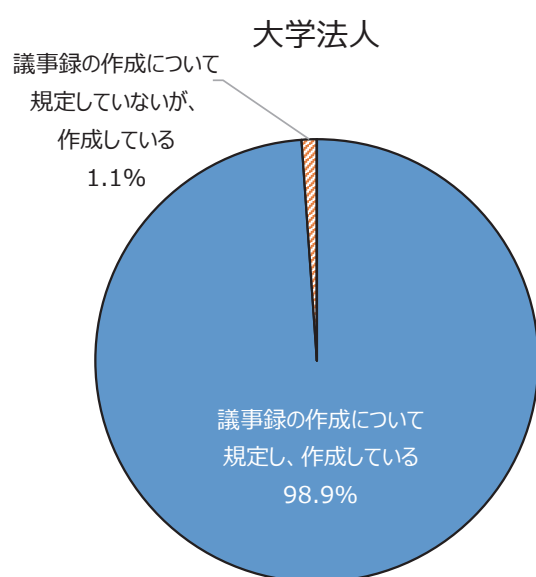
■ B 1 6 評議員会の議事録

貴法人では評議員会の議事録を作成していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

大学法人は98.9%、短大・高専法人は97.8%が評議員会の議事録の作成について規定し、作成している。また、「作成について規定していないが、作成している」法人と合わせると、大学法人、短大・高専法人ともに100.0%が評議員会の議事録を作成している。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	議事録の作成について規定し、作成している	526	98.9%	88	97.8%	614	98.7%
2	議事録の作成について規定していないが、作成している	6	1.1%	2	2.2%	8	1.3%
3	議事録を作成していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	集計法人数	532		90		622	

評議員会の議事録の作成



■ B 1 7 評議員による評議員会の招集請求

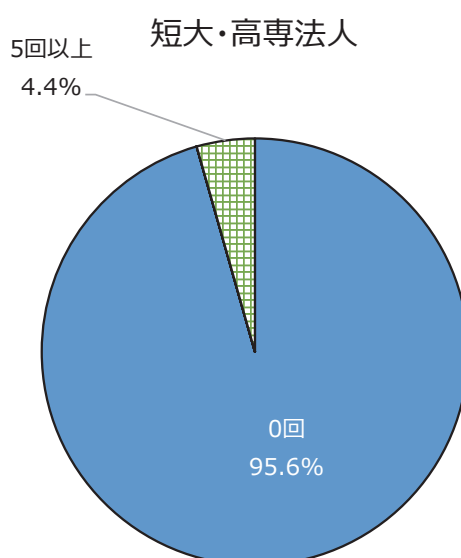
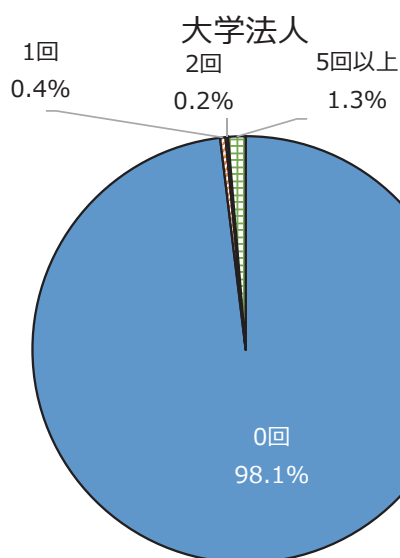
貴法人では、私立学校法第41条第5項（※）に定める評議員会の招集について、過去5年間で何回招集していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

※第41条第5項 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

評議員による評議員会の招集請求の回数について、「0回」が最も多く大学法人は98.1%、短大・高専法人は95.6%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	0回	522	98.1%	86	95.6%	608	97.7%
2	1回	2	0.4%	0	0.0%	2	0.3%
3	2回	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
4	3回	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5	4回	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6	5回以上	7	1.3%	4	4.4%	11	1.8%
集計法人数		532		90		622	

評議員による評議員会の招集請求の回数



■ B 1 8 評議員による議題の提案

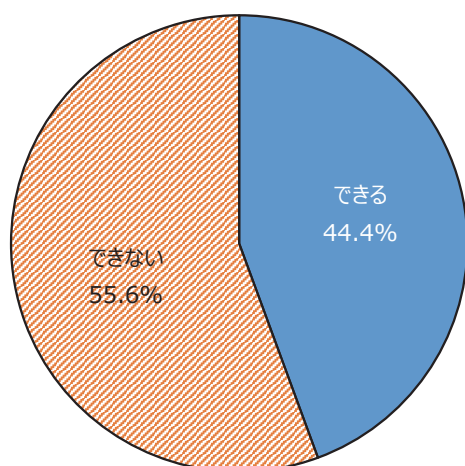
貴法人では、評議員によって評議員会の議題を提案することができますか。下記項目の中から、該当する項目をご選択ください。なお、私立学校法第41条第5項に定める評議員の請求により招集された評議員会における議題の提案については除きます。

大学法人は44.4%、短大・高専法人は48.9%が、評議員によって評議員会の議題を提案することができる。

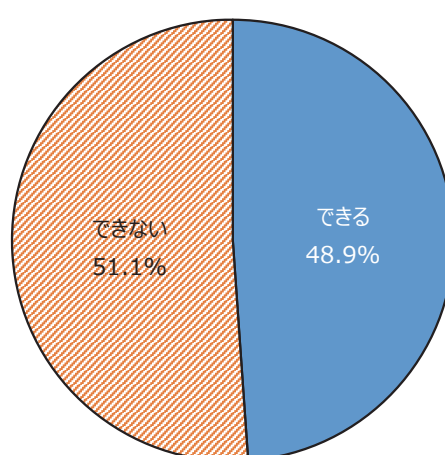
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	できる	236	44.4%	44	48.9%	280	45.0%
2	できない	296	55.6%	46	51.1%	342	55.0%
集計法人数		532		90		622	

評議員による議題の提案

大学法人



短大・高専法人



■ B 1 9 役員に対する報告の要求

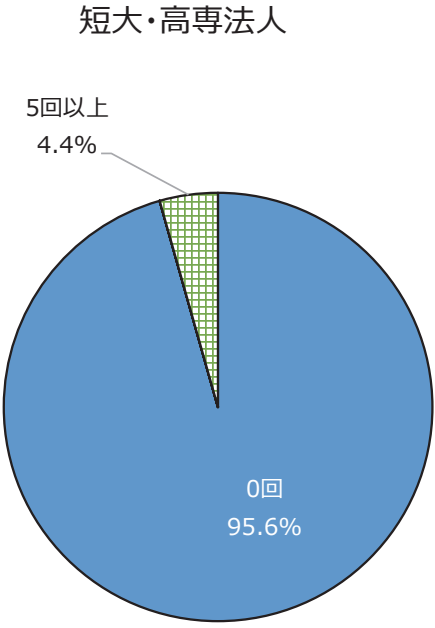
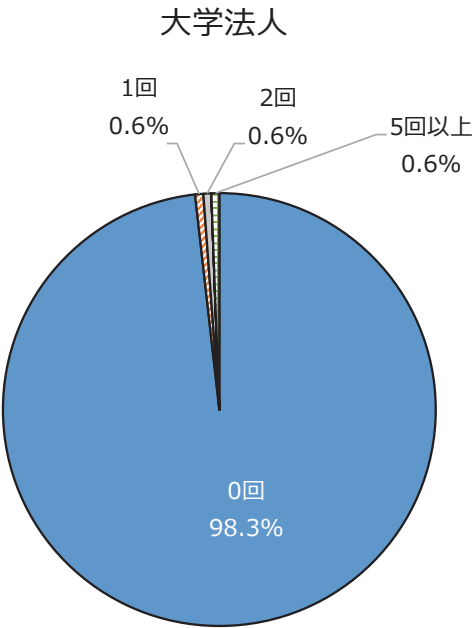
貴法人において、私立学校法第43条（※）に定める評議員会が役員から徴する報告について、過去5年間で何回要求していますか。
下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

※第43条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

役員に対する報告の要求回数について、「0回」が最も多く大学法人は98.3%、短大・高専法人は95.6%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	0回	523	98.3%	86	95.6%	609	97.9%
2	1回	3	0.6%	0	0.0%	3	0.5%
3	2回	3	0.6%	0	0.0%	3	0.5%
4	3回	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5	4回	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6	5回以上	3	0.6%	4	4.4%	7	1.1%
集計法人数		532		90		622	

役員に対する報告の要求回数



C 監事・監査

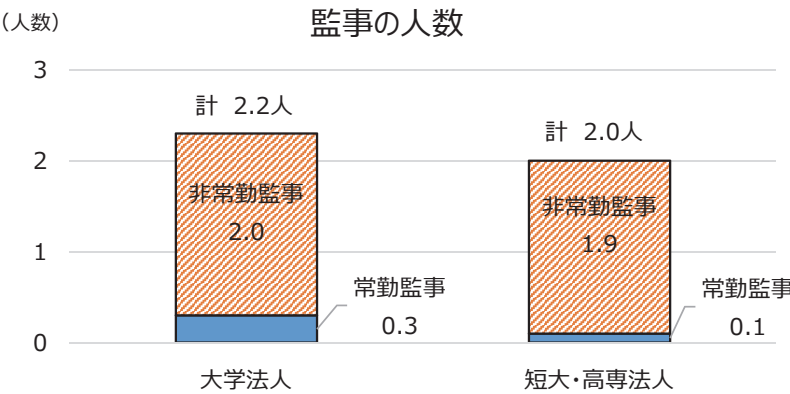
■ C 1 監事の実人数

貴法人における常勤監事、非常勤監事について、それぞれ実人数を（１）にご回答ください。（貴法人における勤務が本務となる場合には「常勤監事」とします。）また、監事のうち、理事や評議員の配偶者または三親等以内の親族である監事の実人数、過去に貴法人の役職員であった監事の実人数を（２）にご回答ください。

- （１）１法人あたりの監事の平均人数について、大学法人は2.2人、短大・高専法人は2.0人である。そのうち、常勤監事の実人数は大学法人が0.3人、短大・高専法人は0.1人である。
- （２）理事や評議員の配偶者または三親等以内の親族である監事の実人数について、大学法人全体で3人、短大・高専法人全体で1人である。過去に自法人の役職員であった監事の平均人数について、大学法人は0.4人、短大・高専法人は0.4人である。

（１）監事の実人数

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均
常勤監事	135	0.3	9	0.1	144	0.2
非常勤監事	1,048	2.0	175	1.9	1,223	2.0
監事計	1,183	2.2	184	2.0	1,367	2.2
集計法人数	532		90		622	



（２）属性別の監事の実人数

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均
理事や評議員の配偶者または三親等以内の親族である監事の実人数	3	0.0	1	0.0	4	0.0
過去に貴法人の役職員であった監事の実人数	212	0.4	32	0.4	244	0.4
集計法人数	532		90		622	

■ C 2 常勤監事を置かない理由

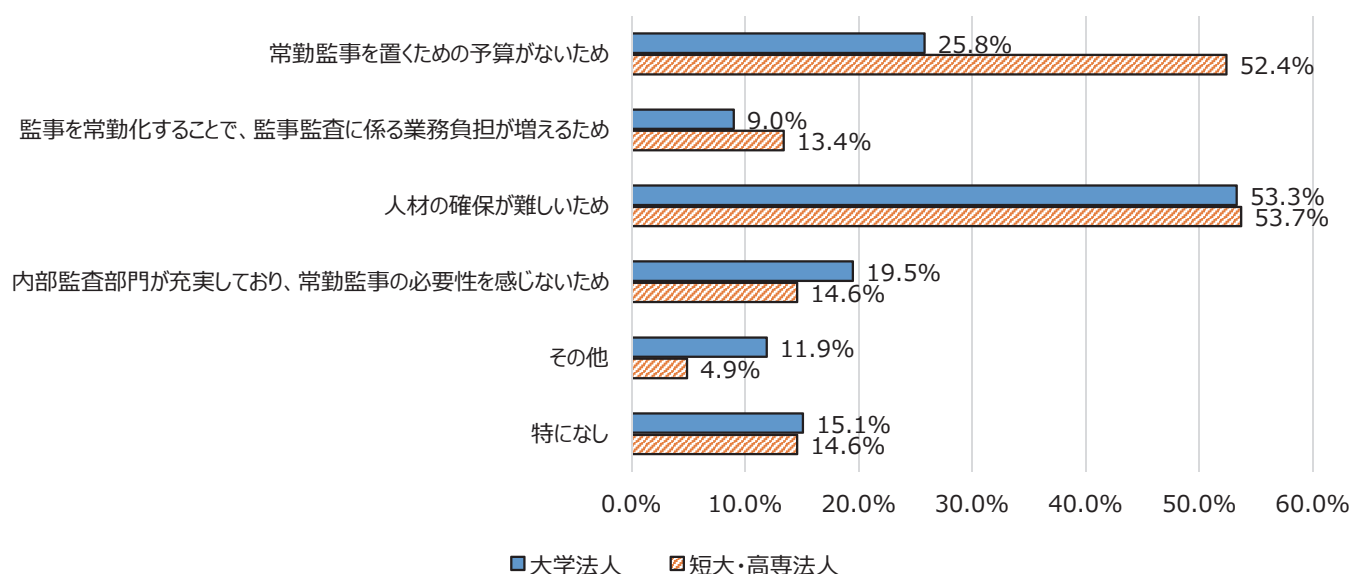
(C 1で「常勤監事」が「0人」の場合にご回答ください。)

貴法人が常勤監事を置いていない理由について、下記項目の中から、該当する項目を全てご選択ください。

常勤監事を置かない理由について、「人材の確保が難しいため」が最も多く、大学法人は53.3%、短大・高専法人は53.7%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	常勤監事を置くための予算がないため	106	25.8%	43	52.4%	149	30.2%
2	監事を常勤化することで、監事監査に係る業務負担が増えるため	37	9.0%	11	13.4%	48	9.7%
3	人材の確保が難しいため	219	53.3%	44	53.7%	263	53.3%
4	内部監査部門が充実しており、常勤監事の必要性を感じないため	80	19.5%	12	14.6%	92	18.7%
5	その他	49	11.9%	4	4.9%	53	10.8%
6	特になし	62	15.1%	12	14.6%	74	15.0%
集計法人数		411		82		493	

常勤監事を置かない理由



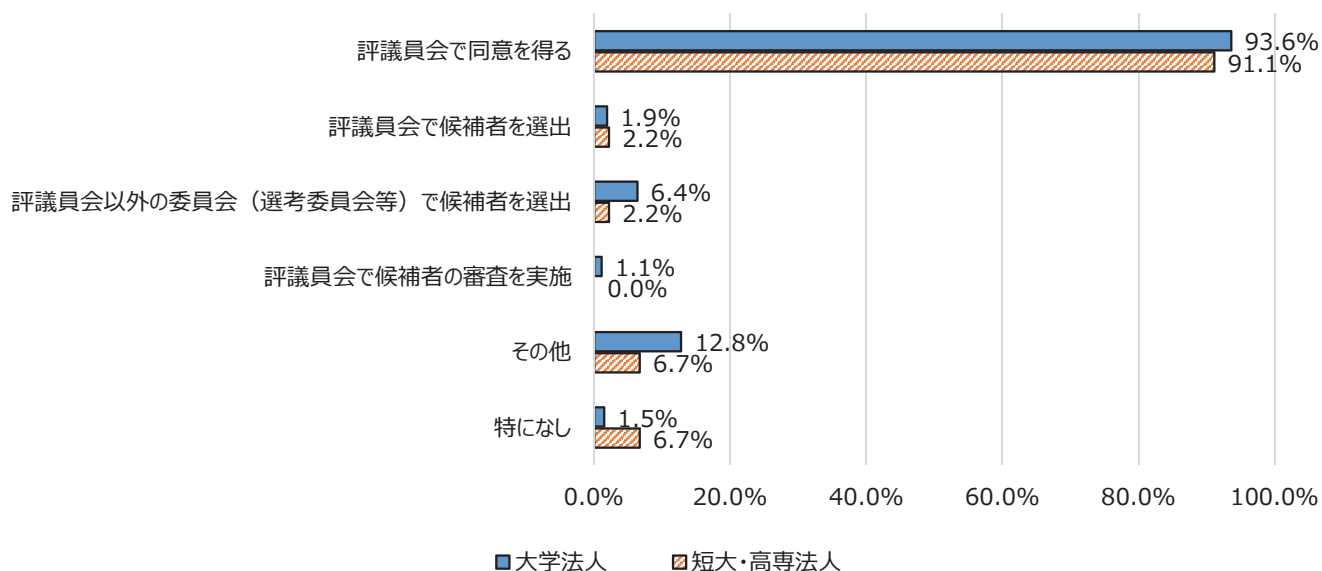
■ C 3 監事の選任の際の工夫

貴法人の監事の選任の過程において、独立性を確保するための工夫をしていますか。下記項目の中から、該当する項目を全てご選択ください。

監事の選任の際の工夫について、「評議員会で同意を得る」が最も多く、大学法人は93.6%、短大・高専法人は91.1%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	評議員会で同意を得る	498	93.6%	82	91.1%	580	93.2%
2	評議員会で候補者を選出	10	1.9%	2	2.2%	12	1.9%
3	評議員会以外の委員会（選考委員会等）で候補者を選出	34	6.4%	2	2.2%	36	5.8%
4	評議員会で候補者の審査を実施	6	1.1%	0	0.0%	6	1.0%
5	その他	68	12.8%	6	6.7%	74	11.9%
6	特になし	8	1.5%	6	6.7%	14	2.3%
集計法人数		532		90		622	

監事の選任の際の工夫



■ C 4 監事の任期

貴法人の監事の任期について、該当する年数をご選択ください。また、監事の再任回数の上限を規定している場合は、該当する回数をご選択ください。

さらに、監事の在任状況について、人数をご回答ください。

【監事の任期】 「4年」が最も多く、大学法人は47.2%、短大・高専法人は52.2%である。

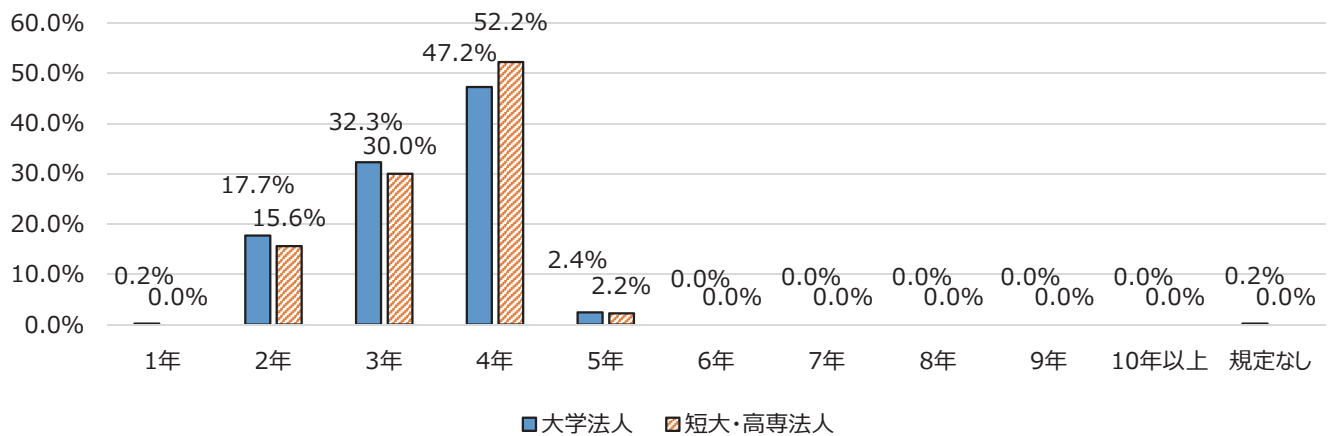
【監事の再任回数の上限】「規定なし」が最も多く、大学法人は94.2%、短大・高専法人は98.9%である。

【監事の在任状況】 「1期目」が最も多く、大学法人は31.5%、短大・高専法人は28.8%である。

<規程上の監事の任期>

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1年	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
2年	94	17.7%	14	15.6%	108	17.4%
3年	172	32.3%	27	30.0%	199	32.0%
4年	251	47.2%	47	52.2%	298	47.9%
5年	13	2.4%	2	2.2%	15	2.4%
6年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
10年以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
規定なし	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
集計法人数	532		90		622	

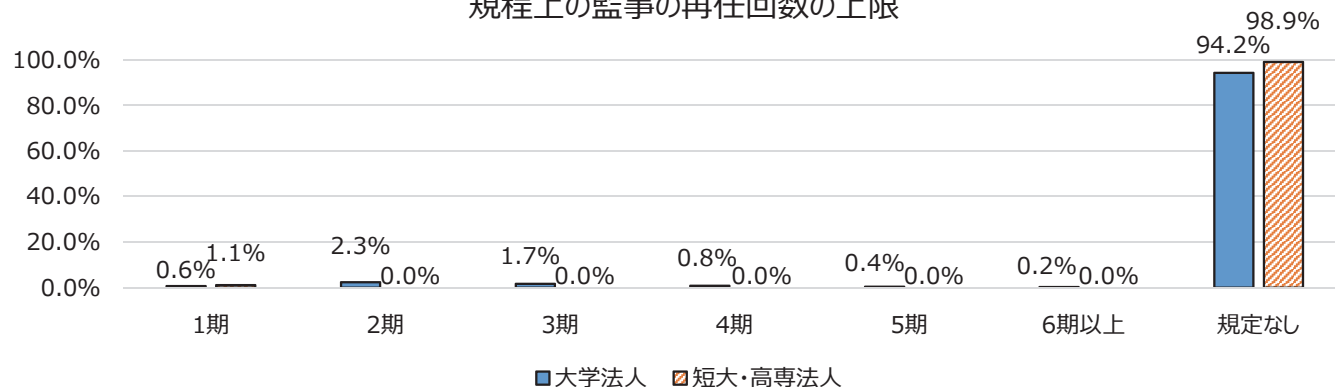
規程上の監事の任期



＜規程上の監事の再任回数の上限＞

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1期	3	0.6%	1	1.1%	4	0.6%
2期	12	2.3%	0	0.0%	12	1.9%
3期	9	1.7%	0	0.0%	9	1.4%
4期	4	0.8%	0	0.0%	4	0.6%
5期	2	0.4%	0	0.0%	2	0.3%
6期以上	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
規定なし	501	94.2%	89	98.9%	590	94.9%
集計法人数	532		90		622	

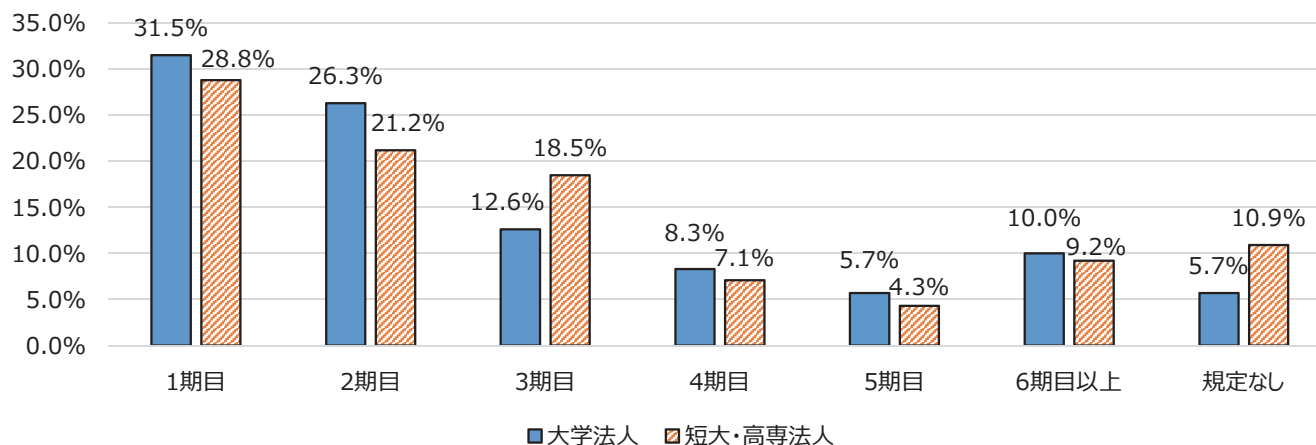
規程上の監事の再任回数の上限



＜監事の在任状況＞

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1期目	373	31.5%	53	28.8%	426	31.2%
2期目	311	26.3%	39	21.2%	350	25.6%
3期目	149	12.6%	34	18.5%	183	13.4%
4期目	98	8.3%	13	7.1%	111	8.1%
5期目	67	5.7%	8	4.3%	75	5.5%
6期目以上	118	10.0%	17	9.2%	135	9.9%
規定なし	67	5.7%	20	10.9%	87	6.4%
人数合計	1,183		184		1,367	
集計法人数	532		90		622	

監事の在任状況



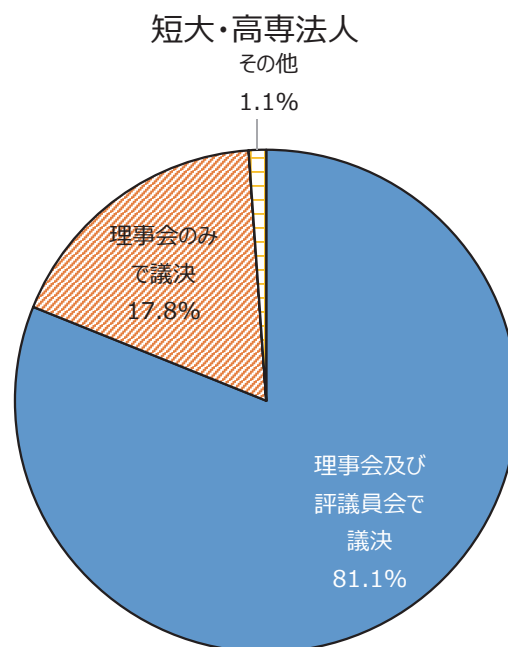
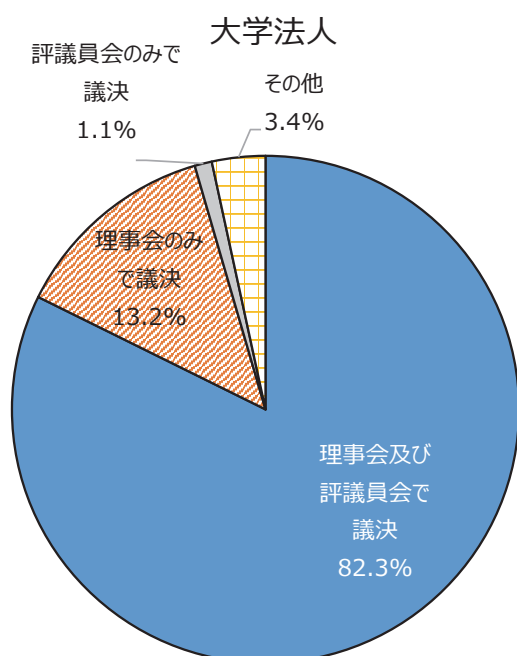
■ C 5 監事の解任方法

貴法人の監事の解任方法について、寄附行為においてどのように規定していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

監事の解任方法について、「理事会及び評議員会で議決」が最も多く、大学法人は82.3%、短大・高専法人は81.1%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	理事会及び評議員会で議決	438	82.3%	73	81.1%	511	82.2%
2	理事会のみで議決	70	13.2%	16	17.8%	86	13.8%
3	評議員会のみで議決	6	1.1%	0	0.0%	6	1.0%
4	その他	18	3.4%	1	1.1%	19	3.1%
	集計法人数	532		90		622	

監事の解任方法



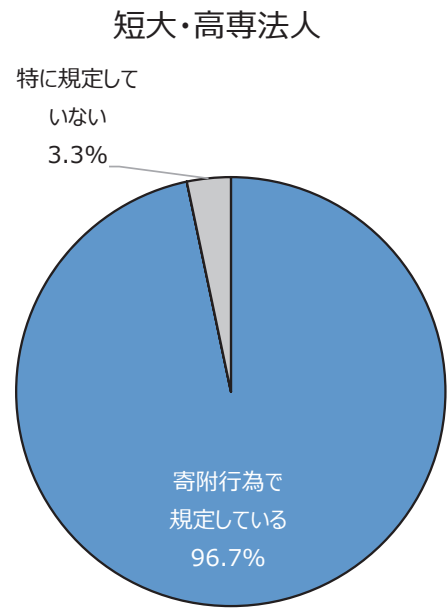
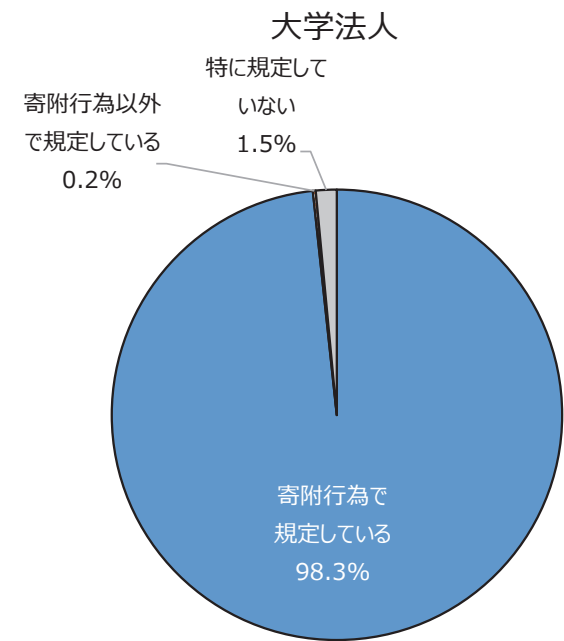
■ C 6 監事の解任事由の規定

貴法人では、監事の解任事由（「法令の規定又は寄附行為に著しく違反したとき」等）を規定していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

大学法人は98.3%、短大・高専法人は96.7%が監事の解任事由を寄附行為で規定している。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	寄附行為で規定している	523	98.3%	87	96.7%	610	98.1%
2	寄附行為以外で規定している	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
3	特に規定していない	8	1.5%	3	3.3%	11	1.8%
	集計法人数	532		90		622	

監事の解任事由の規定



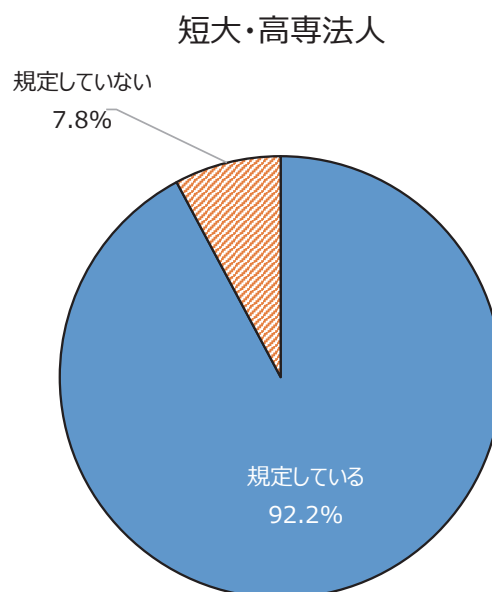
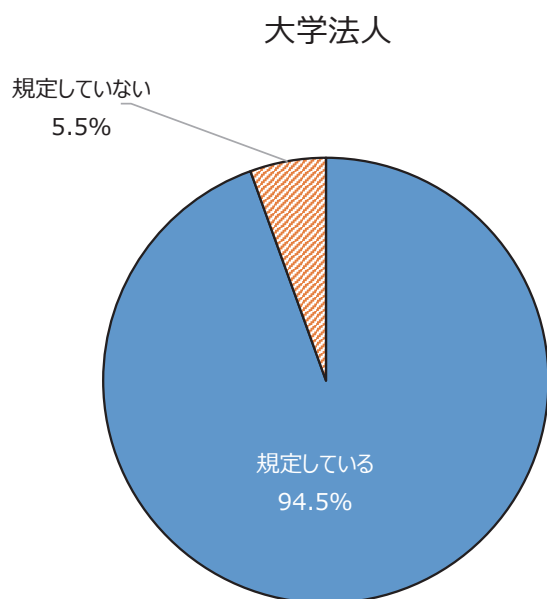
■ C 7 監事の就任に関する規定

貴法人では、理事や評議員の配偶者または三親等以内の親族の監事就任を禁じる規定を設けていますか。下記項目の中から、該当する項目をご選択ください。

大学法人は94.5%、短大・高専法人は92.2%が理事や評議員の配偶者または三親等以内の親族の監事就任を禁じる規定を設けている。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	規定している	503	94.5%	83	92.2%	586	94.2%
2	規定していない	29	5.5%	7	7.8%	36	5.8%
	集計法人数	532		90		622	

監事の就任に関する規定



■ C 8 非常勤監事の出勤日数

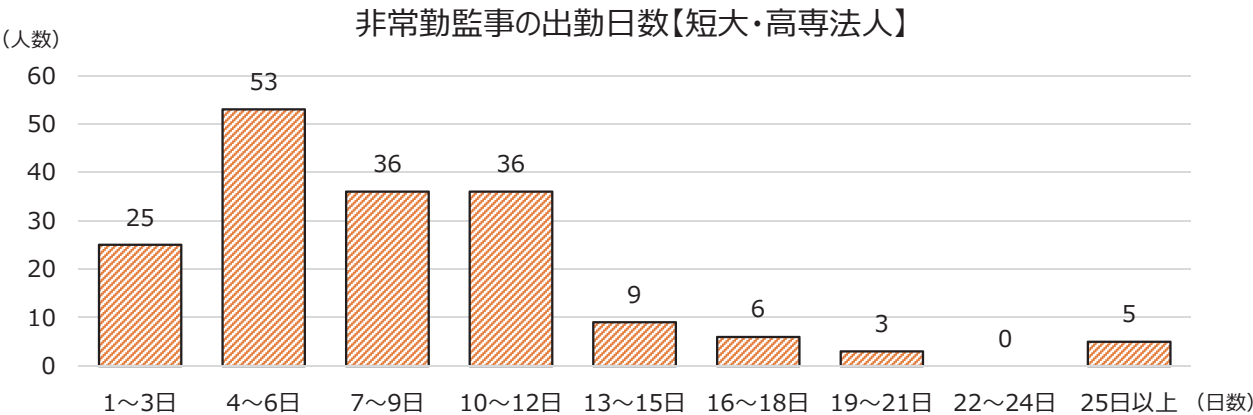
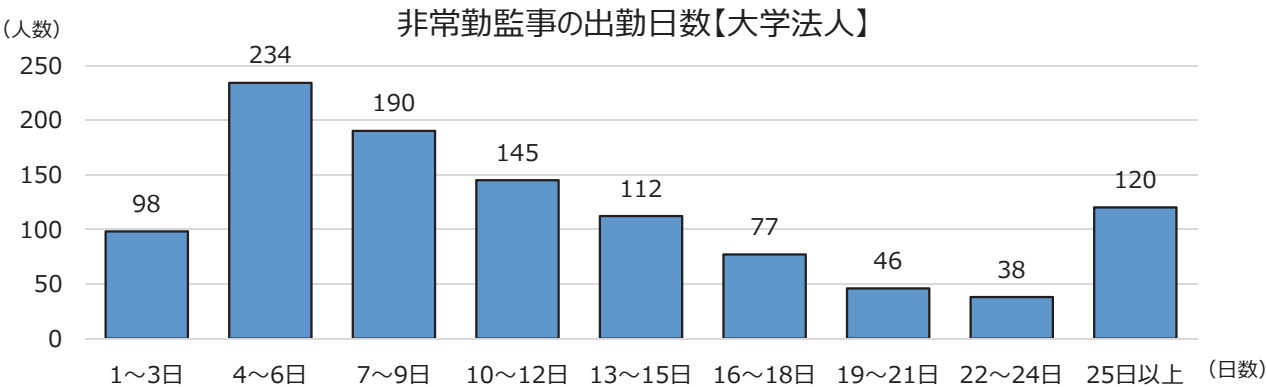
（C 1 で「非常勤監事」がいる場合にご回答ください。）
貴法人における非常勤監事の、令和2年度の出勤日数（在宅勤務等を含む）は何日ですか。非常勤監事ごとに日数をご回答ください。非常勤監事が4人を超える場合は、出勤日数の多い監事から順に4人の日数をご回答ください。

非常勤監事の出勤日数は大学法人、短大・高専法人ともに「4～6日」が最も多い。

項 目	大学法人			短大・高専法人			全体		
	回答数	人数	平均日数	回答数	人数	平均日数	回答数	人数	平均日数
非常勤監事A	8,288	523	15.8	819	88	9.3	9,107	611	14.9
非常勤監事B	5,217	434	12.0	560	76	7.4	5,777	510	11.3
非常勤監事C	1,264	92	13.7	67	9	7.4	1,331	101	13.2
非常勤監事D	191	11	17.4	0	0	—	191	11	17.4
合計	14,960	1,060	14.1	1,446	173	8.4	16,406	1,233	13.3
集計法人数	523			89			612		

【日数の分布状況】

日数 項目	1～3日	4～6日	7～9日	10～12日	13～15日	16～18日	19～21日	22～24日	25日以上
大学法人	98	234	190	145	112	77	46	38	120
短大・高専法人	25	53	36	36	9	6	3	0	5



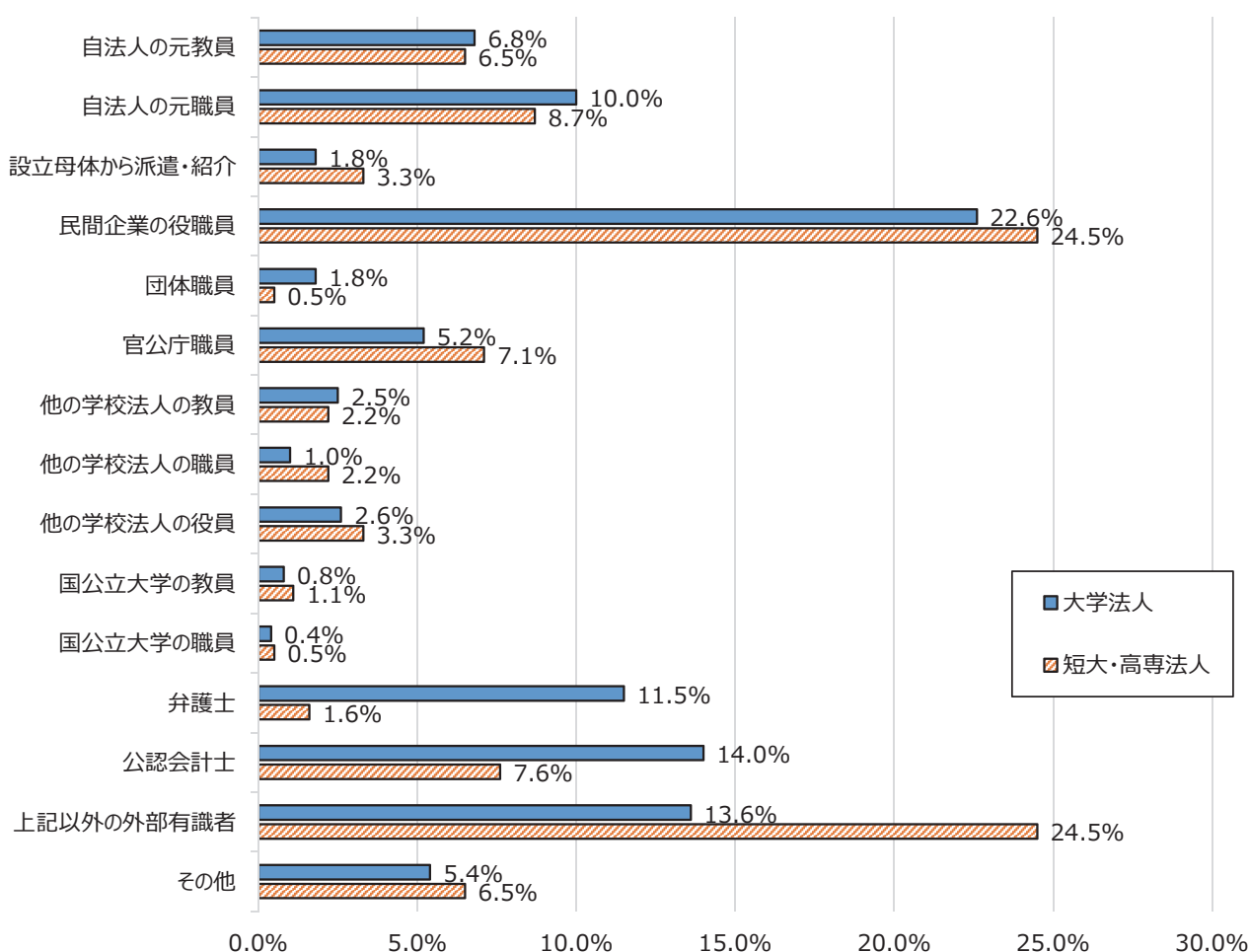
■ C 9 監事の経歴

貴法人の監事の主要な経歴（選任において最も重視した経歴）について、該当する項目に人数をご回答ください。

監事の主要な経歴について、大学法人は「民間企業の役職員」が最も多く22.6%、短大・高専法人は「民間企業の役職員」及び「4～13以外の外部有識者」が最も多く24.5%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	自法人の元教員	81	6.8%	12	6.5%	93	6.8%
2	自法人の元職員	118	10.0%	16	8.7%	134	9.8%
3	自法人の設立母体（宗教法人、自治体等）から派遣・紹介された者	21	1.8%	6	3.3%	27	2.0%
4	民間企業の役職員	267	22.6%	45	24.5%	312	22.8%
5	団体職員	21	1.8%	1	0.5%	22	1.6%
6	官公庁職員	62	5.2%	13	7.1%	75	5.5%
7	他の学校法人の教員	29	2.5%	4	2.2%	33	2.4%
8	他の学校法人の職員	12	1.0%	4	2.2%	16	1.2%
9	他の学校法人の役員	31	2.6%	6	3.3%	37	2.7%
10	国公立大学の教員	9	0.8%	2	1.1%	11	0.8%
11	国公立大学の職員	5	0.4%	1	0.5%	6	0.4%
12	弁護士	136	11.5%	3	1.6%	139	10.2%
13	公認会計士	166	14.0%	14	7.6%	180	13.2%
14	上記4～13以外の外部有識者	161	13.6%	45	24.5%	206	15.1%
15	その他	64	5.4%	12	6.5%	76	5.6%
人数合計		1,183		184		1,367	
集計法人数		532		90		622	

監事の経歴



■ C 1 0 監事の年間報酬について（支払方法と金額）

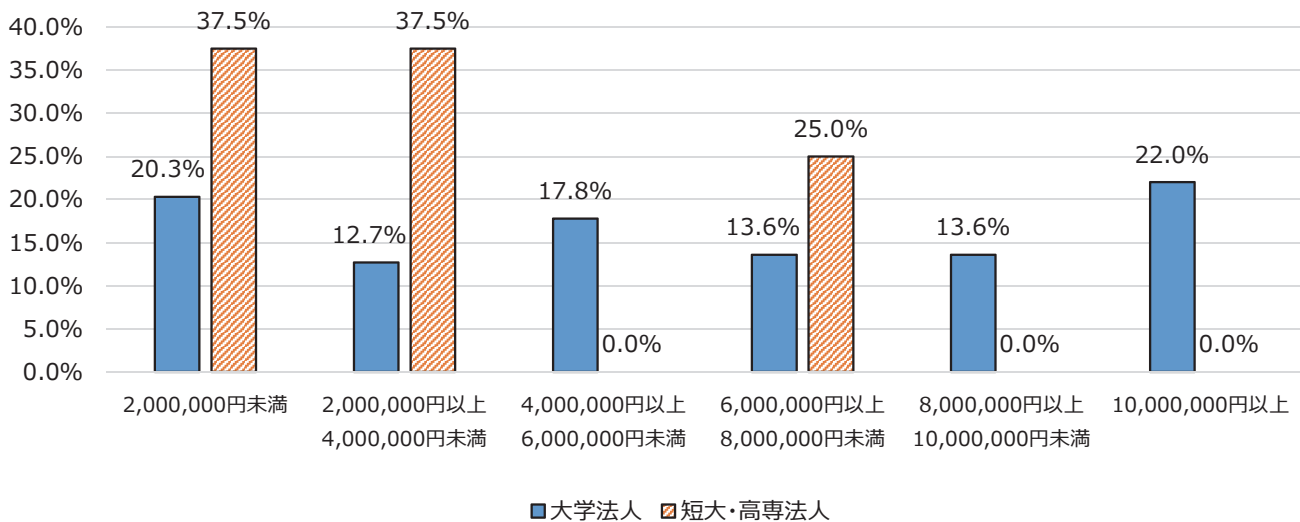
貴法人では、監事一人あたりの報酬についてどのように規定していますか。常勤監事については、令和2年度における1年間の平均的な支払金額を（１）にご回答ください。非常勤監事については、（２）の項目の中から、支払方法として該当する項目を全てご選択ください。「1.日当で支払いをしている」場合には平均的な日当の金額をご回答のうえ、非常勤監事一人あたりの1年間の平均的な支払金額について、該当する項目を１つご選択ください。「2.年額で支払いをしている」場合には非常勤監事一人あたりの平均的な年額について、該当する項目を１つご選択ください。

- （１）常勤監事への1年間の平均的な支払金額について、大学法人は「10,000,000円以上」が最も多く22.0%、短大・高専法人は「2,000,000円未満」及び「2,000,000円以上4,000,000円未満」が最も多く37.5%である。
- （２）非常勤監事への支払方法について、大学法人は「年額で支払いをしている」が最も多く49.3%、短大・高専法人は「日当で支払いをしている」が最も多く47.2%である。また、「日当で支払いをしている」場合の平均的な日当金額は、「20,000円以上」が最も多く、大学法人は53.7%、短大・高専法人は40.5%、1年間の平均的な支払金額は、「10,000円以上50,000円未満」が最も多く、大学法人は40.7%、短大・高専法人は69.0%である。さらに、「年額で支払いをしている」場合の1年間の平均的な支払金額について、「100,000円以上500,000円未満」が最も多く、大学法人は35.4%、短大・高専法人は47.1%である。

（１）常勤監事への1年間の平均的な支払金額

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
2,000,000円未満	24	20.3%	3	37.5%	27	21.4%
2,000,000円以上4,000,000円未満	15	12.7%	3	37.5%	18	14.3%
4,000,000円以上6,000,000円未満	21	17.8%	0	0.0%	21	16.7%
6,000,000円以上8,000,000円未満	16	13.6%	2	25.0%	18	14.3%
8,000,000円以上10,000,000円未満	16	13.6%	0	0.0%	16	12.7%
10,000,000円以上	26	22.0%	0	0.0%	26	20.6%
集計法人数	118		8		126	

常勤監事の1年間の平均的な支払金額

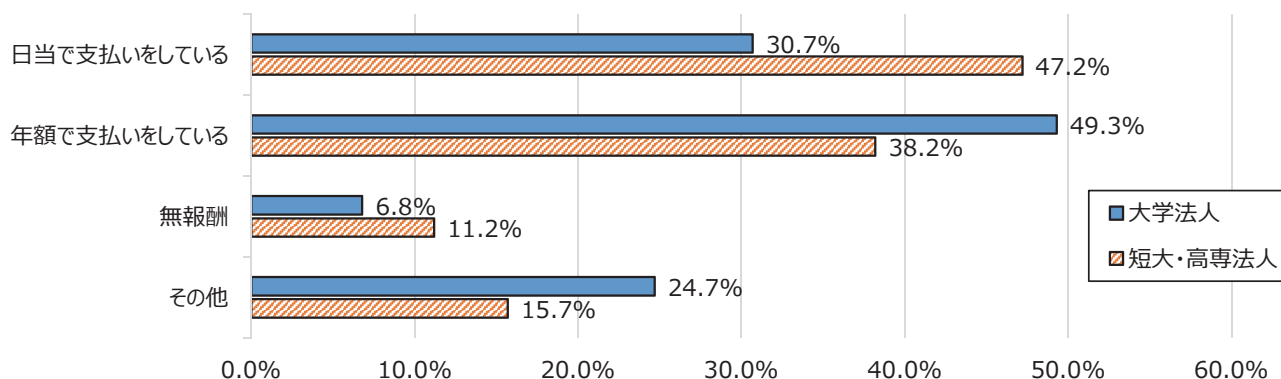


(2) 非常勤監事への支払方法と金額

＜非常勤監事への支払方法＞

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	日当で支払いをしている	162	30.7%	42	47.2%	204	33.1%
2	年額で支払いをしている	260	49.3%	34	38.2%	294	47.7%
3	無報酬	36	6.8%	10	11.2%	46	7.5%
4	その他	130	24.7%	14	15.7%	144	23.4%
	集計法人数	527		89		616	

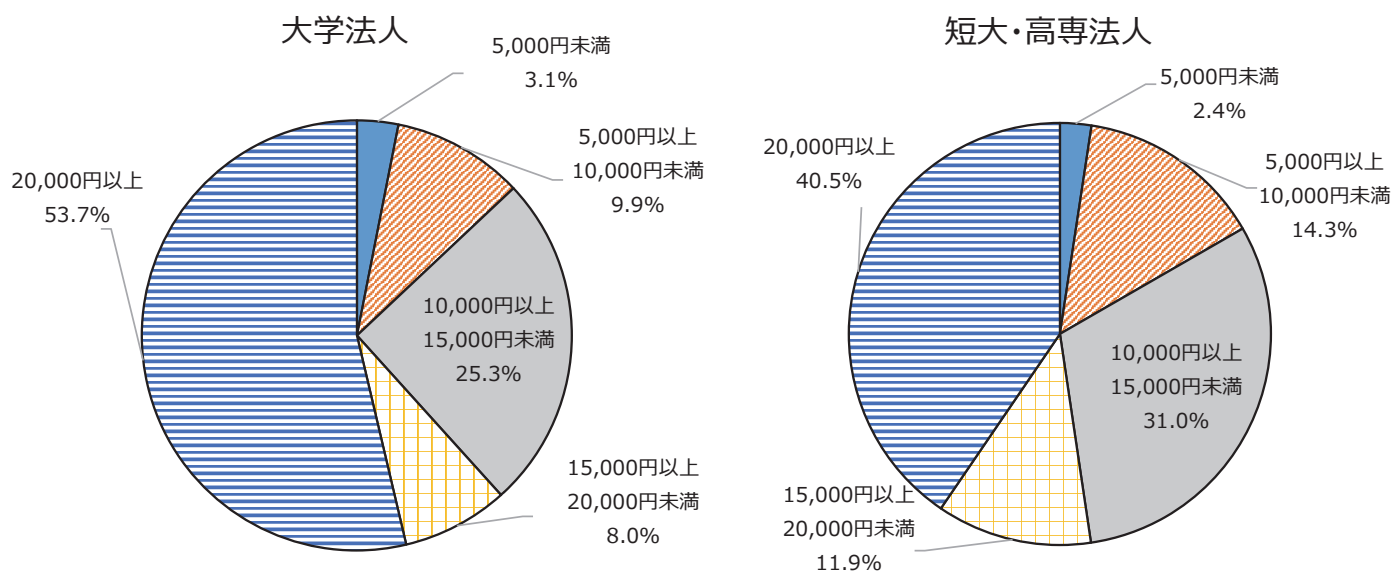
報酬の支払方法（非常勤監事）



＜「1.日当で支払いをしている」と回答した法人の非常勤監事の平均的な日当金額＞

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	日当で支払いをしている						
	5,000円未満	5	3.1%	1	2.4%	6	2.9%
	5,000円以上10,000円未満	16	9.9%	6	14.3%	22	10.8%
	10,000円以上15,000円未満	41	25.3%	13	31.0%	54	26.5%
	15,000円以上20,000円未満	13	8.0%	5	11.9%	18	8.8%
	20,000円以上	87	53.7%	17	40.5%	104	51.0%
	集計法人数	162		42		204	

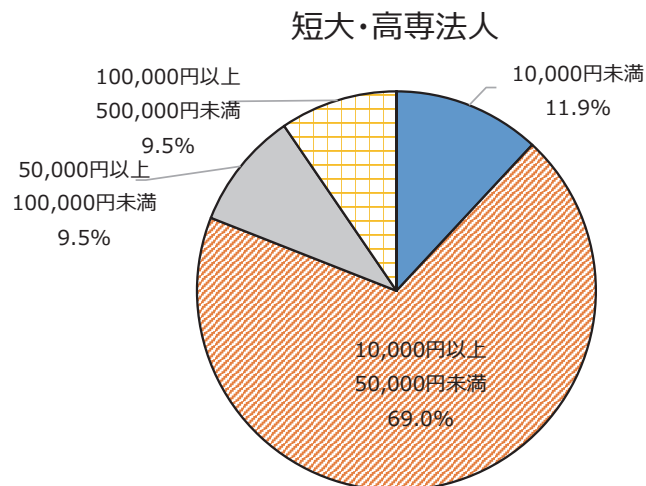
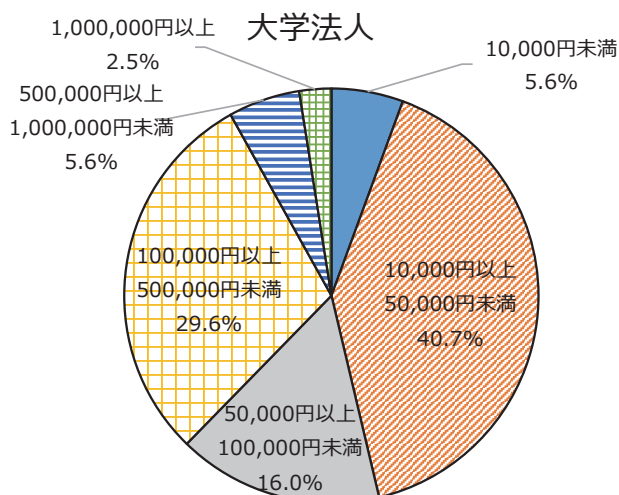
非常勤監事の平均的な日当金額



＜「1.日当で支払いをしている」と回答した法人のうち、非常勤監事一人あたりの**1年間の平均的な支払金額**

番号	項 目		大学法人		短大・高専法人		全体	
			回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	日当で支払いをしている							
	a	10,000円未満	9	5.6%	5	11.9%	14	6.9%
	b	10,000円以上50,000円未満	66	40.7%	29	69.0%	95	46.6%
	c	50,000円以上100,000円未満	26	16.0%	4	9.5%	30	14.7%
	d	100,000円以上500,000円未満	48	29.6%	4	9.5%	52	25.5%
	e	500,000円以上1,000,000円未満	9	5.6%	0	0.0%	9	4.4%
	f	1,000,000円以上	4	2.5%	0	0.0%	4	2.0%
集計法人数			162		42		204	

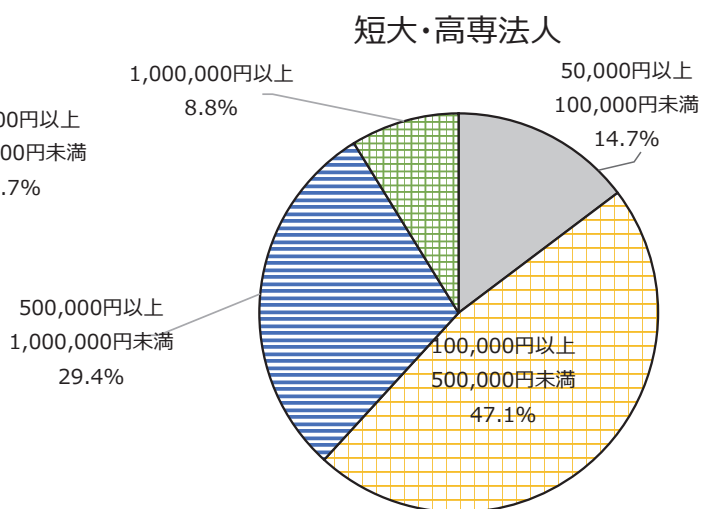
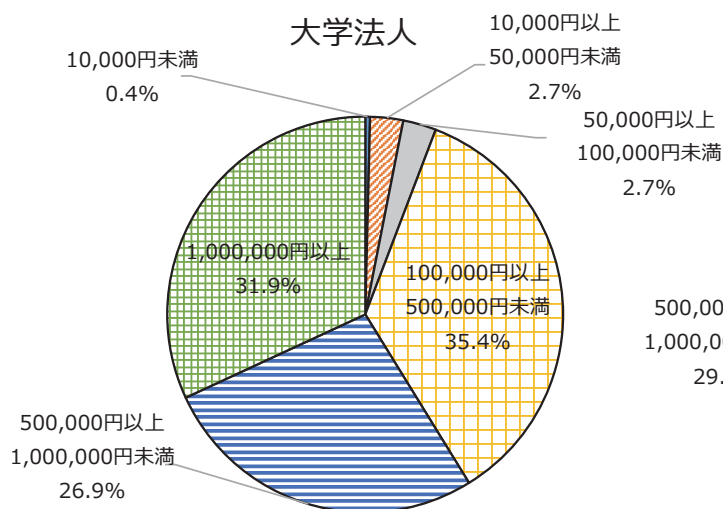
非常勤監事の1年間の平均的な支払金額（日当払い）



＜「2.年額で支払いをしている」と回答した法人のうち、非常勤監事一人あたりの**1年間の平均的な支払金額**

番号	項 目		大学法人		短大・高専法人		全体	
			回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
2	年額で支払いをしている							
	g	10,000円未満	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
	h	10,000円以上50,000円未満	7	2.7%	0	0.0%	7	2.4%
	i	50,000円以上100,000円未満	7	2.7%	5	14.7%	12	4.1%
	j	100,000円以上500,000円未満	92	35.4%	16	47.1%	108	36.7%
	k	500,000円以上1,000,000円未満	70	26.9%	10	29.4%	80	27.2%
	l	1,000,000円以上	83	31.9%	3	8.8%	86	29.3%
集計法人数			260		34		294	

非常勤監事の1年間の平均的な支払金額（年額払い）



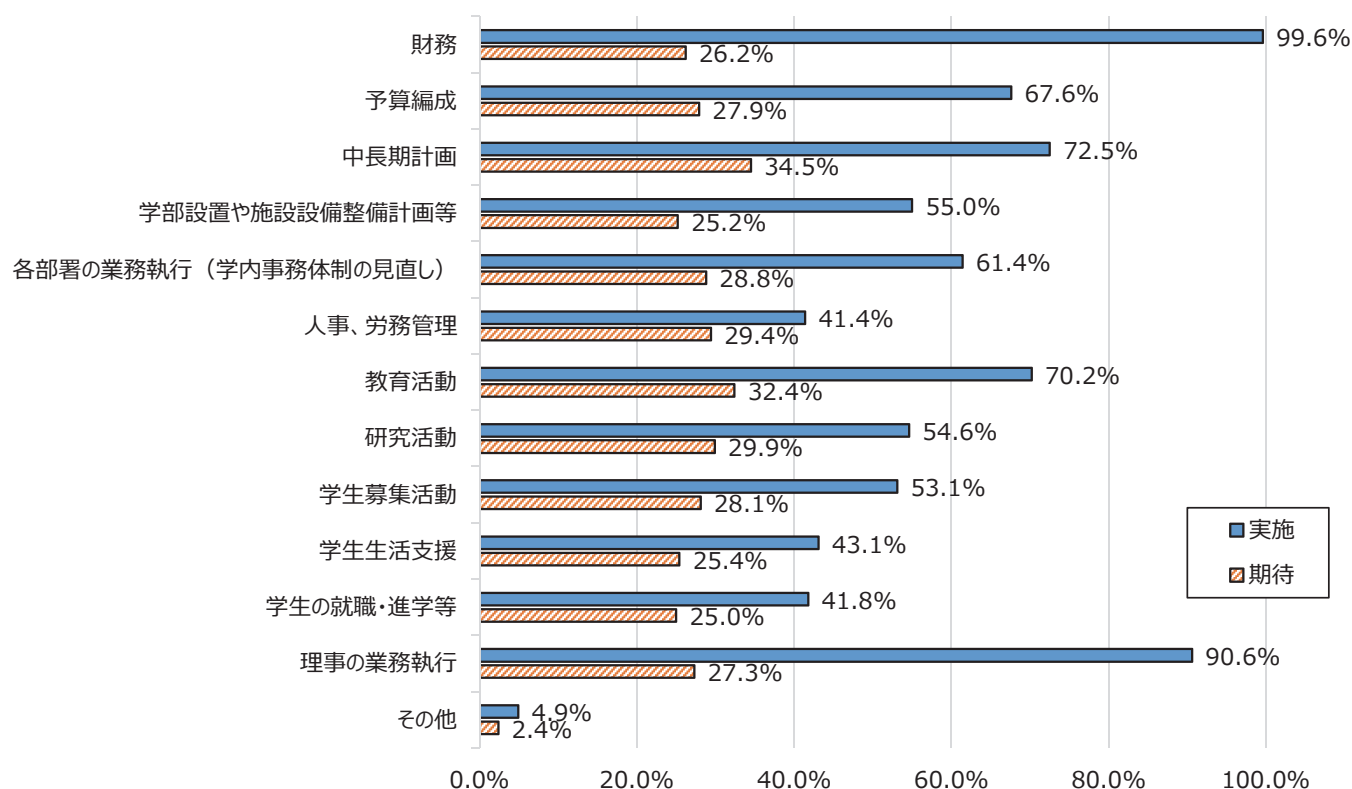
■ C 1 1 監査の内容

貴法人において、監事が行う監査の内容について、下記項目の中から、実際に実施している項目と今後、貴法人が監事に実施を期待する項目を全てご選択ください。

監査の内容について、実施している項目は「財務」が最も多く大学法人は99.6%、短大・高専法人は100.0%である。また、期待している項目は「中長期計画」が最も多く大学法人は34.5%、短大・高専法人は41.1%である。

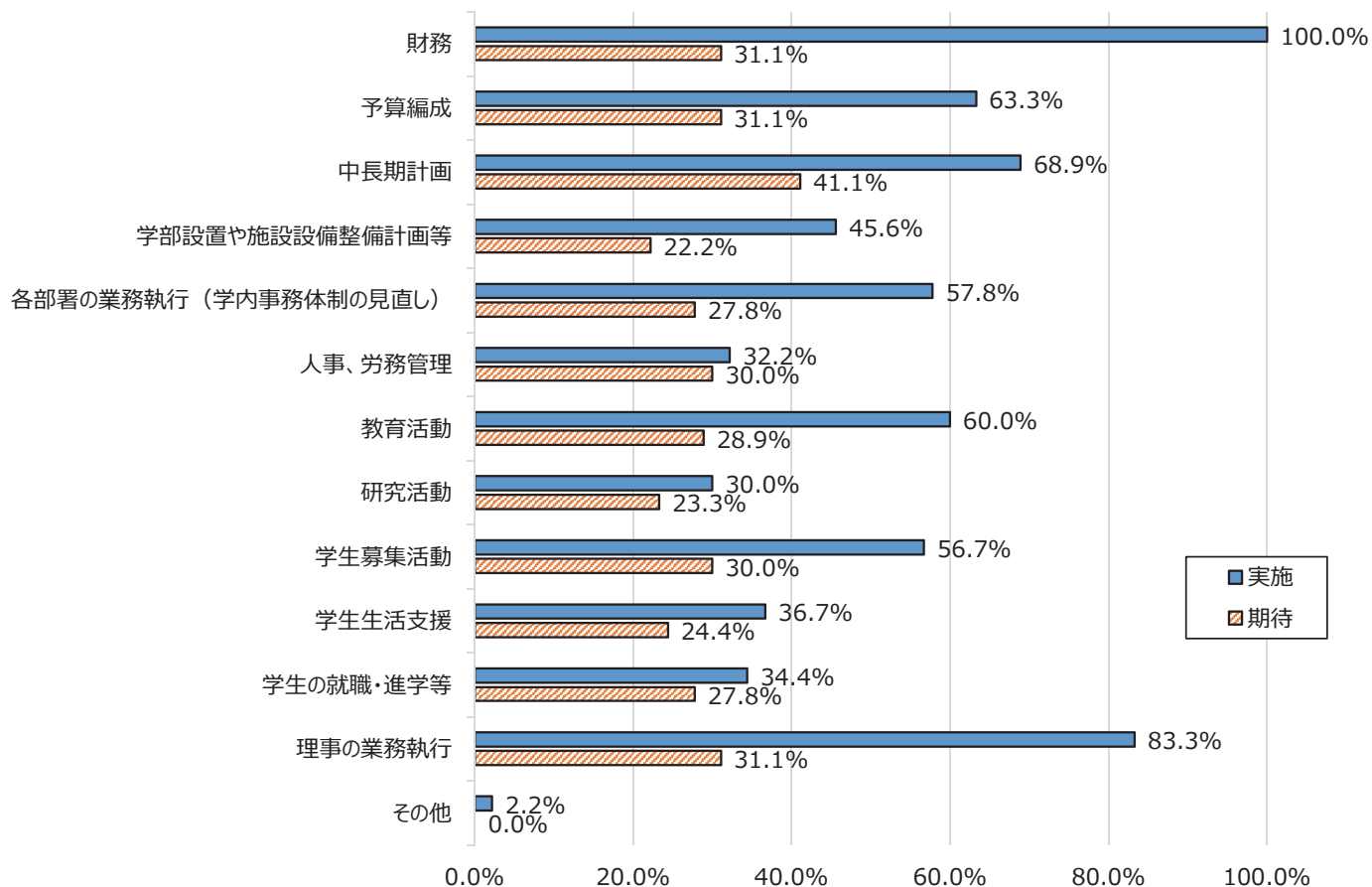
番号	項 目	大学法人			
		実施		期待	
		回答数	割合	回答数	割合
1	財務に関する監査				
	a 財務	529	99.6%	139	26.2%
	b 予算編成	359	67.6%	148	27.9%
2	総務に関する監査				
	c 中長期計画	385	72.5%	183	34.5%
	d 学部設置や施設設備整備計画等	292	55.0%	134	25.2%
	e 各部署の業務執行（学内事務体制の見直し）	326	61.4%	153	28.8%
3	人事に関する監査				
	f 人事、労務管理	220	41.4%	156	29.4%
4	教学に関する監査				
	g 教育活動	373	70.2%	172	32.4%
	h 研究活動	290	54.6%	159	29.9%
	i 学生募集活動	282	53.1%	149	28.1%
	j 学生生活支援	229	43.1%	135	25.4%
	k 学生の就職・進学等	222	41.8%	133	25.0%
5	理事の業務執行に関する監査				
	l 理事の業務執行	481	90.6%	145	27.3%
6	その他	26	4.9%	13	2.4%
	集計法人数	531		531	

監査の内容【大学法人】



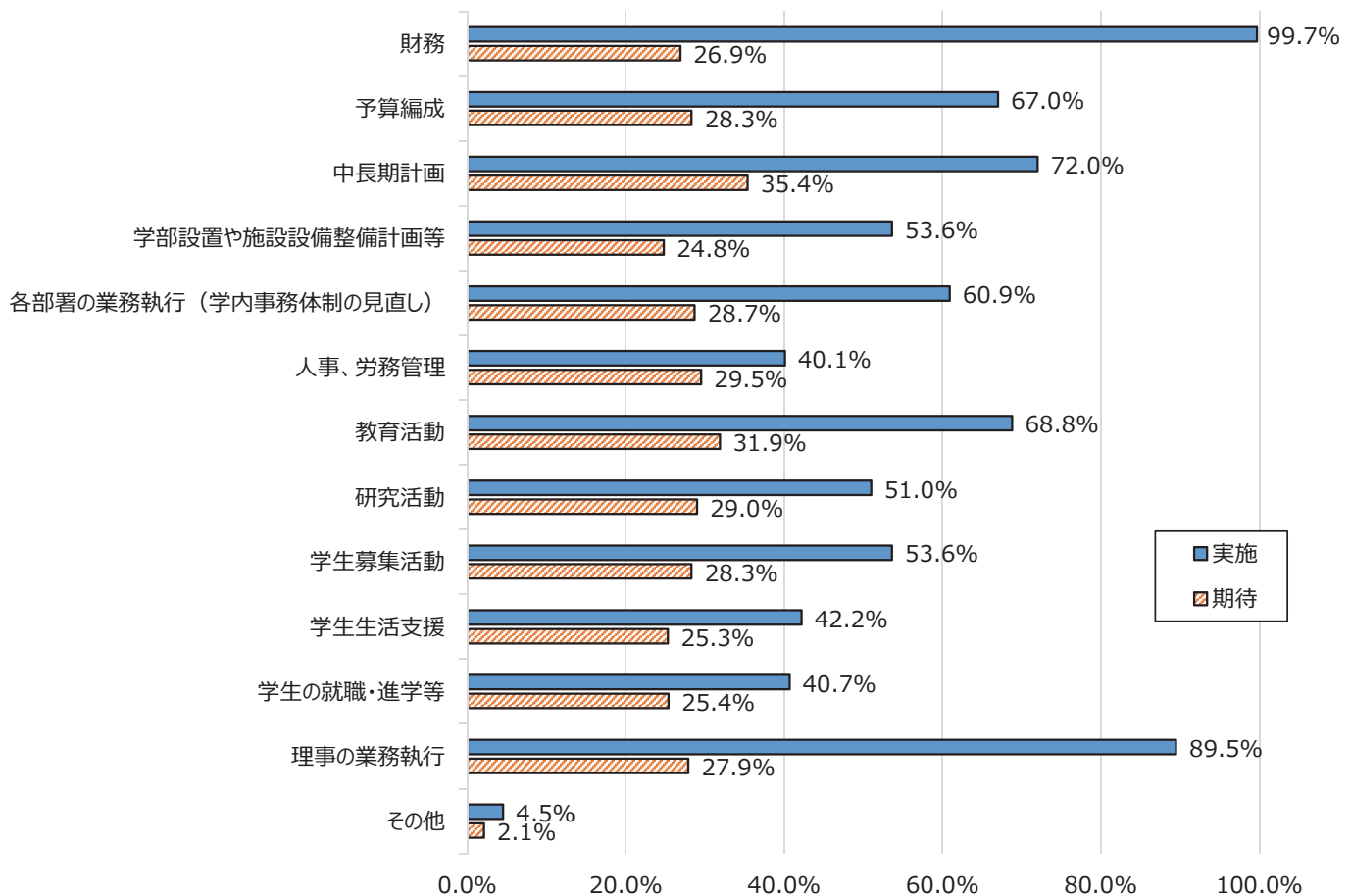
			短大・高専法人			
番号	項 目		実施		期待	
			回答数	割合	回答数	割合
1	財務に関する監査					
	a	財務	90	100.0%	28	31.1%
	b	予算編成	57	63.3%	28	31.1%
2	総務に関する監査					
	c	中長期計画	62	68.9%	37	41.1%
	d	学部設置や施設設備整備計画等	41	45.6%	20	22.2%
	e	各部署の業務執行（学内事務体制の見直し）	52	57.8%	25	27.8%
3	人事に関する監査					
	f	人事、労務管理	29	32.2%	27	30.0%
4	教学に関する監査					
	g	教育活動	54	60.0%	26	28.9%
	h	研究活動	27	30.0%	21	23.3%
	i	学生募集活動	51	56.7%	27	30.0%
	j	学生生活支援	33	36.7%	22	24.4%
	k	学生の就職・進学等	31	34.4%	25	27.8%
5	理事の業務執行に関する監査					
	l	理事の業務執行	75	83.3%	28	31.1%
6	その他		2	2.2%	0	0.0%
	集計法人数		90		90	

監査の内容【短大・高専法人】



番号	項 目	全体			
		実施		期待	
		回答数	割合	回答数	割合
1	財務に関する監査				
	a 財務	619	99.7%	167	26.9%
	b 予算編成	416	67.0%	176	28.3%
2	総務に関する監査				
	c 中長期計画	447	72.0%	220	35.4%
	d 学部設置や施設設備整備計画等	333	53.6%	154	24.8%
	e 各部署の業務執行（学内事務体制の見直し）	378	60.9%	178	28.7%
3	人事に関する監査				
	f 人事、労務管理	249	40.1%	183	29.5%
4	教学に関する監査				
	g 教育活動	427	68.8%	198	31.9%
	h 研究活動	317	51.0%	180	29.0%
	i 学生募集活動	333	53.6%	176	28.3%
	j 学生生活支援	262	42.2%	157	25.3%
	k 学生の就職・進学等	253	40.7%	158	25.4%
5	理事の業務執行に関する監査				
	l 理事の業務執行	556	89.5%	173	27.9%
6	その他	28	4.5%	13	2.1%
集計法人数		621		621	

監査の内容【全体】

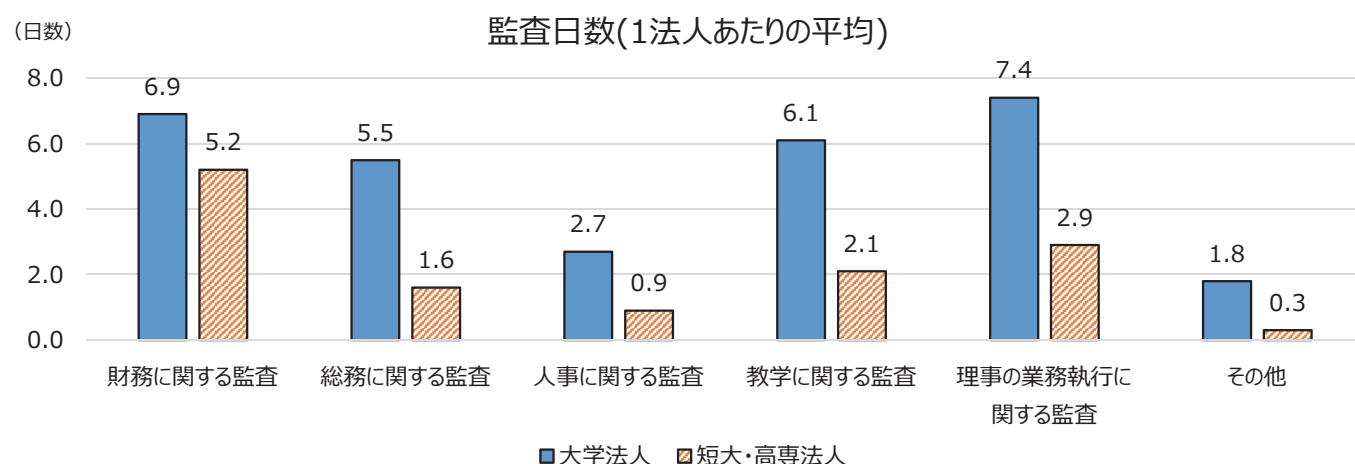


■ C 1 2 監査日数

令和2年度の監事の下記項目に関する監査について要した日数（延べ日数）をご回答ください。

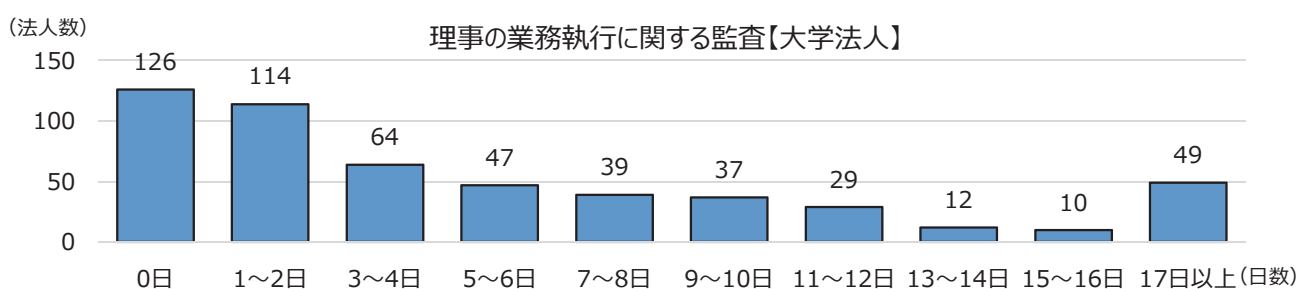
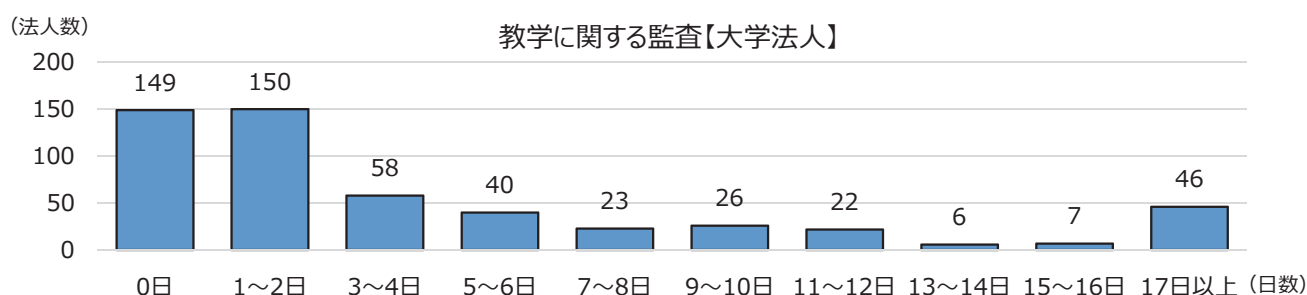
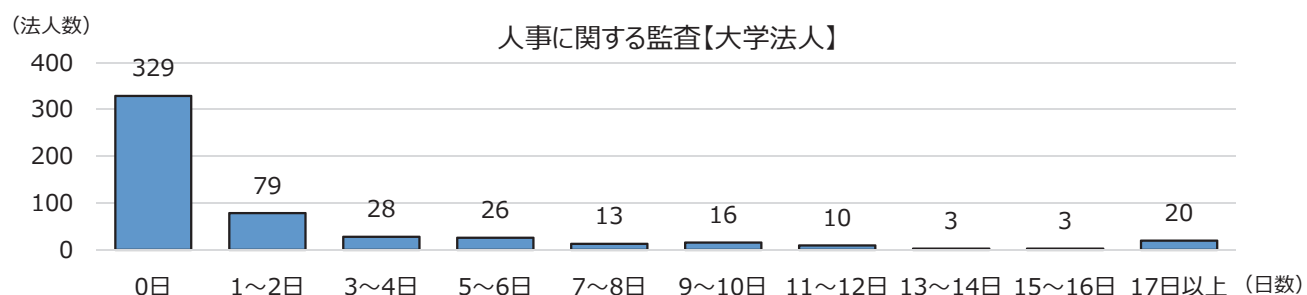
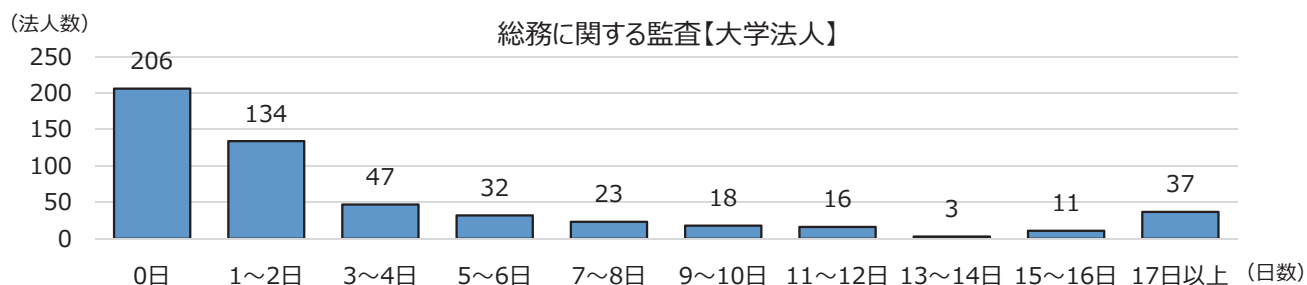
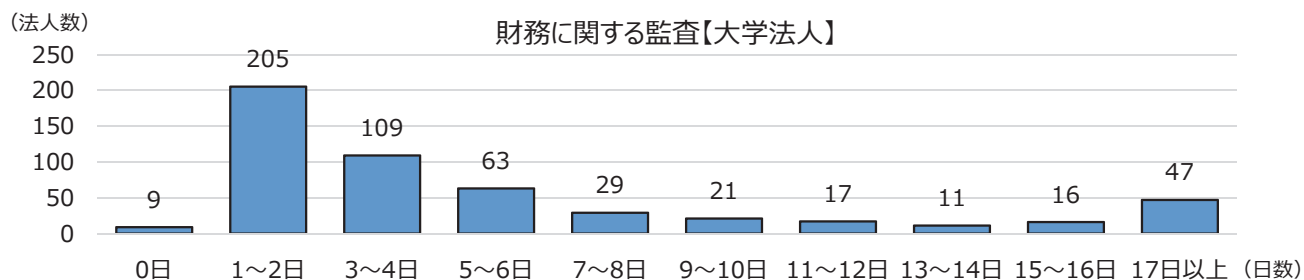
監査に要した日数の平均について、大学法人は「理事の業務執行に関する監査」が最も多く7.4日、短大・高専法人は「財務に関する監査」が最も多く5.2日である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均
1	財務に関する監査	3,613	6.9	469	5.2	4,082	6.6
2	総務に関する監査	2,899	5.5	140	1.6	3,039	4.9
3	人事に関する監査	1,440	2.7	82	0.9	1,522	2.5
4	教学に関する監査	3,233	6.1	190	2.1	3,423	5.5
5	理事の業務執行に関する監査	3,925	7.4	265	2.9	4,190	6.8
6	その他	951	1.8	24	0.3	975	1.6
	集計法人数	527		90		617	



【日数の分布状況】

項目 \ 日数	大 学 法 人										
	0日	1～2日	3～4日	5～6日	7～8日	9～10日	11～12日	13～14日	15～16日	17日以上	合計
財務に関する監査	9	205	109	63	29	21	17	11	16	47	527
総務に関する監査	206	134	47	32	23	18	16	3	11	37	527
人事に関する監査	329	79	28	26	13	16	10	3	3	20	527
教学に関する監査	149	150	58	40	23	26	22	6	7	46	527
理事の業務執行に関する監査	126	114	64	47	39	37	29	12	10	49	527

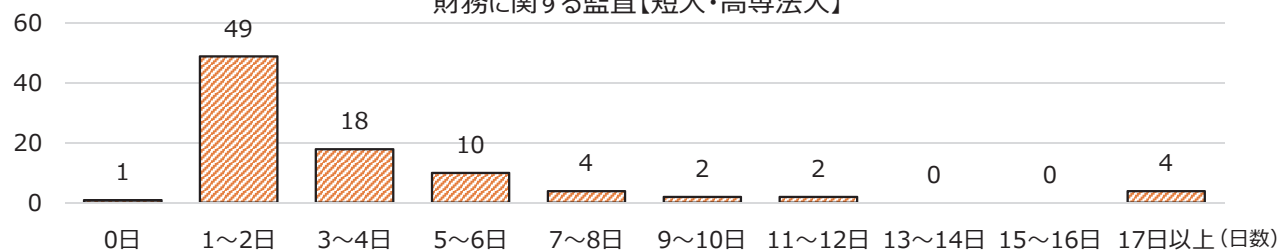


【日数の分布状況】

項目 \ 日数	短大・高専法人										
	0日	1～2日	3～4日	5～6日	7～8日	9～10日	11～12日	13～14日	15～16日	17日以上	合計
財務に関する監査	1	49	18	10	4	2	2	0	0	4	90
総務に関する監査	40	36	5	3	1	4	1	0	0	0	90
人事に関する監査	59	24	1	3	0	3	0	0	0	0	90
教学に関する監査	34	33	10	7	0	3	2	0	0	1	90
理事の業務執行に関する監査	20	37	11	11	3	5	1	1	0	1	90

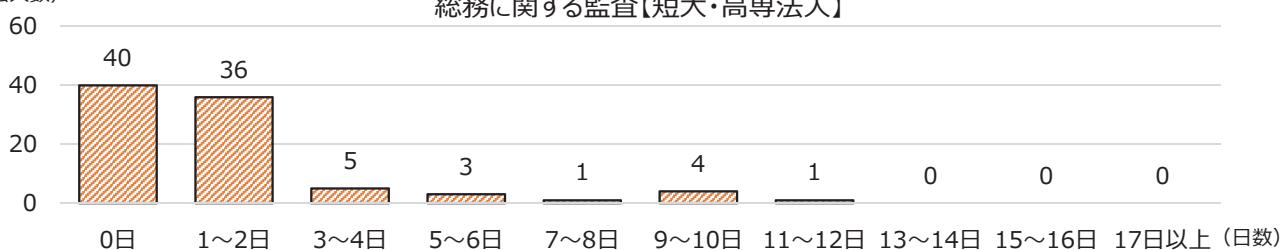
(法人数)

財務に関する監査【短大・高専法人】



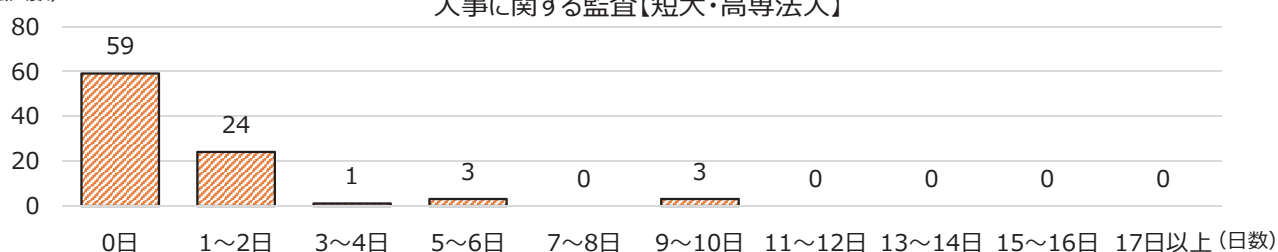
(法人数)

総務に関する監査【短大・高専法人】



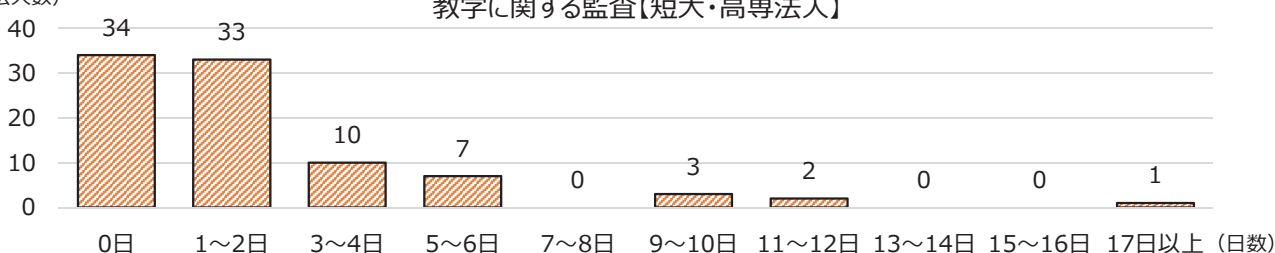
(法人数)

人事に関する監査【短大・高専法人】



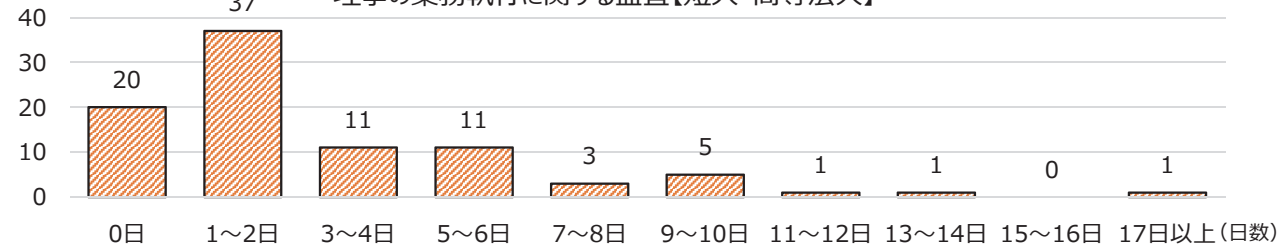
(法人数)

教学に関する監査【短大・高専法人】



(法人数)

理事の業務執行に関する監査【短大・高専法人】



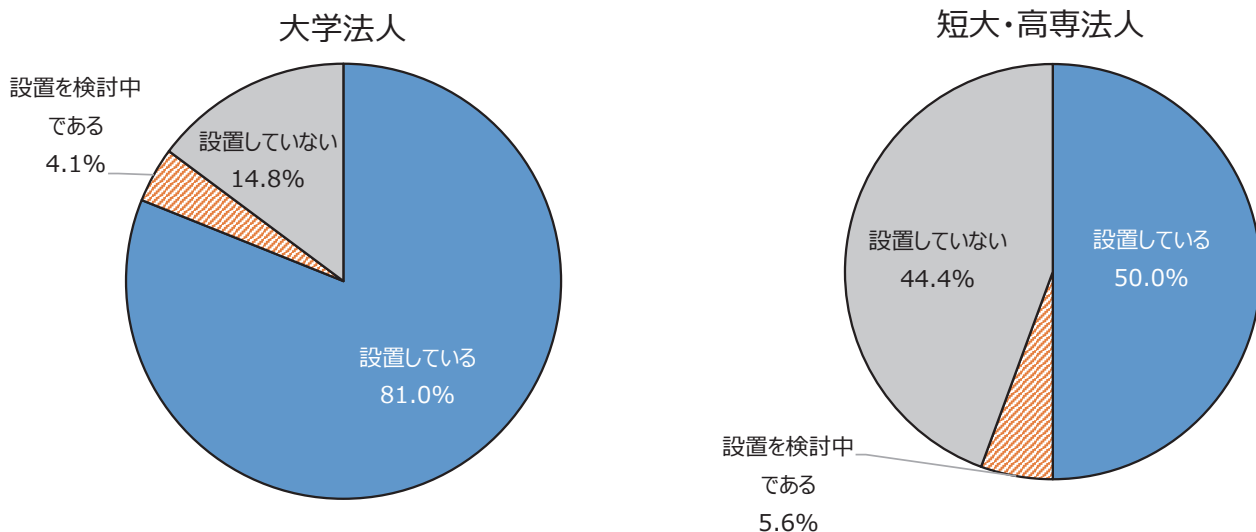
■ C 1 3 内部監査部門

貴法人では、内部監査部門を設置していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。「1.設置している」に該当する場合は、「a～d」のうち、該当する項目を1つご選択ください。

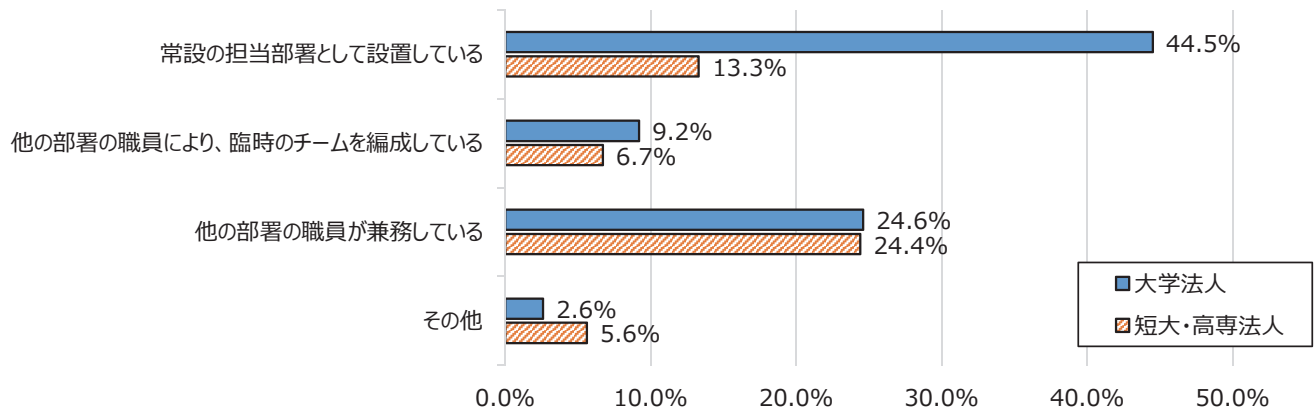
大学法人は81.0%、短大・高専法人は50.0%が、内部監査部門を設置している。また、設置の形態について、大学法人は「常設の担当部署として設置している」が最も多く44.5%、短大・高専法人は「他の部署の職員が兼務している」が最も多く24.4%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	設置している	431	81.0%	45	50.0%	476	76.5%
	a 常設の担当部署として設置している	237	44.5%	12	13.3%	249	40.0%
	b 他の部署の職員により、臨時のチームを編成している	49	9.2%	6	6.7%	55	8.8%
	c 他の部署の職員が兼務している	131	24.6%	22	24.4%	153	24.6%
	d その他	14	2.6%	5	5.6%	19	3.1%
2	設置を検討中である	22	4.1%	5	5.6%	27	4.3%
3	設置していない	79	14.8%	40	44.4%	119	19.1%
集計法人数		532		90		622	

内部監査部門の設置状況



内部監査部門の設置の形態



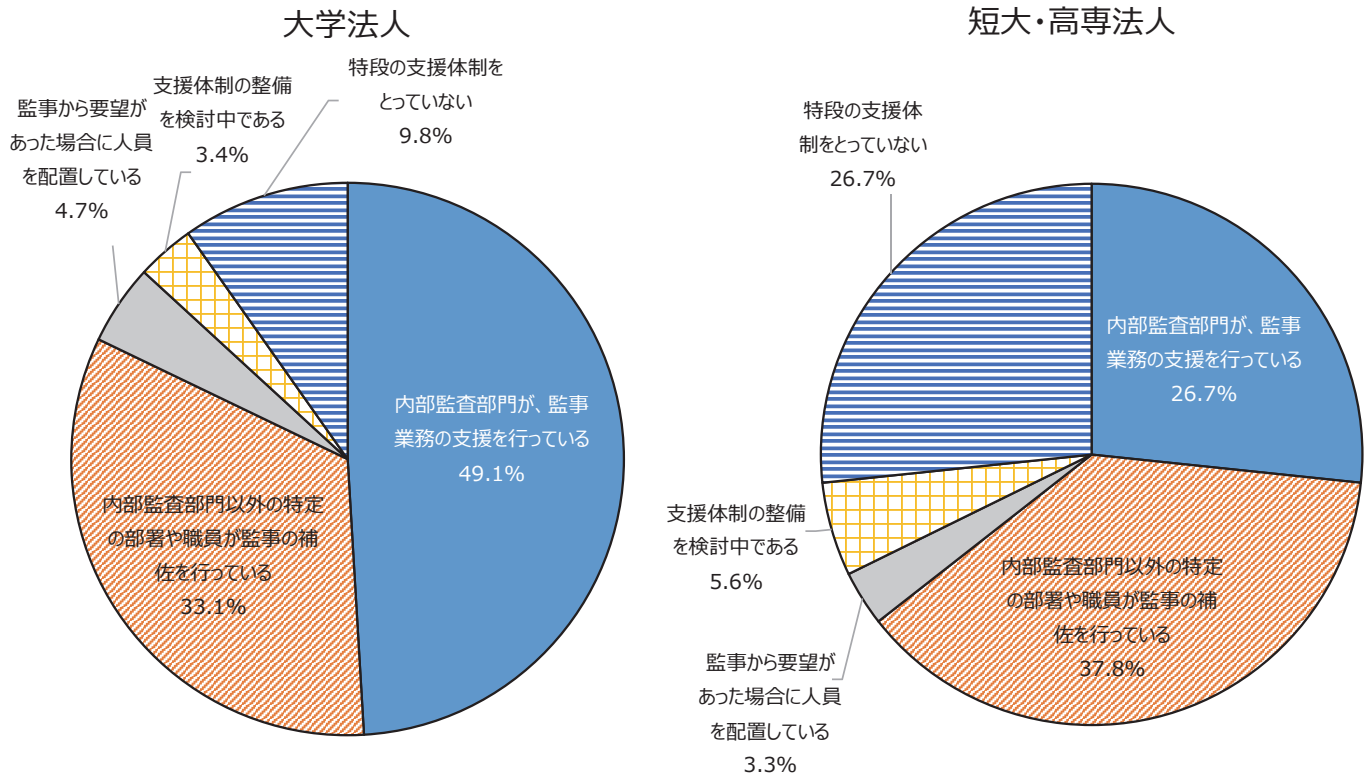
■ C 1 4 監事のサポート体制

貴法人では、監事監査実施をサポートするため、どのような体制をとっていますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

監事のサポート体制について、大学法人は「内部監査部門が、監事業務の支援を行っている」が最も多く49.1%、短大・高専法人は「内部監査部門以外の特定の部署や職員が監事の補佐を行っている」が最も多く37.8%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	内部監査部門が、監事業務の支援を行っている	261	49.1%	24	26.7%	285	45.8%
2	内部監査部門以外の特定の部署や職員が監事の補佐を行っている	176	33.1%	34	37.8%	210	33.8%
3	監事から要望があった場合に人員を配置している	25	4.7%	3	3.3%	28	4.5%
4	支援体制の整備を検討中である	18	3.4%	5	5.6%	23	3.7%
5	特段の支援体制をとっていない	52	9.8%	24	26.7%	76	12.2%
	集計法人数	532		90		622	

監事のサポート体制



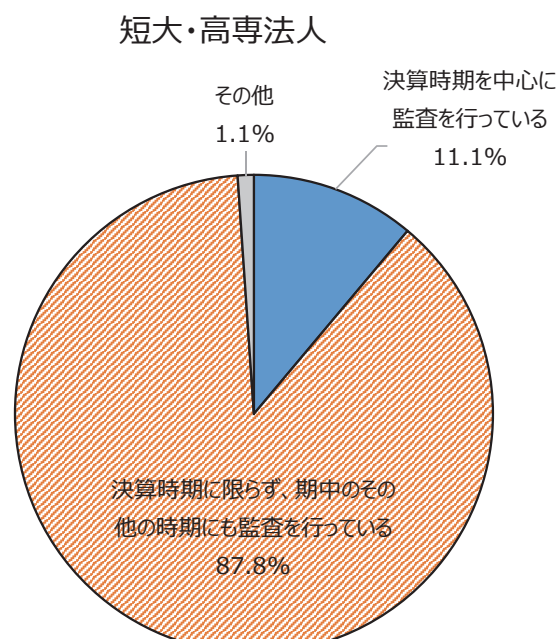
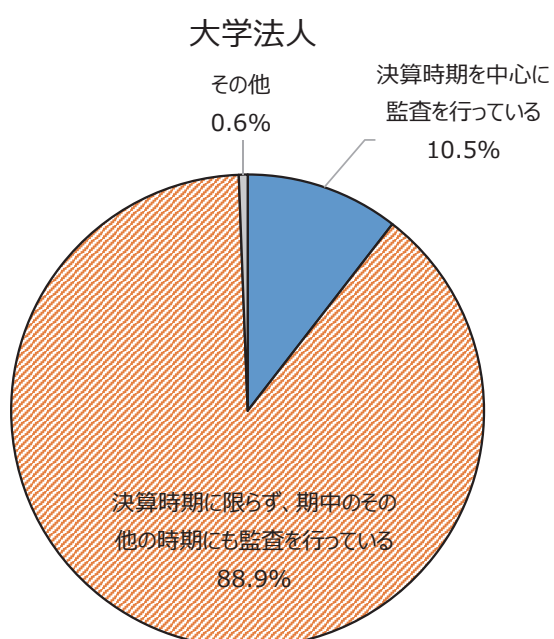
■ C 1 5 独立監査人（会計監査人）の監査

貴法人では独立監査人（会計監査人）による監査をどのような時期に行っていますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

独立監査人（会計監査人）の監査について、「決算時期に限らず、期中のその他の時期にも監査を行っている」が最も多く、大学法人は88.9%、短大・高専法人は87.8%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	決算時期を中心に監査を行っている	56	10.5%	10	11.1%	66	10.6%
2	決算時期に限らず、期中のその他の時期にも監査を行っている	473	88.9%	79	87.8%	552	88.7%
3	その他	3	0.6%	1	1.1%	4	0.6%
	集計法人数	532		90		622	

独立監査人（会計監査人）の監査



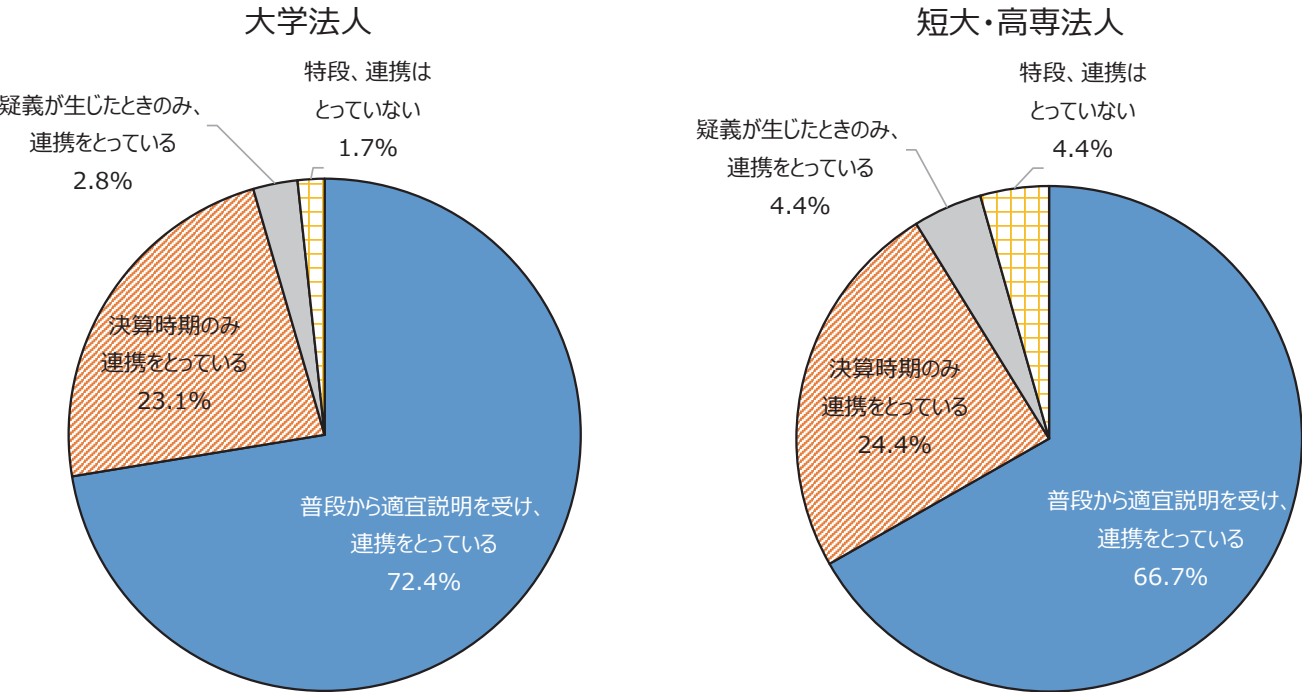
■ C 1 6 独立監査人（会計監査人）との連携

貴法人では監事が財務監査を行う際に、独立監査人（会計監査人）と連携をとっていますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

独立監査人（会計監査人）との連携について、「普段から適宜説明を受け、連携をとっている」が最も多く、大学法人は72.4%、短大・高専法人は66.7%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	普段から適宜説明を受け、連携をとっている	385	72.4%	60	66.7%	445	71.5%
2	決算時期のみ連携をとっている	123	23.1%	22	24.4%	145	23.3%
3	疑義が生じたときのみ、連携をとっている	15	2.8%	4	4.4%	19	3.1%
4	特段、連携はとっていない	9	1.7%	4	4.4%	13	2.1%
集計法人数		532		90		622	

独立監査人（会計監査人）との連携



■ C 1 7 監事・内部監査部門・独立監査人（会計監査人）による連絡会

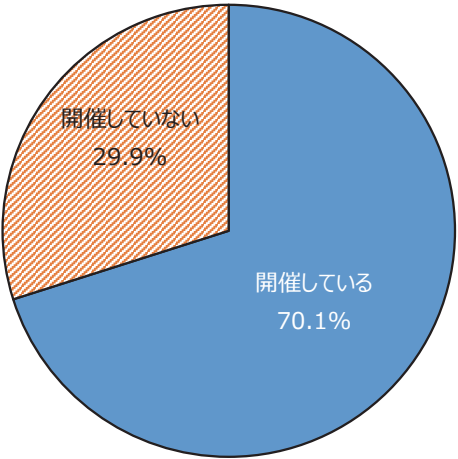
（C 1 3 で「1.設置している」に該当した場合にご回答ください。）
貴法人において、監事・内部監査部門・独立監査人（会計監査人）の三者による連絡会等を開催していますか。下記項目の中から、該当する項目をご選択ください。

大学法人は70.1%、短大・高専法人は55.6%が監事・内部監査部門・独立監査人（会計監査人）の三者による連絡会等を開催している。

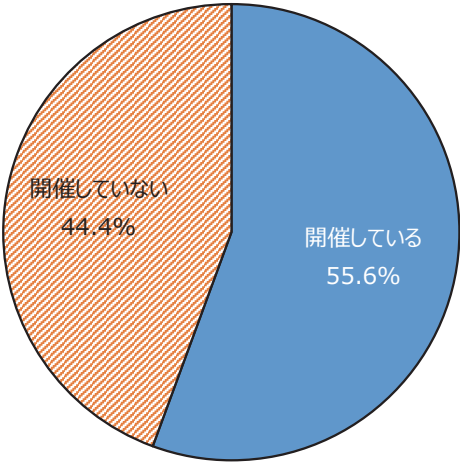
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	開催している	302	70.1%	25	55.6%	327	68.7%
2	開催していない	129	29.9%	20	44.4%	149	31.3%
	集計法人数	431		45		476	

監事・内部監査部門・独立監査人（会計監査人）の三者による連絡会

大学法人



短大・高専法人



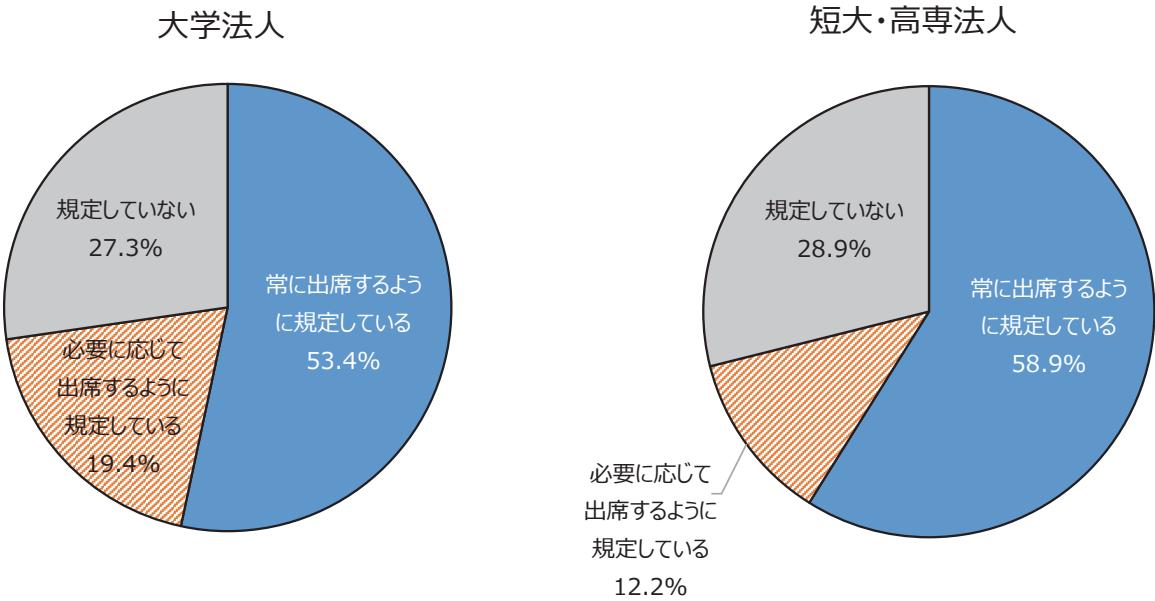
■ C 1 8 監事の理事会への出席

貴法人では、監事の理事会への出席についてどのように規定していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

監事の理事会への出席について、大学法人は53.4%、短大・高専法人は58.9%が常に出席するように規定している。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	常に出席するように規定している	284	53.4%	53	58.9%	337	54.2%
2	必要に応じて出席するように規定している	103	19.4%	11	12.2%	114	18.3%
3	規定していない	145	27.3%	26	28.9%	171	27.5%
	集計法人数	532		90		622	

監事の理事会への出席



■ C 1 9 監事の評議員会への出席

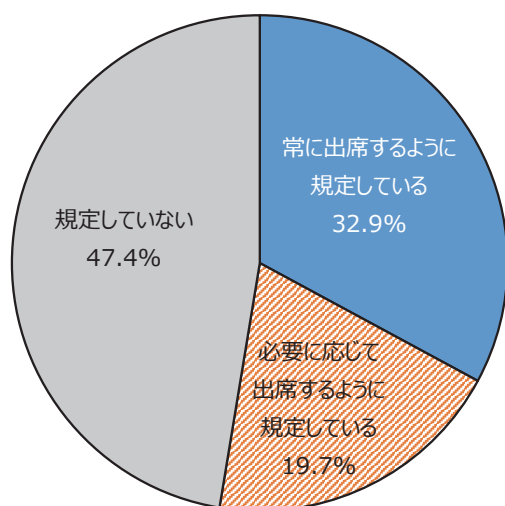
貴法人では、監事の評議員会への出席についてどのように規定していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

監事の評議員会への出席について、大学法人は32.9%、短大・高専法人は41.1%が常に出席するように規定している。

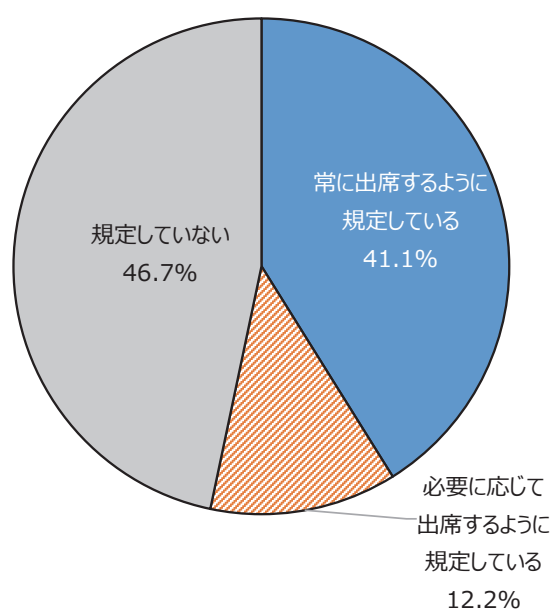
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	常に出席するように規定している	175	32.9%	37	41.1%	212	34.1%
2	必要に応じて出席するように規定している	105	19.7%	11	12.2%	116	18.6%
3	規定していない	252	47.4%	42	46.7%	294	47.3%
	集計法人数	532		90		622	

監事の評議員会への出席

大学法人



短大・高専法人



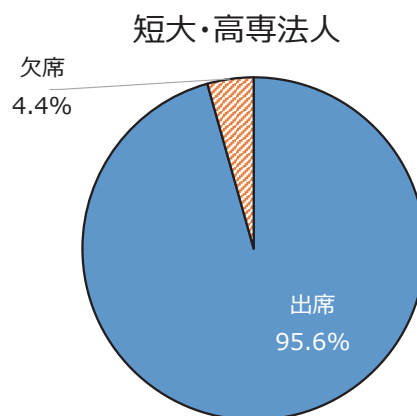
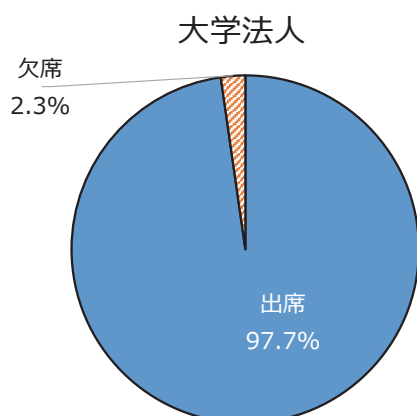
■ C 2 0 監事の理事会及び評議員会出席回数

貴法人の令和2年度に開催した理事会及び評議員会において、監事が1人以上出席した回数をご回答ください。

令和2年度の監事の理事会への出席率について、大学法人は97.7%、短大・高専法人は95.6%である。また、評議員会への出席率について、大学法人は96.8%、短大・高専法人は95.6%である。

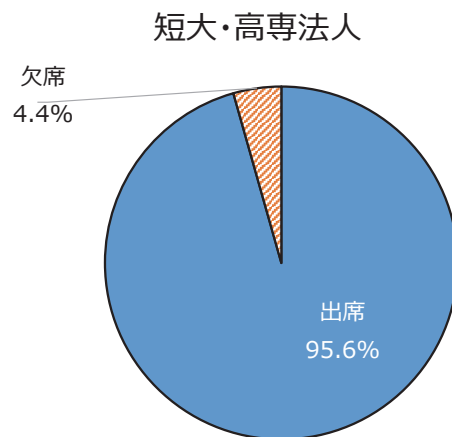
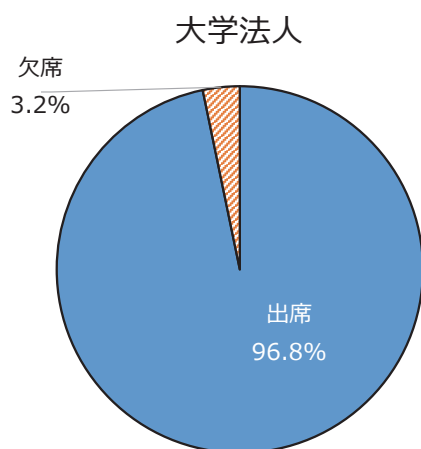
項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均
理事会開催回数	4,174	7.8	526	5.8	4,700	7.6
理事会の監事出席回数	4,080	7.7	503	5.6	4,583	7.4
監事の出席率	97.7%		95.6%		97.5%	
集計法人数	532		90		622	

監事の理事会出席率



項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均
評議員会開催回数	2,222	4.2	319	3.5	2,541	4.1
評議員会の監事出席回数	2,150	4.0	305	3.4	2,455	3.9
監事の出席率	96.8%		95.6%		96.6%	
集計法人数	532		90		622	

監事の評議員会出席率



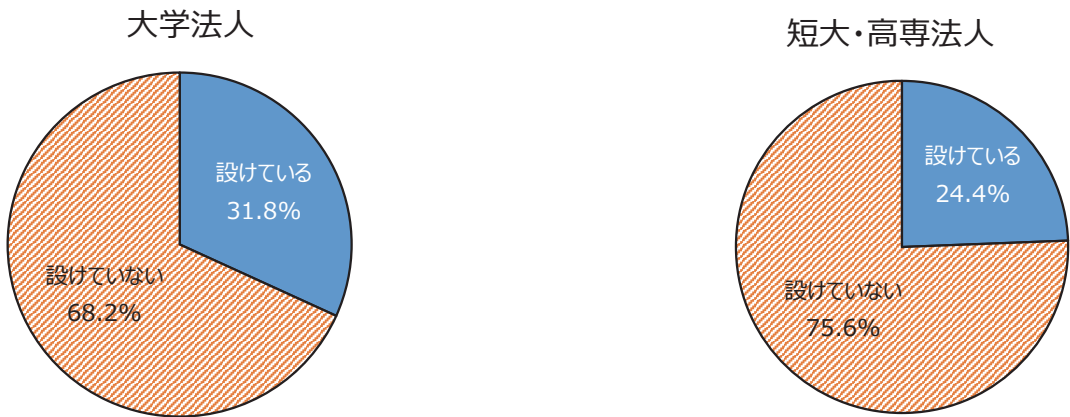
■ C 2 1 監事のための会合の場について

貴法人において、監事のための会合の場を設けていますか。下記項目の中から、該当する項目をご選択ください。なお、「1.設けている」に該当する場合は、令和2年度の開催回数をご回答ください。

大学法人は31.8%、短大・高専法人は24.4%が監事のための会合の場を設けている。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	設けている	169	31.8%	22	24.4%	191	30.7%
2	設けていない	363	68.2%	68	75.6%	431	69.3%
	集計法人数	532		90		622	

監事のための会合の場



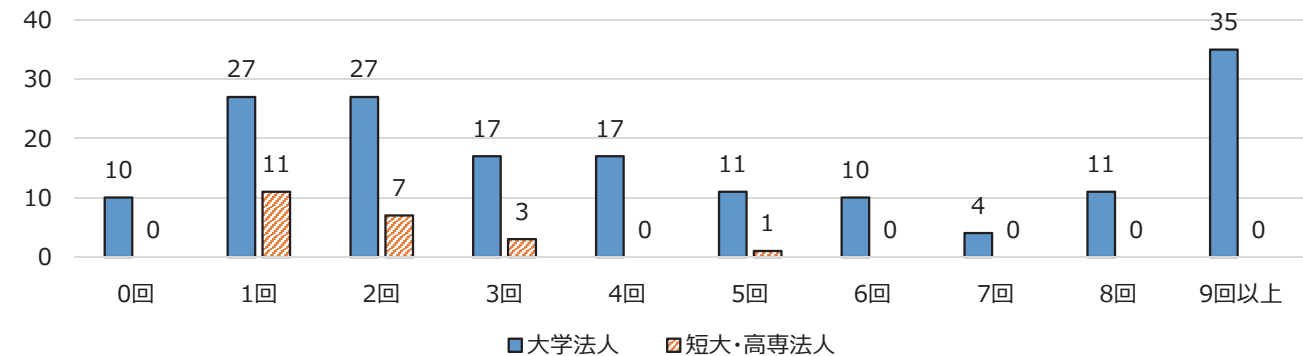
「1. 設けている」と回答した法人の開催回数

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均
会合の開催回数	988	5.8	39	1.8	1,027	5.4
集計法人数	169		22		191	

【回数の分布状況】

項目 \ 回数	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回以上	合計
大学法人	10	27	27	17	17	11	10	4	11	35	169
短大・高専法人	0	11	7	3	0	1	0	0	0	0	22

(法人数) 監事のための会合の開催回数



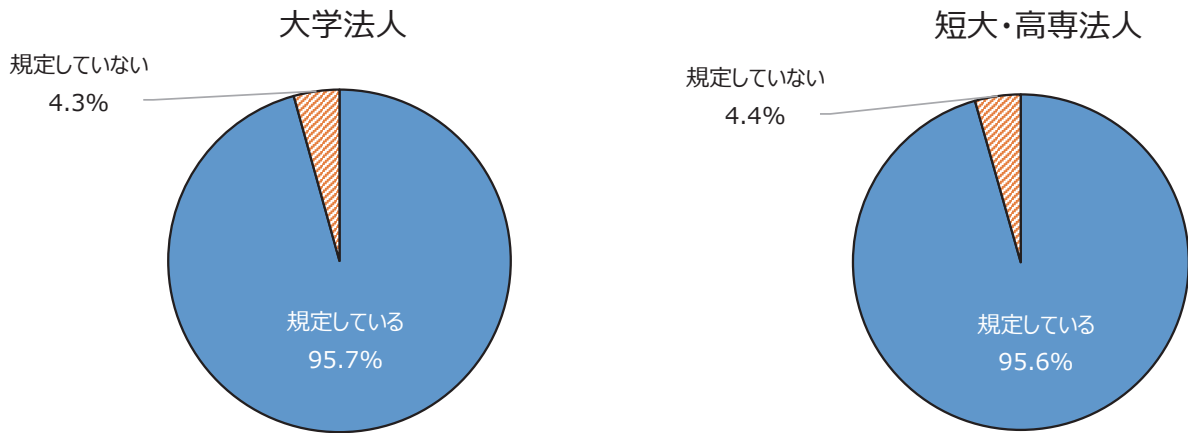
■ C 2 2 監査結果の報告

貴法人の監事が行う業務監査等の監査結果の報告について、規定していますか。下記項目の中から、該当する項目をご選択ください。
「1.規定している」に該当する場合は、具体的に規定している報告対象について、「a～d」のうち該当する項目を全てご選択ください。

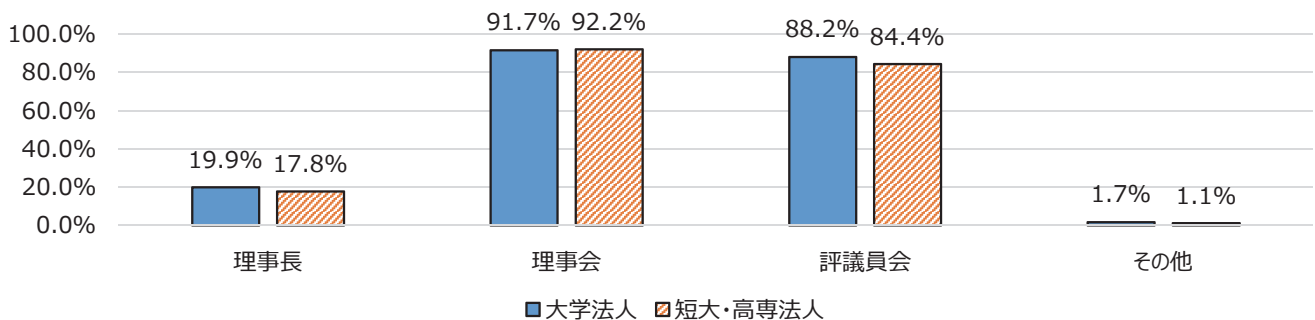
大学法人は95.7%、短大・高専法人は95.6%が監事が行う業務監査等の監査結果の報告について、規定している。また、報告対象は「理事会」が最も多く、大学法人は91.7%、短大・高専法人は92.2%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	規定している	509	95.7%	86	95.6%	595	95.7%
	a 理事長	106	19.9%	16	17.8%	122	19.6%
	b 理事会	488	91.7%	83	92.2%	571	91.8%
	c 評議員会	469	88.2%	76	84.4%	545	87.6%
	d その他	9	1.7%	1	1.1%	10	1.6%
2	規定していない	23	4.3%	4	4.4%	27	4.3%
集計法人数		532		90		622	

監査結果の報告に関する規定



監査結果の報告対象



D 中期的な計画

■ D 1 中期的な計画の策定について- 1

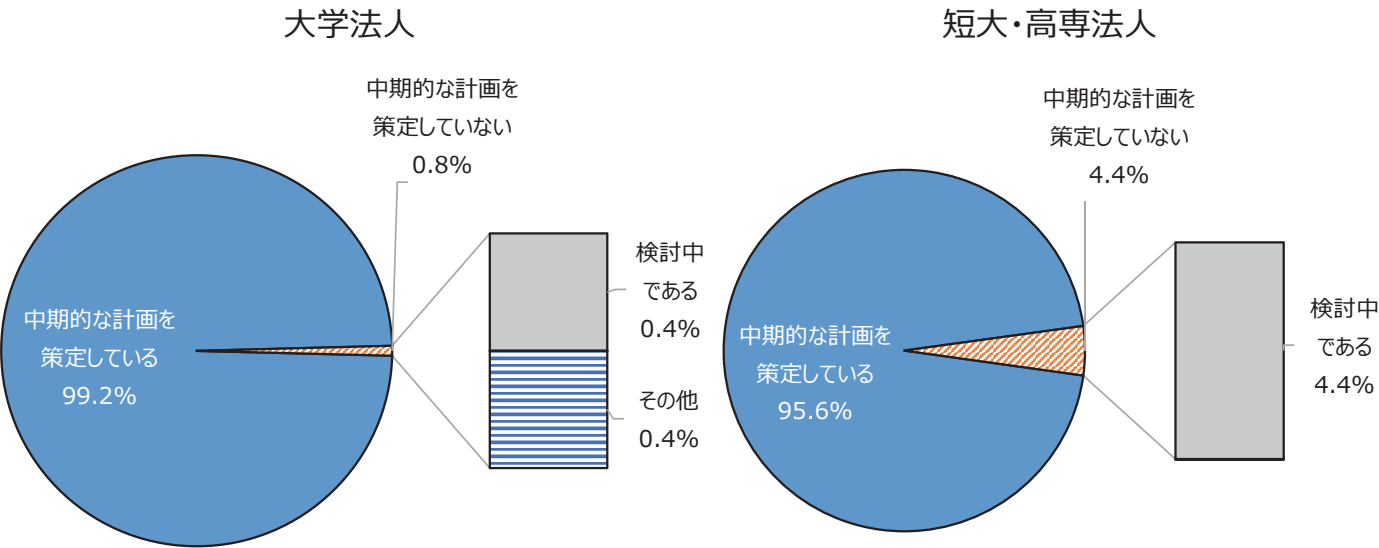
貴法人では私立学校法第45条の2第2項（※）に定める中期的な計画を策定していますか。下記項目の中から、該当する項目をご選択ください。「2.中期的な計画を策定していない」に該当する場合は、「a～c」のうち、該当する項目を1つご選択ください。

※第45条の2第2項 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。

中期的な計画の策定状況について、大学法人は99.2%、短大・高専法人は95.6%が中期的な計画を策定している。

番号	項 目		大学法人		短大・高専法人		全体	
			回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	中期的な計画を策定している		528	99.2%	86	95.6%	614	98.7%
2	中期的な計画を策定していない		4	0.8%	4	4.4%	8	1.3%
	a	検討中である	2	0.4%	4	4.4%	6	1.0%
	b	策定まで手が回らない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	c	その他	2	0.4%	0	0.0%	2	0.3%
集計法人数			532		90		622	

中期的な計画の策定状況



D 2～D 1 0については、D 1で「1.中期的な計画を策定している」に該当する法人にお伺いします。

■ D 2 中期的な計画の策定について- 2

貴法人では、令和元年度私立学校法改正で義務化される以前から中期的な計画を策定していましたか。（１）の項目の中から、該当する項目をご選択ください。「1. 策定していた」に該当する場合は、最も古い計画の開始年度をご回答ください。

また、現行の中期的な計画の期間について、（２）からご選択ください。

さらに、現行の中期的な計画の策定について、（３）の項目から、該当する項目を全てご選択ください。

（１）大学法人は73.1%、短大・高専法人は64.0%が、令和元年度私立学校法改正以前から中期的な計画を策定していた。策定していた場合、大学法人、短大・高専法人ともに最も古い計画の開始年度は「2011～2015年度」が最も多い。

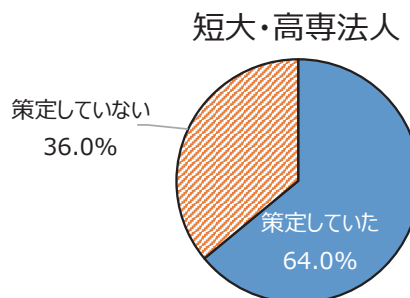
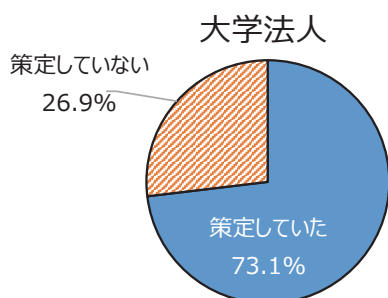
（２）現行の中期的な計画の期間について、「5年」が最も多く、大学法人は68.9%、短大・高専法人は80.2%である。

（３）現行の中期的な計画の策定について、「法人の全ての設置校に係る計画である」が最も多く、大学法人は93.2%、短大・高専法人は91.9%である。

（１）- 1 令和元年度私立学校法改正以前から中期的な計画を策定していたか

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	策定していた	386	73.1%	55	64.0%	441	71.8%
2	策定していない	142	26.9%	31	36.0%	173	28.2%
集計法人数		528		86		614	

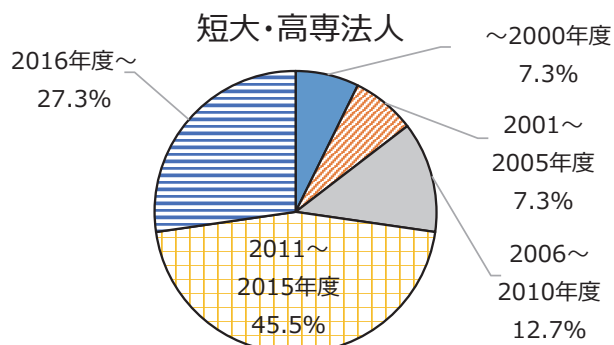
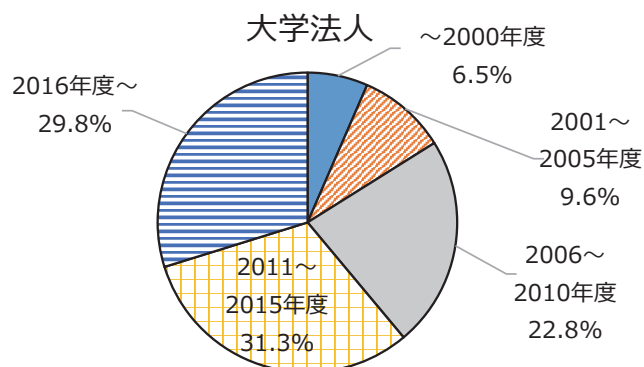
令和元年度私立学校法改正以前から中期的な計画を策定していたか



（１）- 2「1. 策定していた」場合の最も古い計画の開始年度

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
～2000年度	25	6.5%	4	7.3%	29	6.6%
2001～2005年度	37	9.6%	4	7.3%	41	9.3%
2006～2010年度	88	22.8%	7	12.7%	95	21.5%
2011～2015年度	121	31.3%	25	45.5%	146	33.1%
2016年度～	115	29.8%	15	27.3%	130	29.5%
集計法人数	386		55		441	

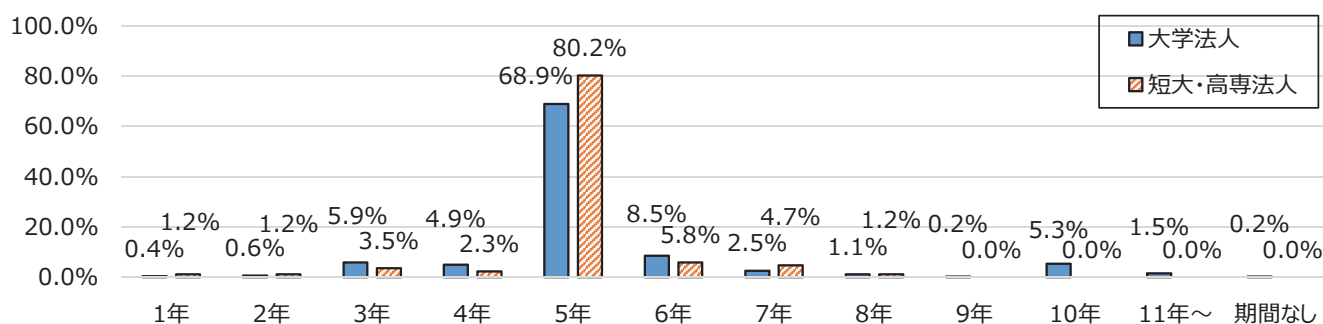
最も古い計画の開始年度



(2) 現行の中期的な計画の期間

項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1年	2	0.4%	1	1.2%	3	0.5%
2年	3	0.6%	1	1.2%	4	0.7%
3年	31	5.9%	3	3.5%	34	5.5%
4年	26	4.9%	2	2.3%	28	4.6%
5年	364	68.9%	69	80.2%	433	70.5%
6年	45	8.5%	5	5.8%	50	8.1%
7年	13	2.5%	4	4.7%	17	2.8%
8年	6	1.1%	1	1.2%	7	1.1%
9年	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
10年	28	5.3%	0	0.0%	28	4.6%
11年～	8	1.5%	0	0.0%	8	1.3%
期間なし	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
集計法人数	528		86		614	

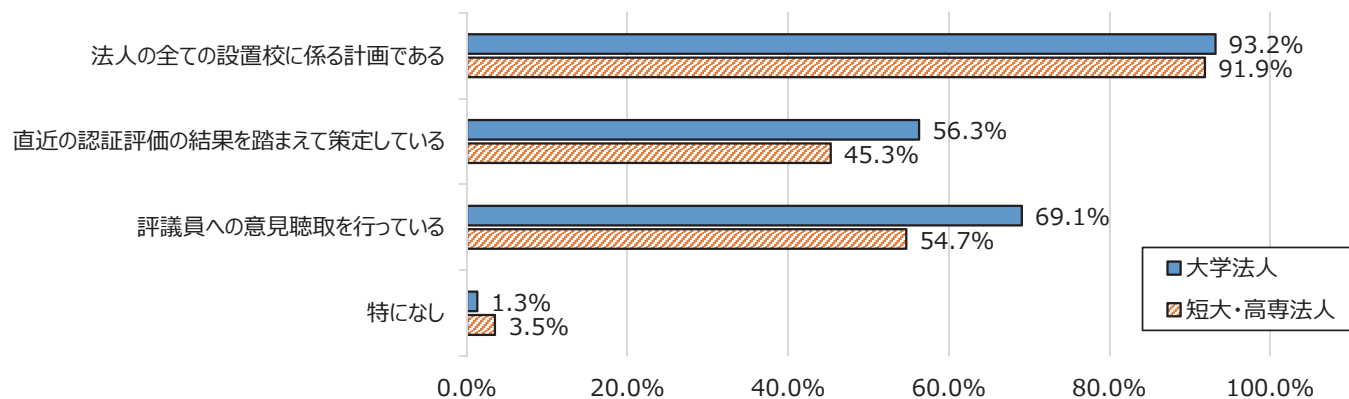
現行の中期的な計画の期間



(3) 現行の中期計画の策定について

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	法人の全ての設置校に係る計画である	492	93.2%	79	91.9%	571	93.0%
2	直近の認証評価の結果を踏まえて策定している	297	56.3%	39	45.3%	336	54.7%
3	評議員への意見聴取を行っている	365	69.1%	47	54.7%	412	67.1%
4	特になし	7	1.3%	3	3.5%	10	1.6%
	集計法人数	528		86		614	

現行の中期計画の策定について



■ D 3 中期的な計画の内容

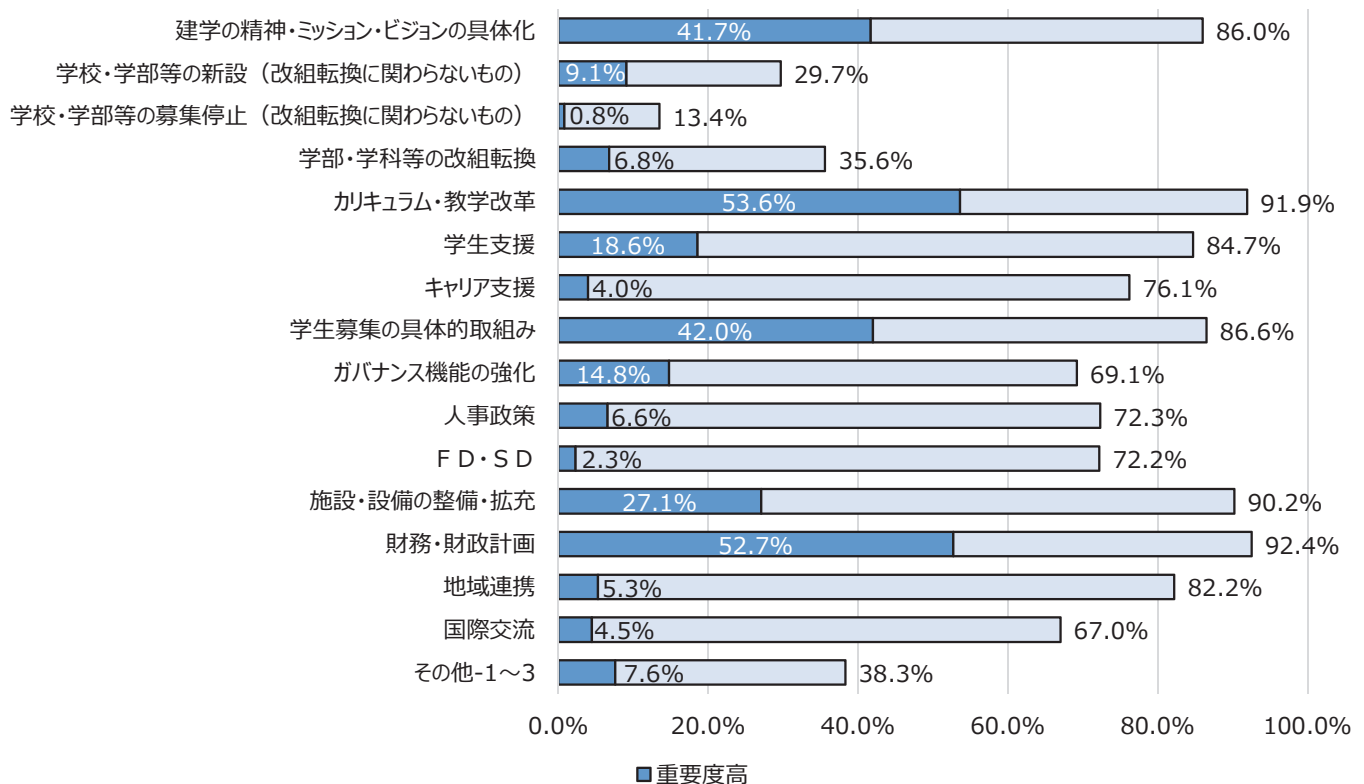
貴法人における中期的な計画の内容について、下記項目の中から該当する項目を全てご選択ください。加えて、選択した項目の中から、重要度の高い項目を3つご選択ください。また、中期的な計画の内容について予算措置がある場合は、該当する項目を全てご選択ください。

中期的な計画の内容について、重要度の高い項目として、大学法人は「カリキュラム・教学改革」が最も多く53.6%、短大・高専法人は「財務・財政計画」が最も多く70.9%である。また、予算措置のある中期的な計画の内容について、「施設・設備の整備・拡充」が最も多く、大学法人は62.5%、短大・高専法人は48.8%である。

<中期的な計画の内容>

番号	項 目	大学法人			
		内容		うち重要度高	
		回答数	割合	回答数	割合
1	建学の精神・ミッション・ビジョンの具体化	454	86.0%	220	41.7%
2	学校・学部等の新設（改組転換に関わらないもの）	157	29.7%	48	9.1%
3	学校・学部等の募集停止（改組転換に関わらないもの）	71	13.4%	4	0.8%
4	学部・学科等の改組転換	188	35.6%	36	6.8%
5	カリキュラム・教学改革	485	91.9%	283	53.6%
6	学生支援	447	84.7%	98	18.6%
7	キャリア支援	402	76.1%	21	4.0%
8	学生募集の具体的取組み	457	86.6%	222	42.0%
9	ガバナンス機能の強化	365	69.1%	78	14.8%
10	人事政策	382	72.3%	35	6.6%
11	F D ・ S D	381	72.2%	12	2.3%
12	施設・設備の整備・拡充	476	90.2%	143	27.1%
13	財務・財政計画	488	92.4%	278	52.7%
14	地域連携	434	82.2%	28	5.3%
15	国際交流	354	67.0%	24	4.5%
16	その他-1～3	202	38.3%	40	7.6%
	集計法人数	528		528	

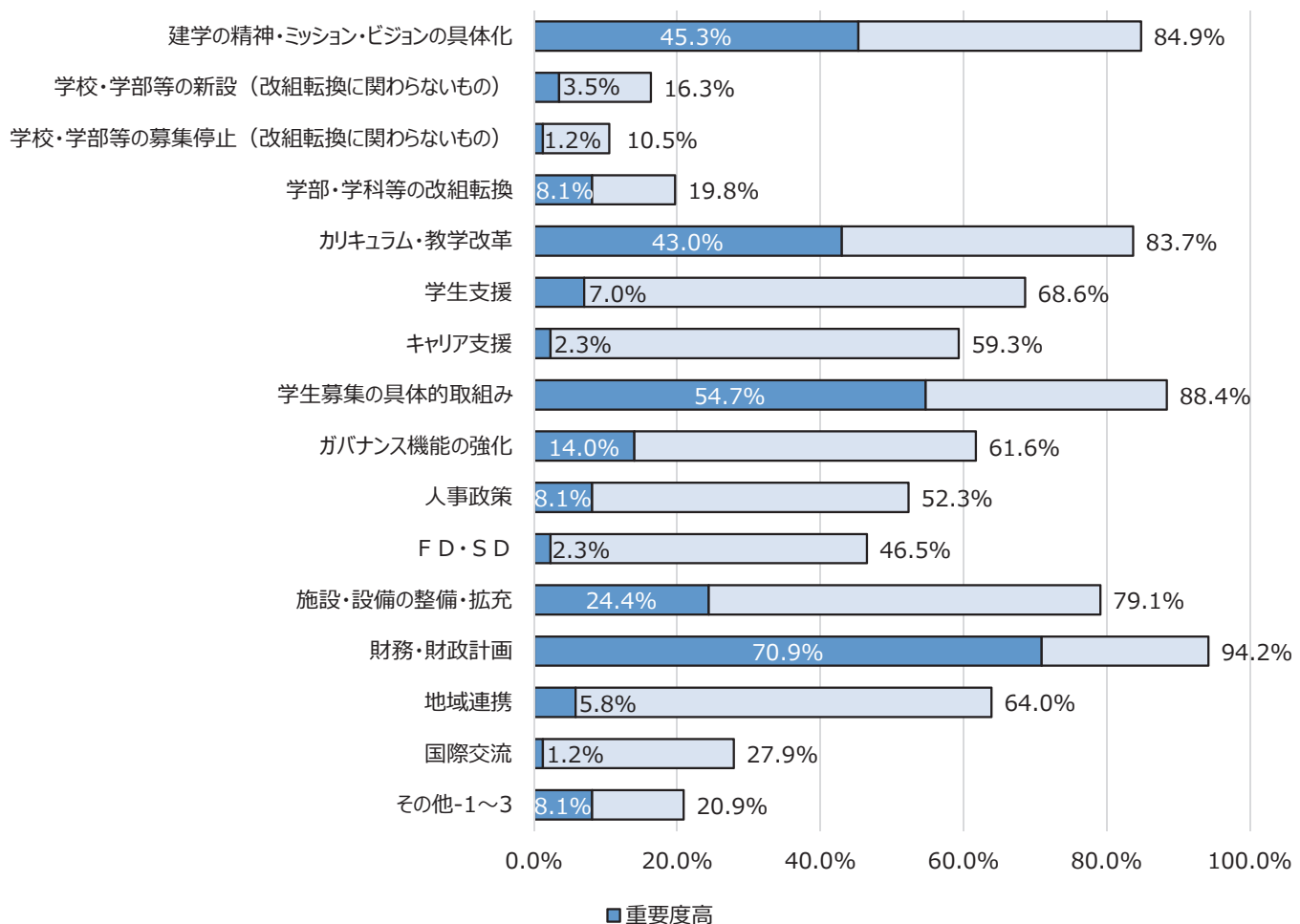
中期的な計画の内容【大学法人】



<中期的な計画の内容>

番号	項 目	短大・高専法人			
		内容		うち重要度高	
		回答数	割合	回答数	割合
1	建学の精神・ミッション・ビジョンの具体化	73	84.9%	39	45.3%
2	学校・学部等の新設（改組転換に関わらないもの）	14	16.3%	3	3.5%
3	学校・学部等の募集停止（改組転換に関わらないもの）	9	10.5%	1	1.2%
4	学部・学科等の改組転換	17	19.8%	7	8.1%
5	カリキュラム・教学改革	72	83.7%	37	43.0%
6	学生支援	59	68.6%	6	7.0%
7	キャリア支援	51	59.3%	2	2.3%
8	学生募集の具体的取組み	76	88.4%	47	54.7%
9	ガバナンス機能の強化	53	61.6%	12	14.0%
10	人事政策	45	52.3%	7	8.1%
11	F D・S D	40	46.5%	2	2.3%
12	施設・設備の整備・拡充	68	79.1%	21	24.4%
13	財務・財政計画	81	94.2%	61	70.9%
14	地域連携	55	64.0%	5	5.8%
15	国際交流	24	27.9%	1	1.2%
16	その他-1～3	18	20.9%	7	8.1%
	集計法人数	86		86	

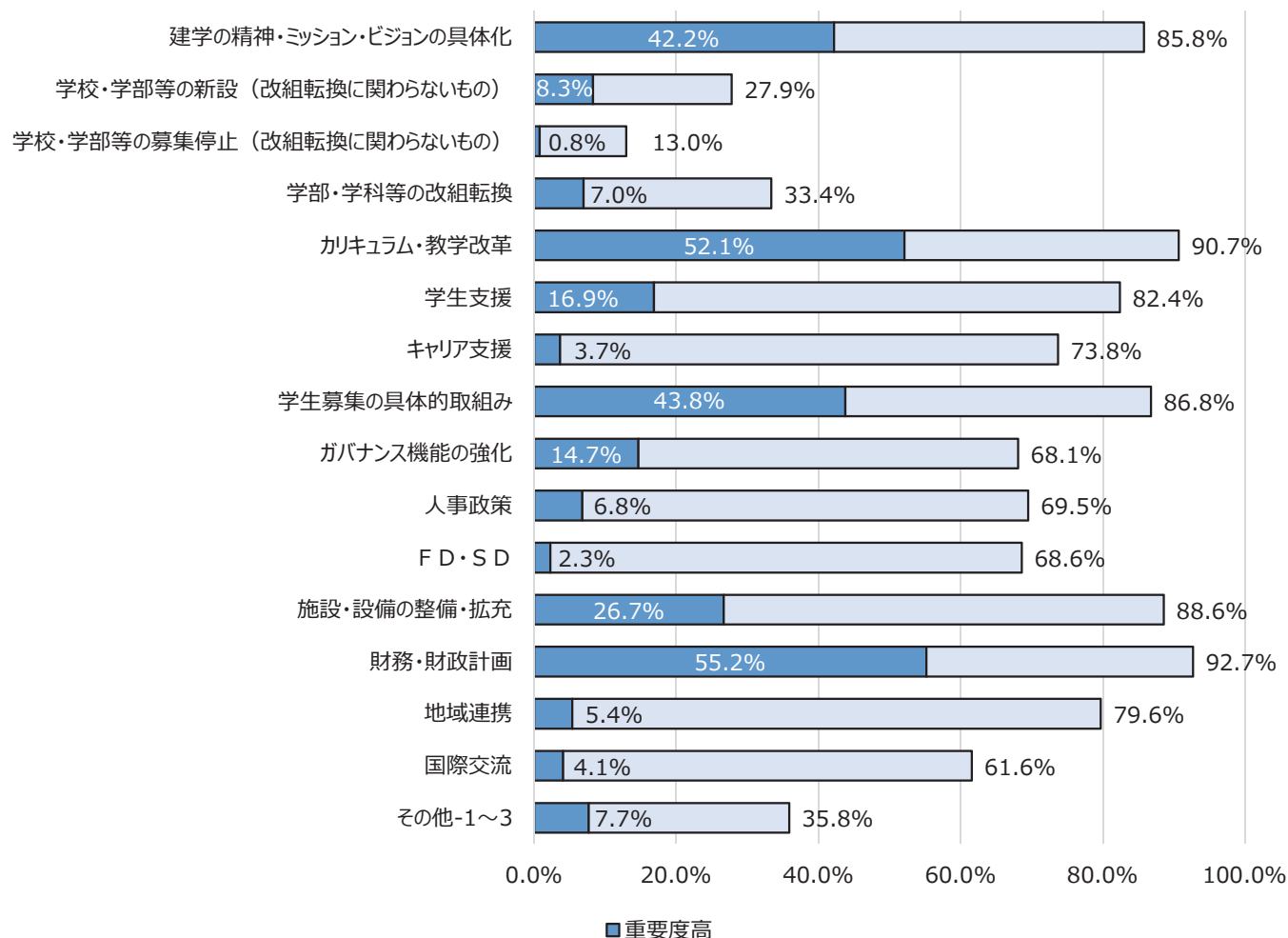
中期的な計画の内容【短大・高専法人】



<中期的な計画の内容>

番号	項 目	全体			
		内容		うち重要度高	
		回答数	割合	回答数	割合
1	建学の精神・ミッション・ビジョンの具体化	527	85.8%	259	42.2%
2	学校・学部等の新設（改組転換に関わらないもの）	171	27.9%	51	8.3%
3	学校・学部等の募集停止（改組転換に関わらないもの）	80	13.0%	5	0.8%
4	学部・学科等の改組転換	205	33.4%	43	7.0%
5	カリキュラム・教学改革	557	90.7%	320	52.1%
6	学生支援	506	82.4%	104	16.9%
7	キャリア支援	453	73.8%	23	3.7%
8	学生募集の具体的取組み	533	86.8%	269	43.8%
9	ガバナンス機能の強化	418	68.1%	90	14.7%
10	人事政策	427	69.5%	42	6.8%
11	F D ・ S D	421	68.6%	14	2.3%
12	施設・設備の整備・拡充	544	88.6%	164	26.7%
13	財務・財政計画	569	92.7%	339	55.2%
14	地域連携	489	79.6%	33	5.4%
15	国際交流	378	61.6%	25	4.1%
16	その他-1～3	220	35.8%	47	7.7%
	集計法人数	614		614	

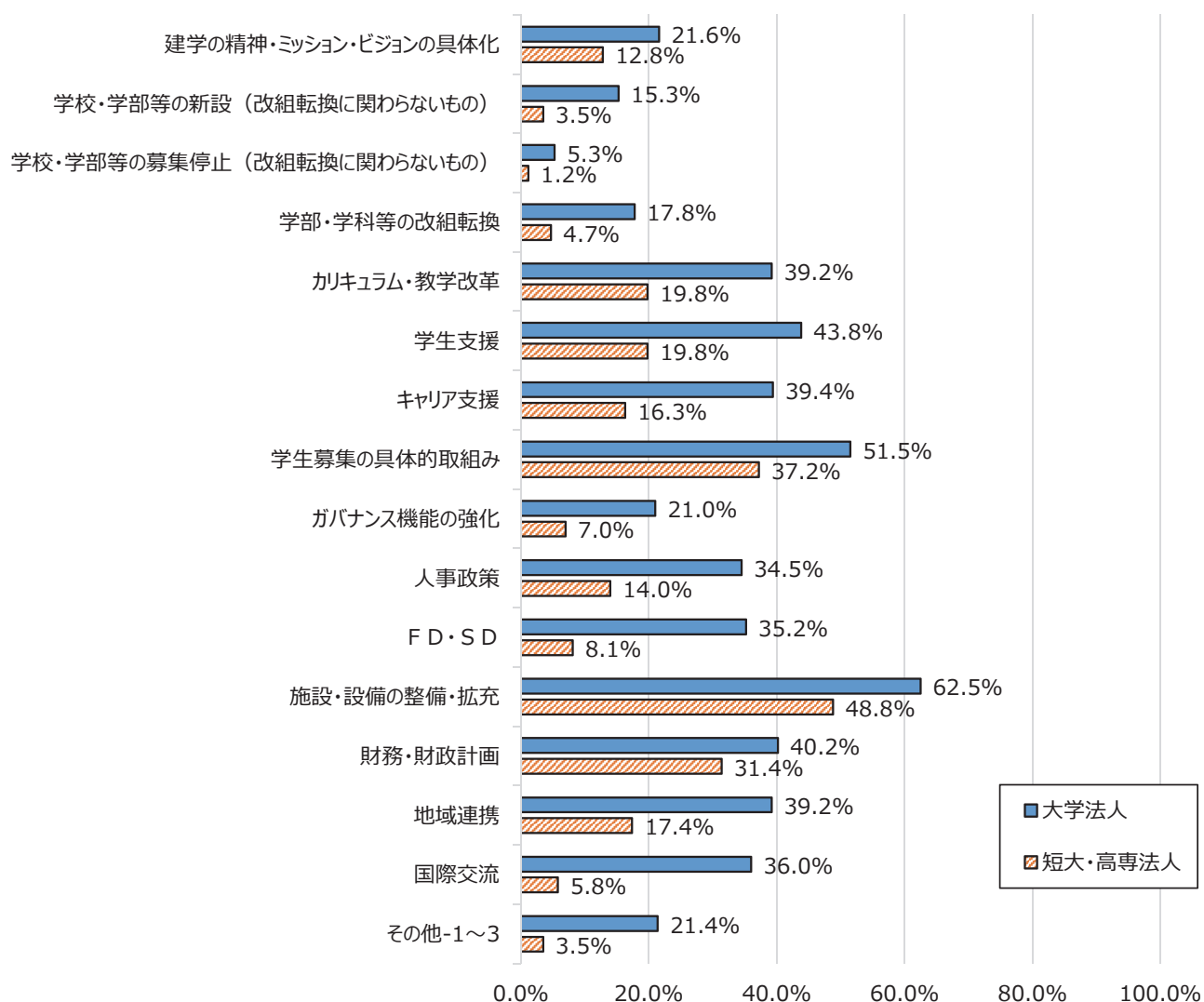
中期的な計画の内容【全体】



<予算措置>

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	建学の精神・ミッション・ビジョンの具体化	114	21.6%	11	12.8%	125	20.4%
2	学校・学部等の新設（改組転換に関わらないもの）	81	15.3%	3	3.5%	84	13.7%
3	学校・学部等の募集停止（改組転換に関わらないもの）	28	5.3%	1	1.2%	29	4.7%
4	学部・学科等の改組転換	94	17.8%	4	4.7%	98	16.0%
5	カリキュラム・教学改革	207	39.2%	17	19.8%	224	36.5%
6	学生支援	231	43.8%	17	19.8%	248	40.4%
7	キャリア支援	208	39.4%	14	16.3%	222	36.2%
8	学生募集の具体的取組み	272	51.5%	32	37.2%	304	49.5%
9	ガバナンス機能の強化	111	21.0%	6	7.0%	117	19.1%
10	人事政策	182	34.5%	12	14.0%	194	31.6%
11	F D・S D	186	35.2%	7	8.1%	193	31.4%
12	施設・設備の整備・拡充	330	62.5%	42	48.8%	372	60.6%
13	財務・財政計画	212	40.2%	27	31.4%	239	38.9%
14	地域連携	207	39.2%	15	17.4%	222	36.2%
15	国際交流	190	36.0%	5	5.8%	195	31.8%
16	その他-1～3	113	21.4%	3	3.5%	116	18.9%
	集計法人数	528		86		614	

中期的な計画の内容【予算措置】



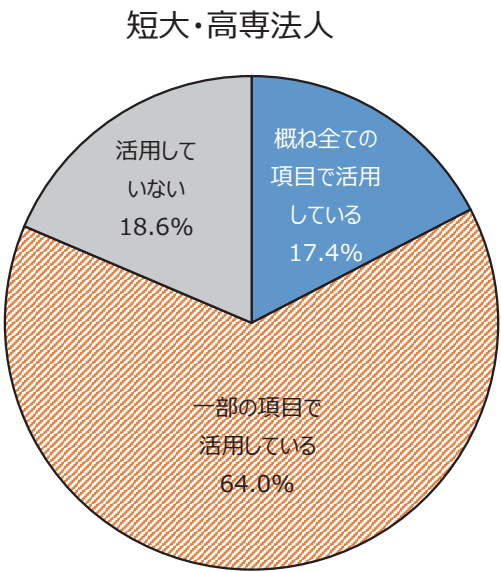
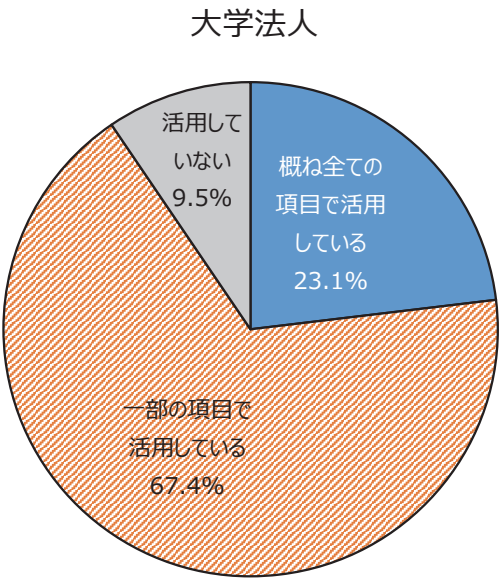
■ D 4 中期的な計画におけるデータ・エビデンスの活用

貴法人における中期的な計画では、各項目の設定においてデータ・エビデンスを活用していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

中期的な計画におけるデータ・エビデンスの活用について、「一部の項目でデータ・エビデンスを活用している」が最も多く、大学法人は67.4%、短大・高専法人は64.0%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	概ね全ての項目でデータ・エビデンスを活用している	122	23.1%	15	17.4%	137	22.3%
2	一部の項目でデータ・エビデンスを活用している	356	67.4%	55	64.0%	411	66.9%
3	データ・エビデンスを活用していない	50	9.5%	16	18.6%	66	10.7%
	集計法人数	528		86		614	

中期的な計画におけるデータ・エビデンスの活用



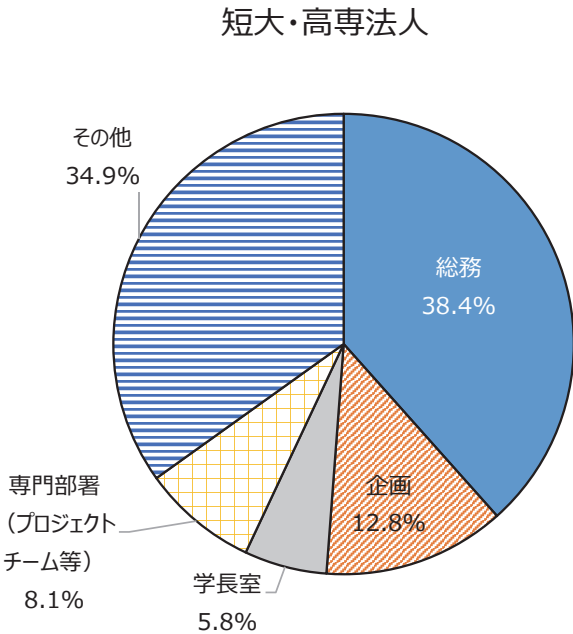
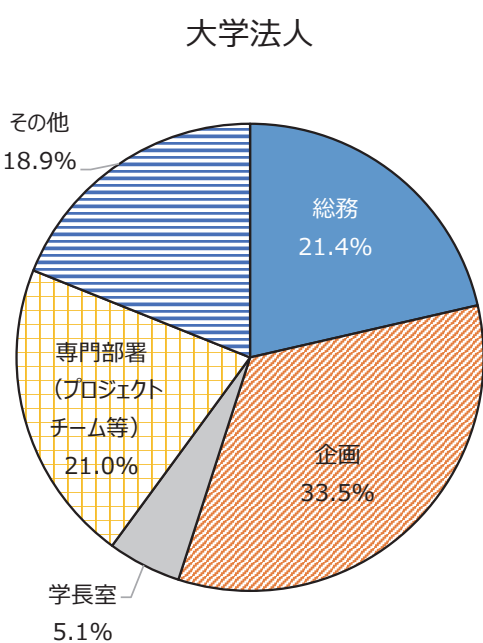
■ D 5 中期的な計画の策定部局

貴法人における中期的な計画の主な策定部局について、下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

中期的な計画の策定部局について、大学法人は「企画」が最も多く33.5%、短大・高専法人は「総務」が最も多く38.4%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	総務	113	21.4%	33	38.4%	146	23.8%
2	企画	177	33.5%	11	12.8%	188	30.6%
3	学長室	27	5.1%	5	5.8%	32	5.2%
4	専門部署（プロジェクトチーム等）	111	21.0%	7	8.1%	118	19.2%
5	その他	100	18.9%	30	34.9%	130	21.2%
集計法人数		528		86		614	

中期的な計画の策定部局



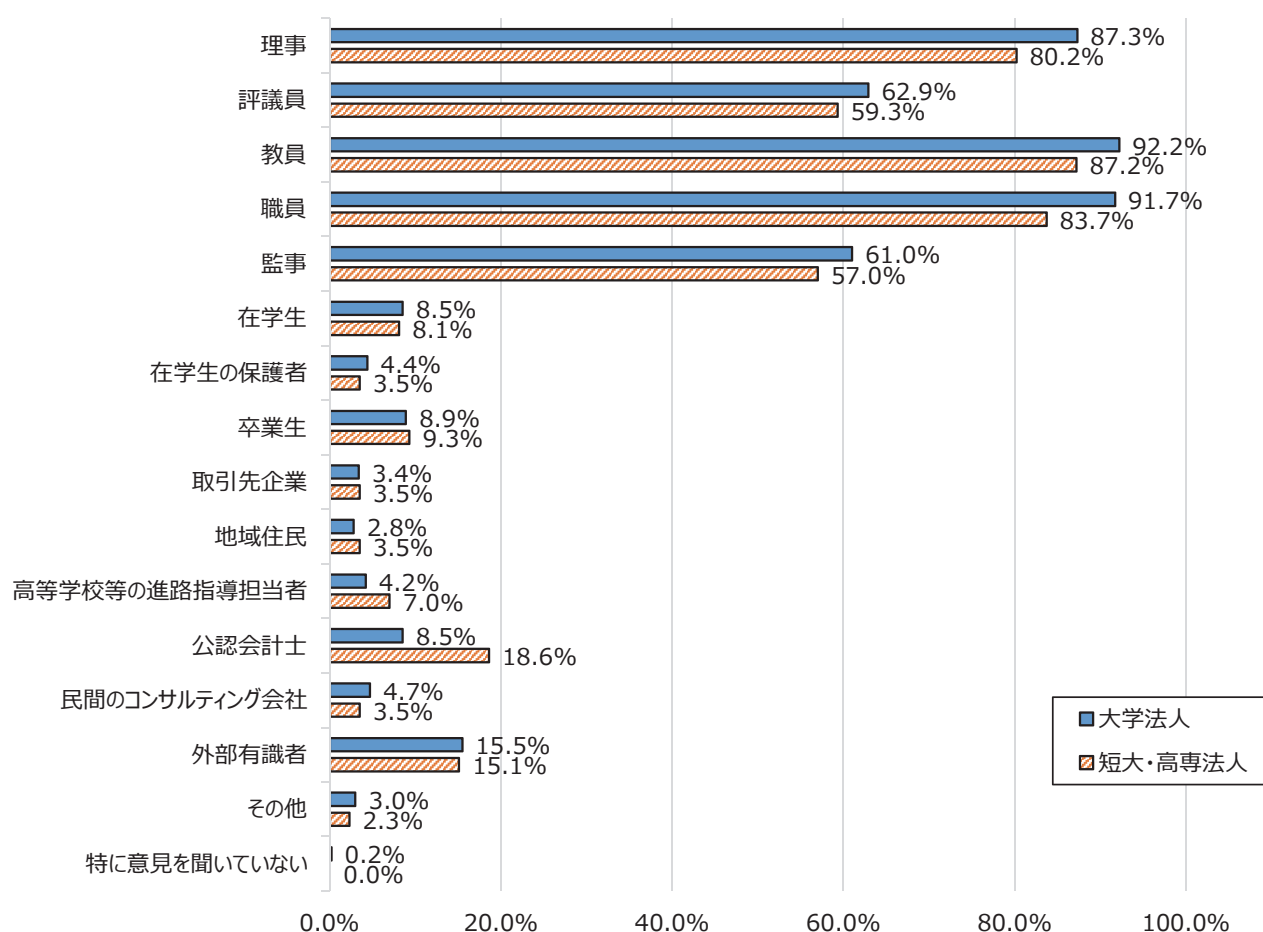
D 6 中期的な計画策定にあたってのヒアリング

貴法人では中期的な計画の原案策定にあたって、どのような人物から意見を聞いていますか。下記項目の中から、該当する項目を全てご選択ください。

中期的な計画策定にあたってのヒアリング先について、「教員」が最も多く、大学法人は92.2%、短大・高専法人は87.2%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	理事	461	87.3%	69	80.2%	530	86.3%
2	評議員	332	62.9%	51	59.3%	383	62.4%
3	教員	487	92.2%	75	87.2%	562	91.5%
4	職員	484	91.7%	72	83.7%	556	90.6%
5	監事	322	61.0%	49	57.0%	371	60.4%
6	在学生	45	8.5%	7	8.1%	52	8.5%
7	在学生の保護者	23	4.4%	3	3.5%	26	4.2%
8	卒業生	47	8.9%	8	9.3%	55	9.0%
9	取引先企業	18	3.4%	3	3.5%	21	3.4%
10	地域住民	15	2.8%	3	3.5%	18	2.9%
11	高等学校等の進路指導担当者	22	4.2%	6	7.0%	28	4.6%
12	公認会計士	45	8.5%	16	18.6%	61	9.9%
13	民間のコンサルティング会社	25	4.7%	3	3.5%	28	4.6%
14	外部有識者	82	15.5%	13	15.1%	95	15.5%
15	その他	16	3.0%	2	2.3%	18	2.9%
16	特に意見を聞いていない	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
集計法人数		528		86		614	

中期的な計画策定にあたってのヒアリング先



■ D 7 中期的な計画を踏まえた事業計画の策定

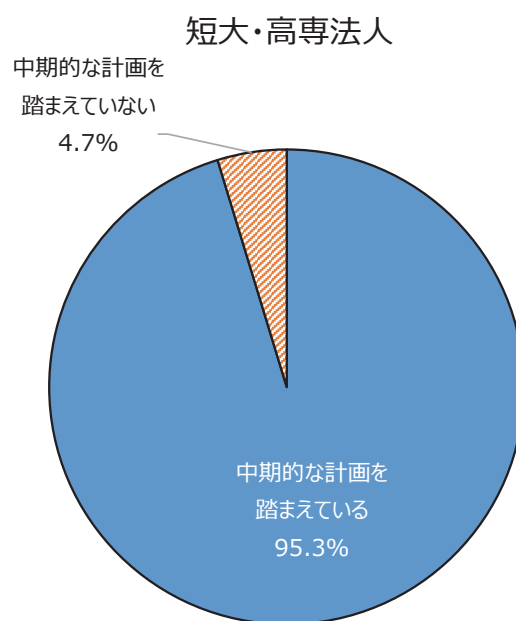
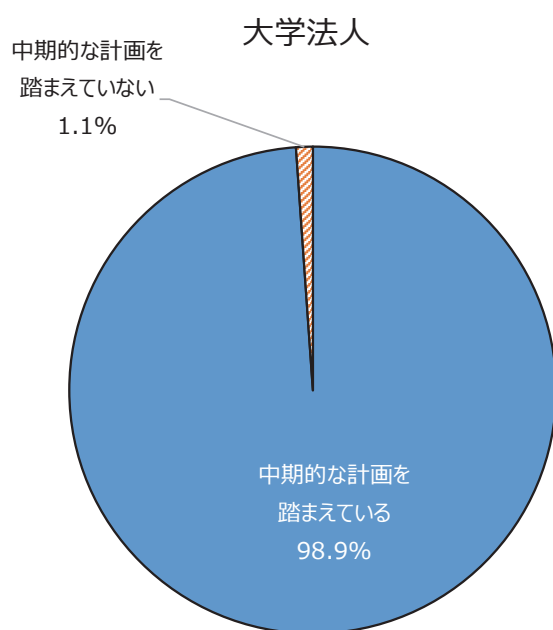
貴法人では、中期的な計画を踏まえて私立学校法第45条の2第1項（※）に定める事業計画を策定していますか。下記項目の中から、該当する項目をご選択ください。

※第45条の2第1項 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

大学法人は98.9%、短大・高専法人は95.3%が中期的な計画を踏まえて事業計画を策定している。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	中期的な計画を踏まえている	522	98.9%	82	95.3%	604	98.4%
2	中期的な計画を踏まえていない	6	1.1%	4	4.7%	10	1.6%
	集計法人数	528		86		614	

事業計画を策定する際、中期的な計画を踏まえているか



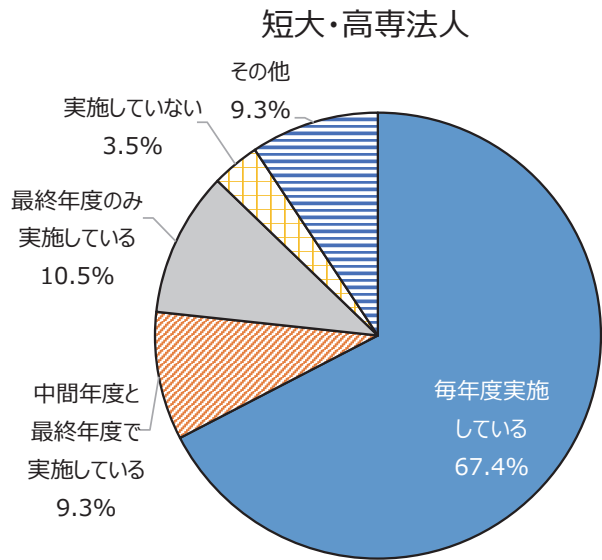
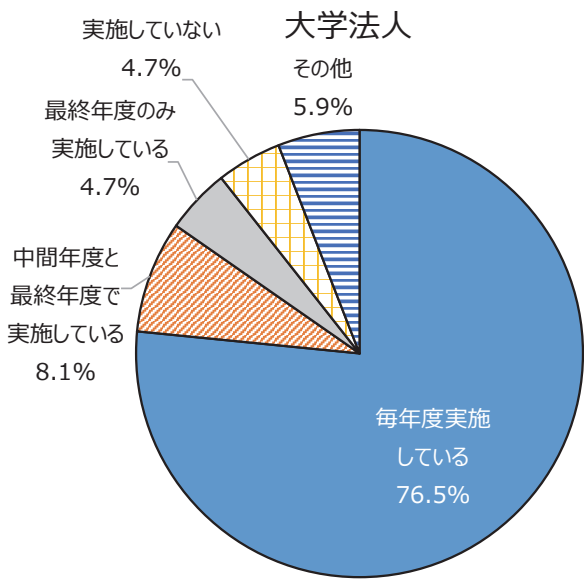
■ D 8 中期的な計画の進捗状況の確認

貴法人では、中期的な計画策定後にどのくらいの頻度で進捗状況を確認していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

中期的な計画の進捗状況の確認について、「毎年度実施している」が最も多く、大学法人は76.5%、短大・高専法人は67.4%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	毎年度実施している	404	76.5%	58	67.4%	462	75.2%
2	中間年度と最終年度で実施している	43	8.1%	8	9.3%	51	8.3%
3	最終年度のみ実施している	25	4.7%	9	10.5%	34	5.5%
4	実施していない	25	4.7%	3	3.5%	28	4.6%
5	その他	31	5.9%	8	9.3%	39	6.4%
集計法人数		528		86		614	

中期的な計画の進捗状況の確認



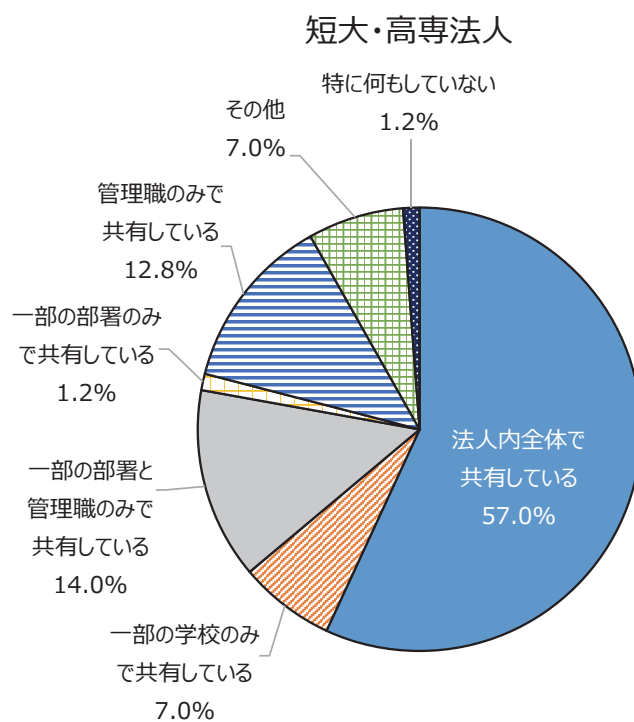
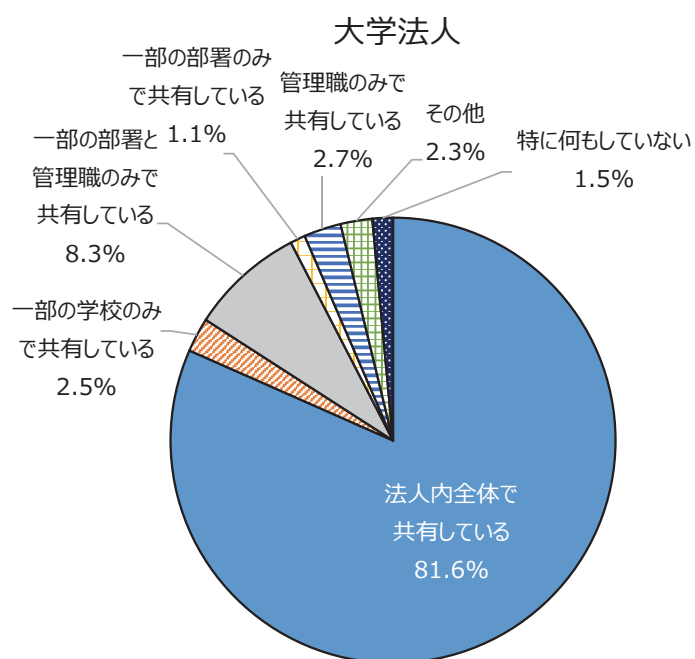
■ D 9 中期的な計画の内容や進捗状況等の共有

貴法人では中期的な計画の計画内容や進捗状況等を内部で共有していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

中期的な計画の内容や進捗状況等の共有について、「法人内全体で共有している」が最も多く、大学法人は81.6%、短大・高専法人は57.0%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	法人内全体で共有している	431	81.6%	49	57.0%	480	78.2%
2	一部の学校のみで共有している	13	2.5%	6	7.0%	19	3.1%
3	一部の部署と管理職のみで共有している	44	8.3%	12	14.0%	56	9.1%
4	一部の部署のみで共有している	6	1.1%	1	1.2%	7	1.1%
5	管理職のみで共有している	14	2.7%	11	12.8%	25	4.1%
6	その他	12	2.3%	6	7.0%	18	2.9%
7	特に何もしていない	8	1.5%	1	1.2%	9	1.5%
	集計法人数	528		86		614	

中期的な計画の共有状況



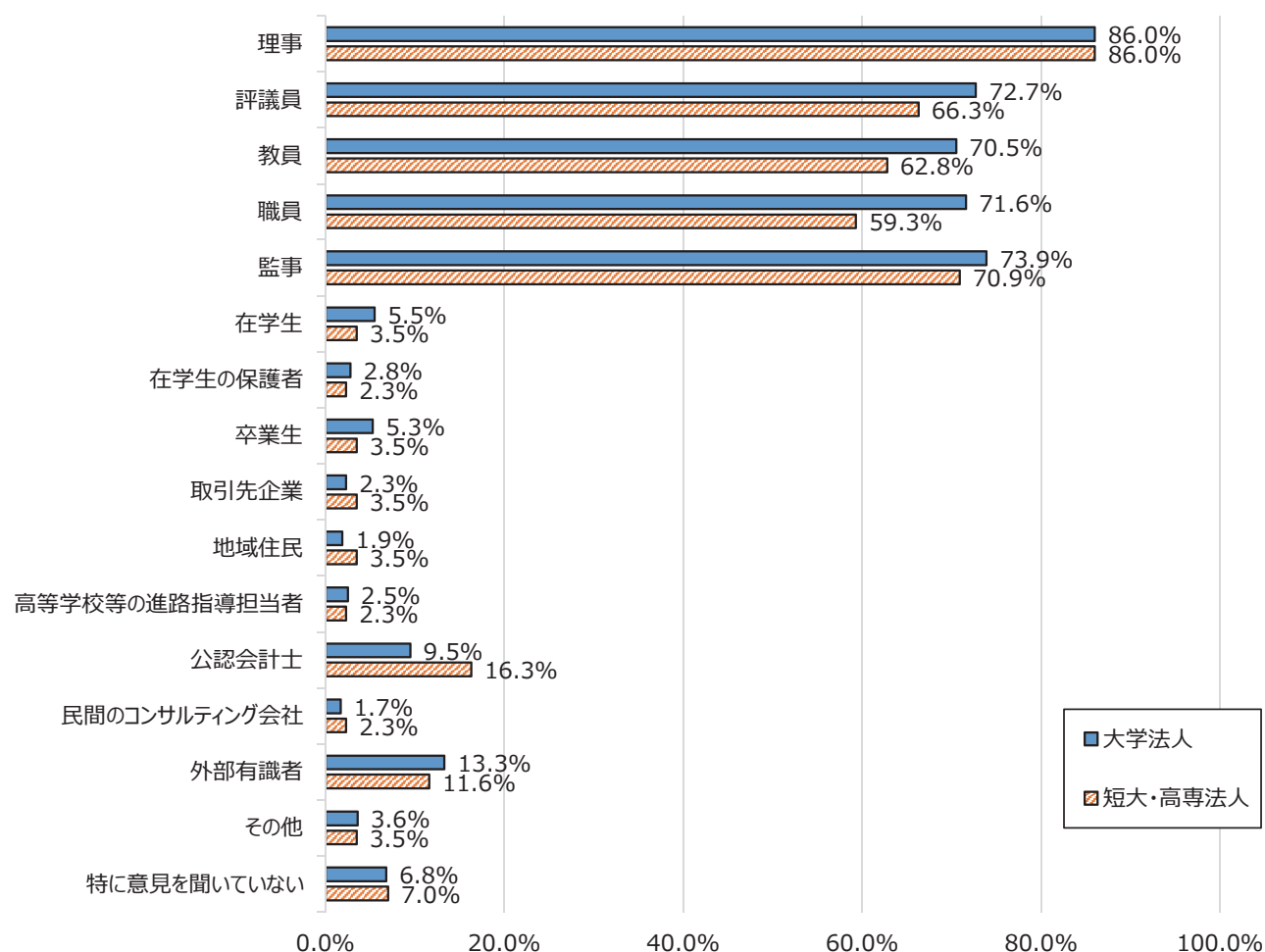
■ D 1 0 中期的な計画の実効性の評価

貴法人では中期的な計画の実効性を評価するため、どのような人物から意見を聞いていますか。下記項目の中から、該当する項目を全てご選択ください。

中期的な計画の実効性を評価するために、「理事」から意見を聞いている法人が最も多く、大学法人は86.0%、短大・高専法人は86.0%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	理事	454	86.0%	74	86.0%	528	86.0%
2	評議員	384	72.7%	57	66.3%	441	71.8%
3	教員	372	70.5%	54	62.8%	426	69.4%
4	職員	378	71.6%	51	59.3%	429	69.9%
5	監事	390	73.9%	61	70.9%	451	73.5%
6	在学生	29	5.5%	3	3.5%	32	5.2%
7	在学生の保護者	15	2.8%	2	2.3%	17	2.8%
8	卒業生	28	5.3%	3	3.5%	31	5.0%
9	取引先企業	12	2.3%	3	3.5%	15	2.4%
10	地域住民	10	1.9%	3	3.5%	13	2.1%
11	高等学校等の進路指導担当者	13	2.5%	2	2.3%	15	2.4%
12	公認会計士	50	9.5%	14	16.3%	64	10.4%
13	民間のコンサルティング会社	9	1.7%	2	2.3%	11	1.8%
14	外部有識者	70	13.3%	10	11.6%	80	13.0%
15	その他	19	3.6%	3	3.5%	22	3.6%
16	特に意見を聞いていない	36	6.8%	6	7.0%	42	6.8%
集計法人数		528		86		614	

中期的な計画の実効性の評価者



E 情報の公表

■ E 1 情報の公表状況

貴法人に関する情報の公表状況について、公表内容ごとに公表の手段として該当する項目を全てご選択ください。また、「1.貸借対照表」「2.事業活動収支計算書」「3.資金収支計算書」に該当する場合は、それぞれ選んだうえで、「a～k」について、公表している項目を全てご選択ください。なお、「事務所への備え置き」については、請求があった場合に閲覧に供するものに限りです。

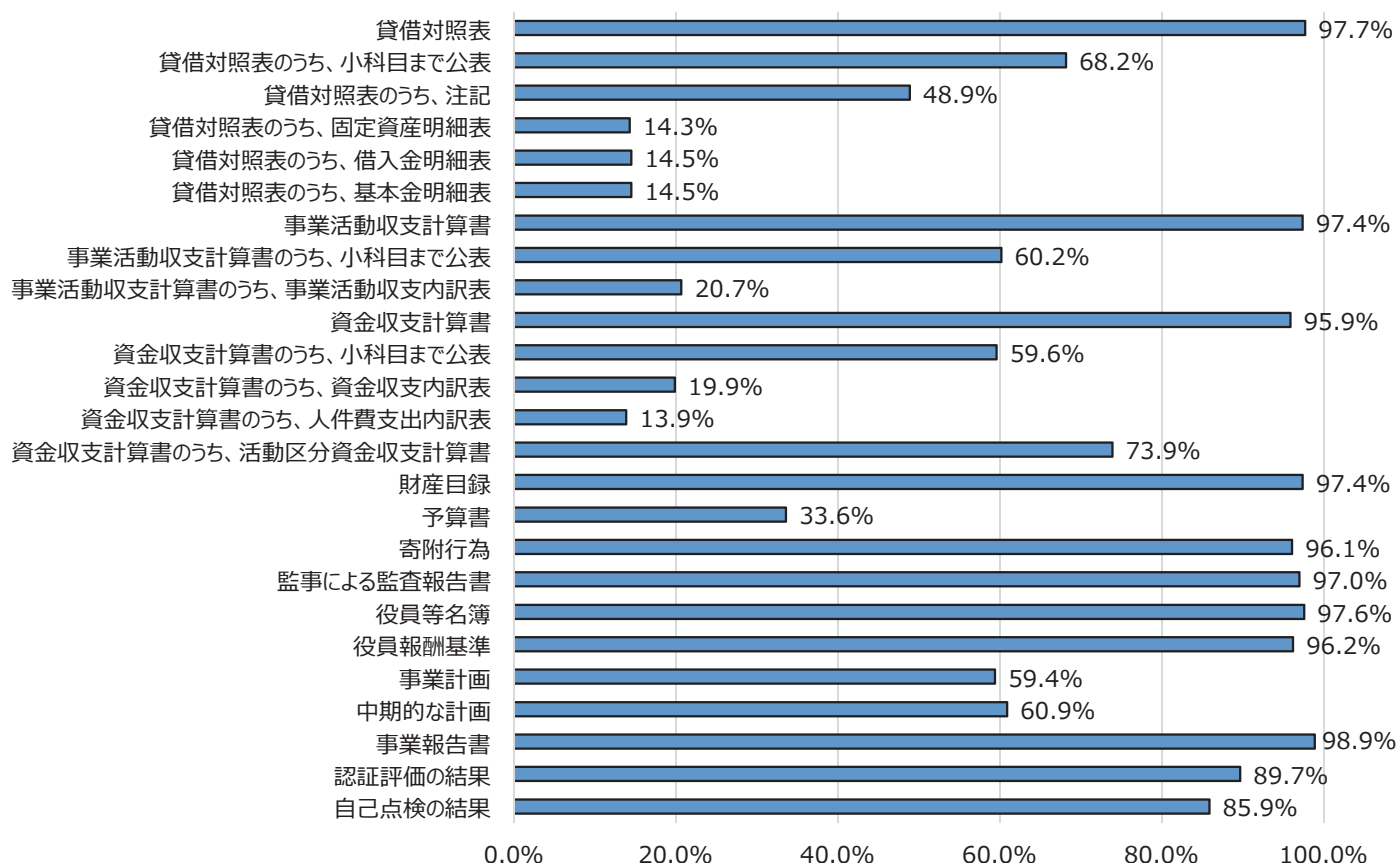
公表の手段として、大学法人、短大・高専法人ともに「自法人のホームページ」が多い。

番号	公表内容	大 学 法 人							
		公表手段		自法人のホームページ		自法人の刊行物		事務所への備え置き	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	貸借対照表	520	97.7%	196	36.8%	479	90.0%	438	82.3%
	a うち、小科目まで公表	363	68.2%	68	12.8%	408	76.7%	138	25.9%
	b うち、注記	260	48.9%	28	5.3%	385	72.4%	63	11.8%
	c うち、固定資産明細表	76	14.3%	14	2.6%	321	60.3%	21	3.9%
	d うち、借入金明細表	77	14.5%	13	2.4%	314	59.0%	26	4.9%
	e うち、基本金明細表	77	14.5%	17	3.2%	324	60.9%	23	4.3%
2	事業活動収支計算書	518	97.4%	210	39.5%	475	89.3%	437	82.1%
	f うち、小科目まで公表	320	60.2%	41	7.7%	393	73.9%	83	15.6%
	g うち、事業活動収支内訳表	110	20.7%	19	3.6%	328	61.7%	35	6.6%
3	資金収支計算書	510	95.9%	183	34.4%	472	88.7%	422	79.3%
	h うち、小科目まで公表	317	59.6%	37	7.0%	392	73.7%	80	15.0%
	i うち、資金収支内訳表	106	19.9%	17	3.2%	331	62.2%	33	6.2%
	j うち、人件費支出内訳表	74	13.9%	12	2.3%	321	60.3%	20	3.8%
	k うち、活動区分資金収支計算書	393	73.9%	62	11.7%	426	80.1%	219	41.2%
4	財産目録	518	97.4%	50	9.4%	469	88.2%	155	29.1%
5	予算書	179	33.6%	65	12.2%	294	55.3%	39	7.3%
6	寄附行為	511	96.1%	20	3.8%	412	77.4%	24	4.5%
7	監事による監査報告書	516	97.0%	31	5.8%	445	83.6%	125	23.5%
8	役員等名簿	519	97.6%	63	11.8%	422	79.3%	314	59.0%
9	役員報酬基準	512	96.2%	11	2.1%	398	74.8%	22	4.1%
10	事業計画	316	59.4%	60	11.3%	292	54.9%	120	22.6%
11	中期的な計画	324	60.9%	63	11.8%	262	49.2%	147	27.6%
12	事業報告書	526	98.9%	62	11.7%	419	78.8%		
13	認証評価の結果	477	89.7%	53	10.0%	250	47.0%	73	13.7%
14	自己点検の結果	457	85.9%	41	7.7%	245	46.1%	44	8.3%
	集計法人数	532		532		532		532	

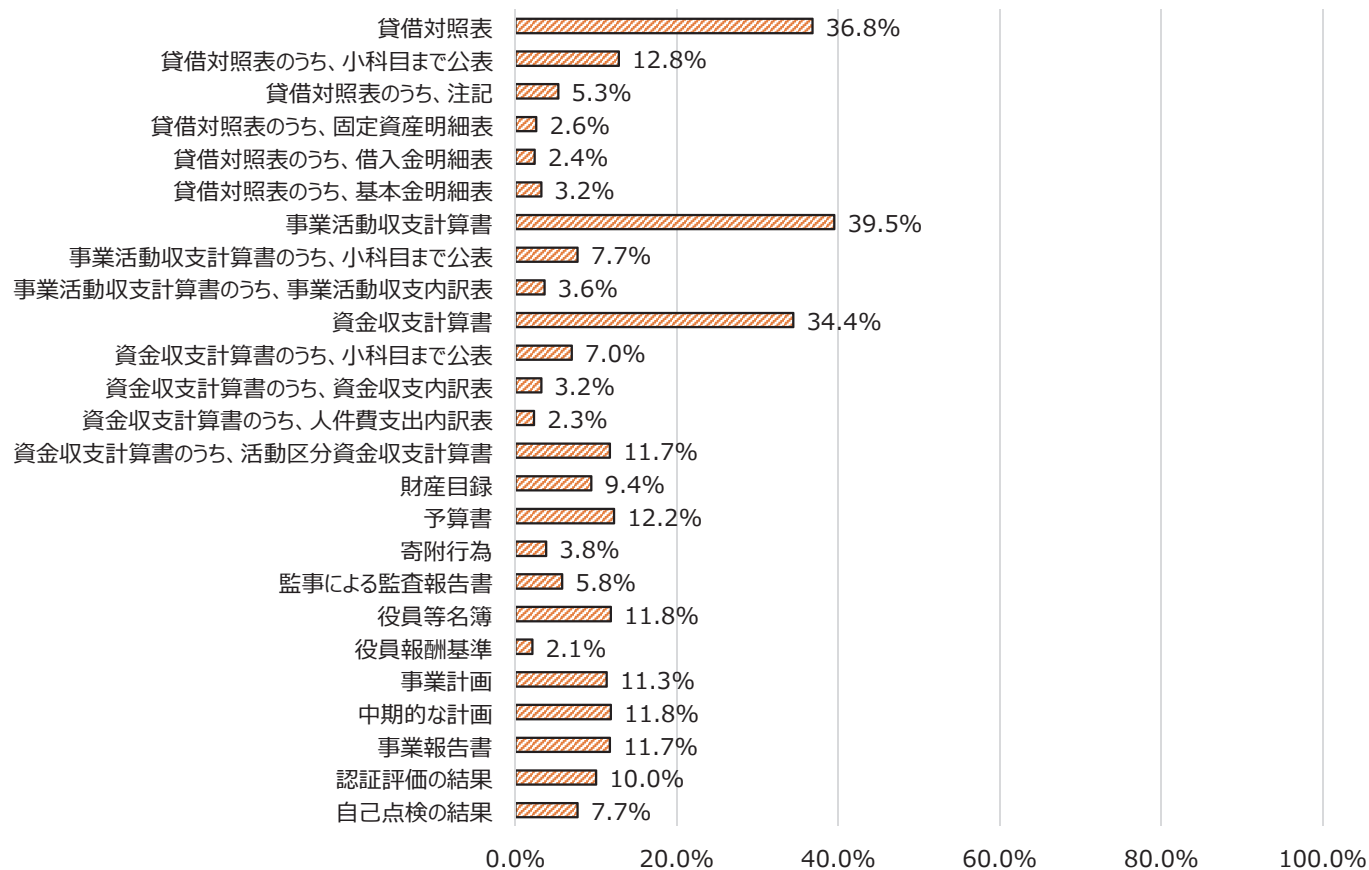
			短 大 ・ 高 専 法 人								
番号	公表内容		公表手段	自法人の ホームページ		自法人の刊行物		事務所への 備え置き		事業報告書	
				回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	貸借対照表			89	98.9%	15	16.7%	81	90.0%	58	64.4%
	a	うち、小科目まで公表		43	47.8%	3	3.3%	60	66.7%	19	21.1%
	b	うち、注記		20	22.2%	1	1.1%	54	60.0%	13	14.4%
	c	うち、固定資産明細表		11	12.2%	0	0.0%	51	56.7%	9	10.0%
	d	うち、借入金明細表		10	11.1%	0	0.0%	50	55.6%	9	10.0%
	e	うち、基本金明細表		10	11.1%	0	0.0%	52	57.8%	9	10.0%
2	事業活動収支計算書			87	96.7%	14	15.6%	80	88.9%	57	63.3%
	f	うち、小科目まで公表		38	42.2%	1	1.1%	58	64.4%	18	20.0%
	g	うち、事業活動収支内訳表		17	18.9%	0	0.0%	54	60.0%	16	17.8%
3	資金収支計算書			89	98.9%	15	16.7%	80	88.9%	55	61.1%
	h	うち、小科目まで公表		36	40.0%	1	1.1%	58	64.4%	15	16.7%
	i	うち、資金収支内訳表		15	16.7%	0	0.0%	53	58.9%	12	13.3%
	j	うち、人件費支出内訳表		10	11.1%	0	0.0%	53	58.9%	10	11.1%
	k	うち、活動区分資金収支計算書		53	58.9%	0	0.0%	68	75.6%	36	40.0%
4	財産目録			85	94.4%	4	4.4%	80	88.9%	35	38.9%
5	予算書			22	24.4%	4	4.4%	55	61.1%	9	10.0%
6	寄附行為			89	98.9%	0	0.0%	72	80.0%	6	6.7%
7	監事による監査報告書			85	94.4%	2	2.2%	78	86.7%	27	30.0%
8	役員等名簿			87	96.7%	0	0.0%	73	81.1%	32	35.6%
9	役員報酬基準			83	92.2%	0	0.0%	71	78.9%	4	4.4%
10	事業計画			30	33.3%	2	2.2%	51	56.7%	11	12.2%
11	中期的な計画			23	25.6%	2	2.2%	43	47.8%	11	12.2%
12	事業報告書			88	97.8%	3	3.3%	76	84.4%		
13	認証評価の結果			76	84.4%	1	1.1%	51	56.7%	7	7.8%
14	自己点検の結果			74	82.2%	2	2.2%	52	57.8%	6	6.7%
	集計法人数			90		90		90		90	

番号 公表内容 公表手段			全 体							
			自法人の ホームページ		自法人の刊行物		事務所への 備え置き		事業報告書	
			回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	貸借対照表		609	97.9%	211	33.9%	560	90.0%	496	79.7%
	a	うち、小科目まで公表	406	65.3%	71	11.4%	468	75.2%	157	25.2%
	b	うち、注記	280	45.0%	29	4.7%	439	70.6%	76	12.2%
	c	うち、固定資産明細表	87	14.0%	14	2.3%	372	59.8%	30	4.8%
	d	うち、借入金明細表	87	14.0%	13	2.1%	364	58.5%	35	5.6%
	e	うち、基本金明細表	87	14.0%	17	2.7%	376	60.5%	32	5.1%
2	事業活動収支計算書		605	97.3%	224	36.0%	555	89.2%	494	79.4%
	f	うち、小科目まで公表	358	57.6%	42	6.8%	451	72.5%	101	16.2%
	g	うち、事業活動収支内訳表	127	20.4%	19	3.1%	382	61.4%	51	8.2%
3	資金収支計算書		599	96.3%	198	31.8%	552	88.7%	477	76.7%
	h	うち、小科目まで公表	353	56.8%	38	6.1%	450	72.3%	95	15.3%
	i	うち、資金収支内訳表	121	19.5%	17	2.7%	384	61.7%	45	7.2%
	j	うち、人件費支出内訳表	84	13.5%	12	1.9%	374	60.1%	30	4.8%
	k	うち、活動区分資金収支計算書	446	71.7%	62	10.0%	494	79.4%	255	41.0%
4	財産目録		603	96.9%	54	8.7%	549	88.3%	190	30.5%
5	予算書		201	32.3%	69	11.1%	349	56.1%	48	7.7%
6	寄附行為		600	96.5%	20	3.2%	484	77.8%	30	4.8%
7	監事による監査報告書		601	96.6%	33	5.3%	523	84.1%	152	24.4%
8	役員等名簿		606	97.4%	63	10.1%	495	79.6%	346	55.6%
9	役員報酬基準		595	95.7%	11	1.8%	469	75.4%	26	4.2%
10	事業計画		346	55.6%	62	10.0%	343	55.1%	131	21.1%
11	中期的な計画		347	55.8%	65	10.5%	305	49.0%	158	25.4%
12	事業報告書		614	98.7%	65	10.5%	495	79.6%		
13	認証評価の結果		553	88.9%	54	8.7%	301	48.4%	80	12.9%
14	自己点検の結果		531	85.4%	43	6.9%	297	47.7%	50	8.0%
	集計法人数		622		622		622		622	

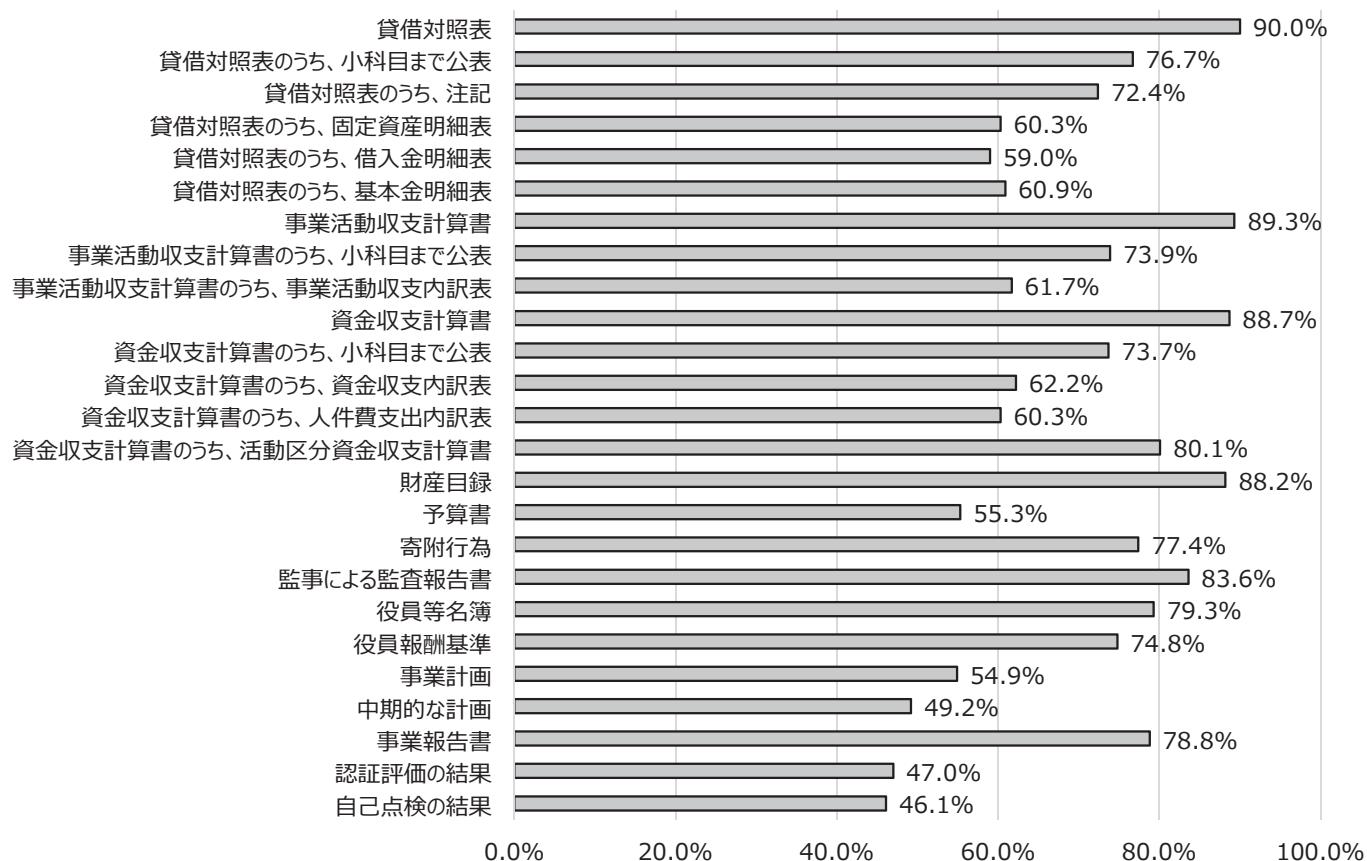
自法人のホームページで公表【大学法人】



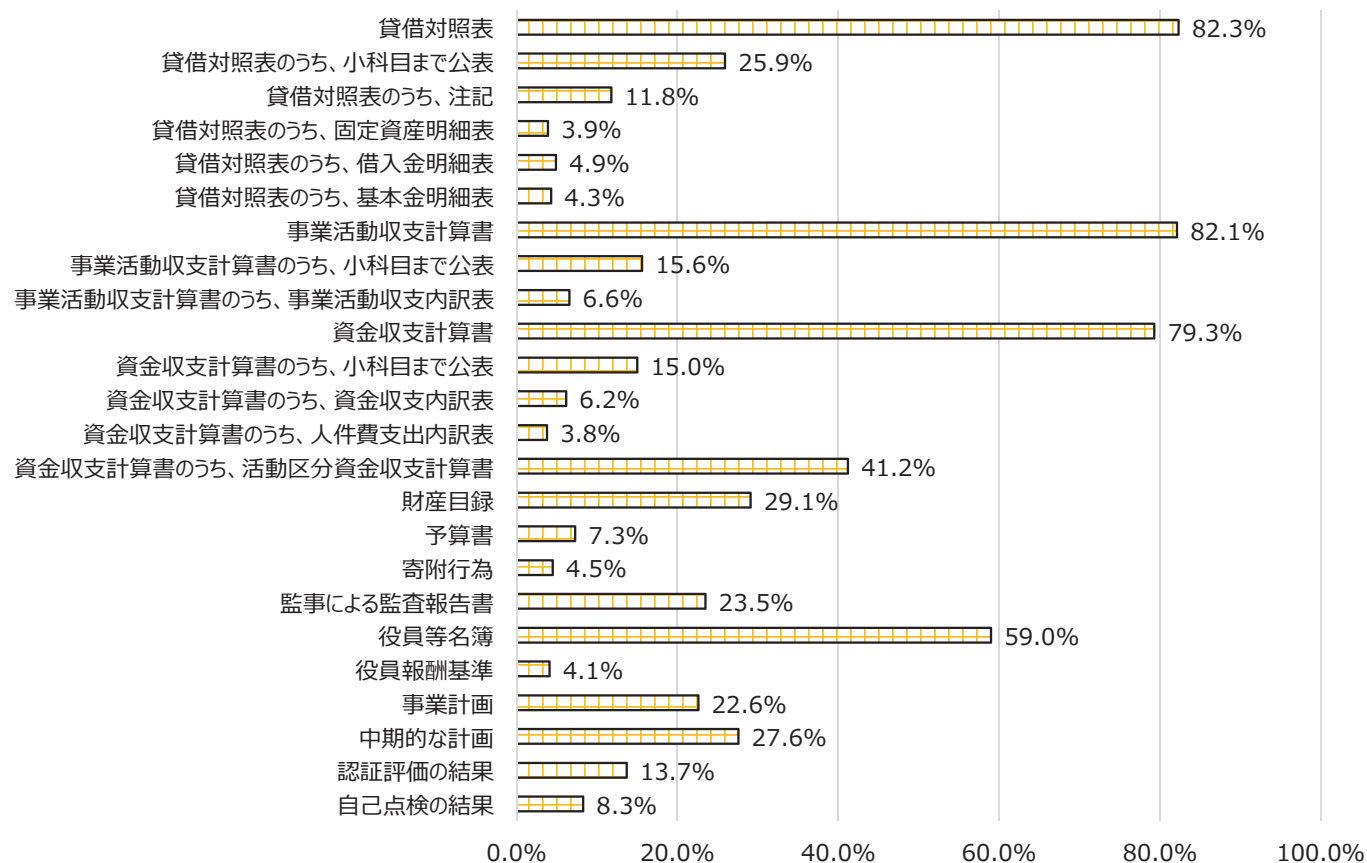
自法人の刊行物で公表【大学法人】



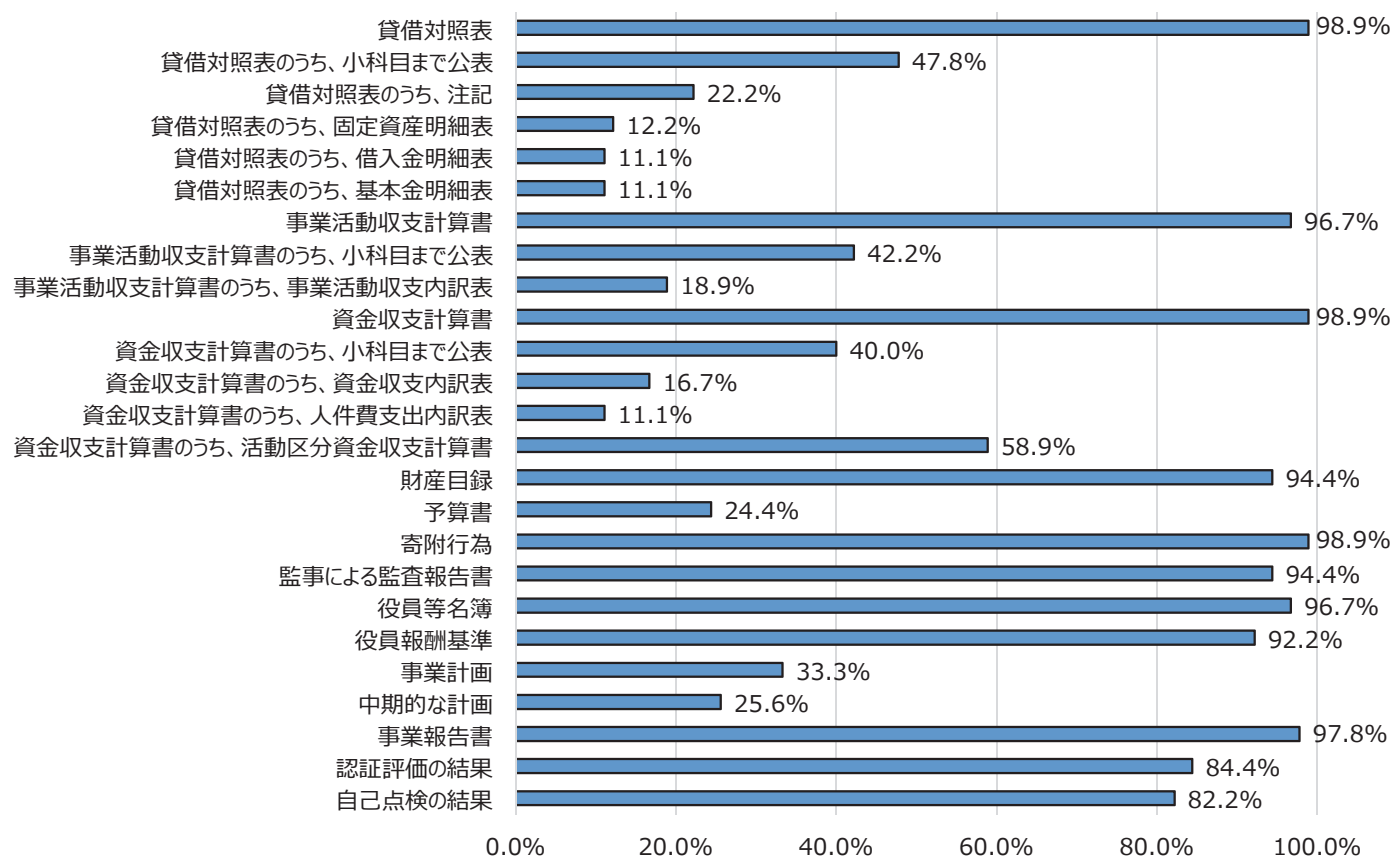
事業所への備え置き【大学法人】



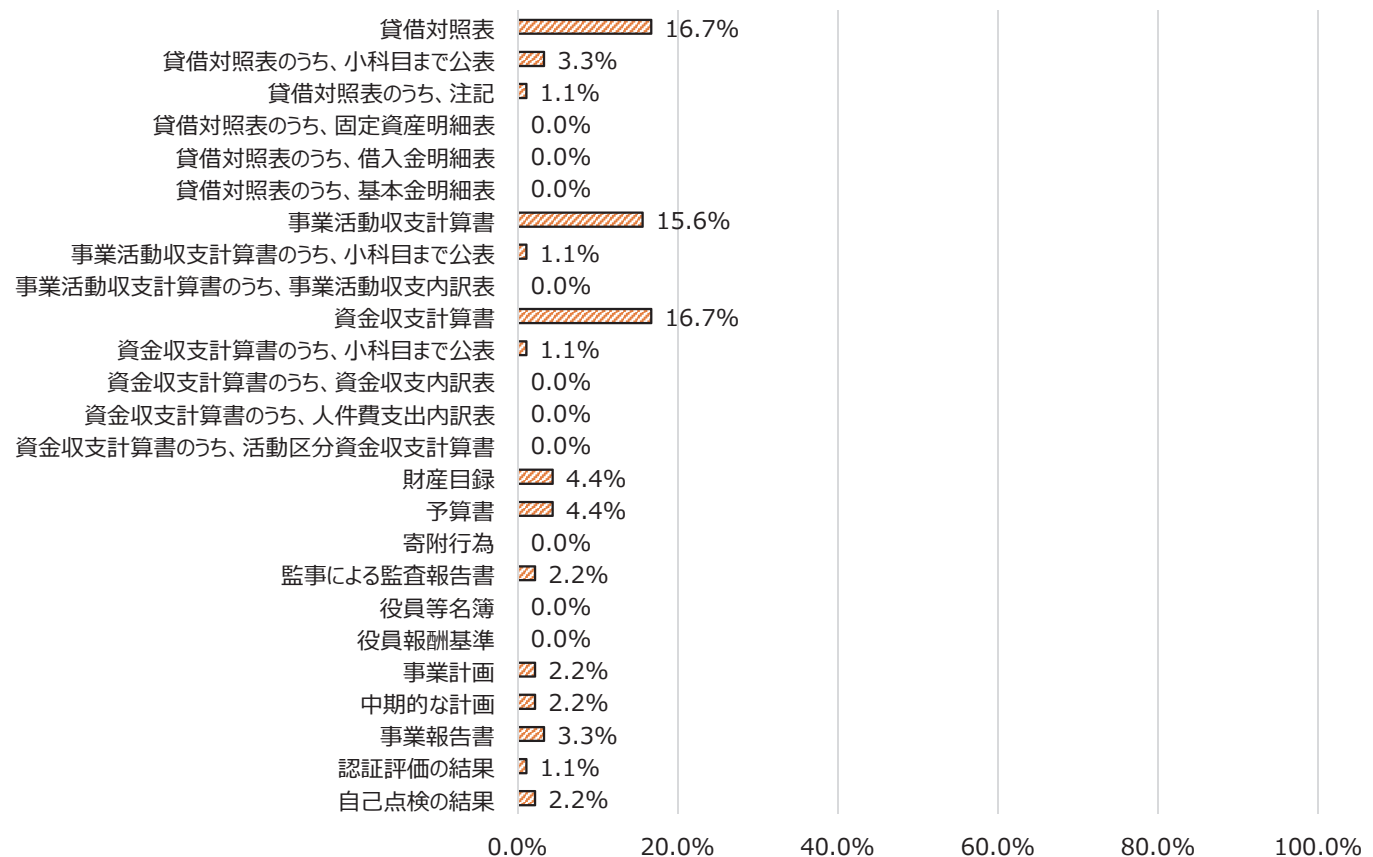
事業報告書で公表【大学法人】



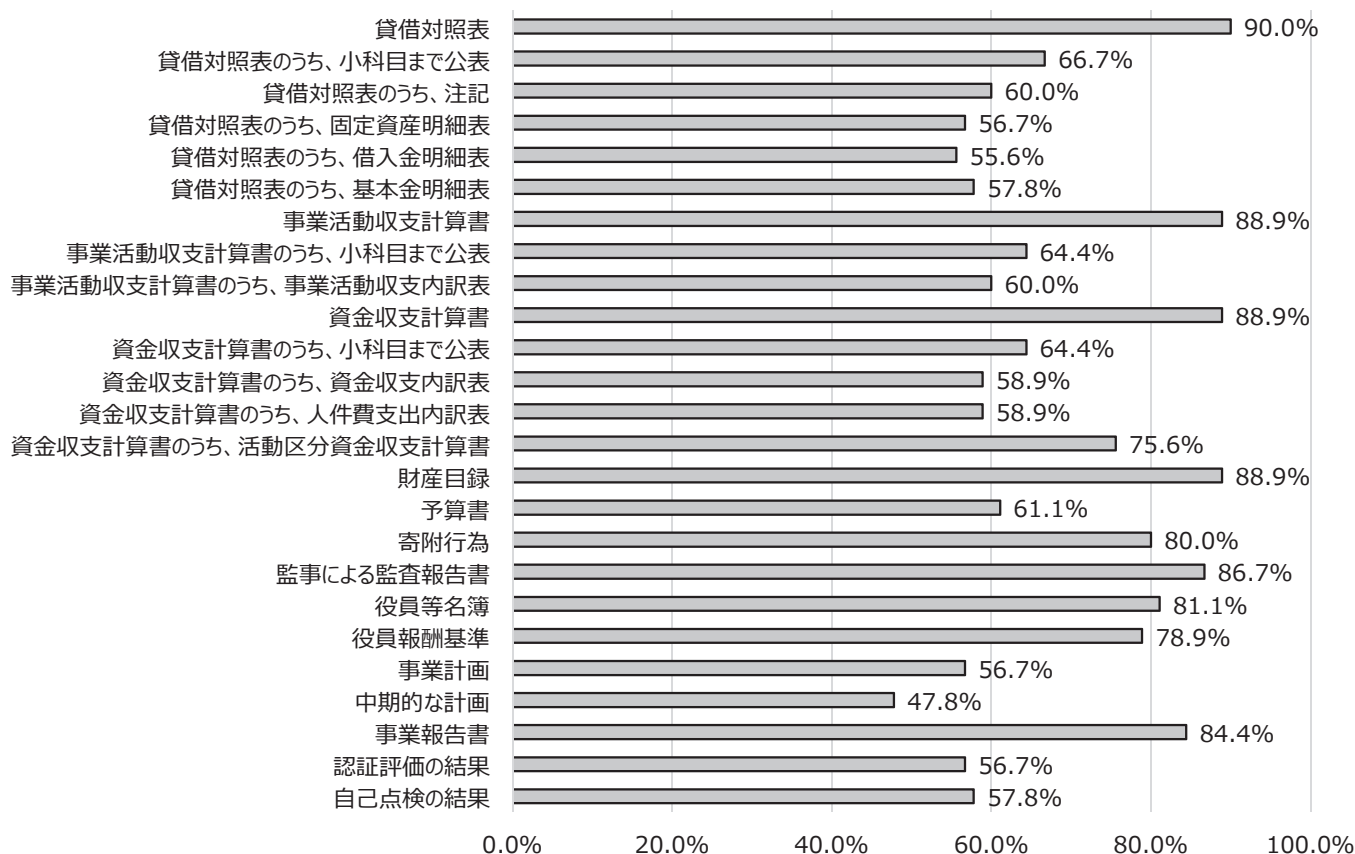
自法人のホームページで公表【短大・高専法人】



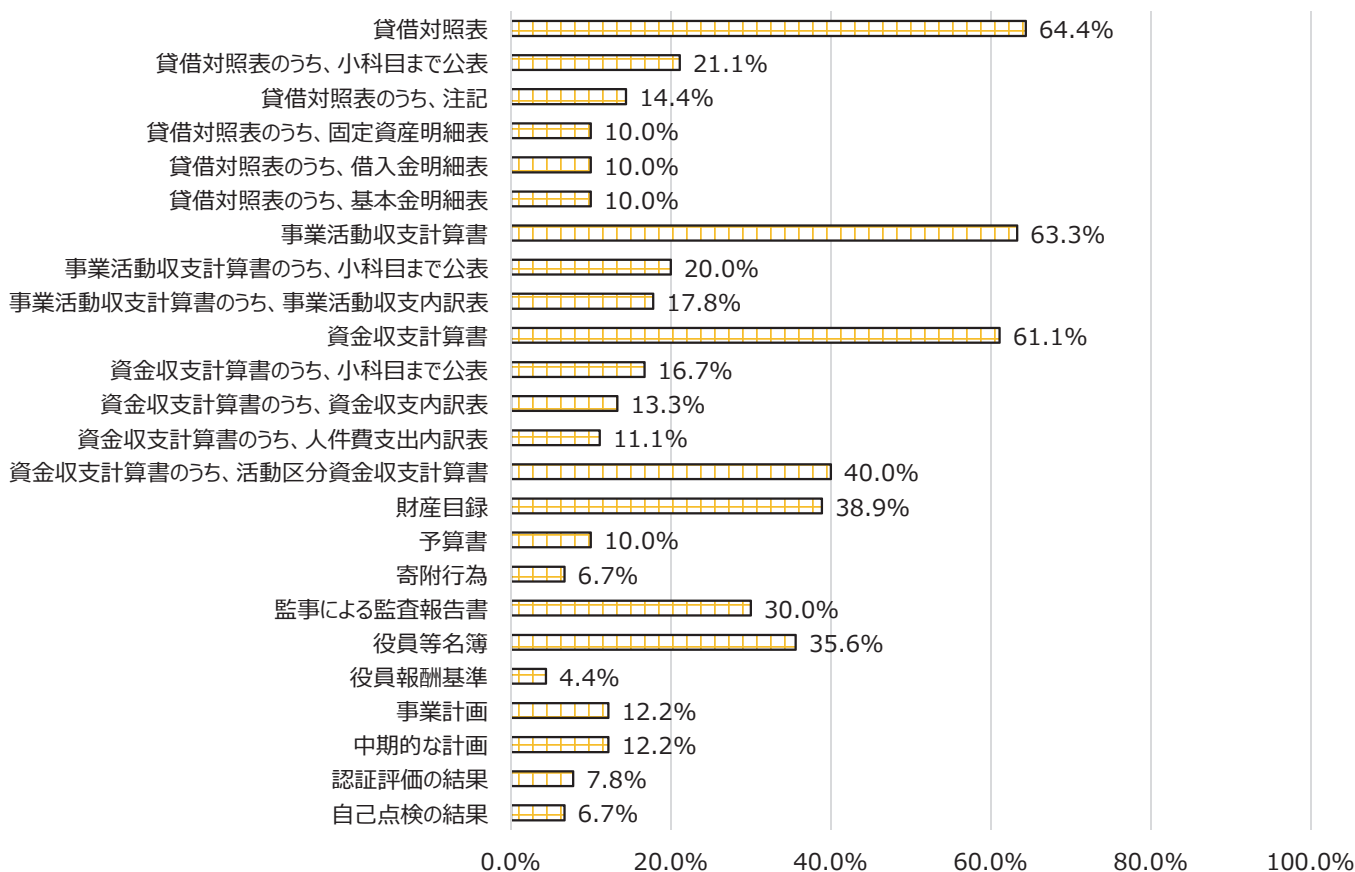
自法人の刊行物で公表【短大・高専法人】



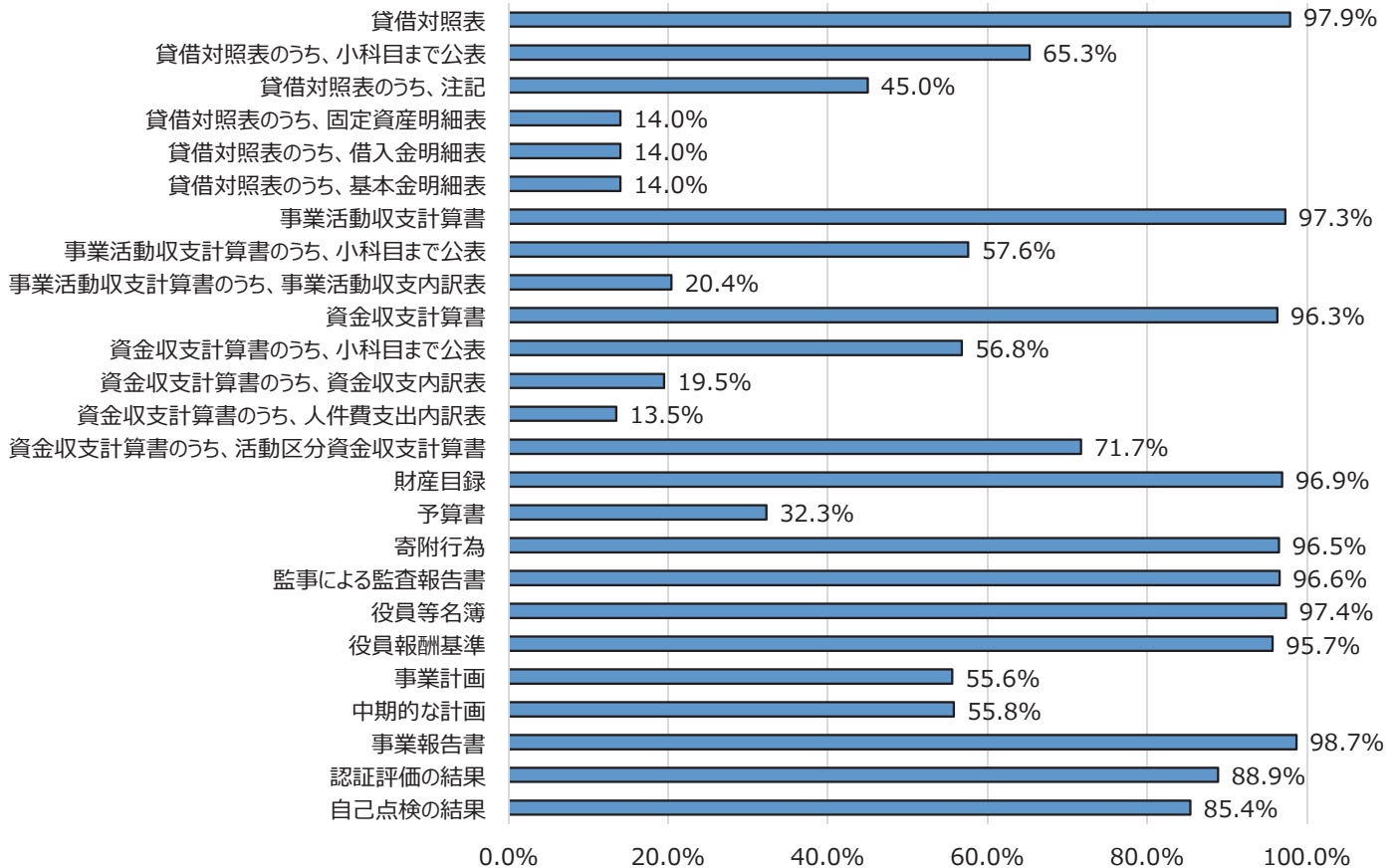
事業所への備え置き【短大・高専法人】



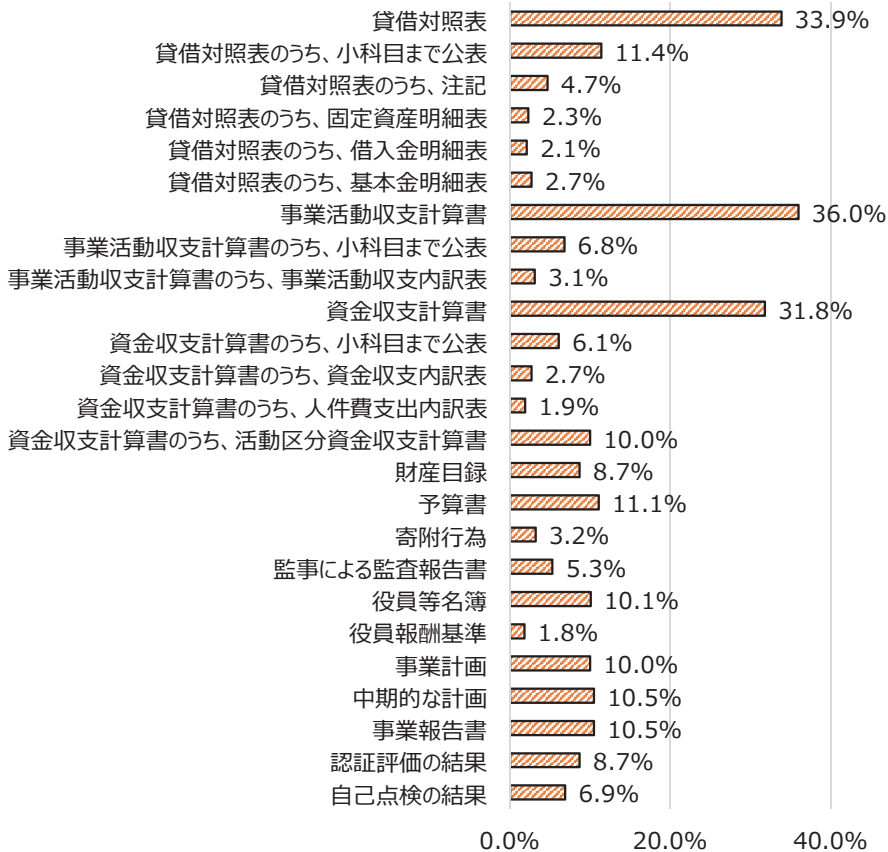
事業報告書で公表【短大・高専法人】



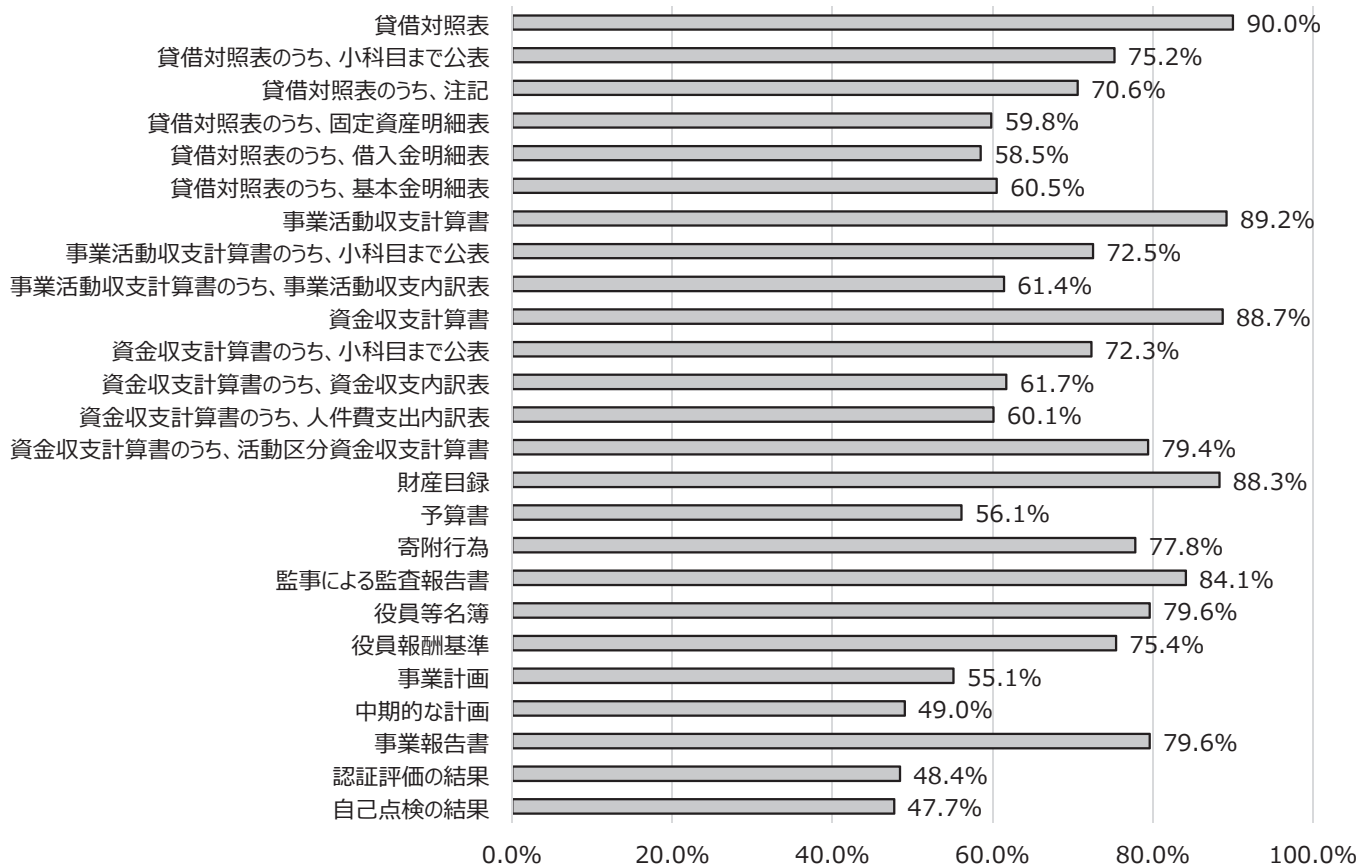
自法人のホームページで公表【全体】



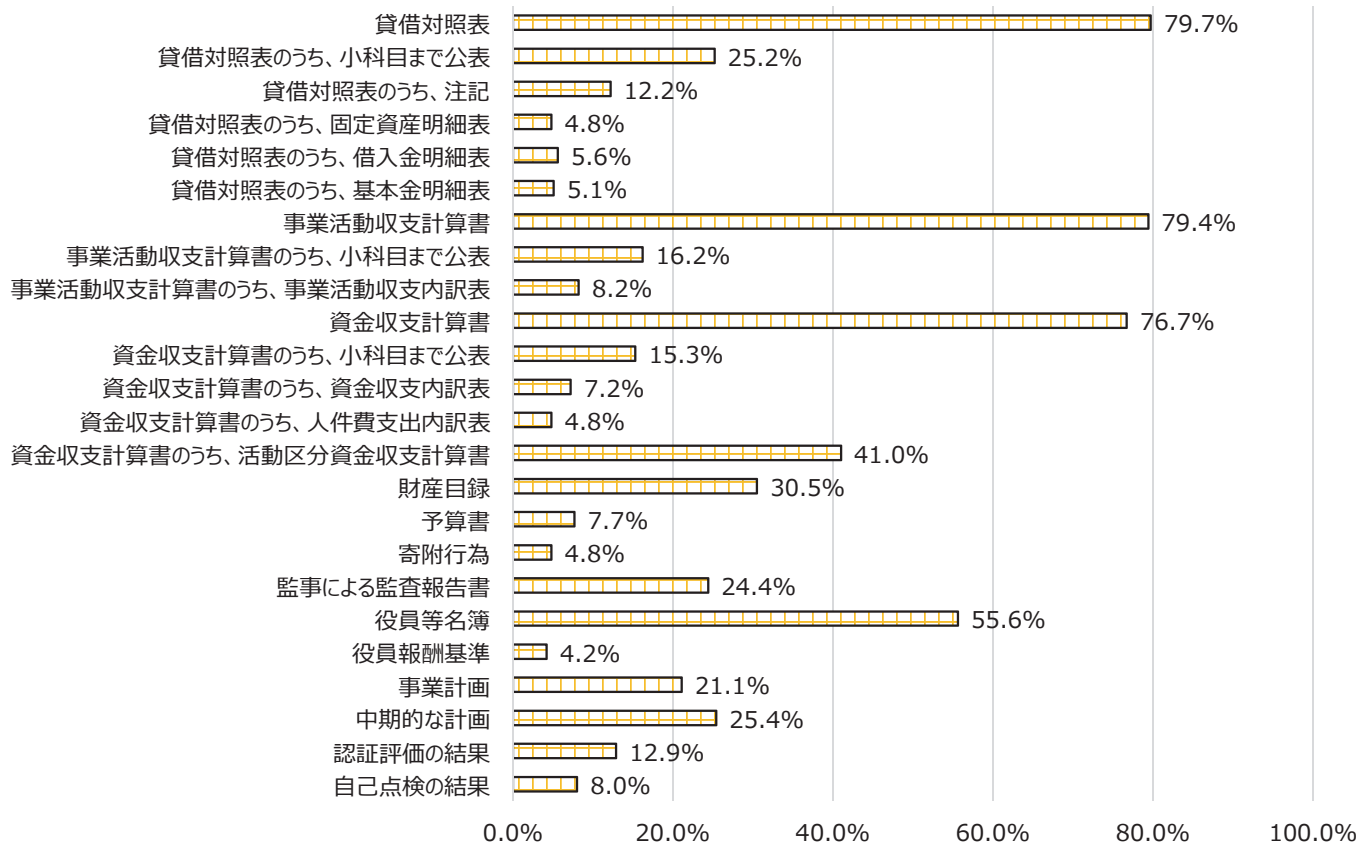
自法人の刊行物で公表【全体】



事業所への備え置き【全体】



事業報告書で公表【全体】



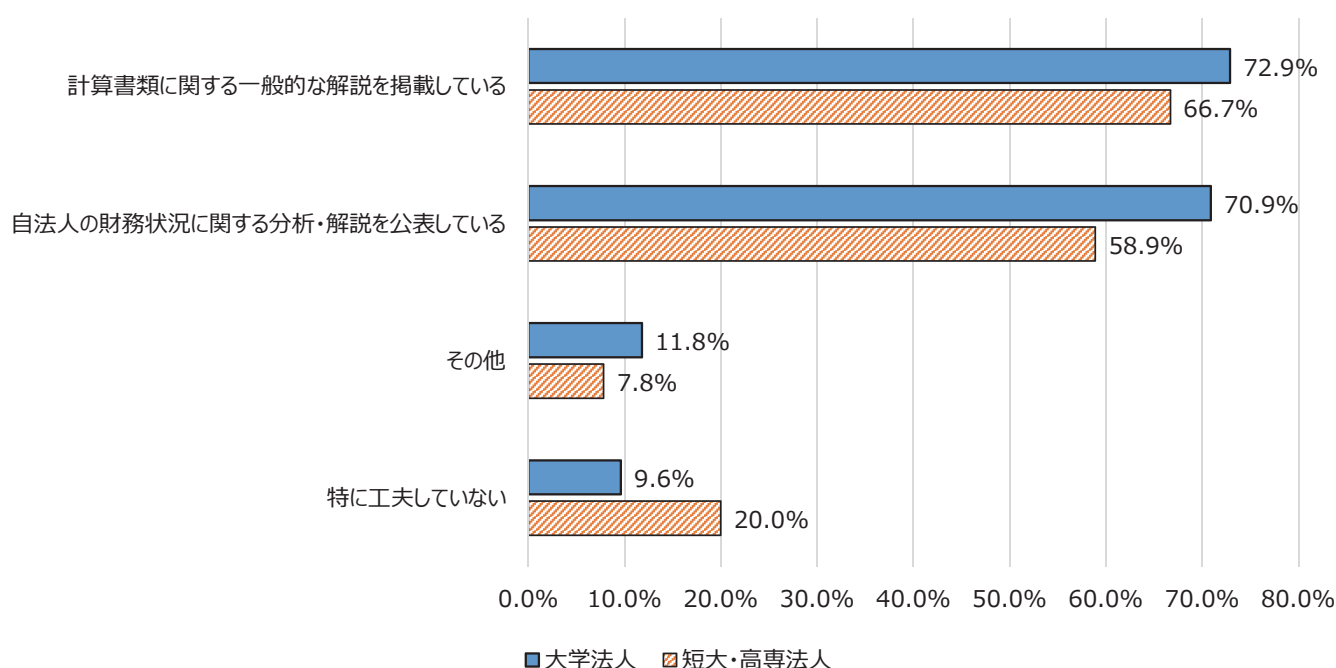
■ E 2 計算書類の公表に係る工夫

貴法人では、計算書類の公表に際し、工夫していることはありますか。下記項目の中から、該当する項目を全てご選択ください。

計算書類の公表に係る工夫について、「計算書類に関する一般的な解説を掲載している」が最も多く、大学法人は72.9%、短大・高専法人は66.7%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	計算書類に関する一般的な解説を掲載している	388	72.9%	60	66.7%	448	72.0%
2	自法人の財務状況に関する分析・解説を公表している	377	70.9%	53	58.9%	430	69.1%
3	その他	63	11.8%	7	7.8%	70	11.3%
4	特に工夫していない	51	9.6%	18	20.0%	69	11.1%
集計法人数		532		90		622	

計算書類の公表に係る工夫



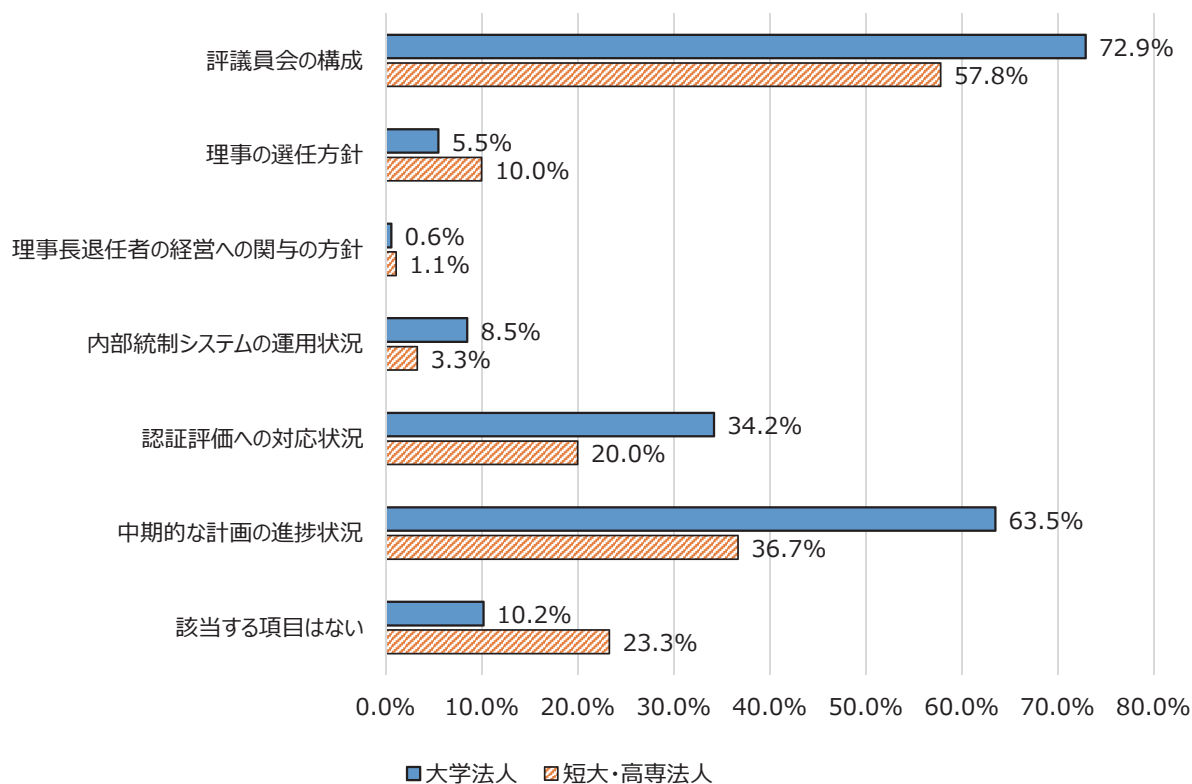
■ E 3 事業報告書における情報の公表の内容

貴法人の事業報告書における情報の公表の内容について、下記項目の中から、該当する項目を全てご選択ください。

事業報告書における情報の公表の内容について、「評議員会の構成」が最も多く、大学法人は72.9%、短大・高専法人は57.8%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	評議員会の構成	388	72.9%	52	57.8%	440	70.7%
2	理事の選任方針	29	5.5%	9	10.0%	38	6.1%
3	理事長退任者の経営への関与の方針	3	0.6%	1	1.1%	4	0.6%
4	内部統制システムの運用状況	45	8.5%	3	3.3%	48	7.7%
5	認証評価への対応状況	182	34.2%	18	20.0%	200	32.2%
6	中期的な計画の進捗状況	338	63.5%	33	36.7%	371	59.6%
7	該当する項目はない	54	10.2%	21	23.3%	75	12.1%
集計法人数		532		90		622	

事業報告書における情報の公表の内容



■ E 4 ホームページにおける情報の公表

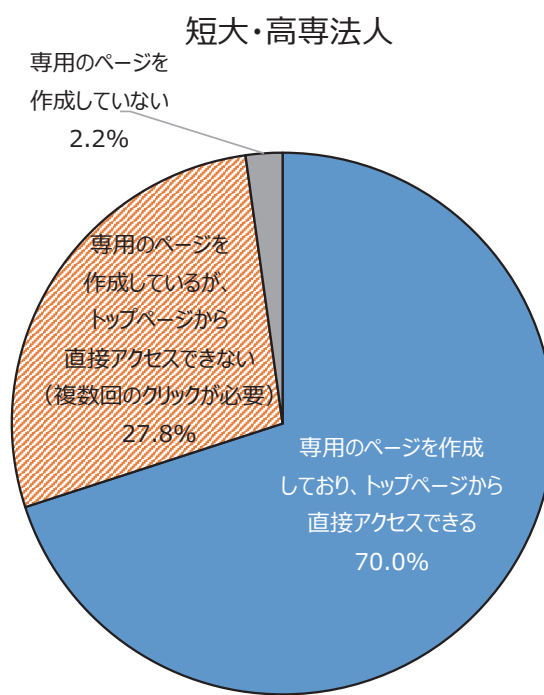
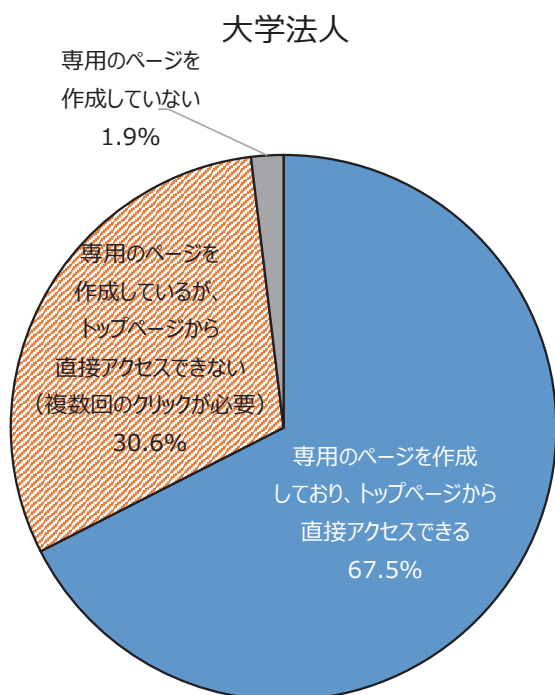
貴法人のホームページにおいて、私立学校法第63条の2（※）に定める情報の公表に関する専用のページを作成していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

- ※第63条の2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
- 一 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容
 - 二 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
 - 三 第四十七条第一項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容
 - 四 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

情報の公表に関する専用のページについて、「情報の公表に関する専用のページを作成しており、トップページから直接アクセスできる」が最も多く、大学法人は67.5%、短大・高専法人は70.0%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	情報の公表に関する専用のページを作成しており、トップページから直接アクセスできる	359	67.5%	63	70.0%	422	67.8%
2	情報の公表に関する専用のページを作成しているが、トップページから直接アクセスできない（複数回のクリックが必要）	163	30.6%	25	27.8%	188	30.2%
3	情報の公表に関する専用のページを作成していない	10	1.9%	2	2.2%	12	1.9%
	集計法人数	532		90		622	

情報の公表に関する専用のページの作成状況



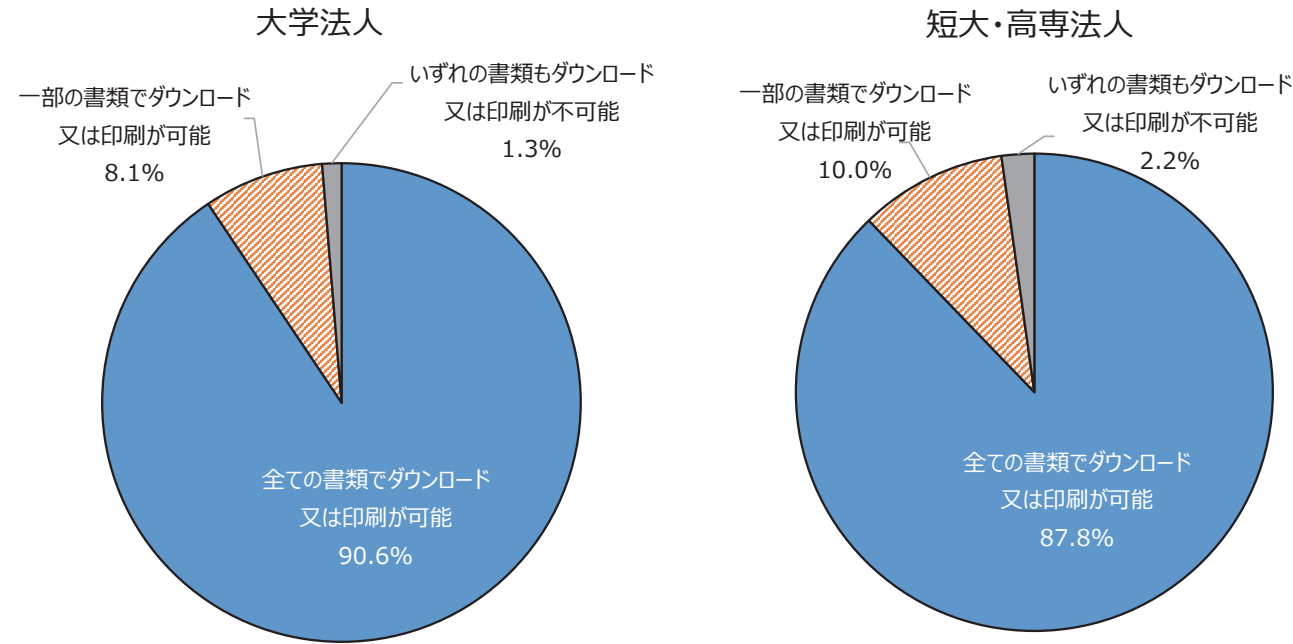
■ E 5 ホームページ上の公表物について

貴法人のホームページにおいて、私立学校法第63条の2に定める情報についてダウンロードや印刷は可能となっていますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

ホームページ上の公表物について、「全ての書類でダウンロード又は印刷が可能」としている法人が最も多く、大学法人は90.6%、短大・高専法人は87.8%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	全ての書類でダウンロード又は印刷が可能	482	90.6%	79	87.8%	561	90.2%
2	一部の書類でダウンロード又は印刷が可能	43	8.1%	9	10.0%	52	8.4%
3	いずれの書類もダウンロード又は印刷が不可能	7	1.3%	2	2.2%	9	1.4%
	集計法人数	532		90		622	

ホームページ上の公表物をダウンロード又は印刷できるか



■ E 6 役員等の情報の公表と名簿の作成

貴法人では役員等の情報について、どのような内容を一般に公表していますか。役員等別に、下記の項目の中から、該当する項目を全てご選択ください。また、公表していない内容のうち、役員等名簿に記載している項目を全てご選択ください。

【理事】 大学法人は90.4%、短大・高専法人は90.0%が理事の氏名を一般に公表している。

【監事】 大学法人は90.2%、短大・高専法人は86.7%が監事の氏名を一般に公表している。

【評議員】大学法人は78.6%、短大・高専法人は64.4%が評議員の氏名を一般に公表している。

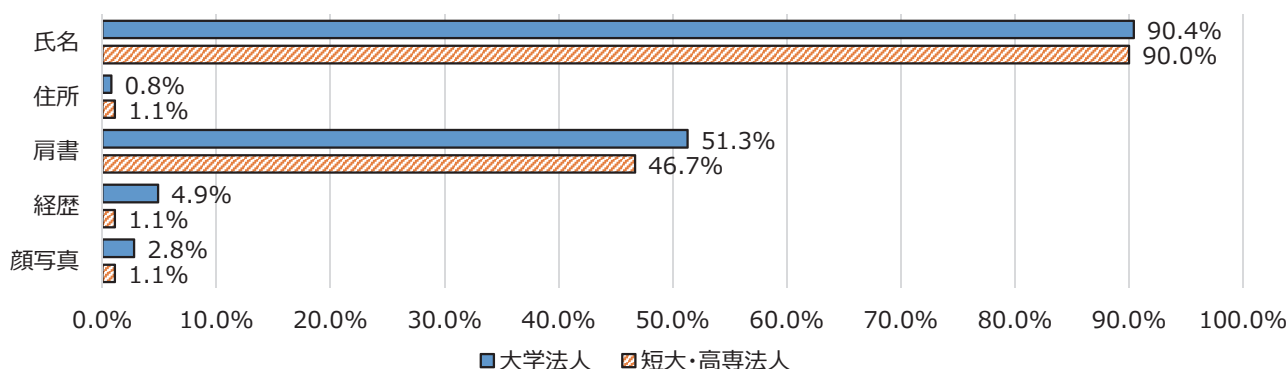
<理事：一般に公表している項目>

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	氏名	481	90.4%	81	90.0%	562	90.4%
2	住所	4	0.8%	1	1.1%	5	0.8%
3	肩書	273	51.3%	42	46.7%	315	50.6%
4	経歴	26	4.9%	1	1.1%	27	4.3%
5	顔写真	15	2.8%	1	1.1%	16	2.6%
	集計法人数	532		90		622	

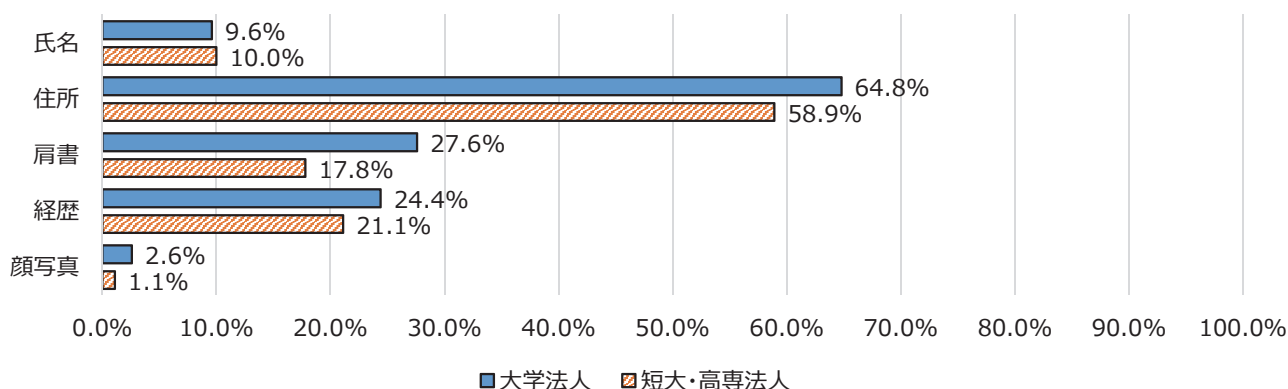
<理事：公表していないが役員等名簿に記載がある項目>

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	氏名	51	9.6%	9	10.0%	60	9.6%
2	住所	345	64.8%	53	58.9%	398	64.0%
3	肩書	147	27.6%	16	17.8%	163	26.2%
4	経歴	130	24.4%	19	21.1%	149	24.0%
5	顔写真	14	2.6%	1	1.1%	15	2.4%
	集計法人数	532		90		622	

一般に公表している項目（理事）



公表していないが役員等名簿に記載がある項目（理事）



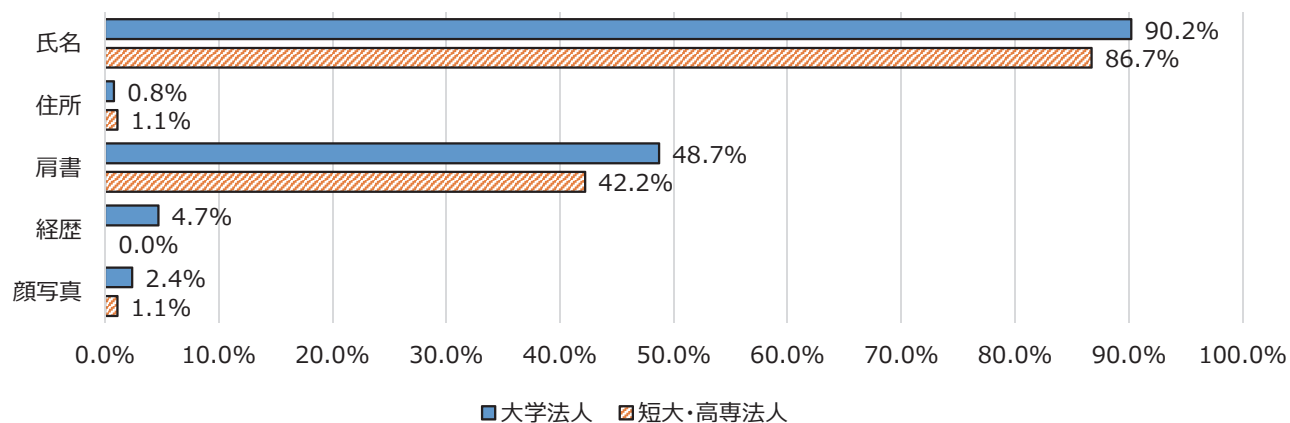
<監事：一般に公表している項目>

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	氏名	480	90.2%	78	86.7%	558	89.7%
2	住所	4	0.8%	1	1.1%	5	0.8%
3	肩書	259	48.7%	38	42.2%	297	47.7%
4	経歴	25	4.7%	0	0.0%	25	4.0%
5	顔写真	13	2.4%	1	1.1%	14	2.3%
	集計法人数	532		90		622	

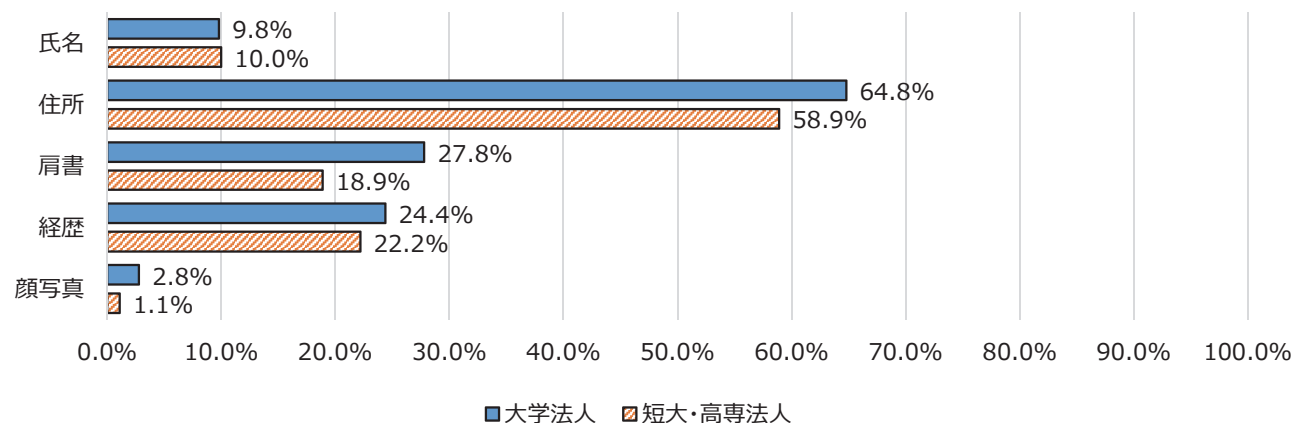
<監事：公表していないが役員等名簿に記載がある項目>

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	氏名	52	9.8%	9	10.0%	61	9.8%
2	住所	345	64.8%	53	58.9%	398	64.0%
3	肩書	148	27.8%	17	18.9%	165	26.5%
4	経歴	130	24.4%	20	22.2%	150	24.1%
5	顔写真	15	2.8%	1	1.1%	16	2.6%
	集計法人数	532		90		622	

一般に公表している項目（監事）



公表していないが役員等名簿に記載がある項目（監事）



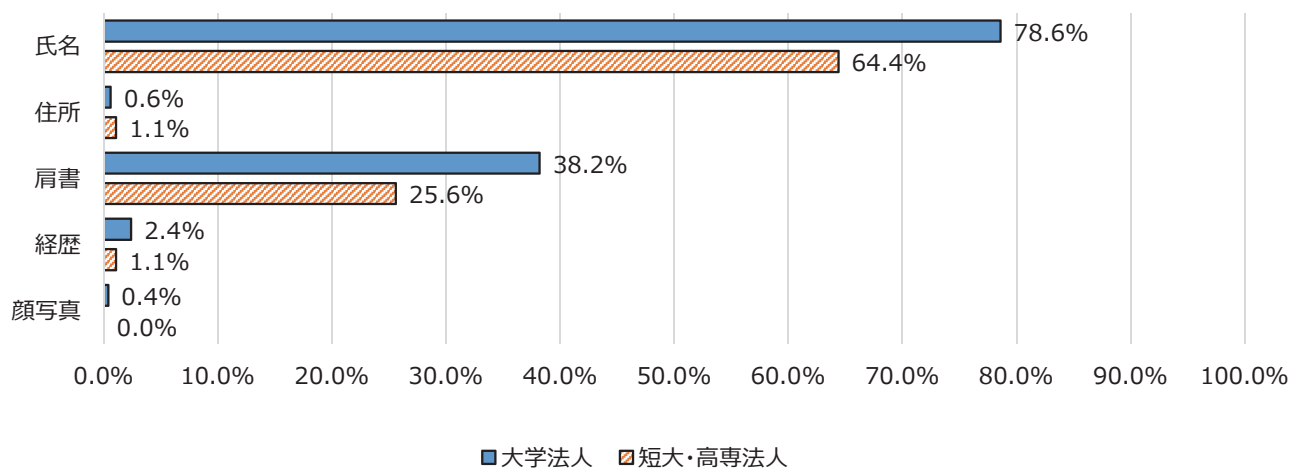
<評議員：一般に公表している項目>

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	氏名	418	78.6%	58	64.4%	476	76.5%
2	住所	3	0.6%	1	1.1%	4	0.6%
3	肩書	203	38.2%	23	25.6%	226	36.3%
4	経歴	13	2.4%	1	1.1%	14	2.3%
5	顔写真	2	0.4%	0	0.0%	2	0.3%
	集計法人数	532		90		622	

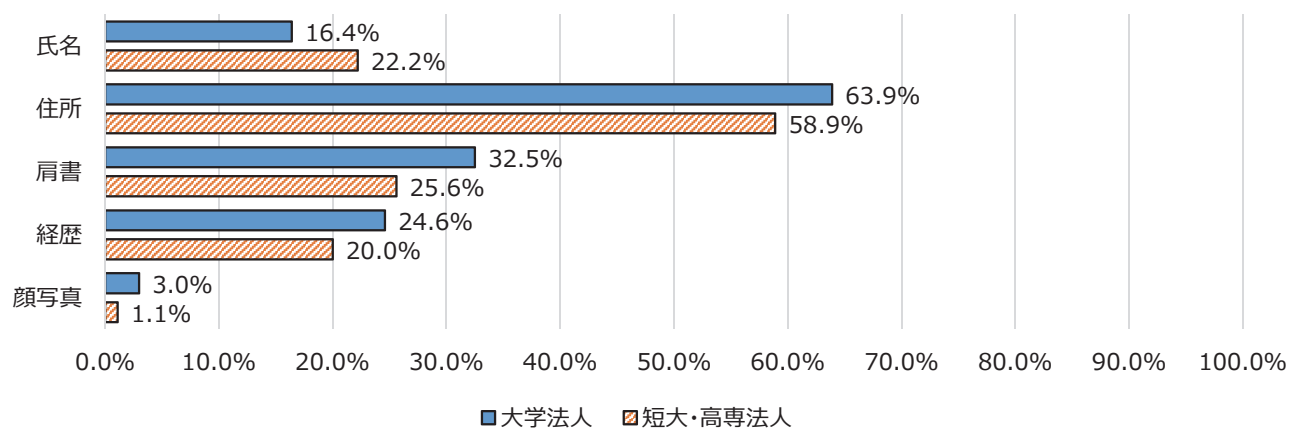
<評議員：公表していないが役員等名簿に記載がある項目>

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	氏名	87	16.4%	20	22.2%	107	17.2%
2	住所	340	63.9%	53	58.9%	393	63.2%
3	肩書	173	32.5%	23	25.6%	196	31.5%
4	経歴	131	24.6%	18	20.0%	149	24.0%
5	顔写真	16	3.0%	1	1.1%	17	2.7%
	集計法人数	532		90		622	

一般に公表している項目（評議員）



公表していないが役員等名簿に記載がある項目（評議員）



F ガバナンス・コード

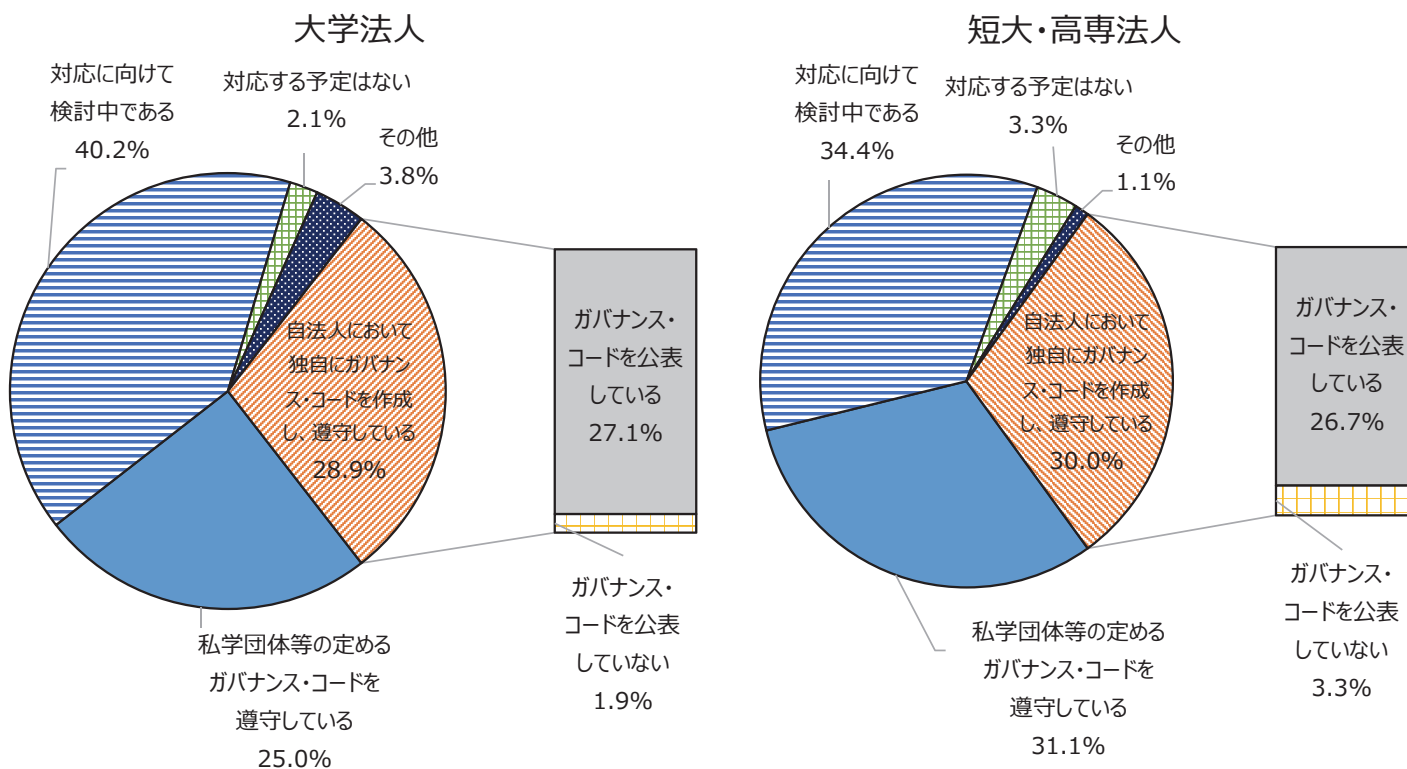
■ F 1 ガバナンス・コードへの対応

貴法人において、ガバナンス・コードに対して、どのように対応していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。「2. 自法人において独自にガバナンス・コードを作成し、遵守している」に該当する場合は、「a, b」のうち、該当する項目をご選択ください。

ガバナンス・コードへの対応について、「私学団体等の定めるガバナンス・コードを遵守している」と「自法人において独自にガバナンス・コードを作成し、遵守している」を合わせると、大学法人は53.9%、短大・高専法人は61.1%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	私学団体等の定めるガバナンス・コードを遵守している	133	25.0%	28	31.1%	161	25.9%
2	自法人において独自にガバナンス・コードを作成し、遵守している	154	28.9%	27	30.0%	181	29.1%
	a ガバナンス・コードを公表している	144	27.1%	24	26.7%	168	27.0%
	b ガバナンス・コードを公表していない	10	1.9%	3	3.3%	13	2.1%
3	対応に向けて検討中である	214	40.2%	31	34.4%	245	39.4%
4	対応する予定はない	11	2.1%	3	3.3%	14	2.3%
5	その他	20	3.8%	1	1.1%	21	3.4%
集計法人数		532		90		622	

ガバナンス・コードへの対応



F 2～F 4については、F 1で「1.私学団体等の定めるガバナンス・コードを遵守している」又は「2.自法人において独自にガバナンス・コードを作成し、遵守している」に該当する法人にお伺いします。

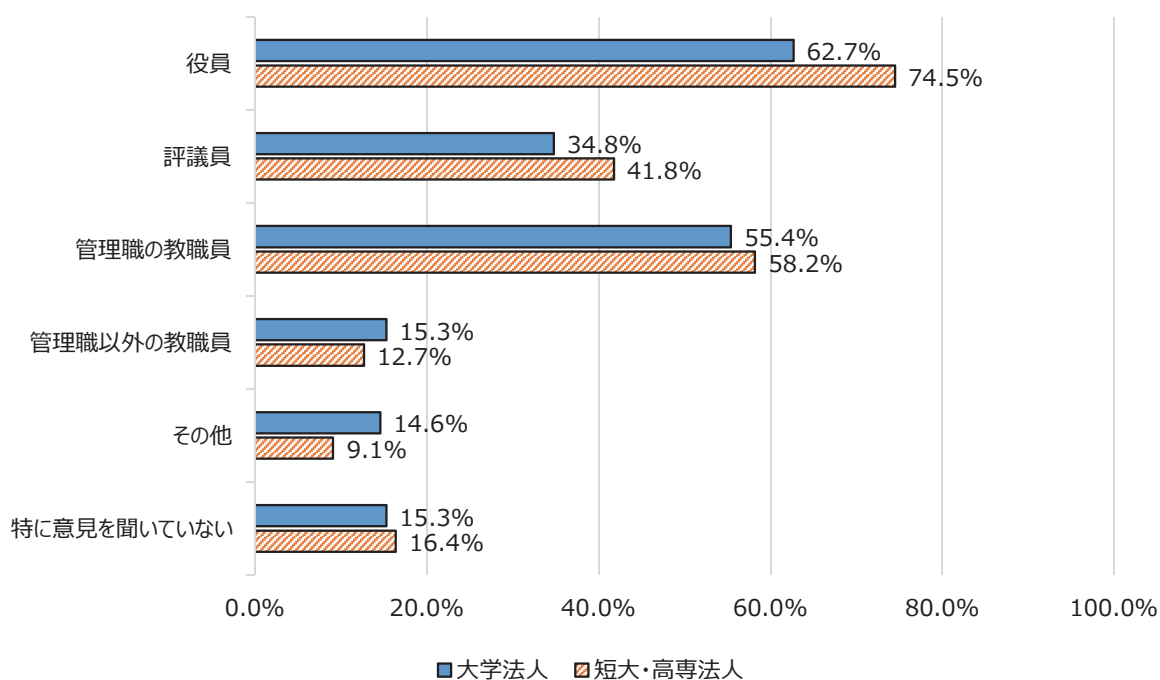
■ F 2 ガバナンス・コードの遵守状況の確認

貴法人ではガバナンス・コードの遵守状況の確認にあたって、どのような人物から意見を聞いていますか。下記項目の中から該当する項目を全てご選択ください。

ガバナンス・コードの遵守状況の確認にあたって、「役員」から意見を聞いている法人が最も多く、大学法人は62.7%、短大・高専法人は74.5%である。

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	役員	180	62.7%	41	74.5%	221	64.6%
2	評議員	100	34.8%	23	41.8%	123	36.0%
3	管理職の教職員	159	55.4%	32	58.2%	191	55.8%
4	管理職以外の教職員	44	15.3%	7	12.7%	51	14.9%
5	その他	42	14.6%	5	9.1%	47	13.7%
6	特に意見を聞いていない	44	15.3%	9	16.4%	53	15.5%
	集計法人数	287		55		342	

ガバナンス・コードの遵守状況の確認



■ F 3 ガバナンス・コードの遵守状況の共有

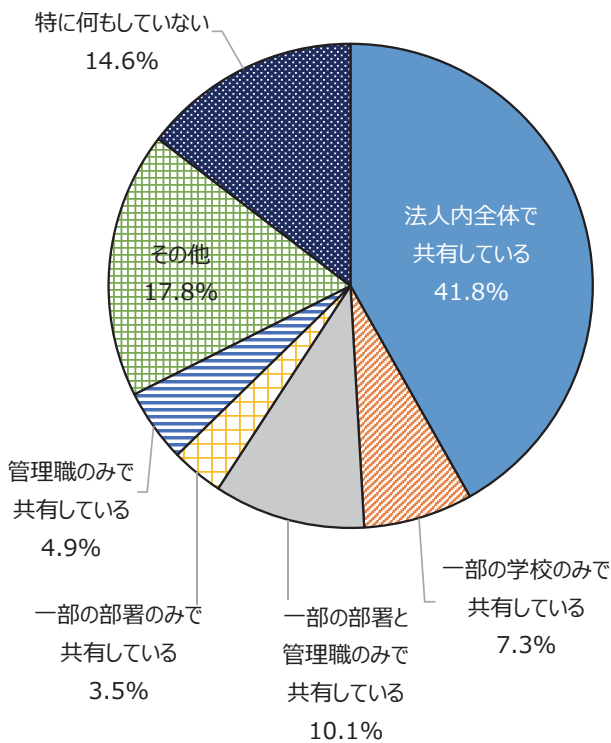
貴法人において、ガバナンス・コードの遵守状況を内部で共有していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

ガバナンス・コードの遵守状況の共有について、「法人内全体で共有している」が最も多く、大学法人は41.8%、短大・高専法人は45.5%である。

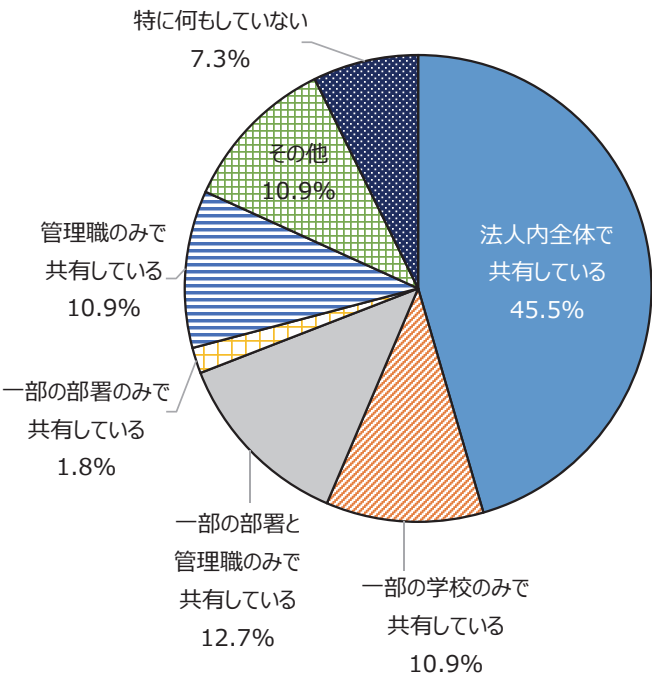
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	法人内全体で共有している	120	41.8%	25	45.5%	145	42.4%
2	一部の学校のみで共有している	21	7.3%	6	10.9%	27	7.9%
3	一部の部署と管理職のみで共有している	29	10.1%	7	12.7%	36	10.5%
4	一部の部署のみで共有している	10	3.5%	1	1.8%	11	3.2%
5	管理職のみで共有している	14	4.9%	6	10.9%	20	5.8%
6	その他	51	17.8%	6	10.9%	57	16.7%
7	特に何もしていない	42	14.6%	4	7.3%	46	13.5%
	集計法人数	287		55		342	

ガバナンス・コードの遵守状況の共有

大学法人



短大・高専法人



■ F 4 ガバナンス・コードの遵守状況の公表

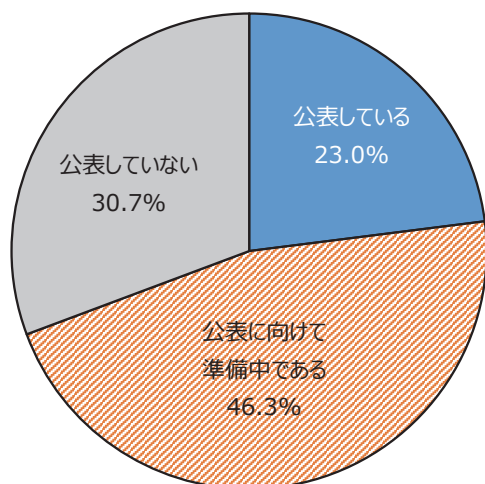
貴法人ではガバナンス・コードの遵守状況を一般に公表していますか。下記項目の中から、該当する項目を1つご選択ください。

ガバナンス・コードの遵守状況の公表について、大学法人は23.0%、短大・高専法人は36.4%が公表している。

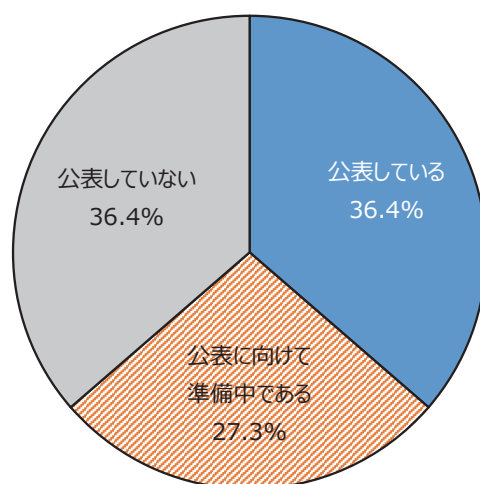
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	公表している	66	23.0%	20	36.4%	86	25.1%
2	公表に向けて準備中である	133	46.3%	15	27.3%	148	43.3%
3	公表していない	88	30.7%	20	36.4%	108	31.6%
	集計法人数	287		55		342	

ガバナンス・コードの遵守状況の公表

大学法人



短大・高専法人



G その他

■ G 1 内部通報について

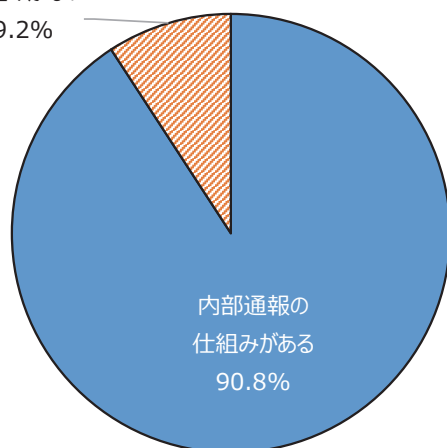
貴法人では内部通報の仕組みを設けていますか。「1.内部通報の仕組みがある」に該当する場合は、「a～d」のうち、該当する項目を1つご選択ください。「2.内部通報の仕組みがない」に該当する場合は、「e,f」のうち、該当する項目を1つご選択ください。

大学法人は90.8%、短大・高専法人は75.6%が、内部通報の仕組みがある。「内部通報の仕組みがある」場合、大学法人、短大・高専法人ともに「内部通報の窓口を法人内に設置している」が最も多い。

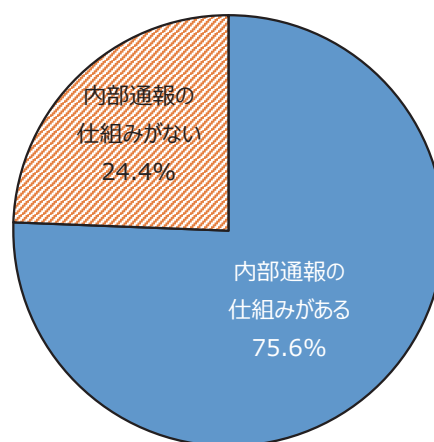
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	内部通報の仕組みがある	483	90.8%	68	75.6%	551	88.6%
	a 内部通報の窓口を法人内及び法人外に設置している	82	15.4%	8	8.9%	90	14.5%
	b 内部通報の窓口を法人内に設置している	390	73.3%	59	65.6%	449	72.2%
	c 内部通報の窓口を法人外に設置している	4	0.8%	0	0.0%	4	0.6%
	d その他	7	1.3%	1	1.1%	8	1.3%
2	内部通報の仕組みがない	49	9.2%	22	24.4%	71	11.4%
	e 内部通報の仕組みを整備する予定である	30	5.6%	10	11.1%	40	6.4%
	f 内部通報の仕組みを整備する予定はない	19	3.6%	12	13.3%	31	5.0%
集計法人数		532		90		622	

内部通報の仕組みの有無

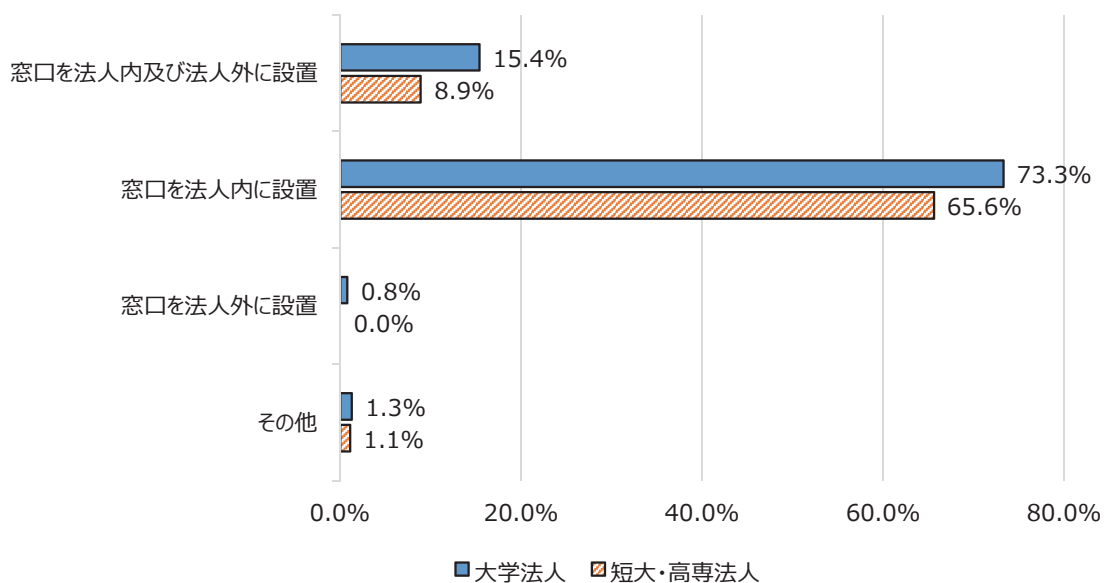
大学法人
内部通報の
仕組みがない
9.2%



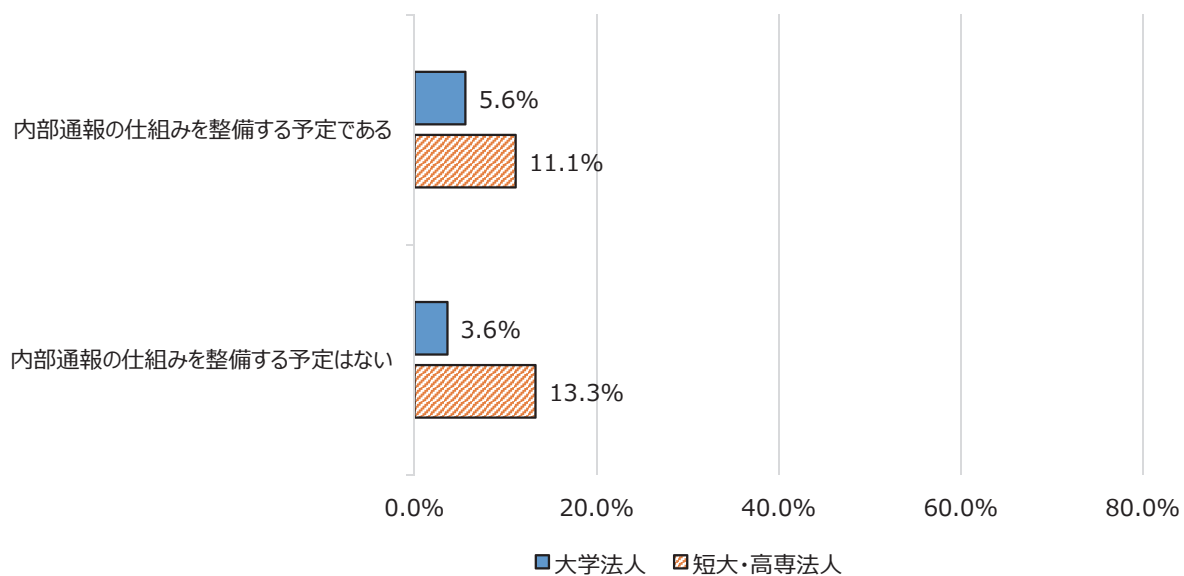
短大・高専法人



内部通報の窓口の設置状況



内部通報の仕組みを整備する予定の有無



■ G2 役員等への研修

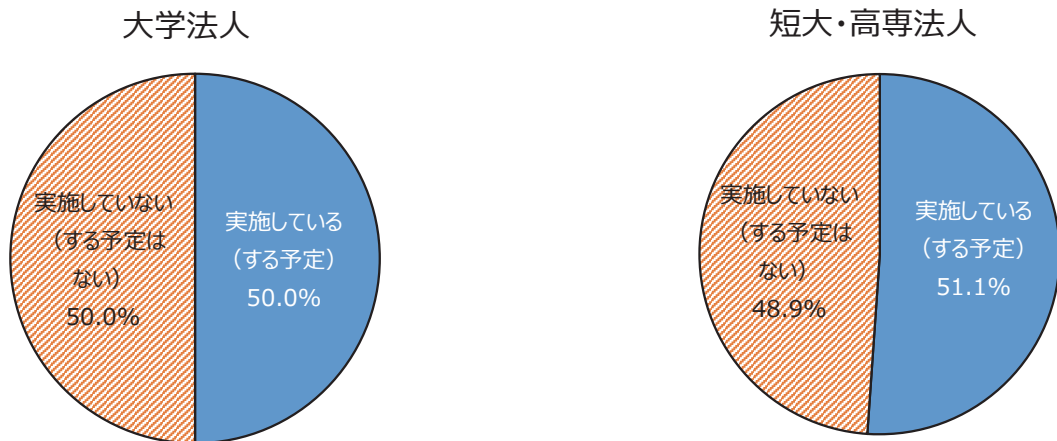
貴法人では、令和2年4月1日に施行された私立学校法の改正内容等について、役員等の理解を深めるための研修を実施していますか。役員等別に、下記項目の中から、該当する項目をご選択ください。「1.実施している（する予定）」に該当する場合は、「a～d」のうち、該当する項目を全てご選択ください。

- 【理事】 大学法人は50.0%、短大・高専法人は51.1%が私立学校法の改正内容等について研修を実施している（またはする予定がある）。研修を実施している（またはする予定がある）場合、大学法人、短大・高専法人ともに「法人内職員が担当して実施している」が最も多い。
- 【監事】 大学法人は60.0%、短大・高専法人は62.2%が私立学校法の改正内容等について研修を実施している（またはする予定がある）。研修を実施している（またはする予定がある）場合、「その他」を除くと、大学法人、短大・高専法人ともに「法人内職員が担当して実施している」が最も多い。
- 【評議員】 大学法人は35.5%、短大・高専法人は47.8%が私立学校法の改正内容等について研修を実施している（またはする予定がある）。研修を実施している（またはする予定がある）場合、大学法人、短大・高専法人ともに「法人内職員が担当して実施している」が最も多い。

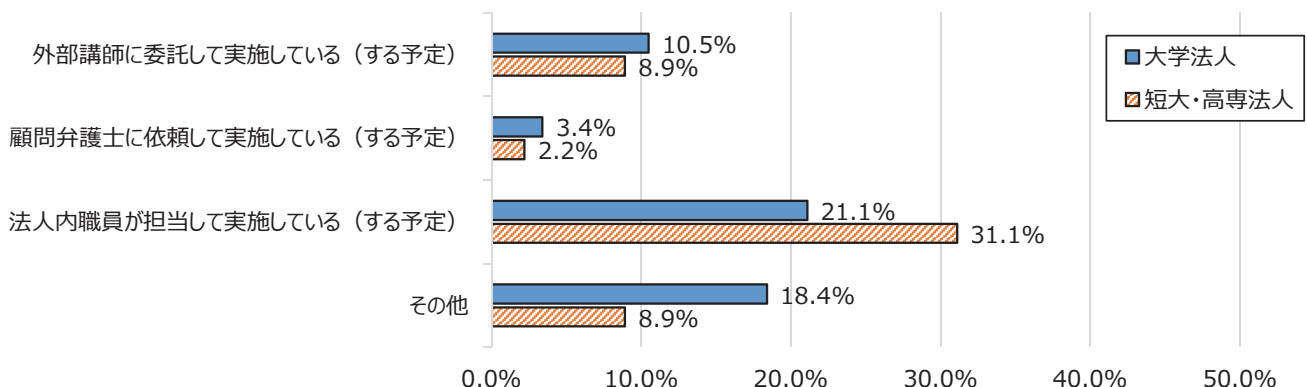
<理事>

番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	実施している（する予定）	266	50.0%	46	51.1%	312	50.2%
	a 外部講師に委託して実施している（する予定）	56	10.5%	8	8.9%	64	10.3%
	b 顧問弁護士に依頼して実施している（する予定）	18	3.4%	2	2.2%	20	3.2%
	c 法人内職員が担当して実施している（する予定）	112	21.1%	28	31.1%	140	22.5%
	d その他	98	18.4%	8	8.9%	106	17.0%
2	実施していない（する予定はない）	266	50.0%	44	48.9%	310	49.8%
集計法人数		532		90		622	

理事への研修を実施しているか（実施する予定か）



理事への研修の実施方法

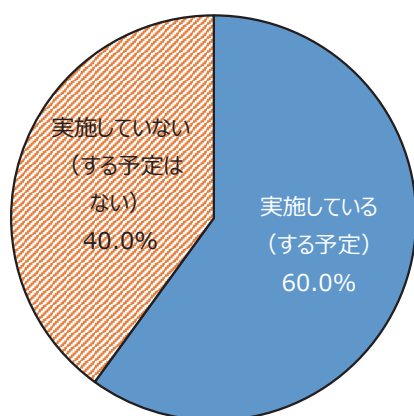


<監事>

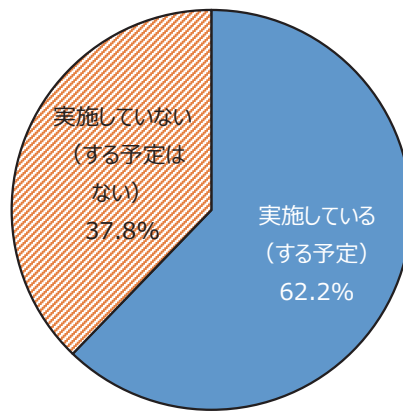
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	実施している（する予定）	319	60.0%	56	62.2%	375	60.3%
	a 外部講師に委託して実施している（する予定）	58	10.9%	11	12.2%	69	11.1%
	b 顧問弁護士に依頼して実施している（する予定）	15	2.8%	1	1.1%	16	2.6%
	c 法人内職員が担当して実施している（する予定）	103	19.4%	26	28.9%	129	20.7%
	d その他	168	31.6%	20	22.2%	188	30.2%
2	実施していない（する予定はない）	213	40.0%	34	37.8%	247	39.7%
集計法人数		532		90		622	

監事への研修を実施しているか（実施する予定か）

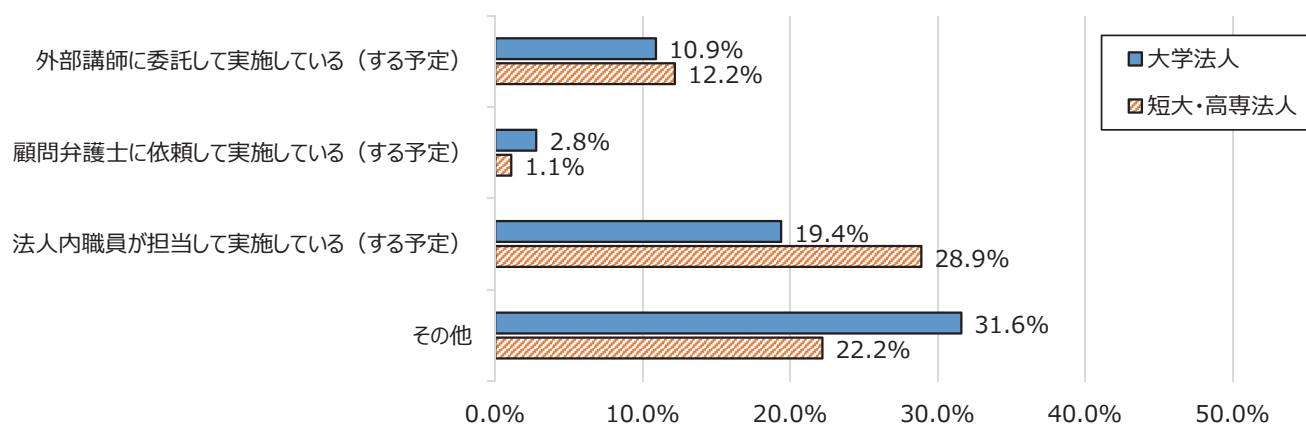
大学法人



短大・高専法人



監事への研修の実施方法

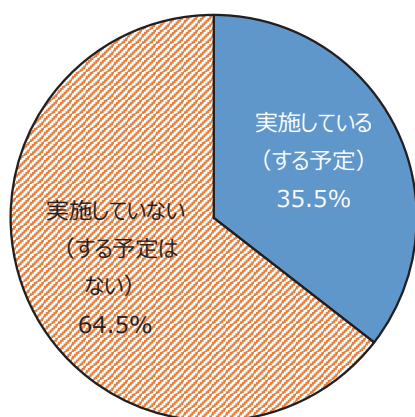


<評議員>

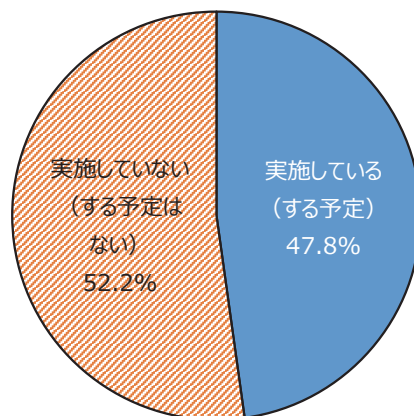
番号	項 目	大学法人		短大・高専法人		全体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	実施している（する予定）	189	35.5%	43	47.8%	232	37.3%
	a 外部講師に委託して実施している（する予定）	31	5.8%	7	7.8%	38	6.1%
	b 顧問弁護士に依頼して実施している（する予定）	11	2.1%	1	1.1%	12	1.9%
	c 法人内職員が担当して実施している（する予定）	91	17.1%	30	33.3%	121	19.5%
	d その他	62	11.7%	5	5.6%	67	10.8%
2	実施していない（する予定はない）	343	64.5%	47	52.2%	390	62.7%
集計法人数		532		90		622	

評議員への研修を実施しているか（実施する予定か）

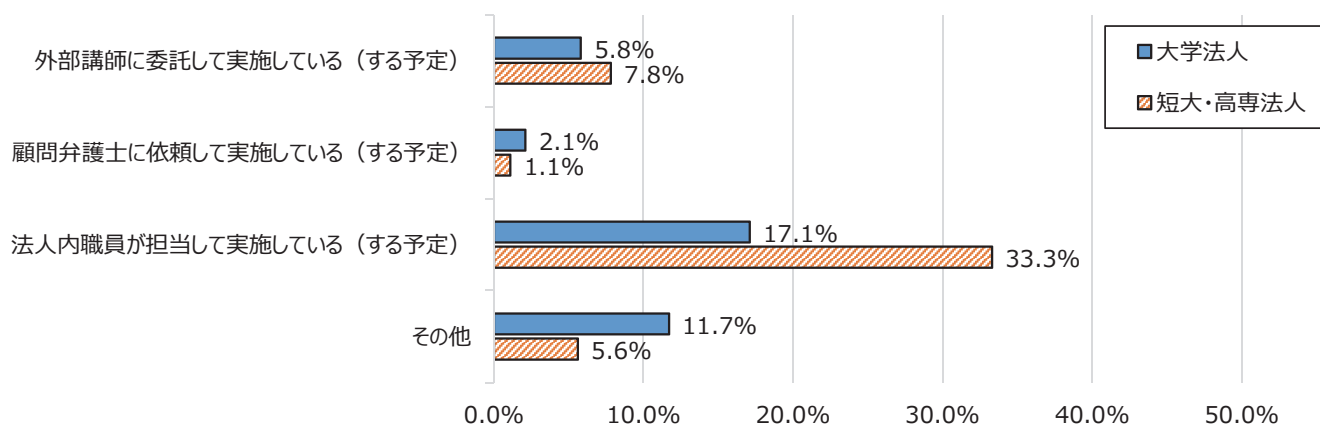
大学法人



短大・高専法人



評議員への研修の実施方法



■ G3 学校法人の現在の課題

貴法人が、現在課題と考えていることはありますか。下記項目の中から、最も重要と考える課題に「1」、2番目に重要と考える課題に「2」、3番目に重要と考える課題に「3」をご選択ください。

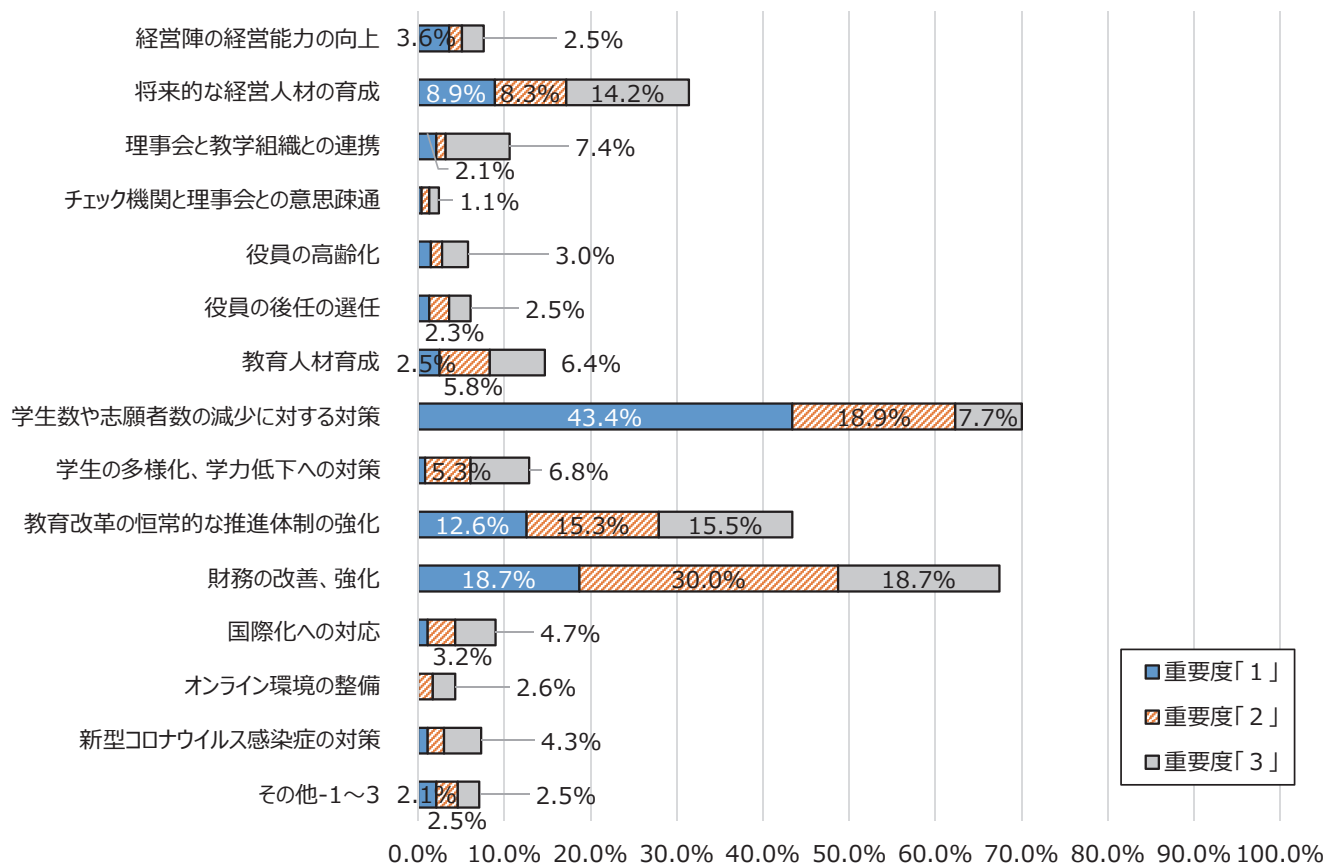
学校法人の現在の課題について、最も重要と考える項目は、「学生数や志願者数の減少に対する対策」が最も多く、大学法人は43.4%、短大・高専法人は58.9%である。

番号	項 目	大 学 法 人					
		重要度「1」		重要度「2」		重要度「3」	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	経営陣の経営能力の向上	19	3.6%	8	1.5%	13	2.5%
2	将来的な経営人材の育成	47	8.9%	44	8.3%	75	14.2%
3	理事会と教学組織との連携	11	2.1%	6	1.1%	39	7.4%
4	チェック機関（監事、評議員）と理事会との意思疎通	2	0.4%	5	0.9%	6	1.1%
5	役員の高齢化	8	1.5%	7	1.3%	16	3.0%
6	役員の後任の選任	7	1.3%	12	2.3%	13	2.5%
7	教育人材育成	13	2.5%	31	5.8%	34	6.4%
8	学生数や志願者数の減少に対する対策	230	43.4%	100	18.9%	41	7.7%
9	学生の多様化、学力低下への対策	4	0.8%	28	5.3%	36	6.8%
10	教育改革の恒常的な推進体制の強化	67	12.6%	81	15.3%	82	15.5%
11	財務の改善、強化	99	18.7%	159	30.0%	99	18.7%
12	国際化への対応	6	1.1%	17	3.2%	25	4.7%
13	オンライン環境の整備	0	0.0%	9	1.7%	14	2.6%
14	新型コロナウイルス感染症の対策	6	1.1%	10	1.9%	23	4.3%
15	その他-1～3	11	2.1%	13	2.5%	13	2.5%
	集計法人数	530		530		530	

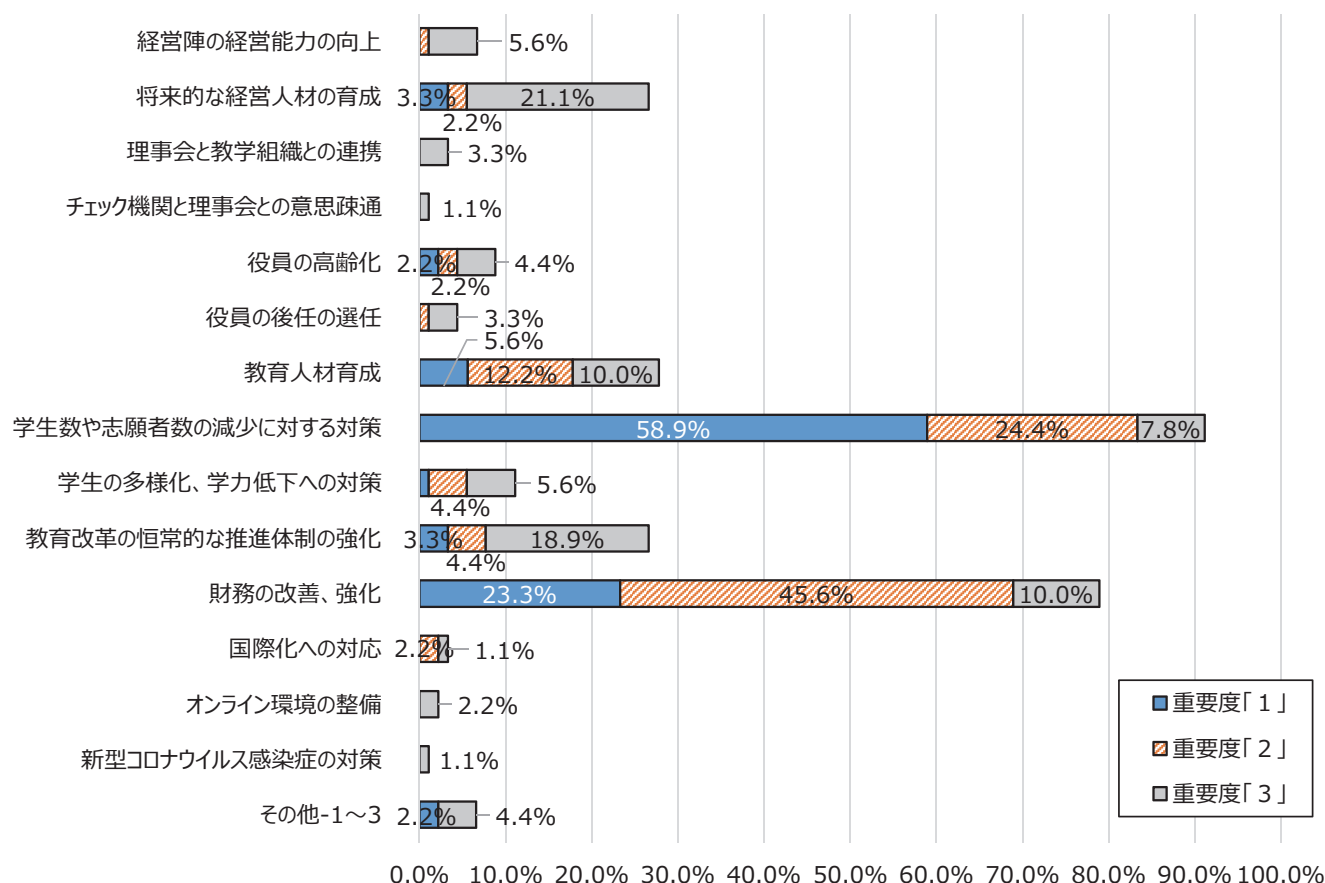
番号	項 目	短 大 ・ 高 専 法 人					
		重要度「1」		重要度「2」		重要度「3」	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	経営陣の経営能力の向上	0	0.0%	1	1.1%	5	5.6%
2	将来的な経営人材の育成	3	3.3%	2	2.2%	19	21.1%
3	理事会と教学組織との連携	0	0.0%	0	0.0%	3	3.3%
4	チェック機関（監事、評議員）と理事会との意思疎通	0	0.0%	0	0.0%	1	1.1%
5	役員の高齢化	2	2.2%	2	2.2%	4	4.4%
6	役員の後任の選任	0	0.0%	1	1.1%	3	3.3%
7	教育人材育成	5	5.6%	11	12.2%	9	10.0%
8	学生数や志願者数の減少に対する対策	53	58.9%	22	24.4%	7	7.8%
9	学生の多様化、学力低下への対策	1	1.1%	4	4.4%	5	5.6%
10	教育改革の恒常的な推進体制の強化	3	3.3%	4	4.4%	17	18.9%
11	財務の改善、強化	21	23.3%	41	45.6%	9	10.0%
12	国際化への対応	0	0.0%	2	2.2%	1	1.1%
13	オンライン環境の整備	0	0.0%	0	0.0%	2	2.2%
14	新型コロナウイルス感染症の対策	0	0.0%	0	0.0%	1	1.1%
15	その他-1～3	2	2.2%	0	0.0%	4	4.4%
	集計法人数	90		90		90	

番号	項 目	全 体					
		重要度「1」		重要度「2」		重要度「3」	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	経営陣の経営能力の向上	19	3.1%	9	1.5%	18	2.9%
2	将来的な経営人材の育成	50	8.1%	46	7.4%	94	15.2%
3	理事会と教学組織との連携	11	1.8%	6	1.0%	42	6.8%
4	チェック機関（監事、評議員）と理事会との意思疎通	2	0.3%	5	0.8%	7	1.1%
5	役員の高齢化	10	1.6%	9	1.5%	20	3.2%
6	役員の後任の選任	7	1.1%	13	2.1%	16	2.6%
7	教育人材育成	18	2.9%	42	6.8%	43	6.9%
8	学生数や志願者数の減少に対する対策	283	45.6%	122	19.7%	48	7.7%
9	学生の多様化、学力低下への対策	5	0.8%	32	5.2%	41	6.6%
10	教育改革の恒常的な推進体制の強化	70	11.3%	85	13.7%	99	16.0%
11	財務の改善、強化	120	19.4%	200	32.3%	108	17.4%
12	国際化への対応	6	1.0%	19	3.1%	26	4.2%
13	オンライン環境の整備	0	0.0%	9	1.5%	16	2.6%
14	新型コロナウイルス感染症の対策	6	1.0%	10	1.6%	24	3.9%
15	その他-1～3	13	2.1%	13	2.1%	17	2.7%
	集計法人数	620		620		620	

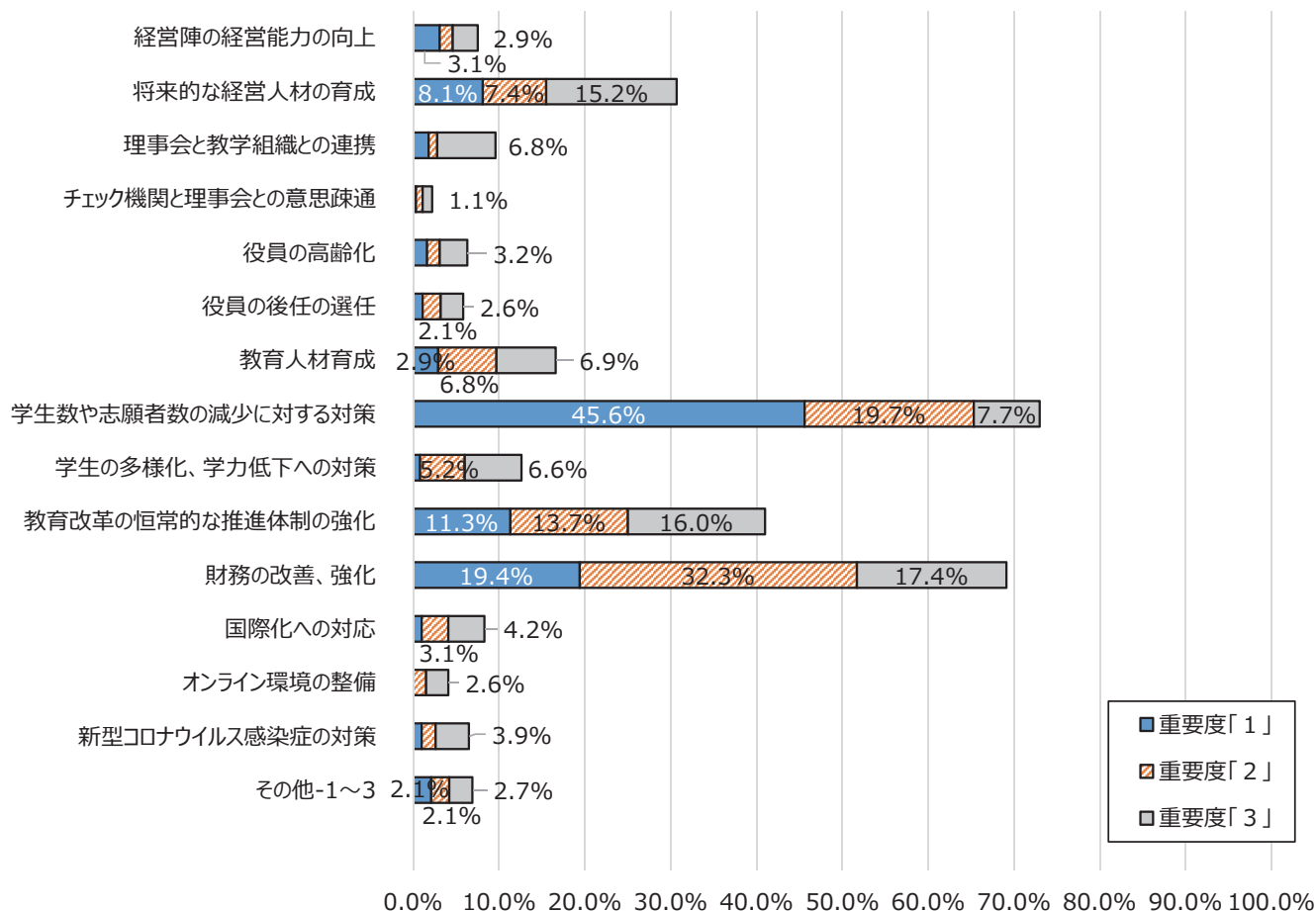
学校法人の現在の課題【大学法人】



学校法人の現在の課題【短大・高専法人】



学校法人の現在の課題【全体】



分析編

- (1) 理事・理事会について
- (2) 評議員・評議員会について
- (3) 監事・監査について
- (4) その他について

1. 分析にあたって

(1) 分析の枠組み

本編では、今般の学校法人制度改革の議論の動向等を踏まえ、「理事・理事会」、「評議員・評議員会」、「監事・監査」、「その他」の4つをテーマとし、テーマごとに関係する論点について、分析する項目を設定した。また、各分析項目について、(3) 基礎データ (①法人規模、②事業活動収支差額比率、③入学定員充足率) とのクロス集計を行うことを基本とした。

この他、必要に応じて本アンケート内の設問同士でクロス集計等を行い、多角的な分析を試みることとした。

(2) 分析の手法

本編の分析にあたっては、今回のアンケート調査の集計結果と、日本私立学校振興・共済事業団（以下、「事業団」とする。）が実施した令和3年度の学校法人基礎調査をもとに(3)の通り算出した基礎データを用いてクロス集計を行った。その際、単数回答の設問におけるグループ間の有意差について統計的に検討を加えており¹、関係性に有意差が認められたものにはクロス集計表の題名に「*」印を付している。

【クロス集計表の見方(例:図表8. 役員専任理事設置の有無と事業活動収支差額比率 クロス集計結果*)】

R2年度 事業活動収支差額比率	役員の職務のみに従事する常勤理事がいる		
	いる	いない	計
0%以上	165 (42.1%)	227 (57.9%)	392 (100.0%)
0%未満	63 (28.0%)	162 (72.0%)	225 (100.0%)
計	228 (37.0%)	389 (63.0%)	617 (100.0%)

クロス集計は、それぞれのグループの違いにより、回答傾向や平均値などにどのような差があるかを検証するために用いる分析手法。
この例では、クロス集計表を縦に見て、グループ(事業活動収支差額比率が0%以上か0%未満か)ごとに平均値の割合(%)との数値の違い(37.0%よりも高いか低い)を比較する。

(3) 基礎データの整理

クロス集計の分析にあたり、令和3年度の学校法人基礎調査をもとに①法人規模、②事業活動収支差額比率、③入学定員充足率を以下のように整理した。

① 法人規模

各学校法人の設置する大学、短期大学及び高等専門学校¹の令和3年度の収容定員数(複数大学等を置く法人は合算)に応じて、次のように区分した。

- 小規模：収容定員数 4,000 人未満
- 中規模：収容定員数 4,000 人以上、8,000 人未満
- 大規模：収容定員数 8,000 人以上

¹ 単数回答の設問のクロス集計結果についてカイ二乗検定を行い、グループ間の差が偶然得られる確率(有意確率)をクロス集計ごとに求めた。この確率が低いほど、グループ間の差は偶然的なものや誤差、外面的な差ではなく、意味のあるもの(有意)である可能性が高くなる。本編の分析ではこの判定基準(有意水準)を5%に設定した。なお、複数回答の設問のクロス集計結果(図表5)についてはカイ二乗検定を行っていないが、考察に資するため掲載した。

また、例外として、次のように取り扱うこととした。

※ 収容定員数 4,000 人未満であっても、生徒数 2,000 人以上の高校・中学校を設置する法人は中規模学校法人として取り扱う（9 法人）。

※ 大学・短期大学・高等専門学校を 5 つ以上設置する法人は収容定員数に関わらず大規模学校法人として取り扱う（2 法人）。

その結果は次の通りである。なお、設置する大学が全て通信教育学部のみである学校法人については集計から除外した（2 法人）。

区分	大学法人	短大・高専法人	法人計
小規模	383 (72.3%)	89 (98.9%)	472 (76.1%)
中規模	95 (17.9%)	1 (1.1%)	96 (15.5%)
大規模	52 (9.8%)	0 (0.0%)	52 (8.4%)
計	530 (100.0%)	90 (100.0%)	620 (100.0%)

② 事業活動収支差額比率²

各学校法人の令和 2 年度決算のデータをもとに、事業活動収支差額比率が 0 % 以上か 0 % 未満かにより区分した。その結果は次の通りである。

なお、令和 3 年度に他の法人種別から大学・短期大学法人に移行した法人及び学校法人基礎調査において当該項目が無回答の学校法人については決算データがないため集計から除外した（5 法人）。

区分	大学法人	短大・高専法人	法人計
0 % 以上	351 (66.5%)	41 (46.1%)	392 (63.5%)
0 % 未満	177 (33.5%)	48 (53.9%)	225 (36.5%)
計	528 (100.0%)	89 (100.0%)	617 (100.0%)

③ 入学定員充足率

平成 30 年 9 月 11 日付「平成 31 年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて（通知）」³を踏まえ、令和 3 年度入学定員充足率が 90% 以上か 90% 未満か（複数大学を設置する法人においては入学定員が最も多い大学の充足率）で区分した。その結果は次の通りである。

なお、設置する大学が全て通信教育学部のみである学校法人及び学校法人基礎調査において当該項目が無回答の学校法人は集計から除外した（3 法人）。

区分	大学法人	短大・高専法人	法人計
充足率 90% 以上	404 (76.4%)	28 (31.1%)	432 (69.8%)
充足率 90% 未満	125 (23.6%)	62 (68.9%)	187 (30.2%)
計	529 (100.0%)	90 (100.0%)	619 (100.0%)

² 事業活動収入から事業活動支出を差し引いた額（基本金組入前当年度収支差額）を事業活動収入の額で除した比率であり、基本金組入れ前の収支バランスを表す比率。本編のクロス集計結果は令和 2 年度の単年度の決算データに基づくものである。

³ 文部科学省高等教育局私学部長及び事業団理事長による連名通知。入学定員のより厳格な管理等を促す観点から、入学定員充足率 90% 以上 100% 以下の学部等に増額措置を行うもの。

2. 分析結果

現行の私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）では、学校法人に必置の機関として、理事会、理事長、監事、評議員会が規定されている。これらの機関の権限分配としては、理事会が学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督し（第 36 条第 2 項）、理事長が学校法人を代表し、学校法人の業務を総理し（第 37 条第 1 項）、監事が学校法人の業務と財産の状況を監査し、理事の業務執行の状況を監督する（第 37 条第 3 項）こととされている。そして、評議員会は、原則として、私立学校法及び寄附行為に定める業務に関する重要事項について理事長が意見を聴かなければならない諮問機関とされ（第 42 条第 1 項）、寄附行為をもってそれら学校法人の業務に関する重要事項を議決する機関とすることができるものとされている（同条第 2 項）。また、評議員会は、諮問に応じる以外にも、役員に対して意見陳述等ができることとされている（第 43 条）。

ここでは、現行法で位置付けられた各機関を中心に、令和 4 年 5 月 20 日に文部科学省から示された「私立学校法改正法案骨子（以下「法案骨子」という。）」の論点も踏まえつつ、各学校法人の取組み状況について、クロス集計等の分析を行った。

(1)理事・理事会について

① 外部理事について

学校法人制度では、理事会が各法人における最終的な意思決定機関として位置付けられ、理事会を中心に法人経営が行われている。一方、他の公益法人制度においてガバナンス改革が進められる中、学校法人制度への改革要請も高まっている。こうした中、法案骨子では、より多様な意見を法人経営に取り入れる観点から外部理事（第 38 条第 5 項）の最低人数の引き上げが求められている⁴。

そこで、外部理事の割合【A9】について法人規模とクロス集計を行い、関係性を検証した。その結果は図表 1 の通りである。

図表 1. 外部理事割合と法人規模 クロス集計結果*

法人規模	外部理事割合				計
	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上	
小規模	23 (4.9%)	205 (43.4%)	208 (44.1%)	36 (7.6%)	472 (100.0%)
中規模	11 (11.5%)	41 (42.7%)	43 (44.8%)	1 (1.0%)	96 (100.0%)
大規模	5 (9.6%)	36 (69.2%)	11 (21.2%)	0 (0.0%)	52 (100.0%)
計	39 (6.3%)	282 (45.5%)	262 (42.3%)	37 (6.0%)	620 (100.0%)

クロス集計の結果によると、法人規模が小さいほど外部理事の割合が高い傾向が見られる。ただし、法人規模が小さいほど理事の総数が少ないことから、外部理事 1 人あたりが人数割合

⁴ 外部役員（理事、監事）は平成 16 年の私立学校法改正により導入。これにより 1 名以上は外部役員を置くこととされた。

に与える影響は大きくなると考えられる⁵。

次に、外部理事の割合について事業活動収支差額比率及び入学定員充足率とクロス集計を行い、関係性を検証した。その結果は図表2及び図表3の通りである。

図表2. 外部理事割合と事業活動収支差額比率 クロス集計結果*

R2年度 事業活動収支差額比率	外部理事割合				
	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上	計
0%以上	33 (8.4%)	190 (48.5%)	151 (38.5%)	18 (4.6%)	392 (100.0%)
0%未満	6 (2.7%)	89 (39.6%)	111 (49.3%)	19 (8.4%)	225 (100.0%)
計	39 (6.3%)	279 (45.2%)	262 (42.5%)	37 (6.0%)	617 (100.0%)

図表3. 外部理事割合と入学定員充足率 クロス集計結果*

入学定員充足率	外部理事割合				
	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上	計
90%以上	33 (7.6%)	201 (46.5%)	179 (41.4%)	19 (4.4%)	432 (100.0%)
90%未満	6 (3.2%)	81 (43.3%)	83 (44.4%)	17 (9.1%)	187 (100.0%)
計	39 (6.3%)	282 (45.6%)	262 (42.3%)	36 (5.8%)	619 (100.0%)

クロス集計の結果によると、外部理事の割合が高いグループ（50%以上 75%未満及び75%以上）は、事業活動収支差額比率が0%未満の学校法人の割合が高く、また、入学定員充足率が90%未満の学校法人の割合が高くなっている（図表2及び図表3）。ただし、小規模学校法人では、図表1の通り外部理事の割合が高い傾向にあり、また事業活動収支差額比率が0%未満や入学定員充足率が90%未満である法人が多いため（事業団が刊行した令和3年度版の『今日の私学財政』及び『私立大学・短期大学等入学志願動向』を参照。）、外部理事の割合と事業活動収支差額比率や入学定員充足率の関係性については多角的に検証する必要がある。

また、外部理事について別の観点から検証するため、外部理事の割合と、理事会の開催回数、外部理事の活用のための工夫、中期的な計画におけるデータ・エビデンスの活用について、それぞれクロス集計を行い、関係性を検証した。その結果は図表4～図表6の通りである。

⁵ 法人規模と理事人数（理事長を除く）【A9】とのクロス集計結果によると、小規模学校法人における理事の平均人数は8.9人（うち外部理事は4.3人（48.3%））、中規模学校法人における理事の平均人数は11.6人（うち外部理事は5.0人（43.1%））、大規模学校法人における理事の平均人数は16.6人（うち外部理事は6.3人（38.0%））となっている。

図表4. 外部理事割合と理事会の開催回数 クロス集計結果*

理事会の開催回数 (常任理事会を除く)	外部理事割合				
	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上	計
5回未満	7 (5.3%)	52 (39.7%)	50 (38.2%)	22 (16.8%)	131 (100.0%)
5回以上 10回未満	20 (6.2%)	137 (42.2%)	156 (48.0%)	12 (3.7%)	325 (100.0%)
10回以上 15回未満	8 (6.1%)	71 (53.8%)	49 (37.1%)	4 (3.0%)	132 (100.0%)
15回以上 20回未満	3 (11.1%)	16 (59.3%)	7 (25.9%)	1 (3.7%)	27 (100.0%)
20回以上	1 (14.3%)	6 (85.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)
計	39 (6.3%)	282 (45.3%)	262 (42.1%)	39 (6.3%)	622 (100.0%)

図表5. 外部理事の活用のための工夫と外部理事割合(複数回答) クロス集計結果

外部理事割合	外部理事の活用のための工夫						
	理事会に出席 できるよう日程調整	定期的な 情報提供	外部理事のみの 会合を開催	理事会の議事内容 を予め説明	その他	特に工夫なし	集計法人数
25%未満	22 (56.4%)	21 (53.8%)	0 (0.0%)	16 (41.0%)	3 (7.7%)	6 (15.4%)	39
25%以上 50%未満	184 (65.2%)	134 (47.5%)	5 (1.8%)	140 (49.6%)	28 (9.9%)	22 (7.8%)	282
50%以上 75%未満	200 (76.3%)	119 (45.4%)	7 (2.7%)	123 (46.9%)	41 (15.6%)	15 (5.7%)	262
75%以上	27 (69.2%)	15 (38.5%)	2 (5.1%)	21 (53.8%)	5 (12.8%)	4 (10.3%)	39
計	433 (69.6%)	289 (46.5%)	14 (2.3%)	300 (48.2%)	77 (12.4%)	47 (7.6%)	622

図表6. 中期的な計画におけるデータ・エビデンスの活用と外部理事割合 クロス集計結果⁶

外部理事割合	中期的な計画におけるデータ・エビデンスの活用			
	概ね全ての 項目で活用	一部の 項目で活用	活用 していない	計
25%未満	11 (28.2%)	24 (61.5%)	4 (10.3%)	39 (100.0%)
25%以上 50%未満	63 (22.4%)	186 (66.2%)	32 (11.4%)	281 (100.0%)
50%以上 75%未満	56 (21.7%)	175 (67.8%)	27 (10.5%)	258 (100.0%)
75%以上	7 (19.4%)	26 (72.2%)	3 (8.3%)	36 (100.0%)
計	137 (22.3%)	411 (66.9%)	66 (10.7%)	614 (100.0%)

クロス集計の結果によると、外部理事の割合が低いグループ(25%未満及び 25%以上 50%未満)は、外部理事の割合が高いグループ(50%以上 75%未満及び 75%以上)に比べて理事会の開催回数が多い傾向が見られた(図表4)。一方、外部理事の活用のための工夫については、外部理事の割合とはあまり関係なく様々な工夫が講じられていることがうかがえた(図表5)。また、外部理事の割合と中期的な計画におけるデータ・エビデンスの活用については各グループ間で大きな差が認められず、また、統計的な有意差は認められなかった(図表6)。

なお、理事会の開催回数⁷に着目し、理事会の開催回数と理事の人数について関係性を検証するため相関係数を求めたが、強い相関関係は認められなかった⁸。

⁶ 【D1】(127 頁)において「中期的な計画を策定している」と回答した法人のみ集計。

⁷ 令和2年度における理事会の開催回数については【A24】(41 頁)を参照されたい。

⁸ 相関係数とは、2つの変数における相関の強さを示す値である。-1 から 1 までの値を取り、プラスは正の相関、マイナスは負の相関を示し、0 に近いほど相関が弱いといえる。理事会の開催回数と理事の人数の相関係数は 0.24232 であった。

② 役員の職務のみに従事する常勤理事について

学校法人をめぐる経営環境がますます厳しくなる中、適切な判断を行うために理事会の機能強化は重要である。その方策の一つとして、学校法人の中には、役員の職務のみに従事する常勤理事（以下「役員専任理事⁹」という。）を置いたり、さらに役員としての理事に特定の担当業務を設定（例えば財務担当の理事や教務担当の理事）したりするなどの取組みが見られる。

今回のアンケートによると、このうち、役員専任理事を置く法人は約 37%（228 法人）であった¹⁰。ここではまず、役員専任理事の有無について法人規模とクロス集計を行い、関係性を検証した。その結果は図表7の通りである。

図表7. 役員専任理事設置の有無と法人規模 クロス集計結果*

法人規模	役員の職務のみに従事する常勤理事がいる		
	いる	いない	計
小規模	155 (32.8%)	317 (67.2%)	472 (100.0%)
中規模	45 (46.9%)	51 (53.1%)	96 (100.0%)
大規模	28 (53.8%)	24 (46.2%)	52 (100.0%)
計	228 (36.8%)	392 (63.2%)	620 (100.0%)

クロス集計の結果によると、法人規模が大きいほど役員専任理事が置かれている傾向が見られた。

次に、役員専任理事の設置状況と、事業活動収支差額比率及び入学定員充足率とのクロス集計を行い、その関係性を検証した。その結果は図表8及び図表9の通りである。

図表8. 役員専任理事設置の有無と事業活動収支差額比率 クロス集計結果*

R2年度 事業活動収支差額比率	役員の職務のみに従事する常勤理事がいる		
	いる	いない	計
0%以上	165 (42.1%)	227 (57.9%)	392 (100.0%)
0%未満	63 (28.0%)	162 (72.0%)	225 (100.0%)
計	228 (37.0%)	389 (63.0%)	617 (100.0%)

図表9. 役員専任理事設置の有無と入学定員充足率 クロス集計結果*

入学定員充足率	役員の職務のみに従事する常勤理事がいる		
	いる	いない	計
90%以上	190 (44.0%)	242 (56.0%)	432 (100.0%)
90%未満	38 (20.3%)	149 (79.7%)	187 (100.0%)
計	228 (36.8%)	391 (63.2%)	619 (100.0%)

⁹ 常勤理事のうち、法人の設置校の教員（学長等）や法人の職員（事務局長相当職等）等の他の職務を兼務していない者。

¹⁰ アンケート集計結果【A16】（31 頁）においては理事数をベースに集計しているが、本編では分析のため、法人数をベースに集計している。

クロス集計の結果によると、役員専任理事を置いている学校法人の全体の割合（37.0％）と比べ、事業活動収支差額比率が0％以上である割合が42.1％と高くなっている（図表8）。また、役員専任理事を置いている学校法人の全体の割合（36.8％）と比べ、入学定員充足率が90％以上である割合が44.0％と高くなっている（図表9）。

③ 理事長の属性(法人創設者またはその親族か)について

我が国の私立学校制度の歴史的背景から、学校法人の中には創設者の血縁者等の関係者が理事長を務めているところもある。理事長の属性（理事長が法人創設者またはその親族かどうか【A7】）と、法人規模、外部理事の割合、理事会の開催回数、評議員会の開催回数、評議員に占める3号評議員の割合についてそれぞれクロス集計を行い、関係性を検証した。その結果は図表10～図表14の通りである。

図表10. 理事長の属性(法人創設者またはその親族か)と法人規模 クロス集計結果

法人規模	理事長が法人創設者またはその親族か		
	創設者またはその親族である	創設者またはその親族でない	計
小規模	206 (43.6%)	266 (56.4%)	472 (100.0%)
中規模	30 (31.3%)	66 (68.8%)	96 (100.0%)
大規模	10 (19.2%)	42 (80.8%)	52 (100.0%)
計	246 (39.7%)	374 (60.3%)	620 (100.0%)

図表11. 理事長の属性(法人創設者またはその親族か)と外部理事割合 クロス集計結果

外部理事割合	理事長が法人創設者またはその親族か		
	創設者またはその親族である	創設者またはその親族でない	計
25%未満	14 (35.9%)	25 (64.1%)	39 (100.0%)
25%以上 50%未満	122 (43.3%)	160 (56.7%)	282 (100.0%)
50%以上 75%未満	92 (35.1%)	170 (64.9%)	262 (100.0%)
75%以上	19 (48.7%)	20 (51.3%)	39 (100.0%)
計	247 (39.7%)	375 (60.3%)	622 (100.0%)

図表12. 理事長の属性(法人創設者またはその親族か)と理事会の開催回数 クロス集計結果*

理事会の開催回数 (常任理事会を除く)	理事長が法人創設者またはその親族か		
	創設者または その親族である	創設者または その親族でない	計
5回未満	64 (48.9%)	67 (51.1%)	131 (100.0%)
5回以上 10回未満	145 (44.6%)	180 (55.4%)	325 (100.0%)
10回以上 15回未満	34 (25.8%)	98 (74.2%)	132 (100.0%)
15回以上	4 (11.8%)	30 (88.2%)	34 (100.0%)
計	247 (39.7%)	375 (60.3%)	622 (100.0%)

図表13. 理事長の属性(法人創設者またはその親族か)と評議員会の開催回数 クロス集計結果*

評議員会の開催回数	理事長が法人創設者またはその親族か		
	創設者または その親族である	創設者または その親族でない	計
5回未満	156 (36.0%)	277 (64.0%)	433 (100.0%)
5回以上 10回未満	84 (46.7%)	96 (53.3%)	180 (100.0%)
10回以上	7 (77.8%)	2 (22.2%)	9 (100.0%)
計	247 (39.7%)	375 (60.3%)	622 (100.0%)

図表14. 理事長の属性(法人創設者またはその親族か)と評議員に占める3号評議員の割合

クロス集計結果*

3号評議員割合	理事長が法人創設者またはその親族か		
	創設者または その親族である	創設者または その親族でない	計
25%未満	17 (24.6%)	52 (75.4%)	69 (100.0%)
25%以上 50%未満	116 (41.3%)	165 (58.7%)	281 (100.0%)
50%以上 75%未満	97 (40.4%)	143 (59.6%)	240 (100.0%)
75%以上	17 (53.1%)	15 (46.9%)	32 (100.0%)
計	247 (39.7%)	375 (60.3%)	622 (100.0%)

これらのクロス集計の結果からは、理事長の属性(法人創設者またはその親族かどうか)と、法人規模及び外部理事割合について、いずれも統計的な有意差は認められなかった(図表10及び図表11)。一方、理事会と評議員会の開催回数との関係では、理事長が法人創設者またはその親族である法人は、理事会の開催回数が少なく、評議員会の開催回数は多くなっている(図表12及び図表13)。また、3号評議員割合との関係では、理事長が法人創設者またはその親族である法人は、3号評議員割合が高い傾向が見られる(図表14)。

(2) 評議員・評議員会について

現行の私立学校法では、評議員会は諮問機関として位置付けられている。一方、今般の学校法人制度改革の議論においては、ガバナンス構造の見直しの観点から、理事会との建設的な協働と相互けん制を確立するとの方向性が示されている。

① 3号評議員について

現行制度においては、評議員のうち、私立学校法第44条第3号に基づいて各学校法人の寄附行為で定めるところにより選任される「3号評議員」には保護者や学識経験者等が想定されている。従来、学校法人の公共性を高める観点から、幅広い属性の者から選任されることが期待されているところであるが、ここでは、評議員に占める3号評議員の割合と法人規模についてクロス集計を行い、関係性を検証した。その結果は図表15の通りである。

図表15. 評議員に占める3号評議員の割合と法人規模 クロス集計結果*

法人規模	3号評議員割合				計
	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上	
小規模	34 (7.2%)	214 (45.3%)	199 (42.2%)	25 (5.3%)	472 (100.0%)
中規模	17 (17.7%)	49 (51.0%)	26 (27.1%)	4 (4.2%)	96 (100.0%)
大規模	18 (34.6%)	18 (34.6%)	14 (26.9%)	2 (3.8%)	52 (100.0%)
計	69 (11.1%)	281 (45.3%)	239 (38.5%)	31 (5.0%)	620 (100.0%)

クロス集計の結果からは、法人規模が小さいほど評議員に占める3号評議員の割合が高い傾向が見られる。ただし、(1)で検証した外部理事の場合と同様に、法人規模が小さいほど評議員の総数が少ないことから、3号評議員1人あたりが人数割合に与える影響は大きくなると考えられる¹¹。

次に、3号評議員の割合と事業活動収支差額比率及び入学定員充足率との関係についてクロス集計を行い、関係性を検証した。その結果は図表16及び図表17の通りである。

図表16. 評議員に占める3号評議員の割合と事業活動収支差額比率 クロス集計結果

R2年度 事業活動収支差額比率	3号評議員割合				計
	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上	
0%以上	55 (14.0%)	177 (45.2%)	141 (36.0%)	19 (4.8%)	392 (100.0%)
0%未満	14 (6.2%)	101 (44.9%)	98 (43.6%)	12 (5.3%)	225 (100.0%)
計	69 (11.2%)	278 (45.1%)	239 (38.7%)	31 (5.0%)	617 (100.0%)

¹¹ 法人規模と評議員数【B1】とのクロス集計結果によると、小規模学校法人における評議員の平均人数は22.4人（うち3号評議員は10.6人（47.3%））、中規模学校法人における評議員の平均人数は30.9人（うち3号評議員は12.3人（39.8%））、大規模学校法人における評議員の平均人数は49.6人（うち3号評議員は16.9人（34.1%））となっている。

図表17. 評議員に占める3号評議員の割合と入学定員充足率 クロス集計結果

入学定員充足率	3号評議員割合				
	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上	計
90%以上	58 (13.4%)	191 (44.2%)	158 (36.6%)	25 (5.8%)	432 (100.0%)
90%未満	11 (5.9%)	90 (48.1%)	80 (42.8%)	6 (3.2%)	187 (100.0%)
計	69 (11.1%)	281 (45.4%)	238 (38.4%)	31 (5.0%)	619 (100.0%)

これらのクロス集計の結果からは、3号評議員の割合と事業活動収支差額比率、入学定員充足率との間に統計的な有意差を認めることができなかった（図表16及び図表17）。

また、理事長の属性（法人創設者またはその親族かどうか）と3号評議員の割合についてクロス集計を行い、その関係性について検証した。その結果は図表18の通りである。

図表18. 評議員に占める3号評議員の割合と理事長の属性（法人創設者またはその親族か）

クロス集計結果*

理事長が法人創設者 またはその親族か	3号評議員割合				
	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上	計
創設者または その親族である	17 (6.9%)	116 (47.0%)	97 (39.3%)	17 (6.9%)	247 (100.0%)
創設者または その親族でない	52 (13.9%)	165 (44.0%)	143 (38.1%)	15 (4.0%)	375 (100.0%)
計	69 (11.1%)	281 (45.2%)	240 (38.6%)	32 (5.1%)	622 (100.0%)

クロス集計の結果によると、3号評議員の割合が25%未満であるグループにおいて、理事長が法人創設者またはその親族である学校法人の割合が7.0ポイント低くなっているが、その他のグループにおいてはいずれも高くなっている。

② 評議員会の議決事項について

今般の学校法人制度改革においては、評議員会による理事会への牽制機能を強化するという観点から、一定の事項について評議員会の決議（承認）を要することとする¹²という方向性が示されている。現行の私立学校法においても学校法人の寄附行為の定めるところにより評議員会の議決事項を設定している法人も見られるところである。この点に関し、まず、評議員会における議決事項の有無と、法人規模及び評議員会の開催回数についてクロス集計を行い、関係性を検証した。その結果は図表19及び図表20の通りである。

¹² 法案骨子では、「大臣所轄学校法人における学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び重要な寄附行為の変更について、理事会の決定とともに評議員会の決議（承認）を要することとする。」とされている。

図表19. 評議員会における議決事項の有無と法人規模 クロス集計結果

法人規模	評議員会における議決事項の有無		
	あり	なし	計
小規模	353 (74.8%)	119 (25.2%)	472 (100.0%)
中規模	72 (75.0%)	24 (25.0%)	96 (100.0%)
大規模	44 (84.6%)	8 (15.4%)	52 (100.0%)
計	469 (75.6%)	151 (24.4%)	620 (100.0%)

図表20. 評議員会における議決事項の有無と評議員会の開催回数 クロス集計結果

評議員会の開催回数	評議員会における議決事項の有無		
	あり	なし	計
5回未満	318 (73.4%)	115 (26.6%)	433 (100.0%)
5回以上 10回未満	144 (80.0%)	36 (20.0%)	180 (100.0%)
10回以上	8 (88.9%)	1 (11.1%)	9 (100.0%)
計	470 (75.6%)	152 (24.4%)	622 (100.0%)

クロス集計の結果からは、いずれも統計的な有意差が認められなかったが、7割を超える学校法人においては評議員会の議決事項を有しており（図表19及び図表20）、現行の私立学校法では諮問機関として位置付けられているものの、評議員会が学校法人の意思決定に一定程度関わっている様子がうかがえる。

なお、評議員会の開催回数¹³に着目し、評議員会の開催回数と評議員の人数について関係性を検証するため相関係数を求めたが、強い相関関係は認められなかった¹⁴。

次に、当該学校法人の「予算」及び「中期的な計画」を評議員会の議決事項としているかどうかと事業活動収支差額比率についてクロス集計を行い、関係性を検証した。その結果はそれぞれ図表21-1及び図表21-2の通りである。

図表21-1. 「予算」を評議員会の議決事項としているかと事業活動収支差額比率 クロス集計結果

R2年度 事業活動収支差額比率	「予算」を評議員会の議決事項としている		
	議決事項と している	議決事項と していない	計
0%以上	36 (9.2%)	356 (90.8%)	392 (100.0%)
0%未満	14 (6.2%)	211 (93.8%)	225 (100.0%)
計	50 (8.1%)	567 (91.9%)	617 (100.0%)

¹³ 令和2年度における評議員会の開催回数については【B10】(85頁)を参照されたい。

¹⁴ 相関係数とは、2つの変数における相関の強さを示す値である。-1から1までの値を取り、プラスは正の相関、マイナスは負の相関を示し、0に近いほど相関が弱いといえる。評議員会の開催回数と評議員の人数の相関係数はマイナス0.06166であった。

図表21－2.「中期的な計画」を評議員会の議決事項としているかと事業活動収支差額比率

クロス集計結果

R2年度 事業活動収支差額比率	「中期的な計画」を評議員会の議決事項としている		
	議決事項と している	議決事項と していない	計
0%以上	31 (7.9%)	361 (92.1%)	392 (100.0%)
0%未満	10 (4.4%)	215 (95.6%)	225 (100.0%)
計	41 (6.6%)	576 (93.4%)	617 (100.0%)

クロス集計の結果によると、予算や中期的な計画を評議員会の議決事項としている学校法人では、事業活動収支差額比率が0%以上の割合が高くなっているが、該当する学校法人は少なく、また、これらの結果には統計的な有意差が認められなかった（図表21－1及び図表21－2）。

現行の私立学校法では、評議員会は諮問機関と位置付けられていることもあり、今回の分析結果から議決事項の有無が当該法人の事業活動収支差額比率に何らかの影響を与えていると考察することは難しいが、制度改正後の評議員会の影響を検証するにあたっては、このようなクロス集計を継続的に行っていくことが有効であるといえよう。

(3) 監事・監査について

現行の私立学校法では、監事は、学校法人の業務や財産の状況の監査を行う機関であり（第37条第3項）、2名以上置くこととされている。これまで数次の法改正¹⁵によって制度的にその機能強化がなされてきた。現状においては、監事を2名置いている学校法人が多く、全体の約8割となっている¹⁶。また、その勤務形態は、多くの学校法人において監事全員が非常勤である割合が高く、現時点で常勤監事を置いている学校法人の割合は約20%にとどまっている。

① 常勤監事について

学校法人が様々な課題に適切に対処しつつ、安定した学校運営を行っていくためには、監事に期待される役割は大きく、今回の学校法人制度改革においても監事の在り方は論点の一つとなった。前述の法案骨子では、文部科学大臣所轄学校法人のうち、一定以上の規模のものについては、監事の常勤化をするべきとの方向性が示されている。ここでは、常勤監事の有無と法人規模についてクロス集計を行い、その関係性を検証した。その結果は図表22の通りである。

図表22. 常勤監事の有無と法人規模 クロス集計結果*

法人規模	常勤監事の有無		
	いる	いない	計
小規模	63 (13.3%)	409 (86.7%)	472 (100.0%)
中規模	38 (39.6%)	58 (60.4%)	96 (100.0%)
大規模	28 (53.8%)	24 (46.2%)	52 (100.0%)
計	129 (20.8%)	491 (79.2%)	620 (100.0%)

クロス集計の結果によると、学校法人の規模が大きくなるほど常勤監事を置く割合が高くなっているが、大規模学校法人のグループでもその割合は約半数にとどまっている。監事も現行法では「役員」と位置付けられており、適切な人材を迎えることが重要である。この点について、アンケートの集計結果【C2】では「常勤監事を置かない」理由について、「人材の確保が難しいため」が最も多くなっており（53.3%）、次いで「常勤監事を置くための予算がないため」が多くなっている（30.2%）（99頁参照）。

また、常勤監事の有無と事業活動収支差額比率及び入学定員充足率についてクロス集計を行い、それぞれ関係性を検証した。その結果は図表23及び図表24の通りである。

¹⁵ 平成16年の法改正においては、監事は評議員会の同意を得て理事長が選任することや評議員との兼任禁止、外部監事制度の法定など所要の規定が整備された。また、令和元年の法改正においては、監事による理事の業務執行状況の監査、理事会の招集請求権・招集権の付与など監事の理事に対する牽制機能の強化が図られた。

¹⁶ 監事を2名置いている学校法人数の割合…509法人/622法人=81.83%

図表23. 常勤監事の有無と事業活動収支差額比率 クロス集計結果

	常勤監事の有無		
R2年度 事業活動収支差額比率	いる	いない	計
0%以上	87 (22.2%)	305 (77.8%)	392 (100.0%)
0%未満	40 (17.8%)	185 (82.2%)	225 (100.0%)
計	127 (20.6%)	490 (79.4%)	617 (100.0%)

図表24. 常勤監事の有無と入学定員充足率 クロス集計結果*

	常勤監事の有無		
入学定員充足率	いる	いない	計
90%以上	103 (23.8%)	329 (76.2%)	432 (100.0%)
90%未満	25 (13.4%)	162 (86.6%)	187 (100.0%)
計	128 (20.7%)	491 (79.3%)	619 (100.0%)

クロス集計の結果によると、入学定員充足率が90%以上のグループの方が、常勤監事を置く割合が高くなっていた（図表24）。また、事業活動収支差額比率と常勤監事の有無に係るクロス集計結果については、統計的な有意差は認められなかったものの、事業活動収支差額比率が0%以上のグループの方が、常勤監事を置く割合が高くなっていた（図表23）。

② 監事だけの会合の場について

現行の私立学校法では、監事は単独で権限を行使できる「独任制」の機関と想定されているが、その役割を十分に果たす上で、複数名置かれた監事同士が適切に連携・分担することは有効である。こうした趣旨の下、学校法人の中には「監事だけの会合の場」を設けている取組みが見られる。ここでは、こうした「監事だけの会合の場」の有無と、法人規模、事業活動収支差額比率、入学定員充足率についてそれぞれクロス集計を行い、関係性について検証を行った。その結果は図表25～図表27の通りである。

図表25. 監事だけの会合の場の有無と法人規模 クロス集計結果*

	監事だけの会合の場の有無		
法人規模	あり	なし	計
小規模	116 (24.6%)	356 (75.4%)	472 (100.0%)
中規模	37 (38.5%)	59 (61.5%)	96 (100.0%)
大規模	37 (71.2%)	15 (28.8%)	52 (100.0%)
計	190 (30.6%)	430 (69.4%)	620 (100.0%)

図表26. 監事のための会合の有無と事業活動収支差額比率 クロス集計結果*

	監事のための会合の有無		
R2年度 事業活動収支差額比率	あり	なし	計
0%以上	133 (33.9%)	259 (66.1%)	392 (100.0%)
0%未満	56 (24.9%)	169 (75.1%)	225 (100.0%)
計	189 (30.6%)	428 (69.4%)	617 (100.0%)

図表27. 監事のための会合の有無と入学定員充足率 クロス集計結果

	監事のための会合の有無		
入学定員充足率	あり	なし	計
90%以上	140 (32.4%)	292 (67.6%)	432 (100.0%)
90%未満	49 (26.2%)	138 (73.8%)	187 (100.0%)
計	189 (30.5%)	430 (69.5%)	619 (100.0%)

クロス集計の結果によると、法人規模が大きいほど、監事のための会合の場を設けている割合が高くなっていった(図表25)。また、事業活動収支差額比率が0%以上のグループの方が監事のための会合の場を設けている割合が高くなっていった(図表26)。入学定員充足率と監事のための会合の有無との間には統計的な有意差は認められなかったものの、入学定員充足率が90%以上のグループの方が監事のための会合の場を設けている割合が高くなっていった(図表27)。

③ 内部監査部門について

監査機能の充実の観点からは、学校法人の内部監査部門を充実させる必要性も指摘されており、今般の学校法人制度改革のなかでも、各所轄学校法人においては内部統制システムを整備していくべきであるとの方向性が示されている¹⁷。ここでは、内部監査部門の有無と学校法人の規模についてクロス集計を行い、関係性を検証した。その結果は図表28の通りである。

図表28. 内部監査部門の有無と法人規模 クロス集計結果*

	内部監査部門の有無		
法人規模	あり	なし	計
小規模	337 (71.4%)	135 (28.6%)	472 (100.0%)
中規模	85 (88.5%)	11 (11.5%)	96 (100.0%)
大規模	52 (100.0%)	0 (0.0%)	52 (100.0%)
計	474 (76.5%)	146 (23.5%)	620 (100.0%)

¹⁷ 「八 内部統制システムの整備 大臣所轄学校法人においては、学校法人の業務の適正を確保するために必要なリスクマネジメント、内部監査、監事の補助、職員等から監事への内部通報等に係る内部統制システムの整備を決定する義務を理事会が負うことを明確化する。」(法案骨子)

クロス集計の結果によると、法人規模が大きいほど、内部監査部門を有する割合が高くなっており、大規模学校法人のグループでは100%となっている。これは事務局組織の規模に応じ、内部監査部門をはじめとする専門的な各部署を配置する人的余裕が生じるためであると考えられる。

次に、内部監査部門の有無と事業活動収支差額比率及び入学定員充足率についてクロス集計を行い、関係性を検証した。その結果は図表29及び図表30の通りである。

図表29. 内部監査部門の有無と事業活動収支差額比率 クロス集計結果*

R2年度 事業活動収支差額比率	内部監査部門の有無		
	あり	なし	計
0%以上	318 (81.1%)	74 (18.9%)	392 (100.0%)
0%未満	154 (68.4%)	71 (31.6%)	225 (100.0%)
計	472 (76.5%)	145 (23.5%)	617 (100.0%)

図表30. 内部監査部門の有無と入学定員充足率 クロス集計結果*

入学定員充足率	内部監査部門の有無		
	あり	なし	計
90%以上	354 (81.9%)	78 (18.1%)	432 (100.0%)
90%未満	119 (63.6%)	68 (36.4%)	187 (100.0%)
計	473 (76.4%)	146 (23.6%)	619 (100.0%)

クロス集計の結果によると、内部監査部門を有している学校法人は、事業活動収支差額比率が0%以上である割合が高く、入学定員充足率も90%以上である割合が高くなっている（図表29及び図表30）。

今回のアンケート集計結果【C13】からは、内部監査部門は大学法人では81.0%、短大・高専法人では50.0%が設置している状況となっている。また、内部監査部門を置く大学法人の44.5%が常設の担当部署としており、内部監査部門の設置の重要性が増していることがうかがえる（117頁参照）。

(4)その他について

① 役員等への研修について

大学等の運営の在り方について一層の高度化が求められている中、これを担う職員の資質・能力の向上を図るため、平成 29 年度から S D（スタッフ・ディベロップメント）が制度として位置付けられている¹⁸。法人経営の充実のためには、役員・評議員においても資質・能力の向上を図ることが重要である。

ここでは、理事・監事・評議員への研修¹⁹の実施状況と法人規模についてクロス集計を行い、それぞれ関係性を検証した。その結果は図表31－1～図表31－3の通りである。

図表31－1. 理事への研修の実施状況と法人規模 クロス集計結果*

法人規模	理事への研修						計
	実施あり (予定含む)	外部講師に委託	顧問弁護士に 依頼	法人内職員が 担当	その他	実施なし (予定含む)	
小規模	225 (47.7%)	47 (10.0%)	14 (3.0%)	105 (22.2%)	69 (14.6%)	247 (52.3%)	472 (100.0%)
中規模	51 (53.1%)	8 (8.3%)	3 (3.1%)	22 (22.9%)	22 (22.9%)	45 (46.9%)	96 (100.0%)
大規模	35 (67.3%)	9 (17.3%)	2 (3.8%)	13 (25.0%)	15 (28.8%)	17 (32.7%)	52 (100.0%)
計	311 (50.2%)	64 (10.3%)	19 (3.1%)	140 (22.6%)	106 (17.1%)	309 (49.8%)	620 (100.0%)

※実施ありの内容は複数回答

図表31－2. 監事への研修の実施状況と法人規模 クロス集計結果²⁰

法人規模	監事への研修						計
	実施あり (予定含む)	外部講師に委託	顧問弁護士に 依頼	法人内職員が 担当	その他	実施なし (予定含む)	
小規模	277 (58.7%)	52 (11.0%)	12 (2.5%)	98 (20.8%)	134 (28.4%)	195 (41.3%)	472 (100.0%)
中規模	62 (64.6%)	11 (11.5%)	2 (2.1%)	20 (20.8%)	35 (36.5%)	34 (35.4%)	96 (100.0%)
大規模	35 (67.3%)	6 (11.5%)	1 (1.9%)	11 (21.2%)	19 (36.5%)	17 (32.7%)	52 (100.0%)
計	374 (60.3%)	69 (11.1%)	15 (2.4%)	129 (20.8%)	188 (30.3%)	246 (39.7%)	620 (100.0%)

※実施ありの内容は複数回答

図表31－3. 評議員への研修の実施状況と法人規模 クロス集計結果

法人規模	評議員への研修						計
	実施あり (予定含む)	外部講師に委託	顧問弁護士に 依頼	法人内職員が 担当	その他	実施なし (予定含む)	
小規模	174 (36.9%)	31 (6.6%)	11 (2.3%)	95 (20.1%)	42 (8.9%)	298 (63.1%)	472 (100.0%)
中規模	36 (37.5%)	5 (5.2%)	0 (0.0%)	18 (18.8%)	13 (13.5%)	60 (62.5%)	96 (100.0%)
大規模	21 (40.4%)	2 (3.8%)	0 (0.0%)	8 (15.4%)	12 (23.1%)	31 (59.6%)	52 (100.0%)
計	231 (37.3%)	38 (6.1%)	11 (1.8%)	121 (19.5%)	67 (10.8%)	389 (62.7%)	620 (100.0%)

※実施ありの内容は複数回答

クロス集計の結果からは、理事・監事・評議員いずれの対象の研修についても法人規模が大きいほど、より積極的に行われている数値が示されているが、統計的な有意差が認められたのは理事を対象とした集計結果だけであった。研修の内容については複数回答による設問であ

¹⁸ 大学設置基準の一部を改正する省令（平成 28 年文部科学省令第 18 号）。

¹⁹ 令和 2 年 4 月 1 日に施行された私立学校法の改正内容等について、役員等の理解を深めるための研修。

²⁰ その他の主な内容としては、文部科学省主催の学校法人監事研修会や私学関係団体等の実施する研修会への参加など。

るが、その中でも「法人内の職員が担当している」という回答が多く見られた。学校法人の規模に関わらず、現状においては、理事や監事への研修に比べて評議員を対象とした研修を実施している割合が低くなっている（図表31－1～図表31－3）。

また、評議員への研修の実施状況と事業活動収支差額比率、入学定員充足率についてクロス集計を行い、それぞれ関係性の検証を行った。その結果は図表32及び図表33の通りである。

図表32. 評議員への研修の実施状況と事業活動収支差額比率 クロス集計結果*

R2年度 事業活動収支差額比率	評議員への研修						計
	実施あり (予定含む)	外部講師に委託	顧問弁護士に 依頼	法人内職員が 担当	その他	実施なし (予定含む)	
0%以上	159 (40.6%)	24 (6.1%)	7 (1.8%)	87 (22.2%)	46 (11.7%)	233 (59.4%)	392 (100.0%)
0%未満	72 (32.0%)	13 (5.8%)	5 (2.2%)	34 (15.1%)	21 (9.3%)	153 (68.0%)	225 (100.0%)
計	231 (37.4%)	37 (6.0%)	12 (1.9%)	121 (19.6%)	67 (10.9%)	386 (62.6%)	617 (100.0%)

※実施ありの内容は複数回答

図表33. 評議員への研修の実施状況と入学定員充足率 クロス集計結果

入学定員充足率	評議員への研修						計
	実施あり (予定含む)	外部講師に委託	顧問弁護士に 依頼	法人内職員が 担当	その他	実施なし (予定含む)	
90%以上	159 (36.8%)	23 (5.3%)	7 (1.6%)	83 (19.2%)	51 (11.8%)	273 (63.2%)	432 (100.0%)
90%未満	72 (38.5%)	15 (8.0%)	4 (2.1%)	38 (20.3%)	16 (8.6%)	115 (61.5%)	187 (100.0%)
計	231 (37.3%)	38 (6.1%)	11 (1.8%)	121 (19.5%)	67 (10.8%)	388 (62.7%)	619 (100.0%)

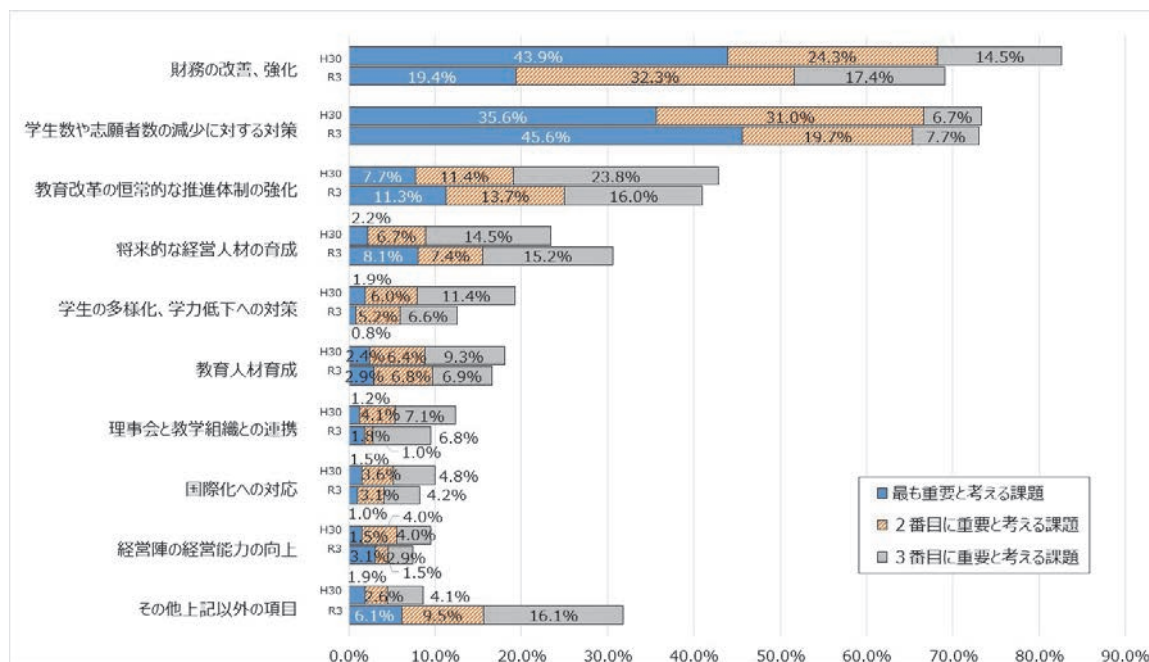
※実施ありの内容は複数回答

クロス集計の結果によると、事業活動収支差額比率が0%以上になっているグループは、評議員への研修を実施している割合が高くなっていた(図表32)。一方、入学定員充足率と評議員への研修の実施状況との関係に統計的な有意差は認められなかった(図表33)。

② 経営における課題認識について

学校法人の経営にあたって何が課題と認識されているか、平成30年度に事業団が実施した「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」と今回のアンケート項目との経年比較を示したものが図表34である²¹。

図表34. 学校法人の現在の課題について(経年比較)(上段:H30 下段:R3)



平成30年度の調査において、最も重要と考える課題として「財務の改善、強化」と回答する割合が最も多かった（43.9%）が、今回の調査においては「学生数や志願者数の減少に対する対策」を挙げる法人が最も多かった（45.6%）。一方、「財務の改善、強化」を最も重要であると回答していた割合が前回調査よりも下降していた（43.9%→19.4%）。これらの変化からは、「財務の改善、強化」よりも増して、「学生数・志願者数の減少への対策」が、より緊急性の高い課題と認識されていることがうかがえる。また、学校法人経営をめぐる環境も複雑化している中、「将来的な経営人材の育成」についても課題認識としての重要性が増している傾向が見られる。

なお、今回の調査においては「役員の高齢化」「役員の後任の選任」という項目もそれぞれ課題認識としては5%以上の回答があり²²、また「将来的な経営人材の育成」という項目も前回調査から回答割合が増加していることから、中長期的に安定した経営を行うための体制整備（法人経営の後継者育成）についても課題認識が高まっていることがうかがえる。

²¹ 経年比較にあたっては、平成30年度の調査における回答法人数は581であったのに対し、今回（令和3年度）の調査における回答法人数は620であった。また、今回の調査においては新規に「役員の高齢化」「役員の後任の選任」「オンライン環境の整備」「新型コロナウイルス感染症への対応」という項目が追加されている。

²² 「役員の高齢化」については1番～3番目に重要という回答割合合計で6.3%、「役員の後任の選任」については同様に回答割合合計で5.8%であった【G3】。

③ 設立時期・法人所在地(学校法人の特徴)について

学校法人には多様性があり、設立時期や所在地もさまざまである。本編の最後では、学校法人のあらましを把握するため、法人規模と設立時期²³及び法人所在地²⁴との関係についてクロス集計を行い、関係性を検証した。その結果は図表35及び図表36の通りである。

図表35. 法人規模と設立時期 クロス集計結果*

	法人規模			
設立時期	小規模	中規模	大規模	計
昭和前期	363 (72.9%)	86 (17.3%)	49 (9.8%)	498 (100.0%)
昭和後期	61 (85.9%)	8 (11.3%)	2 (2.8%)	71 (100.0%)
平成	48 (94.1%)	2 (3.9%)	1 (2.0%)	51 (100.0%)
計	472 (76.1%)	96 (15.5%)	52 (8.4%)	620 (100.0%)

図表36. 法人規模と法人所在地 クロス集計結果*

	法人規模			
法人所在地	小規模	中規模	大規模	計
三大都市圏	238 (67.2%)	69 (19.5%)	47 (13.3%)	354 (100.0%)
その他の地域	234 (88.0%)	27 (10.2%)	5 (1.9%)	266 (100.0%)
計	472 (76.1%)	96 (15.5%)	52 (8.4%)	620 (100.0%)

これらのクロス集計の結果からは、設立時期が早いグループほど現在大規模学校法人となっている割合が高く、また、三大都市圏には大規模学校法人の所在している割合が高くなっていることがうかがえる（図表35及び図表36）。

²³ ここでは便宜的に学校法人の設立時期別に昭和前期（昭和25年3月～昭和44年3月）、昭和後期（昭和44年4月～平成元年3月）、平成（平成元年4月～）の3つのグループで分析を行った。

²⁴ ここでは便宜的に学校法人の本部の所在地について「三大都市圏」（埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫）と「その他の地域」の2つのグループで分析を行った。

3. まとめと考察

今般の学校法人制度改革²⁵においては、学校法人における円滑な業務の執行、幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止・是正を図るため、これらの機関設計の在り方について「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方が示されている。その上で、各機関の権限分配について、法人の意思決定と業務執行の権限や業務執行に対する監督・監視の権限を明確に整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立する観点から、必要な制度改革が予定されている。

これら一連の学校法人におけるガバナンス改革の議論にあたっては、文部科学省において合計3つの会議の場が設けられ²⁶、学校法人制度という仕組みをめぐる様々な意見が交わされた。一般に、制度設計の議論においては現行法を踏まえて展開されている個々の法人の運営状況の把握が重要である。

今回の調査においては、こうした現状把握の一環として、中立的な立場から学校法人を対象としたアンケート調査の結果を活用し、クロス集計や経年比較を通じて分析を行った。その結果、各学校法人はその規模に応じた運用がなされていることがあらためてわかった。同時に、今回の分析から得た示唆は次の通りである。

まず、理事会に関するクロス集計の結果からは、小規模学校法人の方が外部理事の割合が高くなっていることや、機動的な理事会の運営の観点から、役員の職務に専念する役員専任理事を置く法人の方がより好ましい経営状況であるという傾向が見られた。また、理事長が法人創設者またはその親族である法人の方が、理事会の開催回数が少なく、評議員会の開催回数が多い傾向が見られた。

評議員会については、現行法においては諮問機関という位置づけであることから、その運用や構成員(特に3号評議員)の割合が法人経営に何らかの影響を及ぼしているということについて、統計的に有意な関係性を見出すことはできなかった。しかし、今般示された方向性に基づいて制度改革が行われれば、評議員会は機能が強化されることとなり、その運用が法人経営に影響を及ぼすことも考えられる。したがって、こうした関係性については今後も継続的かつ多角的に検証をしていくことが重要であろう。

監事については、これまでも数次の私立学校法改正により制度的にその牽制機能の強化が図られてきたが、今般の学校法人制度改革においてもさらに実質的な機能強化が求められることとなろう。今回の調査では、現行法においても常勤監事を置いたり、監事のみで会合の場を設けたり、内部監査部門を整備したりするなど、監査機能を有効に活用している学校法人の方が良好な経営状況にある傾向が見られた。監査を受けること自体、小規模学校法人にとっては事務負担を増大させることを懸念する声もあるが、監査を通じて法人経営の透明性・健全性を高めることがひいては各学校法人が直面する様々なリスクを回避することにつながることを鑑みれば、

²⁵ 『学校法人制度改革の具体的方策について』(令和4年3月29日大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改革特別委員会)

²⁶ 「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」、「学校法人ガバナンス改革会議」、「大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改革特別委員会」

監事監査だけでなく内部監査部門の整備など内部統制のシステムの整備は引き続き重要であろう。

学校法人経営をめぐる環境が複雑・多様になる中で、理事・監事や評議員への研修も重要である。特に、現状において評議員については理事・監事に比べて研修の実施割合が低いことから、今後の制度改革も相まって、さまざまな研修の機会の充実が期待される。

平成 30 年度の調査結果との比較においては、学校法人経営上の課題意識に変化が見られた。特に、「最も重要と考える課題」として、「財務の改善、強化」という項目から、「学生数や志願者数の減少に対する対策」という項目を挙げる法人の割合が増えている。この結果は、当初の予想を超えて進展しつつある少子化の影響を被っている実態を示していると考えられよう。また、先行きの不透明性が高まる中で、中長期的に安定した経営基盤（後継者を含む）の整備も共通の課題として認識が広まっている。

今回のアンケート調査の集計結果及び本編の分析結果が、各学校法人の「現在地」を示すものとして各学校法人に何らかの示唆を提供し、今後の経営改善の取組みに資するものとなることを期待したい。

学校法人のガバナンス改革の進捗状況等に係る調査研究・委員（五十音順・敬称略）

明 比 卓	学校法人神奈川大学 理事・事務局長
大河原 遼平	T M I 総合法律事務所 弁護士
白 川 優 治	国立大学法人千葉大学 准教授
高 橋 克 典	新創監査法人 公認会計士

「令和３年度 学校法人の ガバナンス体制に関する アンケート」報告

大学・短期大学・高等専門学校法人

発行日 令和４（２０２２）年９月

発行 日本私立学校振興・共済事業団
私学経営情報センター 私学情報室

〒102-8145

東京都千代田区富士見 1-10-12

TEL 03-3230-7855～7857

FAX 03-3230-8727

印刷 株式会社 ハップ

禁無断転載